

一、耳常體
 一、言舌さはやかにて鋭き方
 其節

一、鍬形付甲着用
 一、其餘着用不_レ分
 一、黒き陣羽織

大鹽格之助

一、年頃二十七歳計
 一、せい低き方
 一、眼常體
 一、齒上向齒二枚おれ有_レ之
 一、言舌靜成方
 一、其節の着用不_レ分

瀬田濟之助

一、年頃二十五歳計
 一、脊高く肥肉
 一、眼丸く二た皮目にて大きな方
 一、鼻高き方
 一、月代薄く小鬚有_レ之
 一、其節の着用不_レ分

渡邊良左衛門

一、年頃四十一二歳
 一、顔立青白き方

一、せい低き方
 一、眼出目二皮にて大きな方
 一、齒出候方
 一、言舌靜なる方
 一、其節の着用不_レ分

近藤梶五郎

一、年頃四十歳計
 一、せい低き方
 一、月代常體額際ぬき有_レ之
 一、疱瘡の跡有_レ之
 一、其節の着用不_レ分

庄司儀左衛門

一、年頃四十歳計
 一、左の耳つぶれ有_レ之
 一、月代常體
 一、其節の着用不_レ分
 一、色黒くおとがひ細き方
 一、眼細き方
 一、言舌常體

右之通之者共於_レ有_レ之は、其所に留置、早々大坂町奉行所へ可_レ申出、若及_レ見聞候は、其段も可_レ申出候、隱置脇より相知候は、可_レ爲_レ曲事候、

西三月

右御書付主膳正殿御渡之旨、御目付池田將監殿被_レ相

達之、

三月十三日

當二月十九日、不容易及_レ企、大坂市中所々に放火いたし及_レ亂妨候、元大坂町奉行組與力大鹽平八郎に荷擔致し候、大坂玉造口御定番組與力大井次兵衛久離倅大井岩太郎事正一郎、大坂町奉行組同心河合善太夫倅にて、先達て出奔いたし候、河合郷左衛門等人相書、

大井正一郎

一、年頃二十五六歳
 一、眉毛濃き方
 一、鼻高き方
 一、せい高く瘦候方
 一、其節の着用不_レ分

河合郷左衛門

一、年頃四十歳計
 一、顔色白き方、鼻の上に疱瘡の跡有_レ之
 一、眉毛常體
 一、鼻常體
 一、中脊中肉

一、言舌常體

一、其節の着用不_レ分

右之通之者共有_レ之に於ては、其所に留置、大坂町奉行所へ可_レ申出、若及_レ見聞候は、其段も可_レ申出候、隱置脇より相知候は、可_レ爲_レ曲事候、

西三月

右御書付主膳正殿御渡し、御目付松平兵庫殿に相_レ達之、

若年寄

大岡主膳正

諸司代松平伊豆守殿達書、
 大鹽平八郎父子、大坂表油掛町邊に忍居候趣、土井大炊頭家來共承込、一昨廿七日曉、右家來并堀伊賀守組與力同心相加、生捕候積り押寄候處、難_レ逃存候哉、居所に火を掛烟中に焼死いたし候へども、平八郎父子に相違無_レ之旨、彼地町奉行共申聞候趣、大炊頭より申越候間、爲_レ心得_レ相達候、

西三月

右同斷、

大鹽平八郎企に荷擔致候八人之者、人相書江戸表より觸渡有_レ之處、右之内瀬田濟之助儀は、河州恩地村山中にて縊れ死、渡邊良左衛門は、同州田井中

村にて自害、近藤梶五郎儀も、居宅焼失跡構内へ、
竊に立戻り自害いたし、庄司儀左衛門儀は、和州表
にて召捕、平八郎并大鹽格之助儀は、此間相達候通
に有之候、大井正一郎、河合郷左衛門儀は、未行衛
相分不申旨、土井大炊頭より申越候、然る處正一
郎儀は、去月朔日當地において召捕申候、此段爲
御心得申達候、

西四月

四月十三日

當二月十九日、不_レ容易_二金に及、大坂市中所々放火
いたし、及_二亂妨_一候大鹽平八郎、大鹽格之助、并に
右に荷擔いたし候者共、行衛不_レ相知_一候に付、其次
第人相書を以、追々觸渡置候處、平八郎父子且瀬田
濟之助、渡邊良左衛門、近藤梶五郎、庄司儀左衛門
は、召捕又自滅いたし候間、右の者共最早相尋候に
不_レ及、尤大井正一郎、河合郷左衛門儀は、彌無_二油
斷_一相尋、都て最前相觸候通可_レ被_二心得_一候、

西四月

右書付、河内守殿御渡之旨、御目付松平兵庫殿_レ被相_二
達之_一、

檄文

若年寄 増山河内守

四海困窮せば天祿永くおゑん、小人に國家を治め
しめば、災害並至るにて、昔聖人深く天下後世人の
君、人の臣たる者を御戒しめ置れ候故、東照神君に
も鯨寡孤獨に於て、尤も憐みを加ふべく、是仁政
の基と被_二仰置_一候、然るに此二百五十年太平の間、
追々上たる人驕奢して驕りを極め、大切の政事に
たづさわり候諸役人共、賄賂を公に授受して贈賈
いたし、奥向女中の因縁を以、道德仁義もなき身
分にて、立身重き役に經上り、一人一家を潤し候工
夫のみに心を連し、其領分知行の百姓共へ、過分の
用金申付、是迄諸役の甚敷に苦しむ上に、無體の儀
申渡し、追々入用かさみ候故、四海の困窮と相成候
に付、人の上を怨ざるものなき様に成行候へども、
江戸表より諸國一同右の風儀に落入、天子は足利
家以來別て御隠居御同前、賞罰の柄を御失ひに付、
下民の怨何方へ告、總じて告訴ふる方なきよふに
亂れ候に付、人々悲候氣天に通じ、年々地震火災、
山も崩れ水も溢れ候より、外色々様々の天災流行、

終に五穀の飢饉に相成候、是皆天より深く御戒め
の難_レ有御告に候へども、一向上たる人心も附ず、
猶小人奸邪の輩、大切の政事を執行ひ、多く下を惱
し、金を取立る手段に計相掛、實以小前百姓の難
儀を、我等如きもの草の陰より察し悲しみ候へご
も、湯王武王の勢位もなく、孔子孟子の道德もなけ
れば、徒に蟄居いたし候處、此節米價彌高直に相
成、大坂の奉行并諸役人共、萬物一體の仁を忘れ、
得手勝の政道を致し、江戸へ廻米をいたし、天子御
在所の京都へは、廻米の世話も致さずのみならず、
五升一斗位の米を、買に下り候者共を召捕杯いた
し、實に昔し葛伯と云ふ大名、其農人の辨當を持運
び候小兒を殺し候も同様、言語同斷、何れの土地
にても、人民は徳川家御支配の者に相違なく所、如
レ斯隔を付候事、全く奉行等の不仁にて、其上勝手
儘の觸書等を度々差出し、大坂市中遊民計を大切
に心得候は、申通り道德仁義を不_レ存、拙き身柄に
て甚以所存ヶ間鋪不届の至り、且三都の内大坂金
持ども、年來諸大名へ貸附候利足の金銀、并扶持米
等莫大に掠め取、未曾有の有福に暮し、町人の身を

以て大名の家老用人格に被_二取用_一、又自己の田畑新
田等を夥敷所持、何の不足なく暮し、此節の天罪を
見ながら畏れも不_レ致、餓死の貧人乞食をも敢て不
_レ救、其身は膏梁の味とて、結構のものをくらひ、妾
宅へ入込、或は揚屋茶屋へ大名の家來を誘引參り、
高價の酒を湯水を飲も同様にいたし、此難澁の時
節に絹服をまどひ、かはら者を妓女と共に迎へ、平
常同様に極樂に耽り候は、何等の事に候や、紂王長
夜の酒盛せし事、其所の奉行諸役人、手に握候政を
以、右の者共を取しめ、下民を救ひ候儀も難_二出來_一、
日々堂島の米相場計を致し候は祿盜人にて、決し
て天道聖人の御心に難_レ叶、御救なき事に候、蟄居
の我等もはや堪忍難_レ成、湯武の勢孔孟の徳はなけ
れども、無_レ據天下の爲めと存、血族の禍をおかし、
此度有志之者共申合、下民を惱し苦しめ候諸役人
共を誅戮いたし候、引續き驕に長じ居候大坂市中
金持の町人共を、誅戮に及び可_レ申候間、右之者共穴
藏に貯へ置候金銀錢等、諸藏屋敷内へ隱置候俵米、
夫々分散配當致し遣し候間、攝河泉播の内、田畑所
持不_レ致もの、譬へ所持いたし候共取分遣し候間、

いつにても、大坂市中騒動發り候と聞傳へ候はゞ、里數をいとはず一刻も早く、大坂へ駈集り候面々へは、右米金を分遣し可申候、巨橋鹿臺の金米を、下民へ與へられる遺意にて、當時飢饉難儀を相救ひ遣し、若又其内器量才力有之者には夫々取立、不道の者共を征伐いたし候軍役にも遣ひ可申候、必一揆蜂起の企とは違ひ、追々年貢諸役に至る迄軽く致し、都て中興神武帝御政道の通り、寛仁大度の取扱にいたし、年來驕奢淫逸の風俗を一ト洗相改、質素に立戻り、四海天恩を難有存、父母妻子を養ひ、生前の地獄を救ひ、死後の極樂成佛を眼前に見せ遣し、堯舜天照皇大神の時代に復し難く共、中興の氣象に恢復して立戻り可申候、此書付一々村々へ爲知度候へども、夥多の事に付、最寄の人家多き大村の神殿へ張置候間、大坂より廻し有之候番人共に不之知様心掛、早々村々へ相觸可申候、萬一番人共見付、大坂四ヶ所の奸人どもへ注進いたし候様子に候はゞ、無遠慮面々申合、番人を不殘打殺可申候、若大騒動發り候を承りながら、疑惑いたし駈集り不申、又は寶を取失ひ候はゞ、皆

金持の米金は火中の灰と成、天下の寶を取失ひ可申候間、跡にて必我等を怨み、寶を捨る無道者と陰言を不致様可致候、其ため一同へ觸知らせ候、尤是迄地頭村方に、年貢等にかゝわり候諸記録帳面類は、都而引破燒捨可申候、是往々深き慮り有之の事にて、人民を困窮致させ不申積に候、乍去此度の一擧、我朝平將門、明智光秀、漢土の劉裕朱全忠の謀反に闕すと申者も、是非有之道理に候へ共、天下國下を偷盜いたし候慾念より起り候事には更に無之、日月星辰の神鑑有事にて、詰る處は湯武漢高祖明太祖の民を弔し君を誅し、天罪を執行候誠心のみにて、若疑敷覺候はゞ、我等の所業終る處を、爾等眼を開て見よ、

但、此書小前の者へは、道場坊主或は醫師等より、篤と讀聞せ可申候、若庄屋年寄眼前の禍を畏れ、一己に隠し候はゞ、追而急度其罪に可申行候、奉天命致天罪候、

天保八酉年月日
某
攝河泉播村々
庄屋年寄小前百姓へ

上包

天より被下候

村々小前の者共に至る迄

但黄立薄絹の袋に入、

本書は文言草字、假名は平がなに認め、板行にて西の内紙五枚續に摺有之、

右者、濃州加納城主永井肥前守領分に有之候書面寫、洗心洞畧傳、

大鹽平八郎、氏は源、名は後素、其人となり漂白を好み、氣質衆人に異なり、言語方正、胸中洒落、小心大膽、文武を兼備せり、少年より兵書を座右にし、且武術の炮術を極め、また王陽明をしたひ、議論文章に工みなり、増補孝經彙註、儒門空虛集語、洗心洞割記等を著述し、今世に行はる、都て周旋處置、近藤貞固に彷彿たり、嚮に高井城州浪華の町奉行たりし時、かれを見出して吟味の係となしければ、即日妻を離別して、後會て婦女を近付ず、奴僕をして薪水をもらしめたり、其故は若し妻ある時は、其ちなみもて訴訟の事に頼を容るゝものあ

らんには、百に一二は聞届る事もあらんなれば、おのづから勤務の妨となるは必定なれば、久離せりと聞ゆ、其時妻の衣服調度の料として、金三十兩を出し與ふ、妻は仰天して歎き悲しめ共、逆もかく迄決行せらるゝうへは、言語を費すとも詮なしとあきらめて、なくなく其言にしたがひしとぞ、又文政の頃耶蘇の法京攝に行はるゝ時、晝夜の差別なく、肝膽を碎きて穿鑿をとげ、明白嚴重に裁斷せし始末、實に人の及ぶべきにあらず、厚く賞與を蒙りしとぞ、(此時班をすゝめられて御譜代になされ、白銀十枚を賜はる、)此事人の口碑に残れり、後高城州職を轉せられければ、平八郎も務を辭して、家督を格之助に譲り、年未四十に足らずして閑人となり、文武の道場を開き、從學する者多しといふ、扱此度の一條は何たる譯歟知ざれ共、是全く狂氣を發していたす所ならん歟、洗心洞は平八郎が別號なり、

天保八年丁酉二月廿八日 烏有翁誌
因に記、島原切支丹一揆の徒騒は、寛永十四丑年天草島より起りて、島原の原城に籠る、總勢四萬餘とか

や、御名代として板倉内膳正重昌、御老中、丑十月江府發足、翌寅正月元日討死、其以前松平伊豆守信綱、御老中、江府出立有て替之、軍師として北條安房守氏長、正月朔日出立有て、寛永十五年二月廿八日落城也、

一揆首領渡邊四郎太夫時貞

十七歳前髪と云ふ、父は渡邊小左衛門、本國平戸の産にして、渡邊黨の望月本姓にて、渡邊源太夫安近支流と云ふ、是天草四郎と云、

蘆塚 忠右衛門

大矢野 作左衛門

千々輪五郎左衛門

先祖は尾形三郎惟義が嫡流にして、肥後國に數代居住し、父は加藤肥後守清正が家臣として、朝鮮日本に武勇をかゝやかせり、加藤家斷絶により浪人せしなり、

赤星 内膳

天草 甚兵衛

安藝國中村の城主阿曾沼中務大輔七代の嫡流、四代の間天草を稱號とす、氏は和田氏也、父も甚兵衛と云、首領四郎太夫が母の兄弟也、

慶安の由井正雪も、一度此徒に入といへ共、大志ありて此黨を通る、大坂騒亂二月廿日出の注進、途中にて徒黨の者に捕へられ、縊り殺され候由、御注進日限延引、二番の注進廿四日夕出にて、廿六日江戸御用番來着也との風聞、廿七日上午表へ急御用箱、差立に相成候由、

右注進、廿六日江戸來着は相違無之、晝頃にも着し候哉にて、御老若方御居残り、夜五ツ時頃御退出有之、

○ 亂れしく難波の蘆のよしなくも
おもひ立らん浦のしほ風

連歌師 坂 昌 成

石火矢にのぼりをみれば煙りたつ
民を救ふと書付にけり

○ 大鹽にさわぎ立けり浪の華

大しほのあとへ(跡部)つけあるしほ(四方火)かな

○ 「土井大炊跡部殿、あの鐘ごつちかきいてくれ、町

奉行仰天し、イエー、火事ではござりません、與力がした一揆のぶちこわし、お先へさんじます、鎗々鐵ぼう御手配りぬきまわし、なんの苦もなく一ト軍、命と城との考へ、いづれも御役がら、さん、

しんぐん、節

「あごべ何をする大手をかため、ヤレコレサ、こわひながらも上帯しめる、ノウコレサ、死にかゝる、しんぐん、ヲ、サカ新ぐん、

「與力同心亂妨すきな、ヤレコレサ、上を下へとひつくりかへす、ノウコレサ、火を掛る、新軍々々、大坂新軍々々、

右大坂騒亂一件、翌年戌の八月落着、御仕置申渡等其處にしるす、抑元和元乙卯年五月七日、大坂落城の後天下泰平、然るに慶安四辛卯年、由井正雪、丸橋忠彌が輩、謀企有といへ共、干戈を動すに至らずして亡滅す、爰に大鹽平八郎慢亂の所業と云共、暫時兵馬を動せし事、珍事の大罪ならずや、

○ 藥法、時疫流行いたし候節、此藥を用ひて、其煩をのがるべし、

一、時疫には、大粒なる黑豆をよく煎て一合、甘草一匁、水にてせんじ出し、度々吞てよし、
右隣渥に出る、

一、又茗荷の根と葉をつきくだき、汁を取て多く吞てよし、
右時疫備急方に出る、

一、又牛房を搗くだき汁をしぼり、茶碗に半分づゝ二度吞て、其上桑の葉を一ト握程、火にてよくあぶり、黄に成たる時、茶碗に水四盃入二はいに煎じ、一度に飲て汗をかきてよし、若桑の葉なくば枝にてもよし、

右時疫備急方に出、

一、一切食物の毒にあたり、又色々の草木、きのこ、魚鳥獸などの喰煩に用て、其死をのがるべし、
一、一切食物の毒に當りくるしむには、いりたる鹽をなめ、又はぬるき湯にてかき立吞てよし、
但、草木きのこを喰て、毒に當りたるに、いよくよ

し、
右豊政全書に出、

一、又胸ぐるしく腹張痛には、苦參を水にてよくせんじ、飲て食を吐出してよし、

右に同斷、

一、又大麥の粉をこふばしくいりて、素湯にて度々吞でよし、

右本草綱目に出、

一、又口鼻より血出て、もたへ苦しむには、ねぎを刻て一合水にてよくせんじ、冷し置て幾度もものむべし、血出止まで用てよし、

右衛生易簡に出、

一、又食物の毒にあたり煩に、大粒なる黒大豆を水にて煎じ、幾度も用てよし、魚にあたりたるに彌よろし、

一、又赤小豆の黒焼を粉にして、蛤貝に一ツ程づ、水にて用ゆべし、獸の毒に當りたるには、いよくよ

右千金方に出、

一、又菌を喰、あてられたるに、忍冬の莖葉とも、生に

てかみ汁を飲でよし、

右夷堅甚丹に出、

右、薬法凶年の節、邊土の者雜食の毒に當り、又凶年の後必疫病流行の事あり、其爲に簡便方を撰むべき旨依被仰付、諸書の内より吟味致し出すもの也、

享保十八辛丑年十二月

望月三英

丹羽正伯

右は、享保年間飢饉の後、時疫流行に付、町奉行所に板行に被仰付、御料所村々へ被下候、天明四年爲御救、御藥方相觸候處、年久敷事故、村々にて可致遺失儀も可有之候に付、此度猶又右の寫、村々へ領主地頭より可被相觸候、

右、天保八丁酉年四月廿七日、御用番増山河内守殿御渡の旨、御目付佐々木三藏殿被相達候、

○五兩金

天保八酉年七月廿日

世上通用金、慶長以來度々吹替に付ては、自然金位古金異同有之儀は、勿論の事に候間、兼て悉く最上の位に、吹改の御趣意も有之候へども、不三容易儀に付、此度慶長金之通り、新規判金吹立、一枚に付金五

兩通用の積被仰出候間、銀錢共兩替小判、一步判二朱金同様の割合に相心得、無滞可致通用候、

右、五兩判吹立、并小判一步判共位を上げ、吹立被仰付候、右に付ては金子の員數も相減じ候間、世上通用金相増候ため、小判一步共、一兩に付五分目方を減じ吹替被仰付候條、兩替是迄の通り相心得、無滞通用可致候、尤引替日限等の儀は、追て可及沙汰候、

二朱金通用方の儀は、是迄の通り相心得、且二分判の儀も、一朱金同様、追て通用停止可被仰出候間、兼て其旨可相心得候、

右之趣、國々へ可觸知者也、

七月

右之通可被相觸候、

右、若年寄林肥後守殿御渡の旨、御目付松平金之丞被相達候、

同年十二月朔日より、五兩判通用始る、

川柳

五兩判(御兩番)しんもつ判(進物番)に遣はれる

進物御番は、兩御番衆より勤らる、よりに珍らかな

る新吹金、權家へ進物杯になりもやせんとの事にこそ、

一、御十一代將軍家齊公御世金銀吹替、因に出す、

二分判金

文政元寅年七月十日より通用可致

旨、六月三日御觸有之、

一朱銀

同七申年より通用始る、

百文錢

天保五午年より通用始る、

五兩判一分銀同八酉年より通用始る、

○金座後藤三右衛門一件に付、

慾拂ひ

ア、ラ目出たい共、目出たい事で笑ひまじよ、七慾神が恵方から、先づ二分金の始より、一步小判や一朱金、草字二歩金二朱金や、當百錢に吹揃ひ、て七吹寄合て、積重ねたるかねの山、夫がこふじに乗るやらなり上り、大小さすが信濃者、喰ひそばへし有様は、後藤大事や金ほしや、滿ればかくる光次の、うか／＼暮す真中へ、こんだ矢部から棒が出て、コリヤヤイ外道めよつく聞け、非道で溜た藏の金、是迄吹し其金の、位を下る横道者、御益々々

言ふらし、めつたやつたらに目くら蛇、うはべは色
と山吹の、中はどふやら白銀の、白ひ黒ひを下詮
議(駿河)するがこつちの役廻りと、詰掛られて今更に、
もとへかへすもかへされず、たい南鏡とうろ付所
を、御勝手方がかいつかみ、御救ひ小家とは思へ
ども、御金藏へさらり、御役はげみませ慾落
し、

三右衛門が慾鬼福神と入かわりても金は吹がらの
正月をする、

右は、金座後藤三右衛門奢によりて、不正の事あり、御
勘定奉行矢部駿河守吟味あり、

○米價諸立高直に付戯作、

矢部題詩

當今得時矢駿州 此人一體大佞奸
加役松浦取志目 其後大坂戸塚落
又々投出大讚州 名聞第一同役殺
大道無智小股潛 御爲忠心皆賈物
己爲手柄人非謗 此節仕出油吟味
役成早々切仕度 其手行奴古役人
手出不引大當惑 當時々々支配句

讒言佞辯報其身 此人無程役被取

御宅寄合夫見高 押米商買後日話

御勘定奉行矢部駿河守(先名彦五郎)、兩御番より御
先手頭加役、堺奉行、大坂町奉行、御勘定奉行、天保九
成年二月三日、西丸御留守居被_レ仰付、加役已來立身
昇旭之勢有しも、何の故歟如_レ斯、矢部題詩何者之戲
作なりけん、先見と謂ふべきのみ、

○北廓類焼、今年天保八酉年十月十六日未明、新吉原
伏見町より出火、廓中ことごとく類焼す、只にさへ霜
枯の頃なるに、已年以來飢饉引續て、世の中もよから
ねば、娼家みな立退所にて客を引つ、翌春にいたり
て漸く假宅極りぬ、こたびもまたさん谷、山の宿、聖
天町、東仲町、たはら町邊にて多く假宅し、花の頃に
至りては繁榮なりしとかや、又深川の邊りにもかり
住ありと聞えし、

北國をわかれて江戸の花川戸

つばさならべてわたるかり宅

五車亭

去々未年正月廿六日、角町より出火して廓中殘なく
焼亡、翌申年冬の頃迄に、漸く普請なりて引移りぬる

に、一とせたつやた、すの焼なれば、廓の盛衰も思ひ
やりぬ、明暦三酉年新吉原に移りて、焼亡十四度にお
よぶ、

○御代替

今茲天保八酉年四月、大御所様家齊公西城へ御移徙、
御代替に付大御所様より被_レ遣被_レ下候御刀銘、

豊前國統久、代金二十枚、

徳川 右兵衛殿

田安一位齊匡卿御長男、

御幼名益千代君、御病身
に付御隠居、

備前國清光、代金二十枚、

松平 房之助

右同斷御十三男、天保九

成年、一ッ橋刑部卿慶昌

卿御養子、民部卿被_レ任、

右被_レ遣候、右衛門督殿家老へ可_レ被_レ相渡_レ候、

延壽國泰、代金七十五枚、

紀伊 大納言殿

齊順卿、御幼名菊千代君、

一旦清水御相續、文化十

備前國近景、代金七十五枚、

尾張中納言殿

長谷部國信、代金七十枚、

水戸 宰相殿

齊温卿、御幼名直七郎君、

文政五年、尾州齊朝卿

御養子、天保十亥年逝、

三郎殿、

備前國國宗、代金五十枚、

紀伊前大納言殿治寶

三原 正家、代金五十枚、

尾張前大納言殿齊朝

備前國盛景、代金五十枚、

徳川 鶴千代磨殿

大和國則長、代金五十枚、

松平 加賀 守齊奏、

備前國祐光、代金三十五枚、

溶姫君御躰

備前國祐光、代金三十五枚、

松平 三河 守齊齊民

備前國光景、代金三十五枚、

御幼名銀之助君、文化十

備前國光景、代金三十五枚、

四丑年十月、越後守康孝

備前國光景、代金三十五枚、

御幼名千三郎君、文政〇

備前國光景、代金三十五枚、

越前守齊承養子、天保

備前國近景、代金七十五枚、

尾張中納言殿

九戌年逝、

備前國春光、代金三十五枚、松平上總介齊良

御幼名徳之佐君、文政五年、右近將監齊厚賀養子、

天保十亥年逝、

大和國包永、代金三十五枚、讃岐松平右京大夫頼胤、

文姫君御賀、天保八酉年

姫君逝、

備前國則光、代金三十五枚、酒井雅樂頭忠學、

喜代姫君御賀、

備前國重則、代金三十五枚、鍋島松平肥前守齊正、

盛姫君御賀、

備前國兼光、代金三十五枚、松平因幡守齊訓、

天保十二丑年五月因州卒

去、泰姫君御賀、天保十四

卯年正月姫君逝去、

備前國則光、代金三十五枚、松平安藝守齊肅、

末姫君御賀、

大和國包則、代金◎原本缺、松平淡路守齊裕、

御幼名松菊君、文政十亥

年、阿波守齊昌賀養子、

備前國祐光、代金三十五枚、松平大藏大輔齊資、

御幼名紀五郎君、文政十

亥年、大和守齊典賀養子、

大和國正眞、代金三十五枚、明石松平兵部大輔齊宜、

御幼名周丸君、文政十亥

年、左兵衛督齊詔養子、

若狹國冬廣、代金三十枚、加賀松平犬千代丸

豐後國長盛、代金二十枚、薩摩松平溪山

豐後國重行、代金十五枚、加賀前田龜丸

○二十三振 代金九百拾枚、

同年九月、將軍宣下御式御日割、

二日、將軍宣下御轉任御兼任、

三日、伊勢日光御名代御暇、大御所様日光御名代御

暇、

四日、御能初度、

七日、御返答京都御使御暇、大御所様公家衆御對顔、

后歸寺の上可極候、

○天保九戌戌年正月十一日、柳營之御會、

唐何

若みどり千とせの影や並び松 法眼 昌 固

榮之久しき殿々の春 左大臣殿

諷ふ聲長閑に舞の袖ふりて 其 阿

空とぶ鶴の雲羽ふくみゆ 昌 成

明る夜のひかりをかはず月に日に 昌 功

つゆおくて田もみのりよき時 貞 起

雨すぐる片山本や冷ぬらん 通 孝

岩間の水の音はよごます 豊 貞

濱川も汐引跡に顯れて 光 枝

むれるる鳥の友さそふなり 昌 久

朝まだきとく立出ん市の場 勝 倫

都ちかきは豊かなる里 信 盛

行幸あるよし野は花の盛にて 昌 寅

霞の袂打ちつれし道 壽 阿

右御一巡十四句、

去春十六句連衆の内、宗永連雄二人當春なし、

○今年大小

御返答并京都御使御暇、

十一日、上様初て西丸へ被_レ爲_レ成、參向攝家方へ被_レ遣物、

十三日、御禮初日、

十六日、御禮二日目、

十七日、紅葉山御宮御參詣、大御所様大納言様御參詣、

十八日、御禮三日目、

十九日、御能二度目、

廿日、東叡山御參詣、

廿一日、御三家始被_レ遣物被_レ下物、

廿二日、御能三度目、

廿三日、御能四度目、

廿四日、増上寺御參詣、

廿五日、於_三西丸_一上様へ御膳被_レ進、御能、

廿七日、山王御參詣、

廿八日、於_三御本丸_一大御所様へ御膳被_レ進、

十月八日、大御所様東叡山總御靈屋へ御參詣、

十二日、大御所様増上寺總御靈屋へ御參詣、

日光准后増上寺御禮并五度目御能日限之儀者、准

春曉雨晴固萬種祈諸民神德豐

へんなきをいはあまつるやあけの春

○開帳之記

茶の樹稻荷、市ヶ谷八幡宮地主居開帳、三月、奉納物多く、殊の外賑かに繁昌なりし、六十三年目の開帳と云、

猪の頭辨才天、兩國回向院にて開帳、三月、

茶の樹稻荷縁糸の杭、社は南面にして、神號は向合て北面に立たり、

東 無垢清淨光慧日破暗能伏災風火普明照世間

北向 奉開扉茶木稻荷大明神增威光

西 具一切功德慈眼視衆生福聚海無量是故應頂禮

南向 天保九年三月朔日 護持法主建之

白髮大明神、向島居開帳、四月、

紀州加田淡島大明神、兩國回向院五月廿日より、府

城の戌亥、入間郡峽田領市谷稻嶺山東圓寺、

右は、田町なる笹屋何がし、奉納の品々を記し集めたるもの、中に、見し儘に爰にしるす、寫し難きはもらしつ、本尊宗旨によりて、文字はたがひあるべし、建

方は諸開帳皆同じきや、

○西城炎上、三月十日、壬午、たいら神よし、大みやう、天おん、大くわ地火、

今日於吹上、御小納戸衆御吟味に付、御透見のため、公方様、家慶公、大御所様、家齊公、御同所へ可被爲成候處、

朝六ツ時過、西丸御膳所御臺所人下部屋より出火、差て風も無之處、火移早く一圓に燃立、御殿向悉く焼

失、誠に火急にて奥表共持退に暇なく、諸記録御道具類皆焼亡之由、大御所様、大御臺様、山里御庭より吹上

へ御立退被遊、鎮火後御本丸へ被爲入御逗留也、朝六ツ時過出火、五ツ時頃鎮火、纔に一時餘に廣大

の御殿悉く焼亡、定火消役は勿論、大名衆并町火消共繰入有之候へども、時刻後れに相成、消防間に合不

申、實天災無是非次第、予も燃立西丸下と見請、兼勤の事故西丸へ駈付可申心得にて、矢來御門へ差掛

り候處、吹上御成御締にて、乍非常通行難成に付、平川口より御本丸へ罷出、直に西丸へ罷越候へども、

最早大奥長局向火掛りにて、御裏御門は入候へども難進、引返し坂下御春屋へ相詰、消防差引都て御用

向取計、御入用金銀并御預り銀、御道具類も不殘燒

失に付、其夜は一同御燒失場所へ張番等相勤、翌十一日夜五ツ半時頃歸宅、夫より日々早出居殘にて、炎上跡取調被申渡、暫くは殊の外に繁勤いたせしなり、

猷廟家光公、御三代目、

寛永十一甲戌年御上洛、御留守中四月十四日西丸

御臺所より出火、西丸不殘炎上、御本丸二丸御別

條無之、

寛永十六己卯年八月十二日、御本丸御臺所より出

火、御本丸二丸不殘炎上、

嚴廟家綱公、御四代目、

明曆三丁酉年正月十九日、小日向より出火、御本丸

二丸不殘炎上に付、西丸へ御安座、

家慶公、御十二代、去酉年將軍宣下、

今時天保九戌戌年三月十日未明、西丸御膳所御臺

所人下部屋より出火、御殿向不殘炎上、朝五ツ時

過鎮火、御本丸へ御逗留、

西城御普請悉く御出來に付、天保十己亥年四月廿七

日、大御所様、大御臺様、從御本丸、西丸へ御移徙被

遊、御祝式萬歳を唱ふ、

御老中水野越前守、一萬石、御側御用掛水野美濃守、三千石、若年寄林肥後守、五千石御加増、西城御普請出來の節、誰人歎戲言、

老若御側加増夥 奉行褒美少古今

黄金十枚時服六 悉是久助遠流蔭

つめられていたくくるしむよの中に

一萬石はおかしくもなし

川柳風

よく出來た二筋の水二本の木

御炎上の元は、御膳所御臺所人下部屋にて、相澤久助

と云者、蠟燭の燈し尻をあやまりて殘せしよりなれば、遠流になれり、よりて御加増も、悉く久助が蔭なりと戲言けん、

○小田原町火事、四月十七日、戊午、のぞく、くゑ日、

今晝九ツ時過、日本橋小田原町裏湯屋より出火、南風

烈く辰巳交りに、室町、瀬戸物町邊一時に焼立、河岸通

りは龍閑橋迄、夫より鎌倉河岸にいたり、小川町雉

子橋外、本郷丹波守屋敷にて止る、通り町西は無殘、

神田一圓に類焼、小川町神田橋通り、神保小路迄焼、

初より幾筋にも分れて、追々風烈南に吹東に吹替、夜

九ツ時過頃漸く鎮火、小川町邊燒亡の頃丑寅に成り、又北風にも吹かへ、御本丸御廣敷大奥へは、火の粉飛來るによりて、定火消役、大名火消共、平川口より繰込、消防の御用意専らなりし、西丸御炎上間もなく、殊に御驚の趣にて、公方様御始御方々様、都て吹上御庭へ御立退被遊、鎮火後御歸殿也、此度は御本丸も御燒失あるかとばかりに、甚騒動混雜せしなり、松榮院様、一ツ橋民部卿殿御籠中永姫君様にも御本丸へ御立退、直に吹上へ被爲入御逗留にて、十九日に御歸殿なりし、

予日勤例刻出勤、八ツ時頃一度歸宅、火事具着替直に駈付、御用向夫々取扱、夜八ツ時過歸宅、御老中水野越前守殿言上あるによりて、此度燒失の町々土藏造りの外、家作見合候様、且神田邊の儀は土藏造をも、家作見合候様御觸有之、一説には下町向建込故、大火に相成候に付、往來道幅廣く相成候この風説専ら也、

小田原町火事燒場略圖、省略、
○心法寺火事、閏四月四日、乙亥、ゆふる、月とく、ちう日、

今夜四ツ時過、麴町十丁目浄土宗心法寺本堂際、枯櫛置所より出火の由、西北風烈敷忽向頬へ火移、尾州御屋敷、九丁目八丁目清水谷邊、七丁目六丁目より三丁目大横町迄、向頬殘もなく、山本町、材木町、平川町天神宮社裏通り、貝坂邊馬場向ふ三軒家通り西がわ、駒井小路邊迄、元火は北頬五丁目枳屋吳服店迄にて、翌五日期五ツ時過鎮火、

神谷嘉太夫、麴町六丁目横町紀伊殿御長屋前拜領町屋敷住宅燒失に付、夜九ツ時頃老母妻子共拙宅へ立退、翌晝前赤坂丹後坂大草助右衛門方へ引移、右に付出火早々悴駈付遣し、持退諸道具等此方へ持込、其上にて翌日翌々日共、丹後坂へ運送手數相掛り候、麴町燒場略圖、省略、
○澁谷狐釣

今茲戊年五月、下總國印旛郡佐倉の城主堀田備中守正篤朝臣(始相摸守、十一萬石、當時右大將様、御老中)澁谷の下屋鋪は、笄橋の邊より廣尾の邊に續きて、いと廣やかなるとかや、御婦人の御隱居(先主の奥方か、松平出羽守殿より參られ候よし、謙映院と申せし由なり)爰に住居したもふに、其御附なる醫師

三輪玄春三十二歳、五月十四日殿居より、夜中にうかれ出て其行方しれず、五六日過ぎて下屋敷の中山深く、人の通ひも遠やかなる草むらの中より、其死骸を見出したり、其體まさしく狐狸にたぶらかされ、精氣など吸殺されしものならんかとて、御隱居大きに怒りたまひ、當主に申して狐狩せばやと命せらるるに、領國佐倉の郷に、元來魚類杯運送する事をなりはいとせる藤兵衛といへる者、狐を捕る事に妙を得たりとて、早速かれを呼出して、悪狐を捕盡さん事を命せらるる藤兵衛承りて、其もふけをなして、六月十二日の夜より、狐十一疋、狸一疋、猫一疋(此猫常のものにあらず、いと大なりとて、さまざまに風聞す)得たり、其爲すところ彼の醫師の化されたる邊に、魚のわたなど蒔散らし置、わなを仕掛けて、おのれまづ酒を呑て程能酩酊して、田作を携へ其邊に行て、大酔の體をなし、狐に化されたる振して快く踊りあり、狐共かの魚のわたを食はんとて、追々に集り來る頃、打臥て草中に眠れば、悪狐を試るに、次第々々に側近く寄り、後には手足頭上などなめ廻る時、たわれ事言つゝ、そのと起立て、また前の如く踊るに、狐等化せしと

心得て、後はともに踊るに、携行し田作を蒔こぼしつゝ、わなある方へ狐を引寄せて、是を捕ること右の如し、實に不思議の事を覺えし者とて、専ら世上に風聞せしなり、捕得し狐狸は、日々の御役屋敷に出して、當主の覽に備へし事とぞ、

因に記す、文化の頃相摸の厚木より、五里ばかり甲州へかよふ山ふところなる丹澤といふ處に、丹平と呼るゝものは、狐を釣ること世の人に勝れ、人に憑たる狐すら輒く釣るとなん、厚木なる友人の物語たるよし、曲亭翁が燕石雜志の怪刀禰を辨る條に出せり、かゝる戯術もあるものにや、
天地或問珍に云、狐は陰獸にして疑深く、其故に走るにも、人や襲ひ來るかど度々跡を顧るなり、故に疑ひ深き人を狐疑と云、野原に靈天蓋を拾ひ頂に戴き、あふのきて北斗星を拜するに、あふのけば靈天蓋忽落る、又捨て頂に戴、數年にして後鍛鍊して、北斗星を拜し踊り廻りても、靈天蓋を落さず、然して後北斗を百返拜して、始て人の形に化すと云、
玄中記曰、千歳之狐爲淫婦、百歳之狐爲美女、又名山記曰、狐者古先之淫婦也、其名曰紫々化、爲狐故

其姓自稱三阿紫とあり、因記、人皇二十代欽明天皇の御宇、三野國大野郡の人、廣野に美女を見る、愛して伴ひかへり、妻とし一男子を産す、後に狗のために形を顯して逃去る、其夫のいはく、既に兒あり汝を忘れず、常に來りて寐よと、其夫の言に任せて來り寐たり、故に岐都禰と號く、其兒も又きつねと號く、狐の直と云し者はなり、強力早走飛鳥のごとし、

夫の歌に
こひしやな我戸におちす玉垣は

ひそかに見えていにしこゆるに

天文年中、攝州垂井氏、野外に美女にあふ、伴ひ歸りて妻として男子を生す、其兒鏡中に母の影の狐形にうつるを見て驚き呼ぶ、是によりて狐聲一聲して去る、其兒長壯にしてよく謠を唱ふ、垂井源右衛門是なり、

萬物之老精假託人形、唯不能於鏡中、易其真形、總而邪魅は皆鏡中に見、老魅は必無踵、其有踵者は則山神也、

右は、日本靈異記、羅山神社考に見と或書に出、隨觀

書以塞餘紙、

○水豹之圖、省略、丈三尺餘、

今時天保九戊戌年六月廿三日御届、江川太郎左衛門御代官所相州高座郡辻堂村、獵師の網にかゝりたり、

此海獸北國には數多ありといへども、此邊にては目馴ざる故に、さまざまと風評せり、

因に記、文政のはじめ逆鱗の名よしの有無を尋る人ありて、累代鯨渡世する者に問し事有、逆鱗の事は知らず、此魚の素性を聞ぬ、武藏の風土を請生る魚にや、關東海岸に付たる田より、春季にいたり多く生ず、其初おほこと云、いなど成、すばしり又なよし鯨になる、其内一種網に入れば突破り、針にかれば唇腮も引裂きて、逃れる程の強勢を持しものト、と化し、アザラシと變ず、鯨の雄雌により斑文違へり、雄は△如レ此、雌は○如レ此と、變化して後交會して、トはトの子、アザラシはアザラシの子を生すと云り、

○越後の狼

越後國に(郡名村號不知)狼出て村民を害す、爰に

同國の御代官岡本忠次郎、今齡七十有餘歲、頗る學才有詩を善す、よりに左の詩を作して村人に與ふるに、家家門戸に張る、程なく狼來らすと、

毛屬蕃生國土恩 住山何得害山民

折看狼字是良犬 諭汝自今知愛人

天保九戌年九月 縣令岡本成

右は、淺野義方ぬしより聞得て爰に寫す、

○坂騷落着

大坂町奉行跡部山城守組同心

吉見九郎右衛門

其方儀、組風の舊弊、奉行の存寄を以、改革等可致は素よりの儀にある處、組内勤向未熟又は我意申募り、風儀に拘る者共は、組替申付可有之杯、風説承り歎敷存、且は向組の者共取計向をも疑惑いたす折柄、兼て學問并勤向をも教示受、隨順罷在、同組與力大鹽格之助養父大鹽平八郎好舌に被レ惑、彌心得違存込、其上平八郎儀、近來違作打續、諸民難澁および、一體御政事向に付、同人存意に不レ應儀間々有レ之、世を憂る心難レ堪間、大義を唱へ往々王道に歸す様致し度、附ては計策を以奉行を討取、大

坂御城を始諸役所、并市中共燒拂、豪家の貯金等窮民へ分遣し、一旦攝州甲山へ可三楯籠、心底之旨、平八郎申聞、近國へ爲三告知、積之檄文讀聞、右書中には無三此上、恐多文言も認有レ之を、不三容易と乍三心付、徹心いたし候事も有レ之、右企に一味連判致す始末、重々不届至極に付、引廻の上於三大坂、礫可三申付、處、對三公儀、恐入、賊徒發起以前、右謀計之次第、忤吉見英太郎等を以及三密訴に付、御仕置御宥免の上、取來る高の儘、御譜代被三成下、小普請入被レ仰三付之、

同人忤

吉見英太郎

河合善太夫孫

河合八十次郎

其方共儀、同組與力大鹽格之助養父大鹽平八郎方寄宿中、同人不三容易企いたし、格之助大筒丁打に託、棒火矢等拵立候儀とは、銘々親共其外平八郎門弟共、一同右手傳致す内、同人儀御政道批判いたし、其上民を弔らふ大義存立趣杯、對三公儀、恐多事共認載る板行摺立、殊に旗袖印等相仕立、右門弟共折々打寄密談に及ぶ様子及見聞、怪敷儀と心付上

は、素より一味と察る者の名前凡相分り、右檄文の趣意も覺居候儀に付、速に密訴可致處、右躰不二容易儀を、銘々父の内存等相探罷在、遅々におよぶ始末不届なれども、一味に不レ加、平八郎門弟共外出等嚴重に差留有レ之を、彼是手段致し、竊に塾中忍出、八十郎父河合郷左衛門始、一味の者共名前等認たる書付、吉見九郎右衛門より請取、同人任二申含、右企發起以前注進致に付、御褒美として銀五十枚宛被レ下レ之、

大坂御弓奉行上田五兵衛組同心
竹上萬太郎

其方儀、大坂町奉行東組與力大鹽格之助養父大鹽平八郎、逆意を企る儀とは不二心付共、違作の年柄諸民及二難澁に付、救民計儀と唱へ奉行を討取、大坂御城を始、諸役所并市中をも焼拂、富家の貯金等窮民へ分遣す由を以、右企一味の儀申勸る節、民を救ふため仕成儀は、不筋の儀は有レ之間敷と存、同意の上盟文へ血判いたし、其上御政道を批判致し、又は無二此上恐多文言等認め有レ之檄文をも一覽に及、中には徹心いたす儀も有レ之迎、彌右企發企

の手續申合、當朝に至り所持の鐵砲持參、平八郎宅へ罷越處、内變出來狼狽候様子見受、事成就無二覺束存徒黨を可レ通と、偽二其場を逃去儀共、不レ恐公儀仕方、右始末重々不届至極に付、引廻の上於大坂一磔申二付之、

大坂町奉行跡部山城守組同心
大西與五郎

其方儀、甥大鹽平八郎、兼て不二容易企致す儀は不存候ども、同人養子大鹽格之助罷越、兩組の内奸智の者及二増長、御爲筋不レ宜間、征伐可レ致積に付、其方存意承度旨、平八郎口上の趣、格之助申聞候節、不同意之趣及二挨拶、猶同人へも申諭、平八郎へ及二異見候程之儀に有レ之候上は、其後の様子得と可二相亂處、等閑に打過、殊に同人大筒等打拂、放火及二亂妨候次第承候は、近親の儀殊に頭跡部山城守より、取鎮の儀差圖請候上は、身命を擲ち制方も可レ有レ之處、病中と乍レ申大筒の音相響、火勢盛に相成、平八郎方へ難二近寄、素より同人は異見等可二取用生質に無レ之、無レ詮儀と存候迎、養子善之進のみ差遣、其身は不二相越、其上右騷動は、兼て格之

助より、承り候企て心得候へども、法外の所業に付、親類の罪科難二遁、其場に罷在、差留方不二行届候ては、不二相濟儀と心得、善之進介抱受、一旦攝州西宮迄立退候上、心得違の趣相辨、途中不レ被二見咎様可レ致ため、帯居候刀海中へ投捨歸坂いたし候段、御扶持被レ下候身分に有レ之間敷仕方、右始末不届に付、遠島申二付之、

右與五郎伴
大西善之進

其方儀、從弟大鹽平八郎、不二容易企致し、右發起之跡に至、與五郎頭跡部山城守より、平八郎取鎮之儀、同組與力を以差圖有レ之節、與五郎は病中に付、同人のみにては無二覺束存、附添可二罷越旨、右與力より申達候程之儀にある上は、素より親族之儀、身命を擲ち取鎮可レ申處、與五郎先立平八郎宅邊駈付るなれども、火勢盛に燃上り、殊に鎗長刀を携候者、多人數往來を差塞ぎ、容易に平八郎に對面難二相成迎立戻り、其上與五郎申にまかせ、一應も不二申諫、同人に附添一旦遠方へ立退候始末、不埒に付押込可二申付處、依二父之科中追放申二付之、

願人
橋本町一丁目市五郎店
冷月

其方儀、於大坂表不二容易企いたす大鹽平八郎に致二一味、市中放火及二亂妨候後、姿を替逃去て、河州弓削村七右衛門事理三郎とは不レ存とも、同人剛善と名乗、勢州垣鼻村海會寺化剛嶽同道、尾州出生旅僧之由申偽罷越候節、其以前平八郎其外徒黨の者ども、人相書を以御尋觸渡も有レ之上は、別て身元も可二相亂處、右兩人任レ申數日止宿致させ、其上理三郎致二死去に付、立置方之儀剛嶽相頼迎、弟子之趣に申成、菩提寺へ葬遣す始末、不埒に付、押込申二附之、

名主源七代 祐助
家主 市五郎
五人組 吉兵衛
善次 善八
右總代 次兵衛
長兵衛

其方共儀、大鹽平八郎不二容易企に一味之者共、人相書を以御尋觸渡有レ之上は、別て人別改方可二念入處、平八郎徒黨にか加り、追て姿を替剛善と名

乘、河州弓削村七右衛門事理三郎外一人を、町内冷月方に數日差置候をも不存罷在候段、畢竟心付方等閑故之儀、右始末一同不埒に付、源七は急度叱り、市五郎外四人は叱り置、

跡部山城守組與力
大鹽格之助元中間
當時寄合醫師杉本
忠温侍吉助事

小船 吉藏

其方儀、大坂町奉行組與力大鹽格之助方奉公中、同人養父大鹽平八郎、不_レ容易企いたし候儀は不_レ存共、同人儀門弟共を集め、折々密談におよび、不審之儀と乍_レ存打過、其上平八郎等徒黨發起之節、病氣にて打臥居候處、傍輩喜八罷越、平八郎出陣に付、早々可_レ立退旨申聞るに驚、同所鈴木町枋右衛門後家とみ方へ、忍罷在なれども、被_レ召捕吟味可_レ受も難_レ計、氣遣敷存候逆、江戸表へ罷越、右次第は押隠し、侍奉公いたし罷在始末不届に付、江戸拂申_レ付之、

無宿 惠 隆

其方儀、大坂町奉行組與力大鹽格之助門前通りかかる節、同人養父大鹽平八郎、施行差出由にて多人

數立入を見請、因窮の折柄同様施行可_レ受と立寄處、俄に門を閉拔刃を攜る侍十七八人立出、大坂市中之者討亡す加勢可_レ致、不承知ならば可_レ切殺旨申聞る逆、亂妨に及ぶ儀は無_レ之共、子細も不_レ存、右人數に附添歩行、其上勢州山田妙見町彦助方止宿之砌、泊合候同國矢川村有作、便用に罷越跡にて、同人所持之金子入有_レ之紙入取隠し、有作に被_レ見咎_レ不_レ得盜共、右始末不届に付、入墨致申_レ付之、

湯島六丁目平右衛門店
忠兵衛
神田小柳町源六店
八右衛門

其方共儀、先達て大坂表へ罷越、身寄小船吉藏、大鹽格之助方に奉公致し居、同人養父大鹽平八郎徒黨及_レ亂妨之節、病氣に付逃去、其後忍歸り候儀は不_レ存共、久々にて相越ならば、得と身分相糺世話可_レ致處、身寄之者にある逆、銘々請人人主に相立、武家方へ奉公住爲_レ致始末、不埒に付、兩人共急度叱り置、

酒井大和守家來
山口孫三郎
友松勘之丞

齋藤 力藏

其方共儀、大坂町奉行組同心平山助次郎吟味中、孫三郎に預け申渡請候身分にて、勘之丞、力藏は助次郎番いたし罷在候上は、別て可_レ念入一處、力藏は母里の病氣にある逆、暫ながらも勘之丞へ頼合宅へ立戻り、同人は力藏不_レ居合にも無_レ頼着_レ便用に相越、兩人共其場を明候ゆる、助次郎儀番人詰所柵に差置候刀箱より、脇差取出し自殺いたす仕儀に至候段、心付方不_レ行届、二同不埒に付、三人共押込申_レ付之、

跡部山城守組同心
平山助次郎小者

多助 助

彌助 助

淺草寺地中遍照院元用
代兼同寺所化真成房

慧寬 助

酒井大和守足輕

鈴木瀧太郎 助

庄司八十八 助

中間

門藏 助

其方共儀、不埒之筋も無_レ之間、一同無_レ構、

一、平山助次郎儀、組風之舊弊等、奉行之存寄を以改革可_レ致は素よりの儀にある處、組内勤向未熟又は我意申募、風儀に拘るものは、組替申付可_レ有_レ之旨の風説承り、身分の懸念は無_レ之なれども、自然右之通成行ならば、向組へ對し不_レ外聞の儀と歎_レ敷存、且は向組の者共取計向を疑感いたす折柄、兼て學問并勤向の心得共をも教に受、隨順罷在候同組與力大鹽格之助養父平八郎、右風聞之趣等彼是及_レ噂を承り、彌心得違存迫り、殊に平八郎儀、相弟子渡邊良右衛門等を以、異變之節心掛の儀、度々相尋候を難_レ心得_レ存、容易に組内のものへ應對難_レ相成、役前をも不_レ顧平八郎方へ忍參り及_レ面會、剩へ違作打續き諸民及_レ難澁、一體御政事向に付、平八郎存意に不_レ應儀間々有_レ之、世を憂る心難_レ堪間、民を弔ふ大義を唱へ、往々王道に歸する様致し度、就ては謀計を以奉行を打取、大坂御城を始諸役所、并市中をも焼拂、豪家の金銀等窮民へ分け遣し、一旦攝州甲山へ可_レ楯籠_レ心底の旨、平八郎申聞、近國へ爲_レ告知る由の檄文讀聞、右書中には無_レ此上_レ恐多文言も認有_レ之逆、右企不_レ容易_レ儀と心付なが

ら、徹心いたす廉も有之迎、右企に一味連判いたす始末、重々不屈至極、存命ならば引廻の上、於大坂一磔可申付一處、對公儀一恐入候儀と改心致し、賊徒發起已前、右謀計の次第及一密訴一に付、御仕置御宥免の上、取來る高の儘御譜代に被成下、小普請入可被一仰付一處自殺、

一、無宿正一郎、河州尊延寺村次兵衛弟才次郎、弓削村七右衛門事理三郎儀、大鹽平八郎慢心に長じ、米價高直諸民難儀の時節を量り、人氣を爲靡に計略を廻らし、所持の書籍、其餘攝州兵庫西出町長太夫等より、兼て貪取候金子を以、買調候分をも賣拂、右代金施行致し、一己の慈善に申成、又は輕き身分を不顧、御政道を批評いたし、救民計義と唱へ、奉行を討取、大坂御城を始市中をも焼拂、豪家の金銀貧民へ分遣し、一旦攝州甲山へ可一楯籠一なご、無思慮一代言申述、其上反賊之名目を厭ひ、愚民を惑亂致させべく爲、品々不輕文言認候檄文を彫刻致し、右企同志之儀申勸るを、不輕易一儀と乍一心附、右欺謀を信じ、師命難背と存迷ひ、銘々一味連判致し、剩へ徒黨發起之節人數に加はる者共は、

平八郎差圖に隨ひ、一同兵具を帶し鎗長刀を携、百姓共を申威し、多人數徒黨に引入、大筒等打拂、市中放火及一亂妨一、捕方役人へ敵對いたす始末、不恐一公儀一仕方、重々不屈至極に付、正一郎、才次郎は鹽詰死骸引廻之上、於大坂一磔申付、理三郎儀死骸腐爛致さずならば、同様可一申付一處、吟味以前病死致すに付、墳墓取毀、

一、勢州山田外宮師職安田圖書儀、大鹽平八郎方寄宿中、同人不輕易一企致し、右發起の節、同塾罷在無宿正一郎儀、相弟子宇津木矩之允は、平八郎存意に不應者に付、同人差圖受討果す由を以、荷擔の儀申聞候を、及一斷一ならば可一切殺一體にあるとて、正一郎儀矩之允を殺害に及ぶ内、塾外に心付罷在、殊に平八郎催一徒黨一兵具を帶し、困窮の計義存生し、大坂御城を始市中をも焼拂、富家の金銀窮民へ分け遣す企に付、可一致一加勢一旨任一申、強勢に恐れ日間見合可一逃去一積り、右徒黨人數に附添歩行候段、及一亂妨一儀は無之共、右始末不屈に付、存命ならば中追放、

は兼て惡意にいたす大鹽平八郎、不輕易一企致し、市中放火及一亂妨一逃去に付、同人父子始一味之者共、人相書を以嚴敷尋方觸渡有之、殊に右企に携候哉否之儀、町方役人より糺受町預け中、平八郎父子忍參るならば、猶又速に其筋へ可一申立一處、平八郎押て止宿の儀頼聞え、不承知においては可一切殺、若訴出るならば天文を考忽承知いたし、家内一同可一燒殺一旨申聞候を、怖敷存候とて、女房つねへ申合、其餘の者共は不察様、竊に平八郎父子を離れ座敷へ圍置、つね儀は不輕易一儀と存、再應五郎兵衛へ諫言におよぶ共、同人品々申諭に任せ、終に夫の申に隨ひ、内分に致し置始末、不屈至極に付、兩人共存命ならば、五郎兵衛は獄門、つねは遠島、

度旨申聞、剛嶽も兼て同寺の道徳を慕ひ居る儀に付、幸ひの儀と存、同伴の儀申合候後、理三郎右企に携候由咄し聞、案外の儀とは存候なれども、違約も致し兼、同人同道大念寺へ相越處、宿寺の儀斷受るとも、尙又所々連歩行、追て江戸表へ罷出、同人猶又剛善と替名を唱へ、生國等偽り橋本町願一人冷月方に止宿罷在、其上理三郎病死致す節、冷月に相頼弟子之姿にいたし貰ひ、同人菩提寺へ取置遣し、殊に海會寺に罷在節、同寺勝手に有之、錠前無之錢箱之金子、取逃いたす始末、不屈に付、存命ならば入墨の上輕追放、

一、勢州垣鼻村海會寺所化剛嶽儀、泉州堺北糸屋町醫師寛介より、海會寺柏宗弟子に致度旨を以、止宿之儀頼越す立達は、大坂表において、不輕易一企におよぶ大鹽平八郎に一味致す、河州弓削村七右衛門事理三郎にて、姿を替身隠いたす者の段、最初は不存、同人儀奥州仙臺大念寺へ相越、修業いたし

一、大鹽平八郎、同格之助儀、平八郎は表に謹嚴之行狀を飾り、文武忠孝の道を講じながら、内實は養子格之助へ可一嫁合一約束にて養置、攝州般若寺村忠兵衛娘みねと姦通におよび、殊に諸人の信用に隨ひ慢心を生じ、輕き身分を不顧、御政道を批判いたし、其上淺はか成儀なれ共、不輕易一謀計を企、師命と稱し愚昧の門弟等を威伏いたさせ、追て米價高直諸民難澁之折を伺ひ、仁慈を行ふ存意に託し、又は同組與力同心等の氣合を量り、品々奸舌を

以不平之志を募らせ、夫々一味連判に引入、猶人氣靡るため、所持の書籍、其餘攝州兵庫西出町長太夫等申掠め、出金爲致買調候書類をも賣拂ひ、一己之慈善に申成し、右代金難澁人へ施し遣し、或は反賊の名聞を厭ひ、諸民を惑亂可爲致ため、無思慮大言を綴り、不輕文言共認載る檄文、村々へ爲捨置、剩へ名家の末孫杯申觸、救民計義と唱へ、計策を以奉行を討取、大坂御城を諸始諸役所、并市中をも焼拂、豪家の金銀を窮民へ分與へ、一旦同國甲山へ可楯籠旨申合、右企露顯之時に至り、逆言に不隨門弟宇津木矩之允を爲及殺害、一同荷擔のものども、兵具を帶し鎗長刀を携へ、恐多文字書記す旗押立、百姓共を申威し、多人數徒黨を結び、大筒火矢等打拂、所々放火及亂妨、捕方役人へ敵對いたし、格之助儀も右體之企申合、愚民を誑惑いたさせ、平八郎俱に反賊の及所業、捕方人數に被立、銘々逃去る後、大坂油掛町五郎兵衛を申威し、同人方に忍び罷在始末、不恐公儀仕方、重々不届至極に付、兩人共鹽詰の死體引廻の上、於大坂一傑、

一、庄司儀左衛門始一味荷擔の者共、於大坂表夫御仕置申付候間、其旨可存、
 戌八月廿一日
 右者、於評定所、寺社奉行牧野備前守忠雅、町奉行筒井紀伊守政憲、御勘定奉行深谷遠江守盛房、御目付鳥居耀藏、口立合、備前守申渡之、
 御刀美濃國兼定、代金二十枚、
 下總國葛飾郡古河城主
 八萬石御城代
 土井大炊頭利位
 右於大坂徒黨之者亂妨之節、御城内外警衛、其外萬端差圖行届骨折候に付、於御座之間御手自被下之、
 大和國添下郡郡山城主
 拾五萬千二百八十八石
 松平甲斐守保興
 去酉年、大坂町奉行跡部山城守組與力隱居大鹽平八郎頭取徒黨の者共、大坂市中放火及亂妨候節、亡父甲斐守保興、早速人數差出、一段之御沙汰に候、
 當戌年家督なり、
 右於御白書院椽類老中列座、水野越前守申渡

之、

丹波國多紀郡笹山城主
 六萬石
 青山因幡守忠良

同斷之事に候、

右、芙蓉間において列座同前、同人申渡之、

江州野洲郡三上一萬石
 大坂御定番
 遠藤但馬守胤統

御鞍籠

右同斷之節、御城内警衛嚴重に行届、殊に町奉行へ加勢として、組みの者共差遣候砌、家來畑佐秋之助、差添方見届等の儀申合候に付、組之者共身命不顧相働候段、一時の取計而已に無之、平生之心掛宜儀と被思召候、依之拜領物被仰付之、
 右、於御白書院椽類老中列座、越前守申渡之、

遠藤但馬守家來
 用人

銀三十枚、時服二

畑佐秋之助

右同斷之節、主人但馬守申付受、山城守先乘いたし、但馬守組與力坂本鉦之助等、賊徒近く打進鐵炮打合候砌、山城守馬印に先立、身命を抛諸勢を勵し、掛引いたし候始末、拔群之働に候、依之拜領物被仰付之、

右、於檜之間、越前守申渡之、

御勘定吟味役
 御代官之節相勤
 根本善左衛門
 御代官
 池田岩之丞

右同斷之節、天滿橋建國寺御宮消防之儀、格別骨折、一段之事に候、此旨可申聞御沙汰に候、
 右、於御右筆部屋椽類、列座同前、越前守申渡之、

大坂御定番
 遠藤但馬守組與力
 坂本鉦之助

去酉年、町奉行跡部山城守組與力大鹽格之助養父大鹽平八郎頭取徒黨の者、其地市中放火及亂妨候節、山城守馬前に進鐵炮打立、同勢を押賊徒の内へ附入、大筒取扱候者を矢庭に打取候に付、忽散亂に及候段、拔群の働に候、依之其地御鐵炮方被仰付、席之儀は御目見以上の末席と可相心得候、且又別段爲御褒美銀百枚被下、并町奉行所へ取上置候平八郎所持の大筒一挺被下之、
 但、御宛行は取來通り被下之、

同人組與力
 本多爲助

右同斷之節、山城守先手に進、坂本鉦之助と申合、賊徒共間近く附入、鐵炮打立身命を不_レ惜相働候に付、御譜代被_二仰付、勤向は是迄之通可_二相心得_一候、且又別段御褒美として、金五十兩被_レ下_レ之、但、御宛行は取來候通被_レ下_レ之、

同人組與力
山崎 彌四郎
粕屋 助藏

右同斷之節、坂本鉦之助、本多爲助一同打進み、鐵炮烈敷打掛候段、兼々鐵炮熟練いたし罷在候故の儀にも相聞候、依_レ之彌四郎は御譜代、助藏は上下格被_二仰付、何れも勤向の儀は、是迄の通可_二相心得_一候、且又爲_二御褒美、彌四郎へ金三十兩、助藏へ金二十兩被_レ下_レ之、

但、御宛行は取來候通被_レ下_レ之、右之通、可_二申渡_一旨、大坂御城代井上河内守正春へ、以_二次飛脚書狀_一申_二遣之_一、

同人組與力
中村 源右衛門
御目見以上末席被_二仰付、銀百枚并大鹽平八郎場所へ取捨置候鐵炮被_レ下_レ之、

右於_二評定所_一 ◎原本以下缺

銀拾枚、時服二
前同斷之節、町奉行より御城代御定番へ、火急之御用向數度往復いたし、其外彼は骨折候に付、爲_二御褒美_一被_レ下_レ之、
大坂地役人
尼崎 又右衛門

存命に候へば於_二大坂_一
大坂町奉行跡部山城守組與力隱居
大鹽平八郎
平八郎俸
大鹽格之助
同組與力
瀨田濟之助
同組同心
渡邊良左衛門
同
庄司儀左衛門
同
近藤梶五郎
攝州吹田村西宮神主
宮脇志摩

右同斷
無宿百姓
淺
外二十三人
治

於_二大坂_一引廻之上磔門
無宿
三
彦左衛門弟
儀四郎
平

存命に候へば於_二大坂_一引廻之上死罪
百姓
卯兵衛

死罪

百姓 孝 太郎

於_二大坂_一引廻之上磔
大坂御弓奉行
上田五兵衛組同心
竹上萬太郎

存命に候へば中追放
勢州外宮神職
安田 圖書

存命に候へば入墨之上輕追放
同州垣鼻村海會寺所化
剛 嶽

江戸拂
大鹽格之助元中間
當時寄合醫師杉本忠温侍
小 船 吉 藏

入墨敲
無宿 惠 隆

押込
酒井大和守家來
物頭 山口孫次郎
馬廻り 友松勘之丞
中小姓 齋 藤 萬 藏

無_レ構
足輕 鈴木瀧次郎
庄司八十八

無_レ構
中間 門 藏

無_レ構
平山助次郎小者
多 助

存命に候へば於_二大坂_一
攝州般若寺村庄屋
彌 助
忠 兵 衛

◎原本以下缺

大坂町奉行跡部山城守組與力隱居
大鹽平八郎
平八郎俸
大鹽格之助
同組與力
瀨田濟之助
同組同心
渡邊良左衛門
同
庄司儀左衛門
同
近藤梶五郎
攝州吹田村西宮神主
宮脇志摩

存命に候へば於_二大坂_一
大坂町奉行跡部山城守組與力隱居
大鹽平八郎
平八郎俸
大鹽格之助
同組與力
瀨田濟之助
同組同心
渡邊良左衛門
同
庄司儀左衛門
同
近藤梶五郎
攝州吹田村西宮神主
宮脇志摩

右同斷
無宿百姓
淺
外二十三人
治

於_二大坂_一引廻之上磔門
無宿
三
彦左衛門弟
儀四郎
平

存命に候へば於_二大坂_一引廻之上死罪
百姓
卯兵衛

坂引廻之上磔

年寄 源 右 衛 門
百姓代 源 七

醫師 森小路村 文 哉

百姓 猪飼村 司馬之助

百姓 江州守口村 九右衛門次

百姓 高延寺村 孝右衛門

百姓 大坂町奉行跡部山城守組同心
吉見九郎右衛門

於_二大坂_一引廻之上磔可_二申付_一處、悴英太郎を以_二及_一密訴候に付、御宥免の上取來高其儘、御譜代に被_二仰付_一、小普請入、

御褒美銀五十枚被_レ下
吉見九郎右衛門俸
吉見英太郎

之事
同組同心河合善太夫孫
河合八十郎

正一郎才次郎鹽詰死體於_二大坂_一
元山城守組同心
正 一郎

利三郎も死骸腐爛

利三郎も死骸腐爛

不_レ致候は、同様可_レニ
 河州學延寺村次兵衛弟
 才次郎
 申付_二處、吟味以前病
 同國弓削村七右衛門粹
 利三郎
 死に付、墳墓取崩
 格之助若黨
 存命に候へば於_二大坂_一
 曾我岩藏
 引廻之上礫
 濟之助若黨
 植村周次
 大坂油掛町
 五郎兵衛
 存命に候へば獄門
 同人女房
 跡部山城守組與力
 大西與五郎
 遠島
 平八郎妾
 遠島
 大坂守口町
 彦右衛門
 與五郎粹
 中追放
 大西善之助
 橋本町一丁目市五郎店
 願_レ人
 市五郎
 同所五人組總代
 長兵衛
 急度叱り
 次兵衛

無_レ構
 同所名主代
 湯島六丁目平右衛門店
 忠兵衛
 急度叱り
 神田小柳町源六店
 勇八事
 上野執當代
 現龍
 跡部山城守家來
 岡田儀兵衛
 無_レ構
 細川越中守家來
 後藤善左衛門
 酒井大和守家來
 稻岡甚平
 杉本忠温家來
 寺澤為藏
 觸頭海福寺代
 淺草寺地中遍照院所化
 眞成坊
 大鹽平八郎次男
 大鹽弓太郎三歲
 依_二父科_一十五歲迄永牢
 神主宮脇志摩粹
 宮脇發太郎
 依_二父科_一遠島、十五歲
 迄御預
 外十六人
 大坂町奉行
 跡部山城守組同心
 平山助次郎
 存命に候へば於_二大坂_一引廻之上礫可_レ申付_二處、及_二

密訴_二候に付、御仕置御宥免の上、取來高其儘御譜
 代に被_二仰付、小普請入可_レ申渡_一處自殺、

巷街贅説卷之五

○弘化二乙巳年正月十一日御連歌、去年天保十五甲
 辰年十二月十三日改元、
 山何

年も世もあら玉松のいく千春 法眼 昌 同
 例しかはらす摘むはつ若菜 左大臣殿
 雪間てふ御國の廣野道有て 昌 功
 霞をわくる駒いさむなり 昌 元
 旅立や朝戸を月の照すらん 法 教
 山のはるかに色にこそなれ 貞 起
 作島に待得し秋の豊にて 通 孝
 雨のほごよくしめる合歡 豊 貞
 浦の浪暮てや船をつなぐらん 勝 全
 蘆の葉わたる風ぞ涼しき 昌 仙
 袖にちる螢の光りあらはれて 光 枝
 簾卷あげ端居する人 昌 久
 彌高く見えて勝れし不二の嶽 勝 倫
 雪もかゝらぬ松のむら立 其 阿

巷街贅説卷之四終

咲花は鶴の上毛の色に似て
龜遊ぶなる温む池水
右御一巡十六句、

昌 澄
壽 阿

○開帳

本所總鎮守牛島牛の御前、今茲巳年二月十日より開帳、去年辰の二月二日より開帳ありしが、故隙出來て半にして止め、又こゝし願濟ぬるも珍し、同所弘法大師蓮華寺、牛の御前に近き邊にして、同日に開帳はじむ、川口善光寺如來尊

目黒不動尊

品川洲崎辨天

柳島妙見尊、御成跡之開扉と云、

○鳥居改易

弘化二巳年二月廿二日、封廻狀寫、追々同斷書込、

長崎奉行支配總組與力格
會所調停頭取

改市橋下總守家來へ御預 高島 四郎太夫

八月十一日、是迄市橋下總守家來へ預けの處、揚屋へ遣す、

翌午年七月廿五日落着、安部虎之助へ引渡、其所に

記す、

改揚屋へ遣す

唐大通事
神代徳次郎
西村傳次郎
當時五島左衛門尉家來
結城清左衛門
山岡 蘇 作

六月六日、評定出同斷、

神代徳次郎一人は、翌午年七月廿五日落着、松平相摸守へ引渡し、

右同斷、午年落着、西村俊三郎と有は是か、山名勅負へ相渡、

此一件、牢屋敷近邊出火の節放遣し、立歸りに付、一統輕く中追放の上、御預引渡なり、

改入牢

無宿浪人

金子敬之進

久世能登守、先年長崎奉行相務候節、用役にて罷在、其後出奔候者の由、翌午年七月廿五日落着、

差返す

唐大通事

平野繁三郎

召連人へ預返す

戸川播磨守家來

中野常藏

三浦三次

高島四郎太夫
長崎年寄

高島 淺五郎

同人手代

八

治 市橋 熊男

松平右京大夫家來一學粹

細川越中守家來

渡邊 啓吉

松平出羽守家來

尾原 定次郎

金田 龜毛

高橋作右衛門元手代

中島 東一郎

長崎會所吟味役助

柘植 長次郎

横瀬 大助

會所跡拂改助

鳥谷 覺藏

長崎袋町

勝山町組頭

衆持いれ後同夫貞助事

政 八

寄合町遊女屋ふん抱遊女

初 紫

端物目利

平

町奉行跡部能登守組與力

遠山左衛門組に成

原 鶴右衛門

佐久間 健三郎

末にも記す、

十月三日差戻す

上同人組同心

無レ構押込

西野 市平

右、於評定所、寺社奉行久世出雲守、町奉行跡部能登守、大目付深谷遠江守、御勘定奉行久須美佐渡守、御目付平賀三五郎立合、出雲守申渡之、

小倉朝五郎

相良壹岐守へ御預け

元町奉行寄合

相良壹岐守國許へ罷越候に付、佐竹壹岐守へ御預け替に相成、

鳥居 甲斐守

六月十九日、一通尋の上、同人へ御預け、

十月三日、京極長門守へ御預改易、

右同斷、同人申渡之、

此日御老中水野越前守殿病氣に付、御役御免也、高

差返す

召連人へ預返す

輕追放し

差返す

島四郎太夫御吟味再發に付、先年御掛合に付ての事と風説あり、跡部能州は越州實弟故哉、三月十四日御小姓組番頭へ被_レ仰付、大目付より遠山左衛門尉、右跡町奉行被_レ仰付、(先手町奉行相勤、此度一件に付歸役也、)以後甲斐守御吟味は、御老中青山下野守殿御宅において、度々有_レ之と云、

一通り尋の上揚 御書物奉行天文方見習 助左衛門尉

座敷へ遣す、 澁川 六 藏三十九

十月三日、稻葉富太郎へ御預け、
小普請組松平美作守支配
 十月三日同遠島 金田 故三郎三十九

右、三月十三日、於_二評定所_一久世出雲守、深谷遠江守、鍋島内匠頭、久須美佐渡守、平賀三五郎立合、遠江守申_二渡之_一、

天文方澁川助左衛門は、寅年頃成しか、田安外九段臺の植木屋上げ地跡へ、天文臺建住宅被_レ仰付、悴六藏は未壯年ながら學問ありて、格別の秀才と云、故三郎は御小人目付より、寅年頃御徒目付に成、引續御勘定組頭へ昇進、水野越州最初の退役の後、病氣の由願立て小普請入也、是も又才子と云、何れも此度の引合せと云、

揚屋へ遣す 甲府勝手小普請中坊駿河守 支配(立敷馬組に成る)

八月十一日、口書讀聞け召連人へ預返、濱中三右衛門も同日同斷、

十月三日、御切米御扶持方被_レ召放、
 濱中三右衛門同斷、

三月廿五日預返し、今日改揚屋へ遣す、
同斷 井安房守支配
 濱中三右衛門四十

八町堀町方同心次男にて、御先手同心に成、加役方出役等相勤、御廣鋪伊賀に成、龍之口御付御侍より故障有て、表火之番に成、其頃鳥居甲斐守手先相勤候哉之由風聞有_レ之、

右、四月七日、於_二評定所_一五手御吟味前同斷、二度目吟味、

尋の上召連人へ預返す 町奉行遠山左衛門尉組與力
 原 鶴右衛門七十

尋の上揚屋へ遣す 佐久間 健三郎三十七

六月六日評定、出牢の上召連人へ預返す、
 十月三日御暇、
寄合鳥居甲斐守元家來 辰之輔事
 本庄 茂平 次四十八

一通り尋の上、森佐渡守家來へ預遣す、
 八月十一日、是迄森佐渡守家來へ預けの處入牢、翌午年七月廿五日、落着中追放之處、八月六日、一ッ橋御門外において、浪人熊倉傳十郎に殺害せらる、同人親傳之丞伯父井上傳兵衛敵討なり、

小普請組近藤織部支配
 内藤鉢之進家來
 村上伊重事
 岸 本 幸 輔三十六

申口相分候に付、出牢の上改召連人へ預返す、
 右、四月二十日、於_二評定所_一五手御吟味前同斷、

十月三日死罪、
金座(御金改役と出)
 後藤 三右衛門五十
 揚り屋、

右者、廿三四日の頃、久世出雲守宅吟味之由、當時三右衛門は、生國信濃の産にして、先主後藤正二郎、文化の頃死罪に成候跡職被_レ仰付、以後追々驕奢に暮、天保八酉年通用金吹替に付、既に一旦御勘定奉行跡部駿河守吟味の事も有しが、此度又何等の私曲有てか御吟味也、三右衛門有金百五十萬兩、證金四五十萬兩、御封印に成たるこの風説有り、

元長崎會所調役
 福田 源四郎四十二

一通尋の上改揚屋へ遣す、
 六月十九日、申口一通相分候に付、出牢預け返す、

一通尋の上、召連人へ預返す、
長崎會所調役並 傳之丞祖父
 盛 善右衛門六十二
同所今鍛冶屋町大島町
 忠 兵 衛四十
 浦五島町 友 次 郎三十二

翌午年七月廿五日落着、江戸十里四方追放、

一通尋の上改揚屋へ遣す、
唐人番松江素作姉 ます事
 八月十一日、申口相分候に付、口書讀聞せ歸郷、
 て四十六

一通尋の上、同道人へ預け返す、
五島左衛門尉家來
 永 富 太 助三十二
 貞 方 堅 吉四十一

鳥居甲斐守家來
 永口 彈右衛門
 伊澤美作守家來
 武田 矢 栖三十九

六月廿二日、尋の上揚屋へ遣す、
 八月十一日、申口相分候に付、出牢の上召連人へ預け返す、
 翌午年七月廿五日、落着押込、

右、六月六日、於評定所、五手御吟味前に同斷、

但、外三人は前へ朱書入有之、

風説、唐人番松江素作姉そでは、水野美濃守方に暫く
妾勤罷在、其後鳥居甲斐守方勸居候由、是も妾の由に
言れ共、真に如何にや、

口書讀聞せ差返す、

本石町四丁目庄八店

門三十一

十月三日無構、

頼に付代

平

三十間堀三丁目彌五郎店

郎

頼に付代

兵衛

眞次郎

仙之助三十

右、八月十一日、五手御吟味之節、

十月三日

改易

甲斐守總領中興御番

鳥居久五郎二十六

同人五男

保満十八

同

於評定所、久世、深谷、鍋島、久須美、平賀五手掛
り、久世出雲守申渡之、

右、十月三日、御答之次第如朱書書入、○印十八、

十月三日、申渡之覺、

寄合 榊原主計頭

名代 河野長十郎

其方儀、御目付の節、去々卯八月中、小普請石河疇
之丞宅へ相招、豆州下田詰與力同心共、不正の取計
致し候次第認め有之、無銘の張訴狀相渡し、事實
探索方之儀申談、且其砌下總國印幡沼新開御用掛
相勤候迎、右新開に付御金改役、後藤三右衛門へ御
用金申付方、并其頃金銀吹方御指止中に付、再興相
成候見込取調の儀、其外同人貯金の員數、支配向の
者へ申付爲取調候處、事實不分明之由を以て、内
糺の儀をも相願、又は古金銀并金銀具類、諸家より
座方へ爲差出方之仕方、或は西丸御留守居其外
人數減、武家屋敷引替方の儀等、是又支配向之者、
取調方粗漏之趣を以、見込の次第相尋、追て疇之丞
差出候書面へ、其方名前を以越前守へ進達いたし
置、其後同人御役御免に付、大炊頭へ進達いたし候
由、猶又清書取調可差越疇之丞へ申談候始末、重
重不束之至に候、依之閉門被仰付之、
右於本多越中守宅、同人申渡之、御目付山口内匠罷

越、

同日、申渡之覺、

寄合 鳥居甲斐守

同年暮讚州丸龜へ被送、

其方儀、御目付勤役中、天文方役所向取締筋、其外
風聞及探索候節、澁川六藏兼而懇意之者に候迎、
同人身分取調方等の儀、支配向の者共へ内意申合、
又は町奉行勤役中、武州大井村修驗教光院了善儀、
不容易致祈禱候趣相聞え候も、難得事實候
に付、其節召仕家來本庄茂平次へ探索方申合、右院
内へ爲入込置候段は、無餘儀取計に候へ共、追
而了善儀及吟味候節、茂平次を囚人の躰に仕成
突合、其上同院申立不都合に相聞候を、修法の筋も
不相糺、呪咀に相當候段、察度を以押付吟味詰、或
は御金改役後藤三右衛門儀、身分御取立之儀申立
候を、不相當之筋とも不心附、通用金銀吹直の御用
に事寄せ、内願筋の儀をも取調申立候は、畢竟御爲
を不存筋に相當、殊に右心願筋取調申立候以後、同
人より相贈候音物をも受用致し、其上評定所一座
評議等、他へ洩す間敷段は勿論の處、阿蘭陀國王の

使節船渡來に付、取計方之儀評議の趣、御尋有之
候節、其段六藏へ及内話、追而進達に相成候、一座
評議書寫をも貸遣し、又は御役御免以後、同人儀右
國王より差越候書簡、和解御用相勤候趣及承、御
隠筋の儀乍相辨、六藏へ申談、右書類借請内見致
し、且又町奉行勤役中、御政事筋重き御役邊取計
向、其外其身不熟之面々取計振等、猥に懇意之者共
へ及内話、剩風聞探索筋等、他支配又は携る間敷
者共へも及内談、右之内自己の安危を量り候心底
より、仕成候所業も相聞、其餘品々如何之次第も有
之段、重々不届之至に候、依之重き御仕置も可
被仰付處、格別之御宥恕を以、京極長門守へ御
預被仰付もの也、

讚岐那珂郡丸龜城主

五萬千五百十二石餘

上屋敷虎の御門外

嫡對馬守高美

御書物奉行天文方見習

澁川六藏

其方儀、風聞探索等に携る間鋪身分にて、鳥居甲斐
御役邊に差障候面々、又は御改革筋等閑に心得候
もの有之由を以、身分探索の儀、同人願之趣承受、

其度々石河疇之丞へ相頼、殊に右の内には、重き御役柄相勤候向、在職の初にも相成候様、可仕成合を以相頼候儀と、熟考致候品も有之候へども、其已前右御役柄の向へ、自己の見込申立、嚴重察度受候次第も有之候に付ては、自然其身之安危を存量、如何の儀とは乍心得、甲斐内談承知致し、其上御政事筋の儀に付、存意之趣申立候は、其心得可有之處、草案等猥に疇之丞へ爲讀聞、右は甲斐危難を救ひ遣し候心得の趣杯申成、夫のみならず存込候次第、度々申立候上書の控を取綴り、見はてぬ夢と標題致し置、殊に阿蘭陀國より差越候書簡和解の儀は、最も御隱密の段乍相辨、右使節取計方の儀に付、評定所一座評議書寫借請候手續も有之候に、追て和解書物甲斐懇望に任せ貸遣し候始末、旁不届之至に候、依之稻葉富太郎に御預被仰付者也、

小普請組松平美作守支配
金田故三郎

其方儀、御目付方相勤候節、風聞糺等の儀、精々探索之上、不届儀は夫々手寄を求相探候段、無レ謂儀には無レ之候へども、元來隱密筋の儀、心得方

も可有之處、折に振れ其事柄等打明し、又は手段を以他向の者へ相頼、其上鳥居甲斐御目付勤役中、同人より申渡を請、濱中三右衛門身分、并天文方取締筋等風聞相糺候節、澁川六藏甲斐年來入魂にて、殊に御用立候者に付、其心得を以取調候様、同人より内談受、又は三右衛門は兼々懇意致し、探索筋等相頼、其上差働きも有之、旁出身の儀取持遣し度存候折柄に候に、得と糺も不致、兼て辨へ居候儘認め取差出し、殊に風聞書品能取調差出置候間、無レ程轉役可相成一杯、三右衛門へ取繕ひ咄し聞せ、或は其頃重き御役柄相勤候向、風聞書上候節、住居向模様等不取留儀迄書綴、右次第甲斐町奉行勤役中及内話、其餘同人へ引合候廉々、如何之取計も有之段、不届之至に候、依之遠島被仰付もの也、

御金改役
後藤三右衛門

其方儀遂吟味候處、右金銀引替方之儀に付ては、

嚴重の御觸之趣も有之、殊に其勤取扱候身分、旁如何之儀と乍存、貯金の内文政度御吹直之小判、二萬兩有之候を、後來の利潤存量、有金一同貯置、其上此者家元後藤庄三郎元祖庄三郎は、古來御奉公筋をも相勤、外御用達町人とは、格別の趣等承り傳へ罷在候より、頻りに身分御取立の儀志願いたし、右は其砌支配筋の譯を以、勘定所へ申立當前の處、右御場所の内には、嫌疑の人物有之、願書等難差出趣をも内々申立、筋違又は差越候儀と乍存、重き御役人方へ度々身分昇進の儀歎願に及び、或は寄合鳥居甲斐町奉行の節、右内願筋の儀厚く執成受度心底より、同人五男保示を家内へ招、又は時候見舞等に事寄、時々音物をも相贈、其上金銀吹直に付、見込の儀甲斐相尋候節、御勘定所へ難申立意味合差合、身分御取立の筋の儀申立候書面へ、其筋御役人方の内、右吹替御用の大業可仕遂人物無之見込之趣、御尋有之候ても可然とは申上間敷杯申立、剩右頼筋の儀、速に御沙汰相成候様致し度存込、彼是品能文意取綴、重き御役人方へ封書差出候節、假初にも當時勢を應仁の亂末

に引當及誹謗、或は因果應報の儀にたどへ、先年此者は勿論金銀座方の者共へ、多分の上納金被仰付候以後、於公儀此上もなく、恐多御凶事等打續、右上納金取扱候重き御役人、異病にて卒去致し候など、其餘御政務筋の儀に付、不取留儀迄も認め載、殊に御勘定所御役人の内へ、其身御取立の儀存量、右御場所取計向不相改候ては、公平の御所置難行届この儀をも認加へ、又は其頃専ら世評の次第を確論と聞受候趣を以、重き御役人へ對し、不敬至極の文意取綴り差出候次第、全く其身昇進の志願を遂度心底より仕成候儀に候共、不恐公儀仕方不届に付、死罪申付之、

甲府勝手小普請
一立敷馬支配

石川疇之丞

其方儀、風聞探索方等の儀に携間敷身分にて、往々出身の手筋にも可相成哉と存迷ひ、鳥居甲斐任頼、如何の儀と乍心得、堀田攝津守家來名倉彌

次兵衛并札差ども用立金弁指之贖觸書取拵候者其等の身分内糺しいたし、殊に甲斐其頃御役相勤候もの共之内、不熟の事柄有之、右の面々不正の形跡探索方之儀談受、其砌同人權威盛の折柄、無氣に斷るにも及兼候迎、承り受候姿に仕成、又は澁川六藏より同様の探索筋等談受候節も、一旦承知之及ニ摺挨、其上同人も甲斐身分を謀り、上書致し候様相話、右草案等讀聞候次第、如何儀と乍ニ心付、其儘に罷過、又は柳原主計頭より、豆州下田町の儀申立候張訴狀内糺筋、并御金改役後藤三右衛門貯金内探之儀頼受、或は御政事受の儀に付、主計頭より存意尋受、見込之趣夫々認め取差出、追て同人より進達致し候書面に取調直し差越吳候様申談候ば、如何の筋と可ニ心付、右見込之次第御取用相成候ば、自然身分御取立にも可ニ相成、主計頭任レ申認め直し、其後甲斐勝手被ニ仰付候節に至、右内探筋は機密の儀頼聞候次第發覺可ニ致儀を厭ひ、甲斐は勿論、六藏等より品能申立候儀故に可ニ有之哉と疑察に及び、右兩人の所置御糺有之候は、自然甲府勝手御宥恕可ニ相成、哉と、探索筋其

外引合候廉々、書面を以申立候始末、旁不届に付、御切米御扶持方召放申付之、
右同斷酒井安房守支配 濱中三右衛門
 其方儀、風聞探索方等の儀携間鋪身分にて、往々出身手筋にも可ニ相成、哉と存迷ひ、鳥居甲斐任レ申、同人御目付之節、支配向の内輕き御奉公相勤候ものども、不行跡の儀等取調差出、又は金田故三郎は兼々甲斐方へ立人、取用宜者に候迎、故三郎一己の頼は勿論、甲斐頼みの趣を以風聞探索筋の儀、故三郎より頼受、其後度々如何の儀と乍ニ心付、堀田攝津守家來名倉彌次衛へ、其外多輩の風聞相糺、其上重き御役相勤候者共の内、不正の行跡等も可ニ有之哉と彼是取調、事柄相分候分は追々認め取遣し、其後甲府勝手被ニ仰付候節に至、右體機密の儀頼聞候次第發覺可ニ致儀を厭ひ、甲斐は勿論故三郎等より、品能申立候故の儀に可ニ有之哉と疑惑致し、右兩人の所置御糺有之候は、自然甲府勝手御宥恕可ニ相成、哉と、探索筋其外引合候廉々、夫々書面を以申立候始末不届に付、御切米御扶持方召放申付之、

○ 觸體をばしばし藻草にあづけの身
 化そこなひし元の野ざつね
 地雪駄の裏にもならぬ欲の皮

かわきて何のかひる易きが有
甲斐益
 五とせは世をうしみつの常關を

照す岩戸の神のいさをし
 御老中阿部伊勢守正弘朝臣を稱譽の歌也、
 ○巷街贅言

九月二日御會
 雲霧のはれて静けき御代の春
 千代を祝ふて汲む今年酒
 只ひとり澁谷のはてに塾居して
 今宵の月の見る影もなし
 夢さめて燈し火細き鶏の聲
 浮立や世間の噂かまびすし
 所替我身の上と思ひしに
 今は餘所目に見るも氣の毒
 兼てよりかく有たきと思ひしに
 諸 諸 諸 諸 諸 諸 諸 諸
 民 吏 越 大 居 來 岡 内 庄 株
 主

漸く株にありつきし身は
 三とせぶり元の姿になりけり
 とぶと古巢へかへられもせず
 右一巡、
 髮 結
 辻 君
 岡 場 所

○ 非曰、變哉甲斐也、一旦知一朝任在ニ半構、不レ哀ニ人其憂、甲斐也不レ免ニ其困、天哉甲斐也、

川柳
 金比羅へいきた鳥居の御奉納
 鳥居甲州京極長州へ御預を云、

騷動宗 越前 後悔山
 大和 不 安 寺
 右、邪堂并勤道向大變に付、爲ニ助成ニ永御免、半毛被レ仰ニ付之、
 已九月

○ 常盤ワキ太夫 直 傳
ツキ鴨妻太夫
 「かゝる世柄にせし人の、さしも厳しきふれ事を、聞につけても此上におごりちらさば手鎖の咎、花の大

江戸もひどくなり、鳥居は脇差取上に、さる人は腹き
らす、すぐに隠居しようとは、お上をけがす捨言葉、
「今は夫には引替て、三田の屋敷へその儘に、姿をか
くす身の上や、末を知らずにかく」と、慾のみ深く
ある身こそ、「むね忠心をせまく思ひ、「よくばればい
くちも取れる、金も地もさらに知られぬ罪ぞおもけ
れ、「なんと世間によひ工風でもないか、「成程左様で
ムリ升、此節を幸ひ一つ觸たらよふムリ升ふと、咄の
うへでお町おれ、「申ちと御用心なされませいナア、
「アレ何やら安心をせぬぞや、「なにお觸とは何事じ
やと、世間めがせきたつを見て、「ハ、ア着たのは縮
緬じやな、此嚴ひに木綿をも着ず、たい太織、此世界
になせ着たのじや、「ア、イわたしや三ツ井から棧留
のもの、どうぞゆるして下さんせいナア、「成程ゆる
せならゆるしてもやろうが、着替があるか、「サア其様
なものはござんせぬわいなア、「手當がなくばゆるす
ことはならぬ〜、「これ其様にいはずとも、了簡し
てゆるしてやりやいのふ、「そふおつしやればゆるし
てもやろふが、コレ町人、そんならおれが尋ること、
夫を一々答へるか、「名主が覺えて居ることなら、何

成共答へませうわいな、「先第一合點がいかぬ、「そり
やマア何がへ、サア其譯は、「一體きさまの風俗は、
派手にもまさるなり形、かしらにべつこう高ふして、
下駄にあるまいお鼻緒を、おさんさん方お女中さん、
裏店迄も替らしたは、たゞはおかれぬやつなれど、そ
こを其儘捨置は、享保年中觸出し、手出もせぬ故に
わるじれ言たり、大分地獄もあるそふだ、ごふ言ふ
ものだか氣を付ろ〜、「いやとは我は上の觸、はや
ふれ出して裏店の、末の子迄もたらちねの、お慈悲
を願ふ身大事に、かせぐのみにさむろふぞや、「ヲ、
言葉はしゆせふに聞ゆれど、町人別に入ながら、な
せお觸をば背くのじや、「姿は派手につくればとて、
心で恐れて居わいなア、「シテ御趣意とは後藤なり、
「鳥居が悪も、「佞人の武士、「またおもだかにふち
も沒收の罪、「罪もむくいも國替も、棚倉へ身を百年
も、いるといゆ迄ひごいめは、むごいことではない
かいな、お身に掛るも始欲、仕舞こふなりやいとし
やと、世間とも〜おしなべて、こそり〜と咄し
ける、

浄瑠璃名題

詰世欲關洞

本文

積戀雪の關戸

此浄瑠璃は、天明五巳年、中村勘三郎座顔見世狂言に、
關守關兵衛實は大伴黒主に元祖中村仲藏、少將宗貞
に二代目市川門之助、小町姫、墨染櫻の靈二役三段目
瀬川菊之丞、後に通稱を四代目に譲りて仙女と改、此
狂言古今大當にて、今茲六十年の後も度を戯場に行
れ、かゝるたわれによそへ出さるゝも、作者の譽れと
云んか、贅して餘紙を塞ぐのみ、

浦賀異船

今茲弘化二乙巳年二月、異國船相州浦賀の洋に來る、
異國船の事なれば、番船等御固め尤嚴重にて、さまさ
まの風説有、此船は北亞米利加洲の内仕出しにて、鯨
魚獵の船なるよし、鯨魚は日本に近き洋中に在物を
上品として、三五年も大洋の内在りて、漁し得物な
れば、船中或は便島にて是を切捌き、専らに油を絞
り製し、肉は諸島へ商ひ交易とし、又食用とす、鯨骨
は乾かして焚に、よく燃へて薪木に換る、多く獵し貯
へ、滿れば本國に歸りて商賣するに、年を重ねて洋
中に艱苦したる甲斐、十倍の利潤ありとかや、此船風

波の難にて漂流したる、日本の船民どもを助け乘せ
て、此度送り來るもの、よし、されば阿波國并南部の
漂流を二十人餘、端船にて浦賀御番所へ送り渡し、
故なく出帆いたせし由、同月末つかた、三月はじめの
頃、安房の遠沖に異國船見えて、或は近く或は遠く、
動き漂ふ由、是は又外船なるべきなど、風聞あり、
亞墨利加は世界五洲の一大洲にして、南北と分る、
南極出地五十二度、北極出地十度半、西起二百八十
六度、東至三百五十五度、
北亞墨利加は南極出地十度半、北至氷海、北極出地
度數未詳、西起一百八十度、東至三百六十度、地方極
廣大と或書に見ゆ、其極大洲の内、何國何島の船な
るか、北亞墨利加と計は、餘りに浮たる言なれど
も、此事實ならば異國人の慈憐感にたへたり、
左に記すは、彌生半安房へ立歸る女奉公人を送り行
たるもの、江戸に歸る時土産にとて、其所にて貰ひ
戻りたるよし、是は其始漂流二人を注進のため、端
舟にて浦賀へ送り渡したる、其もの、口書と覺し、異
船の圖はいかにも籠拙にして、取るにたらね共、其儘
寫して後の咄草とす、

阿州板部無矢兵右衛門船、水主十一人乗、去辰十二月廿六日、同國橋浦出帆、紀州田邊浦へ走り候處、北大風にて吹流、夫より廿七日、西大風に吹替り、東の方へ當正月十三日まで相流れ、同日何島共不相分島へ上陸仕、はし船にて糧米少々手當いたし、二月八日まで右島に居候處、右島へ唐船一艘凡二千石積位の船着候て、乗せくれ候に付、助命仕候、阿州板部無矢兵右衛門舟 幸 助

南部釜石浦佐野與平次船、水主十一人乗、當正月十一日釜石浦出帆、西大風にて東の方へ相流れ、當八日沖中にて、右唐船被助乗、助命仕、當地へ上陸仕候、南部釜石浦佐野與平舟 留 吉

右二人、二月十七日、千倉浦三四郎船へ唐船より乗移り來り申候、浦御役人より十九日に口書上る、按ずるに、異國船の端船にて送りたるにあらず、何國にや千倉浦の三四郎船へ、便舟して送りたること見ゆ、

船^{○圖}長サ二十六間餘、橫幅八間程、三本の帆印、猩々緋白羅紗のよふにみゆ、

今茲弘化二巳年六月下旬、肥前長崎洋へ、イギリス船

一艘乗込たり、乗込凡二百人餘、御規定に任せ七月四日、長崎の諸役人二十人餘、爲見分改異船へ乗渡候處、不殘擒に相成、右人數の内、長崎奉行手附同心大塚正作は、元御賄六尺より、去寅年年新規同心出來の砌、轉役候者に付、先勤中名染のものへ、正作妻方より爲知の歎文來りし由を開ぬ、全く測量に出たる船の由にて、無程異國船は出帆せしと、

去年阿蘭陀の船渡來あり、今年又亞墨利加の船相州の浦賀に來り、イギリス又崎陽に來る事、實祥ならねば風説多し、

追加、天保十三寅年新規に出來候長崎奉行手附與力同心、弘化四未年不殘御用止に成て、右に言大塚正作も、未年晩に江府に下り着ぬ、

○春の火災

正月廿四日晝八ツ時頃、青山六道辻鼠穴、大御番衆屋敷より出火、西北の風甚烈しく、忽に五十人町に焼出、青山侯足輕町より、龍土長坂邊眞木河岸に出、小山箕田町高輪殘なく、薩州屋敷にて止、又櫻田町より三軒家、相摸殿橋、肥後殿橋、白銀、魚籃、高輪に出、怪風西に北に吹替々々幾口にも成て、勿論甚火急に

して、焼死人書上八百何十人とか夥し、高輪は汐間にて、干潟に多く荷物持出したるに、差潮と成て荷物は水に失はれ、人も亦數多溺死して、日を重て尸浮出る、又海に出て知ざるも多しとぞ、焼場方角附も板行して賣歩行ぬれど、求得ざりし、御救ひ小屋は赤羽根の川添に、大き成御小屋立て、御焚出しを給はりぬ、三月廿七日曉七ツ時過頃、柳原新し橋内、神田豊島町湯屋より出火、西北の風烈しく、幾口にも焼廣りて吹かわり、お玉が池邊より傳馬町に出、牢屋鋪は残りぬれど、益燒て、火先は堺町、元樂屋新道、久松町川際にて鎮火、是も又場廣の事なり、去る丑年佐久間町大火事は、此月廿一日にて、今年十七回忌に當りぬれば迎、諸人の用心せしもむなしかりき、

中村市村の兩歌舞伎芝居座、元のごとく爰にあらば必燒ぬべく、火事もなほ廣がるべきを、思ひ考れば、遠く淺草に移されしも宜なる哉、

○御本城普請出來、巳年二月廿八日御移徙但、大廣間、御能舞臺は出來無之、

御祝儀御能四度、五月廿一日、廿日、廿八日、初度町人共拜見仰付、

五月四日御加恩之記

御刀 ^{感前國友金} 代金三十枚 御老中 阿部伊勢守正弘

御差料御大小、 虎皮御鞍覆、 御召御馬、

常々出精相勤、御本丸御普請御用格別骨折相勤候に付、御加増をも可被成下候處、格別の思召を以、乗物打揚腰網代爪折傘、平日相用候様被仰付候、

若年寄 大岡主膳正忠固

御刀 ^{信濃國守} 代金十三枚 側御用掛衆 松平筑後守

三千石御加増、 時服七 本郷丹後守

二千石御加増、 金七枚、時服二、別に金五枚、御作事奉行 堀 伊賀守

三百右御加増、 池田筑後守

三百石御加増、 小普請奉行 篠山攝津守

拜領物は奥向御普請皆出來の節、舊冬被仰付、 佐々木近江守

御勘定奉行 石河土佐守
 御目付 松平河内守
 御目付 櫻井庄兵衛備中守に改
 中川勘三郎飛騨守に改
 諸大夫被_レ仰付、
 右、御普請掛り蒙_レ仰候諸役々々未々迄、莫大夥敷拜領物略_レ之、
 ○三枿孝褒

猿若町一丁目事助地借
 歌舞伎役者
 八代目 團十郎
 同人母 人み

其方儀、幼年より柔和にて、父母の心に背く事なく、藝道心掛、去寅年父海老藏御仕置に相成、其方若年故給金もおどり、其上借財厄介多、難澁之暮方に有_レ之處、給金請取候度毎、初尾と名づけ除き置、其頃海老藏住宅いたす下總國幡谷村へ相送り、同人大坂へ旅行いたす節も、路用其外厚く手當いたし、繁繁書状を以安否を問、返書のおもむき委細母すみ

へ爲_レ申聞安心いたさせ、同年八月同人病氣の砌も、水をあび成田不動へ平癒の祈願致し、藥煎じ食事拵等自身にいたし、看病行届、其後歌舞伎役者共一統、猿若町へ引移候に付、其方も當時の住居へ罷越、彌龜服食を心懸候に付、不勝手の様を母心配いたす間、諸事質素にいたす故、困窮に無_レ之趣を申成置、朝夕食物衣類等も不自由無_レ之様心を用ひ、芝居興行中狂言の幕間も有_レ之時は、宅へ立歸り母のきげんを聞、妹ます、弟新之助をも相應に身分片付致し、幼年の弟幸藏をいたはり養育いたし、姉みつをもむつまじく厄介致し置、其方父の弟子團兵衛は七十歳に相成、養ふ者無_レ之に付引取置、病中より死後に至る迄厚く世話いたし遣わし、其方年頃に相成間、妻をむかへ候様申進め候者あれ共、自然母の氣に不_レ叶節は、心遣ひの趣に申斷、四年程以前より毎朝精進茶だちにて、成田村新勝寺旅宿の不動へ日參致し、父の身分無事に歸國を祈願し、母をも慰め、右體の孝心を盡し、兄弟等の世話行届段、さごく之儀に付、爲_レ御褒美、鳥目十貫文とらせ遣はす、

巳五月

引合之者、

右は、北の奉行所にて、遠山左衛門尉被_レ仰渡候趣、淺草最寄は勿論、町々番屋々々へ張出し有由、爰に記すは往還を賣歩行くものを贅す、家業柄といひ是も又大江都の名物なるべし、やがてぞ白猿の免許もあるらんと、ひいさとり_レの風説なりし、
 ○錦明瑠樓草、阿陀蘭コロイチル、メニイ、京名クツセツ草、大坂指捻草、東都ラジギ草、
 此異草一兩年前、長陽へ渡來して、今年東都にみゆ、葉形結花共に合歡木に似たり、葉に指差さはれば悉く垂れ下る、暫して元の如し、よりにて指捻くつせつおじぎと號く、大なるもの尺に過ず、一年草にして年をこえず、春實を蒔て生じ、初秋花さく、桃立、
 ○北妓出廳

今茲弘化二乙巳年八月十七日、於_レ吉原廓中召捕に相成候、常州無宿加藤勝之丞外二人、不_レ容易かたり事いたし、大金を掠取遊興に遣捨候よし、風説には攝州有馬温泉場にて、神君御墨附を盜取、右を以諸所かたり取候由を云へり、
 八月十九日、遠山左衛門尉北之御役宅御吟味有_レ之、

常州無宿 柳原勝之丞事 加藤勝之丞
 同蘭原事 森繁之丞
 同齋宮事 法道
 攝州有馬郡有馬 湯山町湯屋 地之坊 治三郎
 播州_{□□}郡行原村 庄屋 徳右衛門
 同_{□□}郡兵庫出 在家町家持商人 太兵衛
 芝西應寺町家持 理左衛門
 呼出に相成候遊女名前左之通、
 江戸町一丁目家持 尾張屋彦太郎抱 よび出し喜瀬 同 満 川
 同 染 袖
 歌 菊 糸

ことかたく止られて、夜鷹てふ鳥の巢のよし田町も荒果ぬとや、今年弘化已なる秋の初の頃、いかにしけん願濟たり迎、兩國橋の邊りをはじめ、有來りたる端々に出ることにぞなりぬ、御免のよたかとかや云觸て、賣初より賑ひ繁昌なりと、其中に築地采女が原に出るは、枕付と云ふものあるよし、秋の末に深川の端に居り、夜鷹といへるもの出來たりと聞ぬ、こは是迄切見世と唱へ、長屋と呼、また鐵炮など、仇名せし、吉原に云局見世の類のものも、同じころ止たるを、再興の手始ならんか、

説に、辻君は文治の亂に平氏亡びて、官女共世渡のたづきなくして始りぬる由を、世俗に云傳ふをもて、願立たりと、

辻君、立君、夜發、そうか、

夜鷹、江戸にて云にや、

寛政の末享和の頃まで、舟饅頭と云しものあり、小き船に苦のたぐひにして、劣りたるものごぞ、今は絶えてきかず、

因に云、京攝に臭屋、間短、蹴倒など云は、前に曰切見世長屋の類か、寛享の頃けころとて、茶屋

女體の遊女ありし、けころは蹴ころばすの略にして、蹴倒に同じ、東叡山下廣小路杯にありしは、とんだ茶釜と通名せし由、予稚ころおぼるに見たり、切見世遊女の一段よろしき歟、

船饅頭

繫舟辻番傍 値賤鼻欲落

難深振袖情 留人更幾度

右は、明和七年梓行娛息齋狂詩集に見ゆ、因に記し笑證とす、

○北里焼亡

今茲弘化二巳年十二月五日暮後、吉原京町二丁目より出火して、廊中悉く焼亡せり、年の内は諸所立退所にて、内々客もむかへし由、(天保八四年十月十六日、伏見町出火より九年目也)假宅場所は淺草山の宿、深川仲町やぐら下邊、大橋常磐町、本所一ツ目、松井町、南割下水末、三笠町邊杯にて、願濟て春より家業はじめ、此場所々々はいづれも寅年停止已前、遊女屋の有來りし所なり、先つとしと違ひて、此度は娼家の數も多く成れば、わきて深川なる假宅は軒數も多くて、廊に有來りし大黒舞などもありて、殊の外賑

やかに繁昌とかや、假宅事なく翌午年八月五日、悉く吉原廊中に引越たり、日延願此度は叶はず、厳しくなりしと聞ゆ、

諸所の假宅、午年八月中残りなく、千束の吉原へ引移りて、此里の古例なる燈籠は、時におくれてなかりしか共、にはかはありなんと言あへりしに、そも又沙汰なかりし、十月十あまり七八九の三日は、秋葉権現の祭りとして、はじめて公へ願濟て、有來りたる俄にまさりたる催して、晝夜立通しにさまゝの作り物、趣向狂言踊り、戯れ踊り、道化事など、日夜事替りて同じ事はせず、見物群集人の山をなす、實に繁華全盛の一世界なりしと聞ぬ、

年々に有來りし俄も、元は秋葉祭より起るにあらず哉、有來たるにわかには其儘ありて、別に秋葉祭を此後も年々に祭るや否や、若後年まつるにあらずば、此年の俄のおそろへたる共いはんか、翌未の年も秋葉祭の風聞はきこえしなれど、俄の沙汰はきかて過ぬ、

○弘化三丙午年正月十一日御連歌、

何

千代も見ん殿あら玉の松の春 法眼昌 固

若水汲て祝ふ家々 左大臣殿

書なざる筆こゝろむる言の葉に 昌 元

初鶯の聲も霞めり 昌 證

月影の残る明がた長閑にて 其 阿

越なん關も程ちかくなる 信 教

旅人の袂に雪を打拂ひ 勝 倫

駒いばふなり風の寒けさ 昌 久

遠かたの里の煙りに暮初て 勝 全

田川の末になびくむら竹 光 枝

山際を瀧つ流れや廻るらん 豊 貞

水の車はきしにともなし 通 孝

都より鳥羽も伏見も道つゞき 貞 起

花の春知るよろこびの聲 昌 功

しら鶴は霞む旭に群がりて 壽 阿

右御一巡十五句、

ふた葉なる子日の松にひかれつゝ、

いつか千とせの春も經ぬべし

横 田 美 清

○丸山火災、明曆三年本郷丸山本妙寺より出火、古今

の大火、世人口碑に傳ふる所、今茲百九十年におよぶ、今茲弘化三丙午年正月十五日、辛未、とる、下段大みやう、月徳、わうまう、西北の風烈しく、土砂吹上て空の色を變じ、夕八時半時頃、小石川丸山胸突坂のほとりより出火、一ッ橋殿勘定方にて坂井林平火元と云、阿部家屋鋪へ移り、菊坂邊本郷五丁目より湯島通り、神田はたご町邊、妻戀稻荷、藪店仲町邊、御茶の水火消屋敷、聖堂焼る、但大聖殿は残る、櫻の馬場へ持出したる荷物に火移り怪我多く、駿河臺に飛火して、火消屋鋪始、屋敷々々、さへぎ町邊、神田三河町、鎌倉河岸通り、一石橋迄、連雀町、皆川町、雉子町、蠟燭町、龍閑町、松下町、豊島町、永富町、新白銀町、大工町、かはせ新石町、大和町、多町此邊不殘、一口は駿河臺より、筋違御門内昌平橋落、通り須田町より、大道日本橋、江戸橋燒落、銀座より京橋にて留る、一口はお玉が池邊、大傳馬小傳馬町、牢屋敷は残る、小網町、とふかん堀、八町堀、靈岸島、鐵炮洲、佃島迄、火元より火先まで凡一里十町餘、町數五百三十ヶ町餘、土藏二百二十ヶ所落る、諸類燒數へがたく、翌十六日未刻頃漸く鎮火、

御救小屋場所、神田佐久間町川岸、八町堀松屋町川岸、江戸橋四日市廣小路、五月十九日、阿部伊勢守殿(御老中正弘)御渡御書付、今度本郷丸山邊より出火に付、御旗本の面々多く類焼に及候、風烈大火にて可爲難儀候、御奉公勤候者一時に類焼に付、格別の儀を以て、千石以下勤仕之面々、地方取御切米取共、左之通拜借被仰付候、請取方等御勘定奉行可被談候、

千石	金五十兩
九百石	金四十五兩
八百石	金四十兩
七百石	金三十五兩
六百石	金三十兩
五百石	金二十五兩
四百石	金二十兩
三百石	金十七兩
二百五十石	金十五兩
二百石より	金十五兩
一百石まで	

一、御足高御足扶持共拜借被仰付候事、
一、御役料は相除候事、
一、御扶持方取十人扶持を、五十俵の積たるべき事、

一、高に付候御扶持は相除候事、
一、返納の儀は、來々申年より、十ヶ年賦たるべき事、
午正月

今度本郷丸山邊より出火、風烈大火にて燒失の儀、輕きもの共可爲難儀候、御奉公相勤候もの、御足高御足扶持共に、百俵より以下の者共へ、爲御救左の通御金被下候、請取等の儀は、御勘定奉行可被談候、

百俵より	金七兩
八十俵まで	
七十俵より	金五兩
五十俵まで	
四十俵より	金三兩
三十俵まで	
二十俵より	金二兩
十五俵まで	
十四俵以下	金一兩

右之通、向々へ可被相觸候、
午正月

類焼の面々御切米御扶持方取越被下候儀、此度は不勤のものごも、取越米被下候間、勤之者共同様、御勘定奉行申談候様可致候、
今度類焼の面々、兼て諸拜借有之分、年賦上納の儀、

年延に被成下候間、當暮は上納に不及候條、向々へ寄々可被達候、
午正月

類焼に付拜借并に御救被下置候は、近來寛政五丑年七月廿四日、麻布斧橋、文化三寅年三月四日、芝車町より出火大火の節と、此度也と云、

○甲州老君秀詠

(津輕甲斐守、本所、小津輕と云、)

むつきついたちのひよめる
たいひとよのみあけゆくをとしのはじめといひ
てひとのこゝろよりまづはるにこそなるらめ、
是は今年正月元日に、知嘉足賢君試筆の歌なり、言葉あまりて四十一音也、過し年三十六音の歌をもよみ給ふ、夫に越たるなり、古へにもかゝる歌、二條院讚岐其外にもあれど、斯まで餘れるは古今に稀也、拙なきにいたりては、一音餘れるも聞きぐるし、此歌風調高く優にして、言葉に自在を得たる、歌仙にあらずしていかでよみ出べき、扱歌の意は、世の中に年始とて、昨日までを去年、一夜明て今日よりを今年として、譬へば手の裏をかへす如

く、俄に春に替り改るはうたがはし、夫は人のしか
いひなす心からより、先春にはなると思ふものな
らむと、粗笑はせ給ふならむ、小大君の歌に、「いか
にねておくるあしたにいふことぞきのおをこそど
けふをこそし」とよめるも、此たぐひといふべき
か、一夜明たるのみにて、今年正月元日春の始と
改めいふは、元唐國の制度にして、皇御國の古へ
は、霞そめ氷さけ、鶯の初音などしるべにて、春な
りと知るは、歌にもよめるならはしなり、君の歌學
を極め給ふこと凡ならず、古への歌仙にも座をゆ
づるべからず、今此門に入らずして、外に歌の道を
得べからず、斯迄云へるは聞わすらはしく侍れど、
唯々此歌を感じる餘りになむ云爾、

弘化三年春

椎野のなほさだ
さ、木のみつひろ

右は摺物となして世上へ配散せるを、爰に記寫して
後の見とす、なほさだ、みつひろは、知嘉足君の門人
なるべしや、

○七尾の貉

小石川水道町大日坂の上の方に、五軒町代町といふ、

わづかなる町に蕎麥屋ありて、下地の出し殻を日々
に干して、椽の下に菰包して貯へ置に、夜毎に失るこ
と久し、古き家居の壁落損所あれば、犬にもやと試
るに、犬にもあらねば、狐狸の業にやと沙汰し過ける
が、餘りに家居の損じたれば、修覆を加へて後、暫く
は出し殻の失せることもなくて過たるに、ある夜商
ひ仕舞ての後、客の來りて門口明て入たる跡に、續て
這入ものあり、犬にもやと見る間に、早く椽の下に隠
れ入たり、主に斯くと語りぬれば、兼て沙汰せし狐狸
にやあらんと、捕へばやとて、客もろともに打集りて、
口々締付つ、根木板取放して捕押へたるに、年歴し
貉にて、尾は七ツに割てあり、細引もてつなぎ、箱
に入れて、彼がもとより好める出し殻其外もて飼付、
今年弘化三年三月九日甲子なれば、傳通院大黒天の
境内へ觀物に出したるに、八貫餘の錢を得たりと、捕
へし時は貉の驚きたる故にや、振立たる尾あらわに
七本見えたれ共、常には一尾の如く集りてみゆるを、
人に見する時は傍より分て見するを、見し人の直の
物語とて、おなじ月十八日、六番街の夜話に、内藤ぬ
しの物語なりし、古昔三國傳來せしといふ妖狐は、金

毛白面九尾と云ひ傳ふ、貉は狐に劣れるゆゑ、七尾
ならんもおかしと狂話せし、併珍奇の譚なれば記し
ぬ、

○開帳の記

深川八幡境内、七渡辨財天、於同所、三月、

兩國回向院境内、藁苞辨財天、於同所、三月、

一ト言觀世音、同所、六月朔日より、

野島子育地藏尊、湯島天神於境内、五月、

此春の開帳一にして賑やかなりしが、半にして停止
せらる、別當僧の淺草なる吉原假宅遊女屋にて、召
捕になりたる故と風説ありし、境内せまく作りなし
たる奉納物、立ならべたる觀物、賣物出茶店まで、俄
に取拂混雜なりしと、柳井堂主の物語なりき、
翌年末の三月三日より、又同所にて開帳あり、さはり
ありて停止なりし、開帳の翌とし直に願濟ぬるも稀
稀に覺ゆ、

○今帝崩御并御近例

仙洞櫻町、

享保五子年御誕、

寛延三年崩御、御在位十二年、寶壽三十一、

桃園、

寛保二戌年御誕、

延享四卯年九月廿一日御即位、

寶曆十二年崩御、御在位十六年、寶壽二十一、

仙洞後櫻町、

元文五申年御誕、

寶曆十三末年十一月廿七日御即位、

明和七寅年御讓位、

文化十四年崩御、御在位九年、寶壽七十四、

後桃園、

寶曆八寅年御誕、

明和八卯年四月廿八日御即位、

安永八亥年崩御、御在位九年、寶壽二十二、

仙洞光格天皇、兼仁、祐宮、

明和八卯年御誕、

安永八亥年十一月廿五日御踐祚、

安永九子年十二月四日御即位、

文化十四丑年御讓位、

天保十一子年十一月十九日崩御、御在位三十七年、

寶壽七十、

仁孝天皇、惠仁、寛宮、

寛政十二年御誕、

文化十四丑年九月廿一日御即位、

弘化三年二月六日崩御、御在位三十年、寶壽四十

七、

今上皇帝、統仁、儲君、

天保二卯年御誕、

弘化三年二月十三日御踐祚、

弘化四年九月廿三日御即位、

仁孝天皇御所勞に付、近衛殿急御參内御詰切のよし、

御館へ一應御引取の節、諸大夫何某主上御様子如何

と奉伺候處に、早崩御の由奉伺、諸大夫奉驚不取

敢、

雲のよりほのかにもれし一聲は

いかづちよりもおどろかぬる

千種有功卿へ、崩御いたみの御詠奉伺候處、御

用繁中詠不申旨仰ありて、取あへず、

崩れくる高嶺の雪におどろきて

まだ音もたてぬ谷の鶯

徳大寺殿

雲の上の歎はさになあめが下

人のこゝろの春ならぬ春

御即位濟の參向は、嘉永元年申年三月廿三日、御對顔廿

五日、御返答廿七日、御馳走御振舞御能あり、

勅使

三條大納言

坊城前大納言

○紀州御代替

紀伊御十一代大納言齊順卿、弘化三年閏五月八

日逝去、御壽四十六、御内實は三月五日逝、

御十一代將軍家齊公御七男菊千代君、享和元酉年

九月九日、於御本丸御誕生、文化二丑年十一月朔

日、清水御館御相續被仰出、同七年十一月十五

日御引移、同十三年六月三日、紀伊大納言治實

卿御娘豊姫へ御賀養子被仰出、同年十一月廿八

日、紀州御館へ御引移、

同御十二代大納言齊彊卿、弘化三年閏五月八日、

紀伊御相續被仰進、

御使

阿部伊勢守正弘

御相續御用掛

右御同人

若年寄

本多越中守忠徳

御十一代將軍家齊公御二十二男恆之丞君、文政三

辰年四月廿八日、於御本丸御誕生、同十亥年九月

五日清水齊明卿（家齊公御十二男保之丞君）御跡

御屋形被進旨被仰出、同年十一月廿三日御引移、

御簾中充君御婚姻、弘化三年六月十一日紀州御

館へ御引移、嘉永元年申年三月十九日、初て御國

許へ御發駕、

川柳

紀の海へ二度ながれこむ山清水

齊順卿、齊彊卿兩卿共に、清水より紀州家御相續をい

ふのみ、

去年大根こしは蜜柑はづれなり

御十一代將軍家齊公御十三男要之丞君、文政七年

六月十三日於御本丸御誕生、同十酉年十二月廿五

日、田安齊匡卿息女近姫へ御賀養子被仰出、同十

三年二月廿八日御引移、天保十亥年三月廿六日、

尾張齊温卿跡御相續被仰出、齊莊卿大納言被任、弘

化二巳年七月廿一日逝去、源懿公と奉稱號、

此ゆるにや去年大根とは云けん、おはり大こん、紀

の國みかんなり、

○異國船風説

今茲弘化三丙午年閏五月廿七日、相州浦賀表へ異國

船二艘渡來、續て七艘程、遠州沖に見ゆるの風説に

て、浦賀奉行在番は一柳一太郎、參府は大久保因幡

守、六月十日江府出立なり、御固として松平大和守齊

典、(武州河越城主、十七萬石)、房州御固として松平

下總守忠國、(武州忍の城主、十萬石)、六月五日江府

出立、亞墨利加の由と云、

薩州琉球の國へも、同時異國船數艘渡來して、薩球の

間海を異國船にて立切隔て、通路成難く、琉球國は先

に并吞せしならん杯の風聞區々也、薩摩の太守松平

大隅守宰相齊興(薩摩大隅日向三國の主、琉球國領、

薩の鹿兒島の城主、七十七萬八百石)參府年に付、嫡

松平修理大夫齊彬御暇たまはり、同日江府發駕なり、

是はアンゲリヤの軍船なる由を専らに風評なり、

天保十四卯年十月十日、琉球國の内八重山島へ、イ

ギリス國の船一艘渡來、測量して、十一月廿九日出

帆、同十二月朔日、同所宮古島へ又一艘渡來、是又

測量して、同月十六日出帆、

同十五辰年(弘化元改元なり)、三月十一日、佛朗西

國の船一艘琉球國へ渡來、交通の事且天主教を傳授可致旨を強てす、め、速かに決答成がたくば、重て彼の國の大總兵船來着の節、返答可致旨を申、且イギリス國多年琉球を望み、近々兵船可相渡に付、佛朗西と和交いたし保護を得候は、英國へ被奪候難も無之旨を申、重て大總兵船渡來の節、通辭の爲て佛朗西一人、清朝一人殘し置、同十九日本船出帆、

同年七月二日、阿蘭陀本國仕出しの軍船一艘、肥前長崎へ渡來、日本御爲に可相成儀を、國王より注進の使節船にて、アンデリア、フランスの事實を注進なるべし杯、専らに風説有しかど、御祕事なれば、實話更にしれず、厚く稱譽有て歸帆なり、去巳年二月北亞墨利加の漁船の由、相州浦賀へ渡來、阿波并南部釜石浦の船子二人漂流を、鯨漁の洋中にて救ひたる由にて送り届け、故なく出帆、又六月下旬アンデリア船一艘、肥前長崎へ渡來、測量に出たる船の漂流せし由にて歸帆なり、斯く年々に異國船渡來の事なれば、種々さまざまの流説風評多く、何となく靜ならず、

浦賀の異國船は、六月八日九日か無故穩に歸帆なり、風説には女人も多く乗組居、すべて一國の人物にあらす、海賊船などにもやと云、薪水鶏卵を乞望て給り、出帆せし由なり、

浦賀御固衆

松平大和守領分相州大津陣屋、保科能登守上總飯野在所、
 増山河内守同下吉田村、水野金五郎元領分、
 井上河内守、林播磨守、
 水野惣兵衛領分豆州下田、水野壹岐守同觀音崎上總護牧城主、
 森川紀伊守、堀田備中守、
 田沼玄蕃頭

房總御固衆

松平下總守領分上總宮津陣屋、阿部駿河守領分安房勝山、
 稻葉兵部少輔領分同多知山、太田攝津守領分川崎、
 浦賀奉行四度目御届

先刻申上置候異國船、猶又組之者并通詞差遣、船中之様子國許等相糺候處、北亞墨利加ワシントン船にて、大小二艘の内、小船の方は元船支配の由、元船長凡四十二間半、幅十九間二分、深さ六間八分、大筒八十三挺、左右三段に仕掛、此餘小筒八百

挺、短筒八十挺所持罷在、ピツランと申人數八百人乗組罷在、小船の方長さ二十二間、幅五間九分五厘、深さ四間四分四厘、大筒二十四挺、左右一類に備有之、人數二百人乗組罷在候、去巳四月頃國許出帆の由、尤子細相尋候處、全く商買組の儀に付、願候趣有之渡來候由の外、逆心等は無之様子に見請候旨、前文の者共罷歸申聞候得共、右様多人數乗組罷在、殊に大筒數多積入、外武器類は無之趣には候へども、右鐵炮類取上可申處、如何にも嚴重の備方に付、容易に差出間鋪奉存候、強て申渡候へば、爭論に及候儀も難計候間、浦賀港より凡二里程隔候野比濱沖へ船爲掛留、番船嚴重に附置候、薪水の儀は任願相應に相與へ、外願の趣は書面差出候へども、亞墨利加語にて急に和解難相調旨、通詞申聞候間、猶此上相糺候上、取計方相伺可申候へども、願の趣意并船方等相糺候段、不取敢申上候、

閏五月廿八日

大久保 因幡守

浦賀與力よりの書狀書拔

此程中は異國船、軍船にて二艘渡來仕候處、松平大和守殿、松平下總守殿、并浦賀奉行其外近海浦領の大名衆、大久保加賀守殿、保科能登守殿、米倉丹後守殿、酒井安藝守殿、稻葉兵部少輔殿、都合八手にて浦賀表相固申候、異國船御下知相濟、出帆被仰付候處、松平大和守方にて少々間違之筋出來、異國人共何分勘辨不仕、御固船を打拂候趣に付、御固の方にて筒類玉込口藥等入火繩を付、打出しの手配用意有之候處、異國人共漸々得心仕、出帆致し候に付、房州洲の崎浦迄、曳船にて引出し吳候様申立候間、引船數艘にて當月七日引出し、先づ無滞出帆仕、御固等も引拂被仰出、一同大慶には御座候へども、浦賀御固其外兩家の御固等にて、打拂に相成候様にては、中々行届不申、平日は御筒類人數等、是迄の通にて宜候へども、此度渡來候異國船の様子にては、中々御固め行届不申候、貫目以上の御筒、船一艘に付、五十挺餘も相備候軍船二三艘も御造建に相成、其外多人數御増人無之候ては、御固御手厚には相成不申候、御固引拂後跡片付等にて、暑中御見舞も延引仕候、御用捨可被下

候、前書異國船荒増左之通、北亞墨利加洲バシドントンカ^{◎ラシン}と申す所の船の由、大船の方

長さ五十二間半程、横十八間五尺程、深さ十二間程、大筒八十三挺、但五貫目より八貫目位迄、石火矢筒二十四挺、傳馬船大小九艘、其外小筒劔共銘々所持、人數八百人、小船の方

長さ二十二間餘、横六間餘、深さ六間餘、大筒三十二挺、^{◎原本}貫目以上、石火矢筒十三挺、其外小筒劔共銘々所持、傳馬船六艘、人數二百人、右の外、船造り方大筒備方の儀筆記仕置、荒増右の通に御座候、

六月十五日

異國船願書横文字和解

亞墨利加は支那に通商し信義を結び、彼邦に數月滯留いたし、今本國へ可^レ歸の處、態と御當地へ渡來仕候、其次第は、支那同様於^レ御當地にも、交易の道を開願はん爲の事に御座候、若し御免しの御沙汰を蒙らば、日本通商の儀は御國法通相守可^レ申、我

政司に於ても可^レ奉^ニ差上^ニ候、本和文中の趣意通り、通信致し度存念御座候、

千八百四十五年第五月
弘化三丙午年閏五月

船號 ユリユムヒユス
ヒツテレトアン

八洲廻り杯よりの文通にも哉、

人物上下は有^レ之候へども、何れも人品宜敷物體武備有^レ之、倭人よりは丈一尺餘も高く、色白く鼻高く瘡形にて、髪は切髪にて赤み縮毛、黒天鷲絨の如きも有^レ之、笠様の品を冠り居り、首長と相見え候ものは、凡六十歳位にて白髪も相みえ、艦屋形の邊に坐し、側に渾天儀を差置、重もに讀書いたし居、船中に女は相見不^レ申、水主體の者は淺黄色の股引杯の物履き、肌腕等に何か彫物入墨致し居候、

大船

長四十間餘、幅十四間餘、大筒九十三挺、玉目一貫五百目位より二貫目位迄、八百人乗、

小船

長二十間餘、幅五六間程、大筒三十六挺、小筒員

數すべて不^レ知、二百人乗、與力よりの文通

右船、閏五月廿七日五ツ時頃、豆州附大島沖へ相見え、浦賀表へ注進有^レ之、無^ニ間も一早走にて浦賀沖へ乗込、相州野比村海岸より、大船の方は凡一里程隔、小船の方は十七八町隔、右船と船之間二十町程隔船繋いたし、浦賀御番所へは、大船の方凡一里餘り隔有^レ之候に付、浦賀奉行大久保因幡守殿、并松平大和守殿備へ御固の處、其外御役人方家來衆は、陣笠陣羽織着用、漁師百姓歩役のもの、十五歳以上六十歳迄御觸當にて、木綿法被着用、大和守殿三四百石積位之通船、并漁船魚船等、一艘毎に數鎗一本、幟一本、高提灯一張宛立並、海岸へ相固め、陸は大筒臺場、其外人數溜り小屋掛等出來、御取締乍^ニ嚴重、去年よりは物靜に候へども、御備へ方は弛み無^レ之由、

右船二艘は、アメリカよりカントウへ、軍事取合に向ひ候處漂流致し、日本沖へ近付候に付、以來通商交易願の旨申立候由、且又彼地下説には、去年參り候異國船へ乗組のもの、兩三人も相見え候由、六月

朔日通商交易願之筋は、難^ニ相叶^ニ旨急度申渡有^レ之由、船中へ鷄四百五十羽、其外御惠み被^レ下物有^レ之、大桶へ香水を汲入、船にて被^レ下候處、其度々下輩の異國人一人、ギヤマンの小器を持參、水を汲入本船へ持參、上官の者へ渡候へば、呑試み候て差圖いたし、夫より革にも候や、大綱様の物を、大船より、水入有^レ之大桶の中へ繰下候へば、暫時に大水を彼大船へ汲取申候、

浦賀港續海岸相州鴨居走り水邊へ、大和守殿固の人數船等、所々に備有^レ之、東西浦賀海岸は、奉行衆持固の様子相見え、大筒臺場山手は、大久保因幡守殿人數備有^レ之様相見候、房州上總海手は、松平下總守殿人數備固有^レ之候へども、向路相隔候儀に付、御備場等相分不^レ申候、

六月廿八日夕、相州鎌倉倉地へ異國船一艘渡來候に付、番船爲^レ固一番より六番船迄出張仕候處、廿九日朝五ツ時頃、相州秋谷と申所の沖にて、異國船へ一同乗移、様子相糺候處、是非江戸表へ入津致度趣申立候に付、江戸入津の儀は不^ニ相成^ニ候間、此處へ碇差入候様申通候處、江戸乗入不^ニ相成^ニ候は、此

程浦賀表へ渡來いたし候は、アメリカ船繋り候場所迄、罷越可申旨申立候、然る處其日いなさ風雨天、殊に大波にて四五町先も相見不申事故か、此度は直に是より退帆いたし可申、最早日本に用事無之、船中より一統下り候様申聞候に付、引取候處直に退帆仕、其後帆影も相見不申候、荒増左の通り、

歐羅巴洲の内第那瑪爾加と申所の船、
昨巳年六月廿四日本國出帆、我國五月廿日に當る、

船、長さ百三十五フット、二十七間に當る、

幅三十二フット、六間二尺四寸同、

深さ三十六フット、七間一尺二寸同、

中櫓、長さ百四十五フット、二十九間に當る、

但フットとは一尺二寸の事と云、

上之段、唐銅筒四挺、三四貫目玉、

鐵筒六挺、五六貫目玉、

鎗十九本、

下之段、鐵大筒二十二挺、

鎗二十本、

へども、更に不聞入、右之醫師夫婦并子供兩人、唐人共都合五人上陸、荷物等卸置、本船は同八日未刻、西の方へ出帆いたし候故、無是非近邊寺中地明除差置、柵を結番所數軒相構へ、三司官初役々相詰、晝夜勤番堅く取締申付置、任望食料等相與へ置候、右醫師病人有之候は、療治致し度旨申出候に付、醫師は中國より傳授いたし、辨用來候由斷置候、然處去々年三月より彼國へ滞留いたし居候佛朗西國人、右嘆咭喇亞人へ面會いたし度段申候、強て差留候へども不致承引候に付、役人附添互に往來致させ面會候、同六日同國之内讀谷山間切沖合へ、異國船一艘相見え、同國那覇沖川口へ乘來り候折、滞留の佛蘭西人、唐人、右船へ可罷越一小船貸吳候様申出、差留候へども不致承引候に付、小船相渡候直に乗越、小船は即差返、其夜は右船へ滞留、翌七日那覇港へ卸碇候に付、役々差越し相尋候處、言語文字不相通候へども、滞留の唐人より佛朗西之山申出、三百人乗組、廣東粵門より出帆渡來、且大總兵船二艘、追々可來着候に付、其節迄は可致滞留一段を申、尤本船石火矢等載付有

劍附長筒五十三挺、
同中筒十六挺、
短筒二十五挺、
劍三十九振、

船印 赤地に白の十文字、

船の名 カラテヤ

船主の名 テンービルレ

右之通御座候、疾より可申上候處、今以御武器調等、其外火矢船打稽古に取掛り罷在、甚世話敷、乍存御無沙汰云々、

八月二日

薩摩御届

私領琉球國之内那覇沖へ、當四月五日異國船一艘渡來、卸碇候に付、役々差遣相尋候處、異國人共言語文字不相通、唐人乗組居、嘆咭喇亞之船にて、乗頭醫師一人、右之妻一人、男子一人、女子一人、唐人二人、外十四人、都合二十人乗組、廣東より渡來の由、左候て宿借請逗留いたし度段申出候に付、不相成一國法の趣相達候處、本國皇帝の命を請差越候間、地方買取住居致度願出、是又不相成一旨相答候

レ之候へども、兵船の様には不_レ相見候、是以晝夜勤番、右同様嚴重警固申付置候、然る處右船中へイギリスの者をも相招候に付、強て差止候へども不_レ致承引、醫師夫婦并男子一人、橋船より罷越候に付、役々附添面會致させ候、將又佛蘭西人ども濱邊へ上陸、測量の様子見受候に付、差留候へども不_レ致承引候、追て大總兵船來着、何分難澁申掛候共、及_レ理解無_レ異儀_レ爲_レ致_レ歸帆、イギリス人の儀も被_レ仰渡置候通、取計度候へども、端島之儀其通難_レ取扱、是又本船來着之上、爲_レ致_レ歸帆候様可_レ取計_レと、琉球より飛船を以申越候、就ては平日差渡置候家來共、并兼て非常の手當申付置候一組の人数、去々年七月差渡置候へども、若異儀の時宜も候ば、即別段人数差渡候致_レ手當_レ候段、長崎奉行へ委細申達候由、國元家來共より申越候、然其前文の通_レ容易_レ譯柄に付ては、右一組の人数は則琉球へ差渡候様、國元家來共申付越候、此段御届申上候、以上、

閏五月廿日

松平大隅守

先達而申達置候、私領分琉球國の内那覇港へ、當四

月七日卸碇居候佛朗西船へ、一昨年より滞留有
 レ之候唐人、罷越候に付貸吳候様、五月六日申出候
 に付、任其意一役々附添爲乗移候處、其儘右フ
 ランス船出帆、翌七日同國の内運天港へ卸碇候に
 付、三司官始役々差越、警固嚴重申付候、同十一日
 那覇沖へ異國船一艘相見え、運天の様乘來、同十三
 日卸碇候に付、役々差越相尋候處、言語文字不
 通、フランス國の船三百人乗組、廣東より出帆いた
 し來着候旨、手眞似等を以漸相通、石火矢等載付有
 レ之、同所晝夜勤番壁取締申付置候、同十三日那覇
 沖へ異國船一艘渡來、一昨年より滞留のフランス
 人、右船へ可差越候に付小船貸吳候様、手眞似等
 を以相通、任其意一役々附添乘越相尋候處、フラン
 ス國の船五百人大總兵乗組、廣東より渡來の旨、如
 前漸く相通じ、右逗留之フランス人は本船へ乗移、
 其儘出帆、翌十四日は又運天港へ卸碇候に付、同
 所嚴重取締申付置候、然處右唐人を以、大總兵より
 琉球總理官へ面會致し度候に付、運天の様差越吳
 候様、右は仇敵の事には無レ之、和合申談度申出
 候へども、一昨年渡來候節申掛置候難題の節、返答

可承旨の事は、相違有レ之間敷、卒爾に面會いたし
 候ては、不_レ容易譯柄に候間、不_レ致_三面會_一内、右滞
 留の兩人を以熟談いたし、可_三相成_一丈和好、程能及_三
 利解、平穩の取計を以、無_レ異儀歸帆爲_レ致候様仕
 度、尙委細の儀は追て可_三申趣_一旨、琉球より以_三飛
 船_一届來候に付、長崎奉行へ申達候由、國元家來よ
 り申越候、此段及_三御届_一候、
 六月三日 松平大隅守
 琉球へ異船來着は、八重島へ二十一艘、鬼界島へ九
 艘、先島へ十九艘と云風説有、
 松前御届

私領分東蝦夷地エドロフ島の内、ルベツ持塲東浦
 見張番所一里半程相隔、地手モシコと申す處海岸
 へ、四月十一日夕七時頃、火烟相見え、手招致し候者
 有_レ之候に付、村方の者共相心得、村方夷人紋次郎、
 辨吾兩人罷越候處、異國人一人上陸致し居、磯際に
 て小船を風除にいたし、藥罐様のものを釣下げ火
 を焚居、紋次郎を捕押へ、懷中より何か取出吹候に
 付、振放し兩人共駈戻り、相隔見歸候處、異國人四
 五人相見え候段、ルベツ番所へ訴出候て、番人の者

同様勤番所へ致_三注進_一候に付、即刻爲_三見届_一勤番
 家來、并蝦夷人通詞召連、翌十二日字トシモリ川端
 迄相越候處、何等の譯にて罷越候哉、手眞似にて相
 諭候處、及_三破船_一候手眞似いたし、人數十四人居、
 七人は海死の手眞似にも候哉、愁傷の體に相見え
 候間、見届の者よりも、破船海死の手眞似いたし見
 せ候處、相點頭、及_三破船_一長々食料缺、殊の外渴命
 にも及候様子にて、草杯を噛み色々手眞似致し候
 間、何國にて何時破船いたし候か、手眞似にて相尋
 候へ共、言語一圓相分不_レ申、食物薪水等可_レ遣候
 間、早々退去候様、手眞似を以相諭候へども頭を振
 り、小船にて退去候事相成兼候旨眞似いたし、殊に
 飢渴の體に付、持合の握飯を粥となし相與へ候處、
 一同大に歡候體に相見え候、猶食料薪水可_レ遣候
 間、早々歸帆致し候様、再應手眞似を以て相諭候へ
 ば、一同頭を振、破船にて歸帆致し候へば、船覆海
 死致し候手眞似を以て、頭を振可_レ致_三歸帆_一體に相
 見不_レ申候間、無_レ據ルベツ勤番所へ召連、晝夜無_レ
 油斷番人附添置、食物手當等いたし置候、此上尙
 亦歸帆之儀爲_三相諭_一可_レ申候へども、當時の様子歸

帆の體にも相見不_レ申、尤船の儀は長サ四間餘、小
 筒一挺、其外所持の品々、勤番所へ取上預り置候、
 猶又追々取調の上、委細可_三申越_一段、エドロフ島勤
 番家來共より、昨夜私居所へ申越候、爰許家來共之
 内出立申付、尙又嚴重取扱候様申遣候、先此段御届
 申上候、以上、
 閏五月三日 松前志摩守

拂郎察國王「ホロウルボン」氏世系
 第一代、「ヘンデリツキ」第四世王、
 紀元一千五百八十九年、
 吾天正十七年國賊を征討して位に即、一千五百
 九十八年「ラハイルラク」が爲に殺害せらる、吾
 慶長三年也、五世より十二世迄、八主十七年間
 絶、國亂なるか、
 第二代、「ローテウエイキ」第十三世王、
 「ヘンデリツキ」第四世王の子、一千六百十年(吾
 慶長十九年)位に即、
 第三代、「ローテウエイキ」第十四世王、第十三世王
 の子、一千六百四十三年(吾寛永二十年)五歳に
 して位に即、

第四代、「ローテウエイキ」第十五世王、第十四世王の孫、一千七百十五年（吾正徳五年）位に即、第五代、「ローテウエイキ」第十六世王、第十五世王の孫、一千七百七十四年（吾安永四年）位に即、第十六世の王立て奢侈度なし、是に由て國用乏く百姓困窮す、是に於て紀元一千七百八十九年（吾寛政元年）國の三氏（貴族、士庶、法徒也）會集して、國家治安の事を議す、後に三氏各分れて黨を結ぶ、貴族の黨は王家を助け、士庶の黨に敵抗す、一揆所々に蜂起して、一國內鼎沸す、國人遂に王政を廢し、「ナチヲナーレ、コンヘンチー」を立、國人相集て長官を建て命を聽く所とす、是を「ナチヲナーレ、コンヘンチー」と云、
 一千七百九十三年（吾寛政五年）「ロベスピールレ」と云者謀首と成て、王及其夫人を殺す、縉紳此亂に殉ずるもの數千人、
 一千七百九十四年（吾寛政六年）國人「ロベスピールレ」を誅す、
 一千七百九十六年（吾寛政八年）「ベルギヤ」を併せ、和蘭を以「フランス」同盟の國とす、「ナポレオン」

ン、ボナバルテ」國事に預る、
 一千七百九十八年（吾寛政十年）「ナポレオン」將として、上意太里亞に法徒の所領を伐て是を取る、同年舟師を率てマルタ島を取り、阨入多を征討し、「ヘイリゲラント」を以て、「シント、テアク」の屬下とす、
 一千七百九十九年（吾寛政十一年）「ナポレオン」阨入多より歸る、「ライットフーレント、ヘウイント」是迄立る所の國政也、所を廢し、コンシユルの官に上る、
 一千八百年（吾寛政十二年）「ナポレオン」「オーステンレイキ」の兵をコレンゴに撃て、大に之を破る、上下意太里亞を取る、
 一千八百二年（吾享和二年）「ナポレオン」「オーステンレイキ」とアシンスに於て和を結ぶ、
 一千八百三年（吾享和三年）再び英吉利西と戦ふ、
 一千八百四年（吾文化元年）「ナポレオン」拂朗察帝の位に上る、
 一千八百五年（吾文化二年）「ナポレオン」意太里亞の王を攝す、

「ワーステンレイキ」魯西亞と相合して拂朗察に敵し、其所屬の意太里亞諸地を伐つ、「ナポレオン」「ワーステンレイキ」の兵を「アウステルリツキ」に撃て大に是に克つ、「ワーステンレイキ」則「チロル」「ベネチヤ」「スワーベン」の地を出して和を乞ふ、
 一千八百十年（吾文化七年）「ナポレオン」將として魯西亞を伐つて大に克つ、其舊都「ムスコウ」に入る、然るに其都盡く焼失するがために、是に留る事を得ず、速に退軍す、
 一千八百十三年（吾文化十年）雪際亞「ブリユイセ」を討つ、「クロッス、ヘーレン」「デンネウイツ」を討つ、「クロッス、ヘーレン」「デンネウイツ」に敗績す、
 一千八百十四年（吾文化十一年）魯西亞同盟の諸軍遂に把理斯を取り、「ナポレオン」を「エルバ島」に流竄し、「ローテウエイキ」第十六世の弟を「ローテウエイキ」第十八世に立て、拂朗察王とす、
 一千八百十五年（吾文化十二年）「ナポレオン」エルバ島の配所を破り、再び拂朗察に亂入して王の

位に即く、「ブリユイセン」英吉利亞和蘭相合して、是を「ワートルロー」に討て大に破り、「ナポレオン」を「セント、ヘレナ」島に流竄す、
 一千八百二十一年（吾文政四年）第五日、「ナポレオン」「セント、ヘレナ」島に卒す、
 ○洪水の記
 今年梅雨の頃より、雨勝にて降つゞき、六月末下總筋出水、切れ所出來て、東本所深川は高橋南出水に成、吉原堤も今少しにて水越ん、小塚原の石地藏乳の程まで水附、下谷淺草も所に寄ては押水して、永代橋吾妻橋は損じて往來を止め、兩國大橋は防ぎにて漸く往來す、上野國川股堤は、松平下總守持にて御關所有、利根川の堤にして、此邊川幅四百四十間と言、權現堂堤よりは六里餘西北へ上み方にて、俱に利根川側なり、此河股つゞみ、此度切所百六十間、後又五十間餘崩る、川股の向奥田堤も切れ、猿が股も崩れ、其外龜有平井小松川等の小堤、諸所追々切崩れて、此水筋龜戸、本所、深川へ押水して、數日たへて、七月半過漸々に水落たれ共、往來暫らくは高足を用ゆると聞、本所邊床上には至らずといへども、廿日たらず水

附にて難儀せし、
 京都三條の橋も洪水にて、七月十八日落たりと聞ぬ、
 此橋は豊臣太閤秀吉の修造にして、橋杭ごとく
 く皆石にして堅固、京都中の第一橋也と云、
 下總在にて出水場、百姓御救舟にて馬喰町の郡代
 屋敷へ逃來、同所旅籠屋に滞留するもの千何百人、
 宿賃一人百文宛と御定め仰渡され候よし、天明丙
 午年に洪水ありし連、二三年前より、もろ人の言は
 やせし災を招く共いはんか、しかし今年是他國豊
 作にして、貢に乏しからずと聞ぬ、

武州二十二郡、高九十四萬石餘、
 下總十二郡、高三十九萬八千二百九十石餘、
 武州秩父郡奥山、甲州境金山吹山より水湧出、荒川筋所
 所小川七十二ヶ所流れ合、水元より川筋江戸佃口迄
 凡五十五里、川幅凡五百五十間程、
 上野國利根郡元河根奥山より湧出し、坂東太郎利根
 川筋所々、小川落合事百八十六川、水元より下總銚子
 口迄、川筋凡七十里餘、川幅末に至り一里餘、又關宿
 よりわかれ二合半、行徳領より小松川、木下川、龜戸
 本所に至る、

右は、此頃板行して巷を賣歩行くを、家童の何方よ
 りかもて來て見せし儘に、贅して後のしるべとす、
 ○長崎一件落着
 弘化三丙午年七月廿五日封廻狀、

西丸御留守居
 伊澤美作守
 名代
 西尾藤四郎

其方儀、長崎表在勤の砌、同所地役人共不届の取計
 致し候一件、鳥居甲斐町奉行の節、同人掛吟味中掛
 合受、會所役人共呼出し相尋候節、請拂役并傳之丞
 祖父元會所吟味致盛善右衛門、并利八郎父元請拂
 役吉野善右衛門事連城共、銘々役儀勤役中、不埒の
 所業有之者共に候處、兩人共當時病死いたし候
 由、吟味役頭取佐藤忠太夫、其外の者共申立候を實
 事と心得候共、其砌支配致し候地役人共家族の儀、
 殊に兩人共倅又は孫共方に、同居罷在候者に候處、
 生死の次第得と可相糾儀をも不心得、善右衛門
 外一人等、會所貸附金返納相滞候次第のみ、傳之丞
 外一人へ相尋、口書申付、善右衛門等病死の趣に甲
 斐方へ申越、其上右一件大目付御目付立合、三奉行

候に付中追放、

押込

西丸御留守居
 伊澤美作守家來
 武田 矢 柄四十歳

諸組與力格
 長崎會所調役頭取
 高島 四郎太夫四十九歳
 遠島可三申付處、牢屋敷近邊出火の節放追、立歸候
 に付中追放、

江戸十里四方追放、

長崎會所受拂役並
 傳之丞祖父
 盛 善右衛門六十三歳
 唐大通事
 神代 徳次郎三十八歳

於唐人屋敷門前、磔付可三申渡處、牢屋敷近邊出
 火の節放遣、兩度共立歸候に付中追放、
 松平相摸守へ引渡、

西村俊三郎

於同所、獄門可三申付處、牢屋敷近邊出火の節放
 遣、立歸候に付中追放、
 山名靱負へ引渡、

五島左右衛門尉家來
 山田 蘇 作五十二歳

右同斷可三申付處、同斷に付江戸十里四方追放、

掛り申渡、善右衛門呼下しに相成候節は、右手續を
 も不心得、呼出し、當地へ差越し、追而甲斐方へ兼
 而差越有之口上書、其外と齟齬いたし候段、掛の
 向より掛合受候迄、更に不心得罷在候段、重々不
 束の至に候、依之御役御免、差控被仰付之、

同 戸川播磨守
 名代 大前近江守

其方儀、去る亥年長崎表在勤の節、同三月中唐人
 屋鋪において、袂時計其外投捨逃去候者有之、尤
 晩景にて面體不三相見、留趣の届書、同所新番所當
 番津田中五郎外一人より差出候後、右は唐小通事
 彭城清左衛門事當時五島左右衛門尉家來、山田蘇
 作仕業之趣相聞候は、即座に呼出し可遂吟味
 處、家來中西常造取計に任せ置候故、同人儀右届書
 引替等の儀申談、彼是時日を移し、既に蘇作逃去候
 次第に至り、其外番人共一體取調方等も不三行届
 段、不束の事に候、依之差控被仰付候、

鳥居甲斐元家來
 本庄辰輔事

茂 平 次四十五歳

遠島可三申付處、牢屋敷近邊出火の節放遣し、立歸

木下圖書助へ引渡、

押込

戸川播磨守家來
 中西常造五十歳
 三須半次六十歳
 右四郎大夫俸
 長崎町年寄
 高島淺五郎二十六歳
 無宿浪人
 金子敬之進三十五歳
 遠島可三申付處、牢屋敷近邊出火の節放遣、立歸候に付是迄御仕置相守、御構場所徘徊致間敷旨申渡、
 輕追放
 長崎會所吟味役
 栢植長次郎五十三歳
 横瀬大助五十一歳

右於評定所、寺社奉行久瀬出雲守、大目付深谷遠江守、町奉行鍋島内匠頭、御勘定奉行久須美佐渡守、御目付戸田能登守立合、出雲守遠江守申渡之、

○一ッ橋御門外仇討御届

一ッ橋御門外板倉伊豫守十番廻り場之内、北の方二十間程にて、今七半時過口論有之候様子に付、辻番人承り候處、仇討に候旨申聞候と、最早討留候に付、相番人附置、右相手を番人共辻番所へ引取、番仕居候段申出候に付、早速罷越承り候處、松平隱岐守様元

家來熊倉傳十郎と申者、浪人にて小松典膳と申者、親伯父師匠之仇、本庄茂平次と申者を打果候段申聞、相違も無御座候に付、兩人并死體、入念番人附置申候、此段御届申上候、以上、

八月六日

松平伊豫守家來
 江馬數右衛門
 松平隱岐守家來
 傳之丞實子
 熊倉傳十郎

右の者父傳之丞と申者、實家遠山彦八郎様御組御徒井上七之助養父隱居傳兵衛儀、右傳之丞爲に實兄に御座候處、天保九戌年十二月廿三日夜、下谷於御成小路、何者共不知闇夜に及殺害候に付、其後右敵相尋候へども難相分、勤仕の身にては、存候儘穿鑿の儀行届不申候に付、天保十亥年二月廿九日、永之暇願書差置罷出候處、右傳十郎も同様父之跡を慕ひ、同年三月四日曉、同様願出申候に付、同五日寺社奉行牧野備前守様、御勘定奉行深谷遠江守様、町奉行筒井紀伊守様へ、敵相分り候へば、於何國討留候儀も可有御座候間、爲後日御帳に御附置候様、御届申置候之處、今日一ッ橋御

門外、板倉伊豫守様御一手持辻番所廻り場の内にて、伯父傳兵衛、父傳之丞敵本庄茂平次と申者を討果、其節浪人小松典膳と申者、右茂平次儀は師匠の敵の趣を以て、同様立合申候に付、伊豫守様御家來より申越候に付、家來の者差遣爲見尋候處、相違無御座候、此段御届申上候、以上、

八月六日

松平隱岐守家來
 十河隼之助

午八月七日見分罷越、

御徒目付
 金子熊太郎
 小澤貞藏
 御小人目付
 蘆山鍬五郎
 蘆名啓藏

右、辻番所へ捕押置候熊倉傳十郎、小松典膳、并本庄茂平次死骸見分仕、別條無之間、書付差上候様申渡之、

傳十郎口上書、

天保九戌年十二月廿三日夜、下谷於御成小路、何者共不知、私伯父西九御徒頭遠山彦八郎様御組、并

上誠太郎養父隱居傳兵衛儀被討果候處、私父元松平隱岐守家來熊倉傳之丞儀、傳兵衛に實兄に有之、右敵本庄茂平次と相心得、残念至極に存、敵討果申度、同十亥年二月廿九日、永の暇願書認置家出仕候に付、私儀も父之安否無心元、力をも相添度、同様暇願捨、同年三月四日家出仕、所々國々父の行衛相尋候處、相分不申候に付、父之心を受繼、敵茂平次を尋出し、討果申度罷在、且傳之丞行衛今以相分不申儀も、茂平次の爲に杵果候儀と、猶又残念至極に存居候處、昨六日朝五ッ時頃、芝新堀御徒組屋敷御幕同心加人富永左次右衛門方に、小松典膳罷在候に付罷越、同人同道仕候て、右宅を罷出、夕七半時過、一ッ橋御門外板倉伊豫守様辻番所向にて、右茂平次に出合候に付、父傳之丞死失之處相尋候へども、一言の申開無之間、父伯父の敵と存込打果申候、此外可申上儀無御座候、以上、

八月七日

親伯父之仇
 熊倉傳十郎
 熊倉傳十郎
 師匠之仇
 小松典膳
 傳十郎
 三十一歳
 午三十一歳
 午四十一歳

風説、本庄茂平次出生は何國にや、長崎役所に輕き

奉公いたし居、人をあやめて路銀を整へ、丸山の遊女を盗出して是を伴ひ、關所を破りて江戸に來り、鳥居甲斐方へ住込、同氣相求めて奸につのり、鮫洲なる厄神別當遠島一件等、其外種々甲斐の隠謀に遣はれ、右の敵に長崎混雜にて拘はりし者のよし、鳥居隠謀の事、劔術師匠井上傳兵衛洩れ承り、甲斐へ異見を加へたるをいさごほり、且洩れん事を思ひて、茂平次に申付、傳兵衛を闇討にさせたる由杯風聞有し、鳥居御吟味の頃、茂平次行方知れず、其後召捕に成て入牢し、遠島被_レ仰付一處、牢屋敷近邊出火の節放され、立戻候に付罪科一統軽く、中追放被_レ仰付、此日常磐橋において追放され、其邊にて髮月代いたし、四ッ手駕籠に乗りて、四ッ谷邊なる身寄へ參る途中とかや、一ッ橋御門外にて討れたる由、されば帶刀もなく、永々の牢舎にて殊に瘡疾、歩行も難_レ叶體なりしを、名乗掛駕籠より出る處を、討果たりと風聞、無刀の茂平次、此方には助太刀もある事なれば、篤と事實をも糺問し、脇差にても渡遣し、立合候は、よかるべきに、ひけうの仇討と沙汰あり、しかして御定法通り、牢舎被_レ仰付

御吟味の處親傳之丞伯父傳兵衛共、茂平治殺害と睨としたる證據もなく、一筋に茂平次が所爲と存込候と計にては、裁許如何あらん、遠島にもやと申あへり、(小松典膳も吟味あらば、大方旨趣は分りなん、是も又同じくはうつけたる仇討にこそ、)
○弘化丁未年正月十一日、柳營御會、
山何
枝かわす松の千とせや御代の春 法眼昌 固
こち風ゆるき庭の吳竹 左大臣殿
驚の初音待得し窓明て 通 孝
のこれる月の蔭霞むなり 昌 春
山の端や波の表に高からむ 昌 元
さゝ波よする汀廣しも 其 阿
夏ふかく茂る柳の下蔭に 信 教
夕涼しき道のかたはら 勝 倫
一頻り晴て行なる雨の跡 勝 全
照らす光に雲もかゝらぬ 元 枝
頂をさだかに望むはこの嶽 昌 久
武藏の國は住よかりけり 昌 貞
治れる常磐かきはの殿作り 眞 起

風もならさぬ軒の玉松 昌 澄
花の匂ひ天満神に詣して 昌 功
連なる歌のみちの永き日 壽 阿
右御一巡、

引てこし子日の小松花さかん
はなを待たり久しかりけれ
横 田 美 清

宿直にてはるを迎へて
としつもある殿居ながらに明て氣ぞ
むかふる春ぞたくひやはある

美 清 七十九歳

子の日の歌は小松に添へて、あまた人に年々に送りぬ、

元旦の歌は大つもごりに殿居して、よみて送られぬるまゝに記しぬ、

○翌弘化の五年戊申三月十五日、嘉永と改元被_レ仰出、

歳の名のあらたまりぬるけふよりぞ
よろこびながき君が代の春

○開帳の記

一、市ヶ谷八幡宮、三月朔日より居開帳、
一、諏訪大明神、五月朔日より、淺草七軒寺町於_レ大仙寺一開帳、
一、西新井弘法大師、三月三日より居開帳、三十日
日延ありて四月廿日畢、
同時に關原不動尊居開帳あり、西あたる最寄なり、
一、野島地藏尊、三月三日より湯島天神において、
此開帳は、去年夏ゆしま同所にて有_レ之、故障有て半に止めぬ、
一、淺草觀世音菩薩、三月十八日より、
一、荒澤不動明王、右同日より同寺に於て、
一、善光寺如來尊、信濃にて開帳、
善光寺常燈明所、淺草新寺町燈明寺如來尊、四月
朔日より居開帳、
○焰魔の眼
武の四ッ谷なる内藤新宿大總寺に、安置の焰魔王あり、其像大にして凡一丈餘り、年古き像と云、文化の頃火災にみぐし計持退て、體は其後あらたに建立せしとぞ、今年三月半頃、此焰王の眼を彫抜し者あり、片眼抜とりていかにしけん、高きより落て氣絶

し、その物音に人々折合て捕へしに、最寄なる鳶の者
といへる職人成よし、水晶の玉とこゝろえ、盗取たる
成べしと、様々諸説ありしかども、實は愛兒の疱瘡全
快を焰魔王に祈願せし甲斐もなく、失ひぬる歎の餘
り狂亂して、其恨をかへせし由なり、元より玉眼にも
あらざれど、焰魔王なる故に、さまざまの浮説有しも
おかし、

舌をぬく焰魔が娑婆で眼をぬかれ

うそで内藤評判は大總寺

○信濃國大地震

御代官川上金吾助御届の寫

當月廿四日、晝夜快晴暖氣にて、穩の日に御座候處、
同夜四ツ時頃大地震にて、信州中野條村、私陣屋構煉
塀所々震倒し、其外陣屋附近邊村々農家、手弱の分は
下家廻り震倒し、嚴敷震動致し、暫く相立、漸々相止
候處、夫より少々宛間を置、不_レ絶震動いたし、陣屋よ
り北の方に當り、雷鳴の如き響き有_レ之、夜明迄の内
凡八十度餘の地震、翌朝少々靜に相成候へども、今以
震動相止不_レ申、支配所水内郡村々の内には、潰れ家
怪我人死人等も有_レ之由に御座候へども、未訴出不

レ申候、追々風聞有_レ之趣に承候處、同國川中島邊より
善光寺、夫より南方へ當り、山中と唱へ候一郷邊、重
モの地震と相見え、川中島は民家一村無_レ殘燒失いた
し候村々も有_レ之、一村三四十人位より二三百人程
も、即死怪我人有_レ之、善光寺は家並大抵不_レ殘震崩
し、其上燒失致し、大造の即死怪我人有_レ之候、都而往
還筋は此節善光寺供養にて、夥敷旅人泊り合居候故、
死人も多分有_レ之候由、山中邊は手遠行寄候故、様子
難_レ相分_レ候へども、犀川上手にて山崩れ有_レ之、河中
留切流水更に無_レ之、丹波島渡し船場干上り、歩行渡
し候由、いざや越後表之儀、如何に御座候哉様子相分
不_レ申候、右は風聞迄の儀にて、未曉と難_レ相分_レ候間、
早速手代共差遣、支配所潰家其外共見分吟味之上、外
最寄村々存亡をも風聞相糺、委細之儀は追て可_レ申
上_レ候、且御預り陣屋附、同國佐郡村々之儀も、前同様
大地震いたし候へども、善光寺邊は里數も隔り候
次第に付、相劣り候哉、陣屋并支配所其外最寄私領
村々共、纒宛の破損家等有_レ之候趣に候へども、爲_レ差
儀無_レ之、怪我人亡家等無_レ之候由、右は不_レ取敢_レ此段
御届申上候、以上、

未三月廿五日

御代官川上金吾助

御勸定所

信濃國更科郡川中島、上の氷^{ひが}北河原村百姓宮本
清兵衛は舊家にして、相應なる身柄の由、其子久左
衛門年齡二十三、去年暮の月半より、侍の人替に
來りて勤ぬ、若氣のあやまり有りて、暫し古郷を離
るゝものから、元より江戸は始てにして、さのみ賤
しくも育すと見えし、今年正月末、親なるもの、病
氣逆、從弟の何某むかひのため出府し願出たるは、
國許の一事片付たると察しぬ、聊饒別して分るゝ
に、假初の名殘おしみて、今年善光寺如來開帳あ
るの年繰なれば、我家を宿りとして必參詣したま
へ、彼みてら迄は一里に過ず、左右有_レ御迎に參ら
ん_レ坏、無造作にわかれ去しが、此度の地震はいかに
や、よしや命に障りなくとも、震災を遁れ難から
む、

因に記す、過し年越後の大地震は、文政十一子年十
一月十二日にして、今年二十年目なり、又洛中の大
震は、文政十三寅年七月二日にして、其夜二百八十
餘度、十七八日頃迄日々五七度は震へりと、帝都を

始堂上の館々、神社佛閣震崩す、

巷に霽ぐ物の寫、爰に記すは早く賣出す物にして、追々に
増補し、後には幾通りも板行して賣る、

夫天地の變動は、陰陽じゆんくわんの多少による
物にして、更に人力の納むべきものにあらず、弘化
四末の歲三月廿四日夜四ツの頃ほひ、江戸を始其
外地震あり、其もとは信州水内郡善光寺より北の
方、吉田宿いなつみ村、山口、西條、荒井宿、徳間村、
新光寺、神山中宿、高坂むれ宿、小ふるま、大ふるま
は甚しく、黒姫山に至る南の方、石堂村門御所中御
所、あらか村、わだ、かさま、松岡、新田、上高田、下高
田、權現町、柏原、此近邊人民牛馬多くそんじ、高井
郡に至り東の方、小ふせ宿より、すさか御城下近邊、
大地さけて土中より水涌出、にげ迷ふて人多く死
す、更科郡丹波島近邊より、東西九十餘村、おぼ捨
山邊は別して強く、大地さけ土中より煙の如く氣
吹出、眼をさへざり落入者多し、はに品郡松しろ御
城下近邊七十餘村、小さがた郡上田御城下近邊百
四十三ヶ村、追分、かるゐ澤、くつかけ、上州口迄、
此邊山中うごき、音ありて雷鳴の如し、筑摩郡松本
御城下近邊百餘村、殊に震ひ強く、西方みたけ山よ

り鹽尻まで、皆家居震倒し人馬多く死す、諏訪郡高島御城下、西の方百四十餘村、此内すはの海あふれ上りて、人馬家々多く震り流す、佐久郡彌強く、家藏大地へめりこみ死人多し、安曇郡北の方百三十餘村破損多く、此外悉くは筆紙に盡しがたし、村々在々老たるを助け幼きを連て、めう火にむせび泣さけぶ聲、天地に響きて夥し、殊更に善光寺如來當時開帳ましゝて、諸國より參詣群集なれば、又怪我も多し、其騒動大方ならず、此大震に善光寺坊舎も、残りなく震倒したれ共、御堂はつゝがなくおはす事、三國一體の靈佛と申べし、廿五日に至り追追に漸く震納りぬ、御代官御地頭より御手配ありて、人民を助け出火を取鎮め、大水をふせぎたまひ、爰においてやうゝに安堵の思ひをなせり、前代未聞の珍事なれば、其荒増をしるす、神國のしるしぞ見えてかしくも

震納めたる萬世の御代地は震ひ山は崩るゝ世の中に何とて彌陀はつれなかるらん此度は床も取あへず潰れ家の

もみあふ人は壁の間にく善光寺しなのでなくて死のうとは、るんぶだごんの一言もなしはるんぶの道を詣でし善光寺

地震にあふてとんだけちるん草臥ぞん、路銀ぞん、命が大ぞん、是をや三損のむだ如來とやいはん歟、大地震急難御救拜借金之儀奉候書付、御代官所當分御預所、

總高五萬八千三百六十二石九斗二合二勺内高一萬七千七百七十六石二斗九升二合中野村外八十一ヶ村無難の分村高四萬二千八百八十六石六斗一升二勺潰れ家二千九百七十七軒

内 七十七軒、身元可成之者共、無難之者助合村之分、村々除之、二千九百軒、信州高井郡、水内郡御代官所御預所九十一ヶ村、十六軒、土中へ埋り相知不申分、

二千六十三軒、潰れ家、七百三十七軒、半潰れ家、但、半潰れの分家作本品悉く折砕け不用立潰家同様に御座候、

外

- 潰高札場 十二ヶ所
- 潰堂宮寺 四十六ヶ所
- 潰郷藏 二十二ヶ所
- 潰土藏 三百三十一ヶ所
- 潰物置 九百十四ヶ所
- 死失男女 五百七十八人
- 怪我人 千四百六十八人
- 旅人 二百人餘

三月廿四日夜同所止宿、善光寺參詣のものか、地震にて焼死、斃馬 百五十六疋 斃牛 二疋

右は、當三月廿四日大地震にて、私御代官所當分御預所、信濃國高井郡水内郡村々災害之始末、御届申

上置、早速手代共差出、私儀も廻村いたし、災害之様子見分仕候處、誠に以絶言語候奇變之體、恐怖見に不忍、地面割裂七八寸より五六尺餘、數十間づ、筋立開き、土割目より夥敷黒赤色等の泥水吹出し、歩行相成兼候場所多く有之、其上所々崩れ、土砂雪水押出し、大石轉び落、田畑共悉く變地致し、多分の損所相見、村々用水路者所々脱落及大破、或は床違に相成候場所も有之、水乗不申用水上りに相成候村々多く有之、谷川土砂押出し震埋、所々脱落及大破、水行を塞ぎ、平ら一面に溢れ出し、泥水押流し、且潰れ家の儀、何れも家並平押し潰れ、桁梁矧臍など其外建具類打砕き、家財諸道具は悉く打こぼち、銘々貯へ置候雜穀の類は、俵物押崩し散亂いたし、吹出候泥水を冠り、中には土砂に押し候分も有之、最初見廻り候頃は、村々共小前は勿論、村役人共迄本心を取失ひ、更に跡取片付の心得も無之、銘々潰家前に家内一同雨露の手當も不致、日々途方に暮忙然と致し居、私を見請狼狽、頻りに落涙難止悶絶いたし、尋候答も出來兼打伏居、小前老若男女共は泣喚居、怪我人共は夥敷

倒れ、苦痛罷在候有様、筆紙に難申上、甚以不便至極歎息仕、何れの村々も同様の次第にて、差當夫食備有之候者も、潰れ家下殊に泥水を冠り、容易に取出し候儀も出来兼、小前末々に至り、夫食手當無之者共は猶更の儀、香水は用水を用ひ來候處、泥水交り相成、飢渴におよび候處、自他村々一般之危難、助合候方も無之候間、當日救方夫食の手當等、及び候丈は致し遣候へども、百ヶ村餘之儀、中中總體遠方迄自力に届兼候、身元可成の者共迎も、潰れ家災難にあひ候事にて、奇特の取計届も出来兼、無之據郷藏圍ひ穀等を以、手代共手配廻村爲に相渡罷在、陣屋最寄村々の分は、中野村松川村寺院社地境内へ小屋掛致し、極難の者共救ひ置候儀に有之、且追々村々人民牛馬、死失怪我等相糺候處、男女死失五百七十八人、怪我人千四百六十人、右之内片輪に相成、農業相成兼候ものも多有之、斃牛二疋、斃馬百五十六疋、右之内善光寺へ參詣致し候者か、三月廿四日夜同所止宿、地震にて焼死候者三百人餘有之、多分人絶に相成、災害村々之分、人別二分七厘の減に相成、支配所高五萬八千

三百石餘の内、無難の村々高三分内ならでは残り不申、高七分餘は災害村にて、何共歎敷儀に御座候、差向村々用水路手入不仕候ては、香水に差支、且田方用水肝要の時節に付、何れにも難捨置、取締ひ不申候ては、苗方は勿論、無難の田地植付にも差支候處、場廣大破の儀に付、中々自分におよび不申、火災等の難共譯違ひ、家々田畑山林等迄覆り候大災にて、然る中、水内、高井兩郡は別て大地震痛強く、捨置候而は皆潰亡所に相成、村々多人數一命に拘はり候、未々御收納御國益を失ひ不容易儀、迎も御救ひ不置候ては、何共可仕様無御座候、且右大地震にて北國往還、丹波橋渡船場より凡二里半程川上、奥田信濃守領分、平林村地内字虚空藏山より、凡二十町程の處、山拔崩れ岸川へ押出し埋り、川幅をべ切候に付、流水を堰留、水湛へ、當時川上村々平地へ水相開候へども、湛滿切れ候は、自然何様の洪水に可相成、哉氣遣敷、支配所千曲川縁村々、心得のため申届候旨、信濃守家來より掛合有之、右故當時千曲川、平水より七八尺増水いたし居、川外村々心配致し、山添高場へ立

退居候、切開候は、如何可有之、數日洪水溜候を一時に相流し候は、又候水害異變出來可申と、殊の外人氣不穩、心配仕候儀に奉存候間、前書申上候災害極難に陥候次第、得御賢察被成下、相續方并自普請所用水路大破に付、金二千五百兩書面の村々へ、急度拜借被仰付、被下置度、左も無御座候ては、迎も相續の手段無之、萬一此上難澁に迫り、心得違人氣立候様相成候ては、恐入深く心配仕候儀に御座候間、支配所村々の者共儀は、昨來同國他の支配所に無之、御國恩を相辨へ、定免増米上納相願、實以良民共、空敷く退轉致させ候段、歎わしく奉存候間、御仁惠の御沙汰を以、年賦拜借被下置候様仕度奉存候、然る上は、右拜借金村々高に應じ割符貸渡し、年賦返納等の儀は、別紙を以追て相伺候様可仕候間、急速伺之通拜借被仰付、御下げ金被成下候様仕度奉存候、依之災害村々一村限帳一冊相添、此段奉伺候、以上、
弘化四年四月 高木清左衛門
御勘定所

も見候處、同様の事に付爰に省く、但晦日御届之内に、本多豊後守居城飯山町城下は、支配所最寄に有之處、町家不殘震倒し候上、所々より出火にて、城下皆焼失候由に有之、四日の御届中に、今に折々震動、晝夜十四五度づ、さしたる地震には無之候へども、強弱有之と見ゆ、當日より十日餘りな
出役御普請役より文通の寫
去る十五日、中の條村へ參着仕、翌十六日御勘定方一同同村出立、犀川通り小松村泊罷越候、右途中矢代宿迄は格別の事も無之、潰家も少なく、田畑道割裂候處も薄く、壁など少々落候位に有之、矢代宿にては潰れ家相見え、夫より千曲川を渡り、鹽崎村へ移り候所、次第に割相見え、大地を持上、村中多分の潰れ家有之、焼失も有之、途中小松原村の方へ近寄候程、割れも大きく、岡田川と申は、兩縁堤川床より低く震崩れ干川に成、川床八角十文字に割れ持上り、或は減り下り大亂と相成、川中島は大變地の上に水入民家潰れ、残れるも押流し、且地震にて怪我人死人等も夥敷上に、猶又水死多く、未だ

右、御代官高木清左衛門、三月晦日四月四日御届書

人別等何程の死失に候哉調出来難く、小松原村向ふ小市村との間を犀川流れ、山間より川中島へ出口兩山崩れ落、彼の虚空藏山の崩れ、磐石の如く堰留、水丈二十一丈相湛へ、場所押流し候水勢にて、前山間へ出口にて、水嵩六丈餘の高さにて、水鼻押出し、神明の山中を押抜、堤は悉く押切散瀬と相成、瀧の如く相流れ、いまだ平水より水嵩登り居、言語に難し盡事に御座候、同所に旅宿無之、山中腹に寺有之、此寺も地震にてゆがみ候へども、可成に付御勘定方一同合宿いたし、賄は領主より参り、膳碗杯夫々取集め、陣中の如くの體にて一夜を明し、翌日に相成、御勘定方并佐藤氏には、犀川切込變地亡所の場所見分に被参、私儀は虚空藏山の押抜水、干落の様十見届として出張仕、三里餘の間可成高き山にて、里より登り候事一里餘、追々登り候途中の山に成候ては、割裂里よりは一倍に相成、絶頂へ登り候へば、長さは十町も十五町も有之、幅凡五間程、深さは一丈八九尺より二丈四五寸位の割裂多分有之、潰家數千軒の事にて、中々難し盡し筆紙、黒沼村と申候村方は、山の中腹に有之候

所、村頭の山崩れ一村丸々土中と成、民家は不及し申、老若男女共不殘土に埋り、漸く二人助り逃出し候儀の由、誠に歎敷次第、又中には割目に家はまゝり、是も住居候人々は、悉く生理に相成候由、誠に以言語に述がたく、餘事の珍事は咄より評判より事小さく候處、此度の地震は咄より事大きく、場所様子は書面にも咄しにも致しがたく、實に大變の事に御座候、夫より山平林村へ参り候、虚空藏山と申は、下より一里餘登り申候高にて、右絶頂へのぼり見候處、嶺を幅七八尺位殘し、切立に左右へ崩れ落、中腹に小山并分郷有之、夫を其儘に谷へ押落し、絶頂に有之候道、木立の分、凡十五町程先に有之候向の山脇へ押付、中腹に有之候岩山は犀川へ崩れ落、川を切、磐石の如く相成、廿日近く水湛へ、二十一丈迄水嵩み、水上松本領二三ヶ村水腐致し、時日水干方の所にては、平水より六丈餘相湛へ居、其邊川床埋り中島出来、右川敷は山崩れにて押埋り、當時新川敷と相成、幅三十間程の間、右の中島幅十間程、黒岩の如き物出来、二瀬にて水瀧のごとく相流れ、其姿は日光大谷川位の勾配にて相

流れ、至て物凄く、いまだ河上は二里程相湛へ居、松代領新町と申村方半分水附、床上へ水附居、此四五日の内水干落無之候へば、往々二里程の間水中心相成可申、心配いたし居申候、水内橋と申も落橋いたし、左右缺崩れ、古形更に難し分儀に御座候、其外山中腹に有之候民家、十町餘も押出し、谷を埋平地と相成候場所不少、家は地震にてよじけ候儘、底杯も其儘立木枝折れもなく、其儘遙に先へ押付候も有之、實にあきれ果申候、右の次第にて村々人氣相立、金銀衣類も不殘失ひ、米一粒麥一粒も無之、領主より小屋掛、諸色手當致し小屋に入、所々にて焚出し致し凌せ置候、松代城も震こわし、餘程の破損の趣にて、明日城下へ参り見分候積に御座候、稻荷山は過日申上候通、震潰出火いたし、是も憐れの體に御座候、領主夥しき入用と見請申候、松本城悉く震潰し、若殿死失之由、家中十人程死失御座候、松本の城は山の上に有之候由之所、一丈八尺城相下り、城下の市中は五尺餘地面上り候趣、實事

に御座候、明日は犀川、千曲川へも、水難の様子、切所の様子見分の積、追々中野陣屋許へ参り候間、猶見分之趣後便可申上候、善光寺は多分の事にて、土地の者九千餘人死失、旅人は何程は候や、數相知不申、是又九千が一萬人位の事と、皆々推察に御座候、市村氏在所相島村も、地震にては潰れ家死人も無之、乍併十三日の水にて、堤悉く押切、床上四五尺水入、小前の者三四人流死いたし、穢多二軒流失の趣、御預所役人申聞候、同人宅は怪我人無之由、右之段、荒増申上候、云々、
四月十八日夜 大次郎
要 助 様
尙々當國未だ四方の山鳴響、一日に五六度づ、地震有之候、此一兩日は少々薄らぎ申候、尙追々可申上候、云々、
冠狂下も百人首
歎くこと歸らぬものとおもへども
かこち顔なる我なみだかな
親や子のけうは七々四十九の

うきにたへぬはなみだなりけり
地震して跡は野原となりけり

たゞ有明の月ぞのこれる

あちこちと吹き出したる泥水は

われても末に逢んぞ思ふ

苗代も震崩したる埋れ田に

哀れことしの秋もいぬめり

妻や子が尋ねて来ても死わかれ

かひなくたゞん名こそおしけれ

尋ぬれど問人もなき焼野原

今一度の逢ふこともがな

夫ぞとはしらで参りし善光寺

けふを限りの命ともがな

泊りたる宿も焼のど成にけり

なほうらめしき朝ぼらけかな

開帳でしぬも前世の約束

人をも身をも恨みざらまし

我ばかりつれなく友に死わかれ

あまりてなごか人の戀しき

三尊のみだはさぞかし歎くらん

人の命のおしくも有かな

淺間山のけぶり立止て、其火氣地に鬱伏して、

此度の震災ありと流布せるに、

三とせあまり淺間の煙立やらで

信濃越後の震のはげしき

東山道信濃十郡并城下八所、

諏訪 高島 筑摩 松本

安曇 更級

埴科 松代 伊奈 飯田、高遠

水内 飯山 高井

小縣 上田 佐久 小諸

信州大名、

埴科郡松代城主、十萬石 眞田信濃守

拜借金一萬兩、

筑摩郡松本城主、六萬石 松平丹波守

小縣郡上田城主、五萬三千石 松平伊賀守

諏訪郡高島城主、三萬石 諏訪伊勢守

水内郡飯山城主、二萬石 本多豊後守

拜借金三千兩、

伊奈郡飯田城主、二萬石 堀左近將監守息

佐久郡小諸城主、一萬五千石 牧野遠江守
須坂陣屋、一萬五千三百石 堀 長門守

拜借金千五百兩、

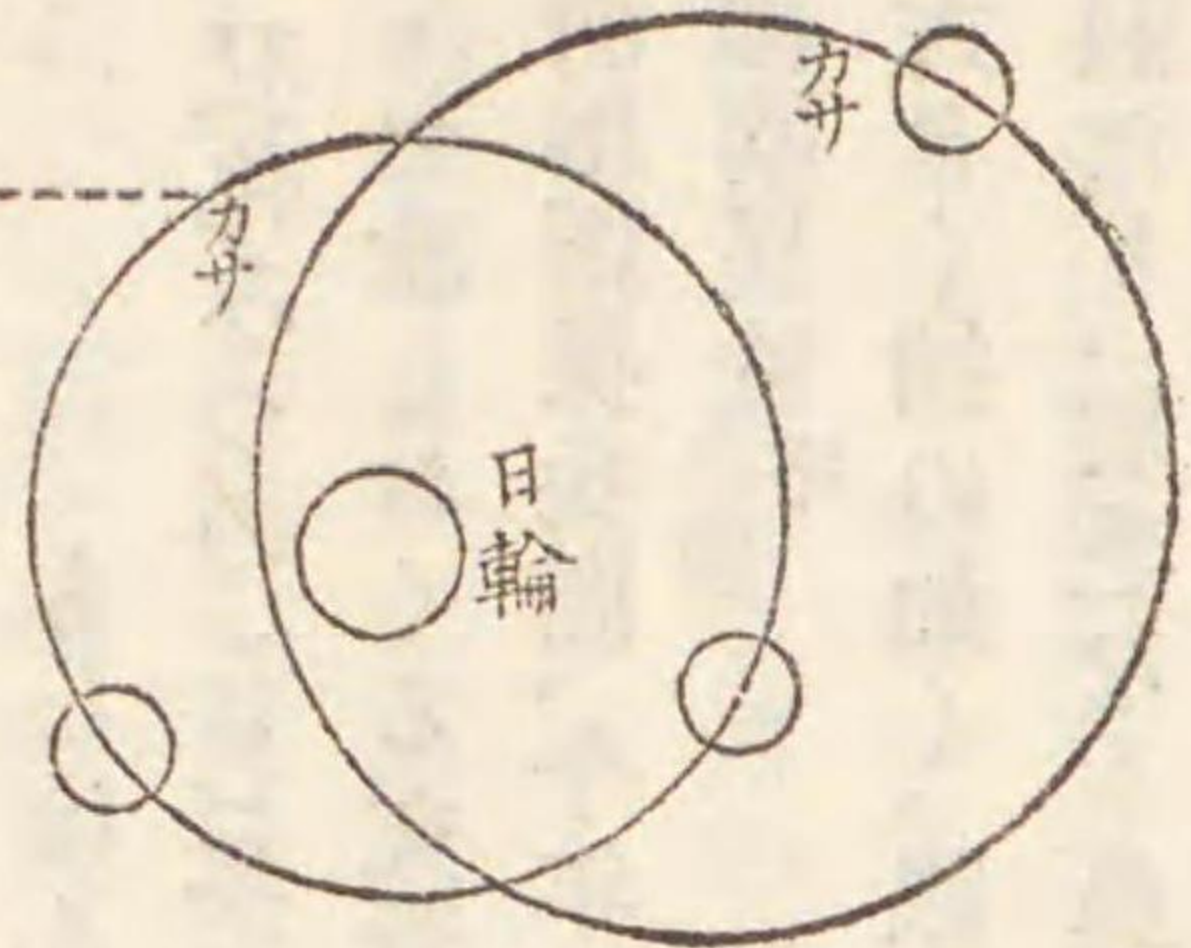
伊奈郡高遠城主、三萬三千石 内藤駿河守

○日輪重暈

今茲弘化四丁未十二月廿一日未の刻頃、日輪重暈

白氣有、小野佐州藩小笹子が、象寫せしもの左のご

とし、



三所日を雲の覆が如くなる赤光あり、
白氣にして、虹に似たり、

○流行拳唄

ことし未の春より流行するどて、つる拳じやんじ

やがぶし、

「酒は拳ざけいろしなは、」墓一トひよこ三ひよこひ

よこ、「蛇ぬら／＼なめくじ参りましよ、」すちやら

かちやん、ソレ「じやんじやら／＼じやん拳な」婆様

に和藤内がしかられた、「虎がはう／＼」どてつるて

ん、「狐でサアきなせ、」まいりましよ、チヨチヨンが

よんやさ、

此戯れ拳は、猿若町三丁目なる河原崎權之助が芝

居にて、三代目中村歌右衛門、六代目松本幸四郎、

市川九藏にて、舞臺にて致せし由、一枚繪にも摺出

し、追々に替歌出来て、専らの流行とはなりぬ、

○酒を諫る辭

すめるのはのぼりて天の美祿とよび、百薬の長と稱

するも、過不及のいましめむべなり、おの子は香ざ

らんは、玉の杯そこなしと、むげにおとしむれど、

花は盛に月はくまなきをみるものかは、みつれば

かくる十分盃、藥變じて毒となるたぐひなきにも

あらず、身體髪膚を父母より受て、全ふする所存

なれ、つま子の患ふるも事とせずして、ほしいまゝ

に長鯨の百川を吸に至りては、大小はたがはざる

ものにて、一人貪戻なれば、一國亂を作すにひとし、
いさゝか心をなぐさむるをほごとして、のりをこ
へ給ひそ、つゝしめやきみ、

難波江のあしからざりし身のほどは

もしほくむともなになき、べき

右は、弘化みつのごし冬、横田美清翁、何某が酒にみ
だるゝを諭しおくる文章なり、

美清俗稱孫兵衛、今年公邊八十歳、

○下總國異童略

頭は大きく蝟の如く、眼は黒眼くぼみ、白眼かぶさり
狼に似たり、眉毛なく鼻耳口常體、齒上へ下々二枚づ
つ有之、脊中にうぶ毛うづ巻、總身薄毛有之、鼠色
にして甚くさみあり、手足共に赤子の如く、胴は七八
歳程にて青筋張、あたかも水ぶくれの如し、物言事な
し、

下總國香取郡佐原新田向ウ津
百姓長吉降
寅次郎當未六歳

右のもの母は、常陸國河内郡古渡村百姓久左衛門娘
にて、先年同村百姓半兵衛方へ嫁し、懐妊中子細あり
て離縁いたし、其後下總國香取郡佐原新田向ウ津百

巷街贅説卷之五終

姓長吉へ再縁いたし、名はわかと申、今年三十三歳相
成申候、六ヶ年以前寅年出生の男子、追々圖の如く異
體に生長致し候、物言事なく候へども、人の申事は聞
取候や、折々笑ひ申候、食物は團子を好き給申候、此
節追々江戸表へ出し候由相聞申候、

右は、是當舎のあるじ攜へ來るを記す、

巷街贅説卷之六

○弘化五戊申年正月十一日、柳營御會、嘉永改元、三月十五日、

玉何

立出て松や千とせを御代の春	庭も野山も雪間添頃	長閑にも照らす光や仰ぐらん	かすめる空に鶴あそぶなり	大海の波は朝原風わたり	漕うかめたる船のかすく	蘆原の茂り涼しき月の夜に	飛かふ螢影ぞほのめく	眞砂地のこまかに雨やそぐらん	枝葉みごりの風の吳竹	すなほなる道を學の窓の前	傳へて跡をつぐ歌の友	花の香を誘ふ鶯囀りて	今をさかりの梅ひらく影	あら玉の春も北野の神社
昌	昌	昌	昌	昌	昌	昌	昌	昌	昌	昌	昌	昌	昌	昌
固	左大臣殿	春	立	阿	倫	教	全	仙	久	孝	起	元	澄	功

袖あまたなる人の行かひ
右御一巡、

としんゝに小松にそへてもる人に
贈らるゝ短冊

子の日して小松ひかばやあづさ弓

やそちの春を千世のはじめに

八十歳 横田美清

試筆

あひにあひてみつの朝に春たちぬ

子の日さへけふ小まつひかまし

よみ人おなじ

去年の大つごもり節分にして、朔の日子なれば此

詠あり、

美清が舎弟なる男、何某へ聲養子に行しに、男振あ

ししとて娘に嫌はれし時、よみて送しと聞まゝし

るす、

てふがせつしやとくだいちるの奥山に

いりて臥猪のところかへなん

○諸山開帳

一、釋伽八相曼陀羅、

高輪 萬松山 泉岳寺

二月二十九日より開帳あり、赤穂の義士四十七人を木像に彫刻して、有徳の在町より納るとの事、前方より風聞有てさいめきしかど、止められしにや其場には見えずと、

元祿十五年午年より、今茲弘化五戊申年迄、星霜百四十七年、義名益盛なるは士の譽れとやいはまし、年代記にも義士開帳と記して、其本主を記しもらせしもおかし、

寛政八辰年、義士開帳と記して本主を記さず、(元祿十五年より九十五年目、)

天保七申年は八相曼陀羅の開帳にて、是も義士の開帳と皆言あへり、寛政八辰年より四十一年目、天保七申年より今茲弘化五申年迄十三年目なり、

一、攝州難波ヶ池阿彌陀如來、善光寺
三月三日より開帳、

本所兩國橋
回向院無縁寺

一、嵯峨釋迦如來、

六月廿四日より開帳、
明曆三年江戶大火、十萬八千人のために建立有し無縁寺なり、

元祿十三辰年、ごこく寺にて開帳、三十四年目にして享保十八丑年三十八年目、明和七寅年十六年目、天明五巳年十七年目、享和元酉年十六年目、文政二卯年十年目、共に回向院、今茲弘化五申年二十年目、

開帳六十日、廿日の日延ありて、九月廿五日終、三月回向ありて、廿八日閉帳なり、

○勸進能、寶生太夫、

筋違御門外なる加賀原に、小屋廣やかに掛渡して、寶生太夫勸進能興行、今茲二月六日初日にて、十三日二度目の所に雨降て、十六日興行大入して、棧敷の歩行落たり、場所よくて怪我はなかりしかども、町奉行所より察度ありて、丈夫に修覆を加へ、見分濟の上興行有べき旨嚴に申渡され、觸出したる兼ての日割も違ひしなり、

勸進能は、在府ならでは成がたき事の由、觀世太夫の外には耳遠きに、此度寶生太夫の興行珍らしきは、當時御師範のゆるなりかしと聞ぬ、櫓幕は寶生太夫が定紋矢車を、縮緬へ紫地に染出して掛たり、文政の頃觀世太夫、芝幸橋なる廣場に小屋建て興行の折は、櫓幕自紋の鷹の羽車にはあらで、藤巴を

染出したる、紫の縮めんまくなりしと云、此紋處には謂れある事のよし、猿樂に遊ぶ人々二人三人へ問しかど皆しらす、

○役屋敷焼

一、二月廿二日、西丸下御老中青山下野守御役屋敷より出火、同戸田山城守忠温、西丸御附若年寄松平玄蕃頭忠惠類焼、晚七ツ時過頃なりし、翌廿三日晝過、大名小路松平備前守より出火、龍の口なる御老中阿部伊勢守正弘類焼、御役屋敷の二日續たる焼失も、又珍らか成べし、

○水府御園

今茲申年彌生中の三日、水府君(當君十世宰相慶篤公)礪川御館の御園を拜見する事を宥免ありて、兩殿の長と共に參上せり、我も其數に入れていと忝なくこそ、抑此御園は、明人舜水(萬治二年己亥歸化)の繩張の由を傳へて、頗る奇景絶妙、古樹枝葉を交へ、大石峩々と苔をむすぶ、泉は元より自在にして流清く、委事は別に記して珍藏し、唯爰に一覽の順と、人々の詠歌のみを記す、

後樂園、額字は明の舜水の筆にて御唐門にかゝる、

唐門、彫物は左甚五郎作と云、

櫻欄山、龍田、櫻園、涵徳亭、(額字林大内記)吐月橋、土橋、大堰川、清水堂、(舞臺あり)通天橋、朱塗橋、

得仁堂、伯夷叔齊の木像あり、
額字源治實は紀伊十世、當時御國許御在世、古眞一位殿と稱す、

丸屋、(腰掛なり)圓月橋、石にて組上たる太鼓橋なり、
八卦堂、八角の堂なり、正面石坂高し、
廊下橋、橋下は切通しにて人の往來あり、
喜晴亭、廣原見晴し、
琴晝亭、額字如此、筆者不覺、
松原、新瀧、一ツ松、石橋、

菅沼伊賀守定敬

餘所ながら思ひしにはを思ふごち

おもふまに、見つるけふかな
十あまり三かのひるまに圓かなる
月をみるとは思ひかけきや

同宰をはじめ御園生窺ふ事をみゆるしありて

陪従しける、同涵徳亭にて、

横田孫兵衛美清八十

さほ姫の霞の袖にたれひかれ

こてふも花の陰になれ來ぬ

世の春の恵に露のかゝらずば

かゝるみぎりの花は見ましや

もろこしのおも影うつすいけ水は

いはねこのもとめぐりつゝ見る

瀧つ瀬にこゝろのちりをあらひつゝ

うきよの外の山にこそいれ

やそぢ餘りながれしさに仰ぎけり

御池の水のふかきこゝろも

蓬萊島とかや呼よしいへる所にて

けふよりは千世萬代やながらへむ

よもぎが島と聞わたる身も

清水堂へまうづる道すがらの溪、宮古の清瀧

川にやゝ似たりと臨まれぬ、

紅葉せん秋にこゝろもうつりけり

きよたき川にかよふなればは

通天橋を

あまの川空にもかけてかよふなり

もみぢの色に匂ふみはしは

得仁堂にて

他の邦のかしこき人はためにけふ

みやまのわらびおりえてしかな

圓月橋を

聞わたる橋の名におふまごかなる

月はしたゆく水にうかべり

喜晴亭にて

くちなしに匂へるはなの畑つゞき

芝生のすみれ日をつみてまし

こなたより芙蓉峯望まれぬときけど、今日は

見えす、

春の日の所々かすめども

こゝろのうちにかぶ富士のね

琴晝亭に到る、是は水作琴中響、山成晝裏

看といへる、唐歌の意なるべしと、長たる人

もこゝに在て述ぶるを聞て、

ことこのねにかよへる水のひゞきをば

山忍がくとも及ぶべしやは

仙人のすみかもかくやはるの日の

ゆくことおそく廻るみぎりは

いろくの花のにしきのおりへてや

めもあやなりとみそのふの春

後樂園を出て、御殿の御休息とかやの御庭を

も廻り拜して、

陰高き軒端の山の岩根ふみ

めぐるみいけの鳥もさわがず

それよりわた殿とおぼしき所の、塗ごめだつ

窓より、いと廣き池見やれば、むかひの左右と

もに、花まさかりなれば、

山吹のにはふやつゝみ池水の

こゆるかど見る花のしら波

右十七首、

かみよりも望ませ給ひ、人々もよふて短冊あまたに

したゝめにき、他日御禮參のおりしも、又多くたにぎ

く出して、美清翁の連吟なる知べし、

水府御祖頼房卿は、神祖御十二男左衛門督殿、寛永三

寅年八月被任中納言、黄門公と稱す、寛文元丑年七

月卒去、稱號源威君、

日本元和四年、清の太祖韃靼より起りて、中華明の穆宗と國を争ひ、元和寛永正保慶安承應明曆を歴て、萬治二年明人舜水歸化、此年明亡し清一統す、今の中華是也、元和の起立より爰に至て四十二年、此國亂によりて舜水日本に渡り來るか、然する時は後樂園は、慶安承應に成しものか、猶後來の修造増減も有ぬべし、寛永三寅年より今茲嘉永元申年迄、星霜二百二十三年、

當君は九世中納言齊昭卿の御嫡、十世宰相慶篤卿御代にして、御母公は有栖川韶仁親王御妹なり、御父母共に駒込なる御下館に御隠居、慶篤卿いまだ御簾中まします、御上館には前中納言齊修卿、稱號源哀君、御簾中峯壽院君御繁昌に在せり、峯壽君は將軍御十一世家齊公御七女也、

○改元

一、今茲三月十五日、年號嘉永と改元、

歳の名のあらたまりぬるけふよりも

よろこびながき君が代の春

明和より安永に改元の時の落首とて、或書に見えつ、今年迄七十七年のむかしも、人情の替

なきをや、
 年號はやすくなりしとかはれども
 諸色高直いまに明和九
 ○嘉永元戊申年、右大將家慶公御簾中天親院様逝去、
 鷹司殿姫君有君、
 御稱日六月十日、
 御出棺六月十八日、

御内實は五月廿八日朝、
 御玄關より御廣敷御門御切手御門迄、凡三十間餘假
 御建物、幅九尺疊敷詰、雨障子掛白幕張、
 御棺御車にて奉引、御切手御門石段下、御裏御門内

内假御建物出来、爰にて御龕へ奉納、傳通院僧正始
 衆僧讀經修事相濟て、御裏御門御出棺、坂下御門外下
 馬札前にも假御建物有之、御龕奉居、衆僧讀經終て
 御通棺、御道筋坂下御門より松平下總守屋敷脇前、馬
 塲先御門外右へ、八代洲河岸、日比谷御門外左へ、松平
 肥前守屋敷前、松平大隅守屋敷脇前、幸橋御門外より
 溝口主膳正屋敷前通、松平陸奥守屋敷脇より柴井町
 通り、濱松町増上寺表門より、龕前堂へ入御也、
 龕前堂は山門前に東面に建、白幕張三門下、衆僧伊賀
 者溜りに相成、
 御葬式御行列

高提灯イロ 西丸 御徒一組 丸提灯イロ
 高提灯イロ 西丸 御徒一組 丸提灯イロ

御徒頭 西丸 高提灯イロ
 御徒頭 西丸 高提灯イロ

西丸 小十人一組

丸提灯イロ 西丸 小十人頭 高提灯イロ

西丸御廣敷 伊賀者六人一行 高提灯イロ

御雨傘イロ

丸提灯イロ 西丸 添御供 小十人頭 高提灯イロ

西丸御廣敷 伊賀者六人一行 高提灯イロ

御挾箱イロ

西丸御廣敷 仕丁組頭二人 丸提灯イロ 西丸 御目付

西丸 御徒目付 同 御小人目付 御長刀イロ

御挾箱イロ

高提灯イロ

西丸御廣敷 添番五人一行 丸提灯イロ 提香爐

西丸御廣敷 仕丁組頭二人

西丸 御同朋

高提灯イロ

右同斷 添番右同斷 丸提灯イロ 提香爐

西丸御廣敷
伊賀之者二人

御刀

西丸御廣敷
御用達

手替

右同斷
御用達

丸提灯イロ

右同斷
伊賀之者二人

御脇差

右同斷
御用達

御守刀

右同斷
御用達

丸提灯イロ

御香爐

西丸御廣敷
御侍

添人

出家

丸提灯イロ

西丸若年寄衆
酒井右京亮殿

丸提灯イロ

右同斷
御侍

添人

出家

丸提灯イロ

御本丸若年寄衆
本多越前守殿

丸提灯イロ

御留守居番

西丸
御用人

西丸
御側衆

御棺御棺昇

御日傘イロ

西丸御廣敷
仕丁組頭二人

西丸
御小納戸三人連行

御留守居番

右同斷
御用人

西丸
御側衆

西丸
御小納戸三人連行

西丸
御醫師

鷹司殿使者願濟にて御借、
姫君様方御附致候は、此所へ入る、

西丸御廣敷
番之頭

高提灯イロ

御用人

右同斷
番之頭

高提灯イロ

丸提灯イロ

西丸
御醫師

御三卿方
御籤中用人御供いたし候は、
此所へ入る、

右同斷
番之頭

高提灯イロ

西丸御廣敷
御用部屋書役二人

高提灯イロ

西丸
御目付

御篋箱イロ

仕丁

右同斷
御用部屋書役二人

高提灯イロ

丸提灯イロ

高提灯イロ

御晏臺四イロ

御茶辨當

大御番一組

丸提灯イロ

丸提灯イロ

高提灯イロ

古御日傘

イロ

古御雨傘

イロ

西丸御廣敷

仕丁組頭

丸提灯イロ

御召替

イロ

御駕籠

御駕籠臺

西丸

仕丁組頭

高提灯イロ

御小人押

御徒押

天親院様

御膳所御臺所頭

御作事方役人

高提灯イロ

御小人押

同組頭二人

丸提灯イロ

一輿毎に丸提灯一張づゝイロ

伊賀押

高提灯イロ

御供女中乗物二十挺

伊賀押

御老中方

御乗輿にて

丸提灯イロ

輿添二人宛

伊賀押

高提灯イロ

御徒押

御小人押

同勢、、、、、

御小人押

此間一町程置

御小人押

畢

御徒押

御小人押

同勢、、、、、

御小人押

仕丁六尺ともにイロとあるは、白麻の單廣袖にして、御四季施の花立縮單物の上に着し、白麻の帯をいたす、何れも無刀、御輿昇は仕丁の名目にて、御

作事方より人足出る、イロ着用なり、竈前堂より御廟所迄之御行列、御道幅九尺、薄縁敷詰、其上に白麻四布縫合敷之、

高提灯イロ

洒水上人

塔頭一臘

提香爐上人

仕丁

上人

大松明

柄香爐

源興院

高提灯イロ

仕丁

伊賀二人

洒水上人

提香爐上人

高提灯イロ 仕丁	日天	西堂一僧 伊賀一人モイ	幡	西堂一僧 伊賀一人モイ	高提灯イロ 仕丁
高提灯イロ 仕丁	日天	西堂一僧 伊賀一人モイ	幡	西堂一僧 伊賀一人モイ	二番 高提灯イロ 仕丁
未敷	西堂一僧 伊賀一人モイ	鏡 鈹	奠湯上人	鏡 鈹	奠湯上人
伶人八人 鳥帽子 モイ	三笛合奏	大僧正參上の時	西御名代御拜之笛共合奏、	鏡 鈹	奠湯上人
鎖 龕 上人	起 龕 上人	幡	西堂一僧 伊賀一人モイ	高提灯イロ 仕丁	高提灯イロ 仕丁
御行列書には伶人を除	念誦上人	小松明	伊賀二人モイ	高提灯イロ 仕丁	高提灯イロ 仕丁
		幡	西堂一僧 伊賀一人モイ	高提灯イロ 仕丁	高提灯イロ 仕丁

華 籠 上人	十僧	聲明衣十五僧	高提灯イロ 仕丁	侍者 上人一人
行者 鈴	華 籠 上人	聲明衣十五僧	高提灯イロ 仕丁	侍者 上人一人
高提灯イロ 仕丁	紗籠	西堂一僧 伊賀一人モイ	幡	西堂一僧 伊賀一人モイ
高提灯イロ 仕丁	對御挾箱 イロ	仕丁二人	御長刀モイ	仕丁組頭
高提灯イロ 仕丁	紗籠	西堂一僧 伊賀一人モイ	幡	西堂一僧 伊賀一人モイ
七五三御膳	西堂二僧	伊賀一人モイ	香爐上人	御位牌 上人
伊賀七人モイ	紗籠	西堂一僧 伊賀一人モイ	紗籠	同上
	紗籠	同上	紗籠	同上

幡 同上 御用達 役者
 同上 御刀 手替 御用達 役者
 幡 同上 御脇差 御守刀 御用達 役者
 同上 御用達 御用達 役者
 紗籠 西堂一僧づゝ、
 供奉 以上
 紗籠 伊賀一人モイ
 御棺 提香爐上人 天蓋 伊賀三人モイ 役者
 西堂一僧 役者

伊賀者のモイと云ふは、白の薄縮にて狩衣の如く、袴も同じ白き三角のものを、銘々額に當るなり、御四季施の淺黄帷子麻上下、紋所は石持なり、其上にモイを着たる有さま、薄ぎぬに透通り、いかにも幽靈と見ゆ、都て白緋白麻包、或は物に覆ふ、皆モイと唱ふるにや、

御取扱并御供、御代拜兼
 御取扱并御供
 御供并御代拜兼
 御供
 御葬式掛役
 御老中 戸田山城守殿
 若年寄 本多越中守殿
 西丸御老中 松平和泉守殿
 西丸若年寄 酒井右京亮殿

寺社奉行 本多 中務大輔
 御勘定奉行 松平 河内守
 御目付 石谷 鐵之丞
 御法事中宿坊割
 表門通り 廣度院
 裏門通り 源流院
 松原通り 良源院
 同 華陽院
 池徳院
 松原裏通り 光學院
 於増上寺大方丈二拜禮之席、
 御三家、埋闕の内五疊目 宰相、同四疊目
 中將、同三疊目 少將、同二疊目
 侍従、同一疊目 四品、埋闕之外上一疊目
 諸太夫、同上二疊目の上 布衣、同上二疊目の下
 無官、同上三疊目

御留守居 蜷川 能登守
 御作事奉行 松平 式部少輔
 松原通り 若年寄衆 月窓院
 松原裏通り 御留守居 良雄院
 松原裏通り 御徒頭組共 源實院
 同 女中方待合 光學院
 表門通り 御廟番 花岳院
 使者待合所 貞松院

二十番	三田 魚籃寺	十九番	魚らん下 大信寺
十八番	同所寺町 林泉寺	十七番	同中寺町 貞林寺
十六番	同中寺町 國鳳寺	十五番	三田聖坂 濟海寺
十四番	三田四丁目 春林寺	十三番	芝馬町 法音寺
一番	かわらけ町 順了寺	二番	あたご下真福寺中 教壽寺
三番	あたご下真福寺中 壽主院	四番	右同所 長久寺
五番	西久保 天徳寺	六番	ため池 陽岳寺
七番	谷町 永昌寺	八番	麻布なだれ 大泉寺
九番	麻布六本木 崇巖寺	十番	同六本木 光泉寺
十一番	同六本木 深廣寺	三十一番	麻布火の見下 圓福寺
三十二番	麻布櫻田町 専稱寺	三十三番	同かうがい 長谷寺
十二番	同一本松 臺雲寺	三十番	同新町 遍照寺
廿九番	同新町 稱念寺	廿八番	三葉坂 専心寺
廿七番	白金堂町 正源寺	廿六番	同所 西性寺
廿五番	樹木谷 興雲院	廿四番	二本榎 黄梅院

○西方札所順道記

廿三番 高輪 引接院 廿二番 伊皿子 道往寺
三十三所畢、

右は、三田山魚籃寺より出す順道記にして、同寺に始りて同寺に終るの廻順なり、踏出しよき場所より始て、順拜すべき也、若わが西山の手より巡らば、溜池陽泉寺を始として、西のくぼなる天徳寺を打納とせんか、

○嘉永元申年秋於三本庄回向院、
勸進角力幕の内一連

江戸	東	村松	鏡岩濱之助
江戸	小柳	丸龜	稻川政右衛門
庄内	常山	丸龜	巖島關右衛門
仙臺	荒熊力之助	姫路	武藏野門太
江戸	柳ヶ花淵右衛門	姫路	廣ノ海富五郎
	荒瀧◎原本缺		
盛岡	横綱 秀ノ山	江戸	荒馬吉五郎
平戸	御用木歌右衛門	延岡	友綱良助

江戸	天津風雲右衛門	因幡	猪王山森右衛門
相良	熊ヶ嶽猪助	肥後	雲生嶽霧右衛門
江戸	君ヶ嶽助三郎	八戸	階ヶ嶽龍右衛門
	雲早山◎原本缺		

勸進元	追手風喜三郎
差添	雷權太夫
世話役	鏡川浪右衛門
	宮城野馬五郎

角力年寄は三十六人有と云、
翌年西四月十八日、吹上上覽相撲の節朱點出る、荒瀧、雲早山西春の勸進に、幕の内に入たるなり、
嘉永西十一月勸進入幕、

荒熊力之助	荒瀧◎原本缺
出、	江戸 一力長五郎
	江戸 黒岩重太郎
	雲早山鐵之助、天津風雲右衛門、前頭子年、東へ出る、不 _レ 出、
	平戸 生月鯨太左衛門、土俵入計、
	勸進元 雷權太夫

差添 追手風喜三郎
世話役 境川浪右衛門
清見湯又市

○柳營集會

水何○印本城なるべし、こは手が覺のまゝに記して、澤瀉の中をくゞりて葵草
かき集しとしられる◎原本
立よれば柳の移る水の面諸 人
うきゝはだしにつかわれにけり 水府公
我とても心に急ぐことあれば 老青山下野
見過して行くことのかなしき 老久保加賀
漕つけて其甲斐もなく成にけり 老松平右京
強て祈りしゆゑとこそいふ 和泉人
つかむこと必隣有と思へど 若堀田攝津
孔子も時にあはぬなりけり 林大學
蕨くふ身にも少しは氣にもなり 松樂翁翁定信
連なるものは猶いかにせん 老松平和泉
跡の雁それて居ぬゆる無言なり 若増山河内正寧
またふりなば何といふべき 若田沼玄蕃
目に角を立て見れども六ッ切 若京極周防

べられぬうらろじかへるなり 老阿部備中正精
中に居てさて思ふやう言ぬなり

去々年以來殊になほさら 若植村駿河
西方は口はきかずと濟だもの 若森川内膳
東だとして同じ事なり 若水野壹岐忠實
年よれば迎もかくても齒はたゝす 側土岐豊前
世間の人は何といふらむ 側蜷川相摸
倒されぬよふに時々風をよけ 若酒井若狹
といこほりなく朽はてもせず 側松平能登
仕合に何とも人の言ぬよし 側松平筑後
十目も十指も當にならぬ也 十人
めでたき御代に惠まるゝかな 各言
右御一統、
いつの頃の戲評なりしや、反古の内より見出し儘に、
爰にしるして過去を思ふに、文化年末のことならん、
○嘉永己酉年正月十一日、柳營之御會、
唐何
立並ぶかげいや高し松の春 法眼昌 同

長閑になれて竹の幾本
 驚はよろこびの音にさへづりて
 明頃かすむ窓ひらきけり
 月はまだ入江に遠き舟の上
 はつ汐みちてうかぶ島山
 立になる木々の梢やしらるらん
 雲晴わたる空の夕景
 群鳥の飛行翹風みえて
 ちりくる雪のかるく社あれ
 いく度か舞の袂を返すらん
 神代の岩戸明そめし時
 照す日の國の榮えを思はれて
 花の千とせの相生の松
 誰も皆迎ふる春や祝ふらん
 霞にそめてこゝろむる筆
 右御一巡、
 ひき初し春ぞ久しき年々の
 子日のまつは二葉なれども
 横田美清八十一

海中出現不動明王、
 赤坂一ツ木威徳寺、三月半より居開帳、是まで開帳無
 之、此度始て願濟といふ、甚小寺ながら賑ふ、
 出羽羽黒山於竹大日如來、
 兩國向於回向院無縁寺、四月半より開帳、
 略縁起
 竊に以に、吾朝は神國といへども、和光同塵の利益
 不可思議なるが故に、天地開闢の大古より、本地の
 垂跡海内に普く、五濁惡世の末代といへども、諸佛
 の化現枚擧するに違あらず、是しかながら一切
 衆生を、悉く皆濟度したまふべき、深重無二の弘誓
 とぞ云べき、爰に我黄金堂に安置し奉る、於竹大日
 如來の來由を尋奉るに、往年元和寛永の頃ほひ、武
 藏國比企郡に、戒行堅固なる聖ありけり、正身の大
 日如來を拜せむことを深く願ひ、千里の行程をも
 遠しとせず、我御山に歩を運ぶ事年久敷、一年例の
 ごとく登山して、自坊に暫く止宿の折から、夜中誰
 共なくて告てのたまはく、汝我尊容を拜せんと思
 はい、是より江戸に行て、佐久間某が召使竹女とい
 ふ者を拜すべしとなり、此瑞夢既に三度に及けれ

ば、行者は感涙肝に銘して、宿坊成ける我先人玄良
 坊宣安に、しかく、と談話れば、玄良坊も靈夢を感
 じて、打連立て大江戸に登りぬ、佐久間某は大傳馬
 町に住して、名高き豪家なる儘に、尋行て主に語る
 に、是より先に主人夫婦も、夢想の告を蒙れること
 ありて、問もや來ると待たりければ、互に奇異なる
 佛勅を歡び、其夜密かに竹女が部屋を窺ひ、兩人に
 拜まするに、不思議なる哉平常よりも殊に端正美
 麗に見えて、其全身より光明を放ち、一室の内赫奕
 たり、行者は此度望たりぬと、あまた、び禮拜稽首
 し、宣安と俱に終夜誦經し、翌れば主人に暇を告
 て、兩僧互に名殘をおしみ、泣々本國へ歸り行ぬ、
 斯て竹女は次の日より、一間にのみ籠り居て、晝夜
 稱名を唱へて、四五日ばかりは扱有けるが、寛永十
 五年三月廿一日の曉、俄に屋上に紫雲たなびき、室
 内に異香薫じて、大往生を遂畢ぬ、抑此竹女といへ
 るは、常に佛名を稱して慈悲の心深く、かゝる豪富
 の家に仕へて、聊不足なき身にはあれども、假初に
 も五穀を捨す、我食を減じて乞食牛馬に施し、厨の
 水盤の水落しには、布の袋を絞り置て、洗ひ流す雜

菜といへども、總て徒にはせざりけるとぞ、偕又佐
 久間夫婦は、度々の奇瑞を見しより、信心日頃に十
 倍して、慈悲善根愈ることなく、現當二世の報謝の
 爲、若干の資財を喜捨して、等身の尊像を彫刻し、
 持佛堂に安置し、朝暮崇敬したりけるが、其後寛文
 年中に至りて、斯る尊容を俗家に置かんは勿躰な
 しと、靈所と云由緒といひ、値遇深き佛場なれば、
 遙々當國に守護し下りて、當山に安置し訖ぬ、され
 ば人口に膾炙して、或は於竹大日如來とも、或は佐
 久間大日とも、擧て稱し奉るぞかし、倩按するに、
 皆是佛陀の方便にして、或は凡俗の少女と化生し、
 或は受戒の行者と應現し、愚痴無智の惡人女人を、
 安養世界の青蓮華臺に、輒く乗せしめ給はむと成
 べし、然る間此靈像を拜する輩、慈悲を元とし五穀
 を尊とみ、信仰渴仰の心を勵し、現世後生の安穩快
 樂を、一向に頼み奉るべき者なり、
 維時元文五年庚申四月佛生日
 出羽國羽黒山龍黄金堂
 於竹大日如來別當
 玄良坊仲眞謹記

まの説あるに依て、其儘を爰に寫す、縁起を見れば、尊像を彫刻して、持佛堂に安置し、後寛文年中羽黒山の麓黄金堂に納る由なり、今茲開帳佛は唐銅佛にして滅金し、御丈二尺六七寸程の座像なりと聞えぬ、彫刻とあれば木像なるべく思ひしにいぶかしく、お竹在世に用ひたるといふ、麻前垂、たすき、茶袋、流しの板と云もの一枚あり、外に靈寶もななく、信じかたき品の由、開帳中雨勝にて不景氣ときこゆ、

大傳馬町名主佐久間當主は方へ、開帳佛江戸到着の節、并歸山發興の節も尊像請待するに、玄關よりは廚子重くして入難く、中の口より入れば安し、現世主從のゆゑにやと浮説あり、身延山日蓮大菩薩、

深川於淨心寺、七月十九日より開帳、九月十九日閉帳、

奥の院の御像と云、祖師御自作開眼の尊像にして、御丈三尺餘あり、堀の内なる妙法寺の御像に凡ひとし、いと古く黒みて拜みぬ、淨心寺本堂の左の方に假堂建、右の方の假堂には、

七面大明神(立像、御丈二尺程、是も又いと古し)開帳有、九月十九日正九ツ時閉帳にて、廿日供養音樂兒ねりありとぞ、なべて開帳は十日の日延ある成に、日蓮宗の開帳に限りては日のべなく、境内は更に其最寄にも、觀物がましき物は無きこととぞ始て聞ぬ、參詣は日々に群集し、收納も夥しく、近年の開帳とは聞えぬ、實に妙法の徳成べし、

○下總國小金御猪狩

今茲嘉永二己酉年三月十八日、御十二世將軍家慶公、

於三下總國小金野御鹿狩、御獲物御突留、兔二疋、

總勢矢附突留共、物數二百五十二疋、

一、猪九十七疋 一、鹿十八疋

一、兔百廿九疋 一、狸五疋

一、猪三疋

外に生捕、

一、猪一疋 一、鹿一疋

一、猪一疋

但、猪猪は松戸宿までの内死、鹿は勢よく、直に吹上御庭へ持込に相成候よし、

射留、

一、雉子二羽、

右の内、御突留射留を先として都合百疋、兩國なる御上り場より、御先御行列に加へられ、大手御門外まで参りて、御突留射留の分は、其儘御本丸へ持込、其餘はのこらず平川口外御春屋へ持込、

御供

御老中御筆頭

阿部伊勢守正弘

同

遠藤但馬守胤統

御側御用御取次

本郷丹後守

同御泊方

岡部因幡守

大御番頭

大岡紀伊守

加藤伊豫守

大目付

柳生播磨守

松平河内守

松平豊前守

坪内伊豆守

跡部能登守

若年寄同

大岡主膳正忠固

同

本多越中守忠徳

同

竹本主水正

同

太田播磨守

御書院番頭

逸見甲斐守

關播磨守

御勘定奉行

石河土佐守

御使番

黒田五左衛門

御小姓組番頭

近藤遠江守

土岐豊前守

御目付

遠山半左衛門

石谷鐵之丞

御使番

松平久之丞

御書院番に附可申候、

仁木二郎八郎

酒井織部

稻垣鐵之丞

水野甲子二郎

大久保外記

西丸御目付

松本十郎兵衛

大御番に附可申候、

○戸川助次郎

○一色邦之助

○瀧川主殿

○土方八十郎

○細井宗左衛門

右御番方一組五人宛、都合百人罷出、追駈騎馬相勤候、世話可致候、

但、一番之追留迄之追駈騎馬相勤、其後頭々之手に付可申候、

御使番

本多彌八郎

御小姓組に附可申候、

右一人宛步行立之御番衆へ付可申候、尤馬にて可被相勤候、

御目付

戸田能登守

瀧川主殿

土方八十郎

御使番

一色邦之助

戸田助次郎

細井宗左衛門

右百人組御持、御先年之場所見廻り可致候、尤馬にて可相勤候、

御使番五人は追駈騎馬相勤候、御番衆世話仕候内より、兼可被相勤候、

御使番 本多隼之助 西丸同 松平上野介

御使番 久留十左衛門 永見鍵次郎

右御用之ため、馬上にて御立場邊に可被罷出候、一、十七日夜九ツ時御供揃にて、兩國元柳橋より御乗船千住まで、松戸宿正龍寺へ御小休、五ツ時頃小金へ着御御成、かけ御場の御陣廻りありて、御立場へ被爲成と、直に御手摺前にて白き扇を上る、是を相圖に御前の坂脇にて、御貝役御貝を吹く、引續五十目玉鐵砲釣べ打、諸方にて打出し、遠卷の百姓時の聲を上げ獸を追出し、御立場近く寄候へば、騎射人弓にて射留、暫く有之御立場正面御坂中程にて、白き塵を振る、此相圖にて又々鐵砲つるべ打前の如く、御陣太鼓打之、是にて諸方の陣に控られたる番頭、其組々の騎馬共不殘御場へ駈出、騎射に代り鎗突に相成る、最初より百姓共の時の聲は、たゆみなく聞ゆれ

共、此時一段聲高く聞ゆ、御犬飼の犬共に、兎狸鹿杯かけ捕らせ、しばらく狩有て、御老中阿部伊勢守正弘朝臣騎馬にて出、猪一ツ突留らる、御前にも御騎馬御場へ出御ありて、御手鍵にて兎二疋御突留、右相濟て御立場へ御立戻遊され候節、奥之衆一人騎馬にて、赤き扇を差あげ御場へ乗出して、御立場下構の前に相詰居たる、御休息御庭の者大勢、銅鑼にやう鉢を鳴らし、御場へ駈出し、總御引上に相成、八ツ時頃御場相濟、御立場に於て伊勢守正弘、御懇の蒙上意、御手自ら御陣羽織拜領あり、外一同御目見被仰付、濟て御引拂、松戸宿正龍寺へ御小休、夫より如今朝千住御上り場より御乗船、兩國へ御上り、四ツ時頃御本丸へ還御とぞ、御立場の廻り四方、并御小屋場道に、十七日暮より曉迄、百姓共篝火を焚く、御獲もの御城へ持込方等は、前に記すにおなじ、狩場の圖四面◎圖省略

て、いづれも太細なく揃ひたる丸さにして、清め磨たる様に見えて美しく、

御立場の後ろ餘程はなれて、菰包の酒樽數多積てあり、此酒は役に出たる總百姓へ被下由、松戸宿の酒屋より二百樽程、御場へ献上候由承る、其酒なるや、

御召御陣羽織黒羅紗、御裾の處白く、葵といふ字を角字にして横につなぎ附、還御の節は御召替白羅紗、御裾は黒にて右同斷、

御伊達道具、二本共對白毛にして、御長刀の先に立、此御鎗御立場へ被爲成候と、直に御同所御手摺之兩脇へ、一本宛横に立掛有之、

右は、黒鍬のものより、御廣敷へ出役勤いたし居候、三澤新次郎元役にて、御場へ出役に付、書留たるを爰に記す、御獲物を取扱ひて、委しく窺ひたる成るべく、左の詠も彼がよみたる歌にして、壯年の志いごめでたければ、記して殘す、

十七日の夜、御立場のめぐりところへに篝火焚て、夜の氣しきいとすさまじかりければ、いさぎよきあすの御狩に篝火の

煙りもなびて野邊の春風

あすは又と昔よまれし人の歌を、折からにおもひ出て、

あすきゆる野邊の篝の煙りぞと

思へば鹿も哀れなりけり

夜もすがら野邊の篝をしらぬ火の

こゝろづくしと鹿もこそ見ぬ

夜ふかき月の雲間よりもれ出たる、御小屋の軒端にみえ侍りて、ことにおもしろく覺えぬれば、

あなかしこわたくしならぬ假寐して

小金が原の月を見むとは

詠れば小金が原もうちかすみ

おぼろに光る春の夜の月

かすならぬ袖にやごりてありあけの

月の恵はいつかわすれん

人々の、あまたけものを射とめ突留などして、

とりて奉るさまいみじき事に見侍りて、

わきてけふもろ手の駒もいさむらし

君が御狩の光そひつゝ、

久々出役にありて、君の御供つかふまつりて侍りしに、こたび御狩御供にまかりて、はるかにあほぎ拜し奉ぬることの、嬉しくありがたさに、

久かたの光もけふは見つるかな

こがねの野邊の草にまじりて

御立場すかき處の廣野に、小松を多く植て、一しほ春の色もめだちぬれば、

千とせともなにか齡を限らまし

小金の松と名にしたれば

御八世有徳廟吉宗公、享保十巳十一年、相續て小金野御猪狩あり、後惇信廟家重公、凌明廟家治公、御二世猪狩なくして、文恭廟家齊公、寛政七卯年三月おなじ野にて御鹿狩あり、其時獲物は鹿九十六頭、猪七頭、兎四ツ、狐三ツ、狸五ツ、雉子一羽と或記に見ゆ、

因にしるす、有徳廟御狩の時、奥御坊主成島道筑が詠とて、口碑傳ふ、

あすは又狩の、露ときゆる身を

しらで臥猪の夢やみるらん

御狩の御もよふしの時、此歌よみて御聞に入しに、御感ありて一度は御止りありしと、續年の後にや、君其前にしあらば、引續きたる御狩はいかにや、道筑は儒學よろしく、後奥詰の御儒者となりて、其末孫成島圖書頭、一兩年前歿して今幼若と聞ぬ、

いにしへは子を尋ねたる隅田川

けふは小人がおやをたづぬる

十七日の夕七ツ時頃より、霧さめ降出て夜に入ぬ、

我せ子の來べき宵ぞと松戸宿に

くむさゝがにの糸のふるまひ

夕されてふるや小金の小ぬか雨

夜をををしにかけし鹿あみ

秋ならで染る紅葉は鹿鎗の

あはれ千汐の立ぞうたてし

あすは散る花とし知らで小がねの、

櫻にあそぶ獵の小男しか

曉を告る鶏には七ツ目の

立網にかゝるべしとは夢にさへ

卯月に隣の春の狩くら

しらで臥猪の一夜あかしつ

追れつゝ狩野の狐道たえて

ふりみだしたる玉の尾柳

ゆふべまで腹鼓草さく野邊に

けふを限りとしらぬ野狸

右 戲文堂狂詠

○三途川老婆

江府大久保表番衆町西の末南頼に、芝三縁山増上寺末にて、妙龍山正受院と云淨土寺あり、小寺にして小き阿彌陀堂の内に、熾羅王脱衣婆を安置せり、元來淋しき寺なり、此脱衣婆予覺て享和文化の頃、小兒のくつめき、咳の平癒を祈るに利益ありとて、偶々は參詣もありしが、追々に流行出て、去年嘉永と改たる秋の頃より、わきて諸願利益ありとて、遠方よりの參詣日に彌増り、六の日を縁日として、月の三度はわきて群集とかや、利益の風説さまぐに奇を傳へ、靈驗有

由を専らに傳へあへり、今茲卯月九日、新町なる牡丹の花見の序、正受院に立寄しに、常の日ながら參詣多くして、狭き堂内へ入ること難ければ、遠く拜して過ぬ、地内もいとせまきに、百度參りの男女も十人計群集せり、此邊は元來淋敷土地なれども、堀の内へ參詣の間道なれば、月々の十三日には往來も多けれど、夫に引替りたる賑はひ、納綿賣線香賣、水茶屋、粟餅團子茶屋、何まれの商ひ物多く、道すがらの物もらひ、縁日には彌多く、新宿の表町まで、植木屋など出て賑はしとぞ、納綿はおびたしく、廚子の内外に積重ね、供養の線香は地内に煙る、納職は布に紙に取交て、三途川老婆王と書記して、數多立並たり、綿も職も願をかける時納るか、又願解に納やしらず、信心の男女堂内に満々て、大き成木魚打て、六字名號を唱へ居れり、閏四月の始障ること出來て、暫らく參詣を止めらる、日供の拜膳并御影の料足等格別に引上、又境内の水茶屋のこと、石の五重塔は先住の節建立せしものながら、寺社の御役所に御届けなき段、察斗にての遠慮とも云あへり、

日本橋四日市なる翁稻荷も、此二とせ三とせの時

行神にて、こも又參詣群集さぞ、此翁に大久保の老婆を取合せて、さまざまなる戯れの一枚繪摺出して、錦畫ひさぐ見世先にも、又多く人足を止む、享和の末より文化のはじめ一兩年間、淺草新堀端田甫之花家下屋敷なる、太郎稻荷大きに流行て、參詣群集せしなり、其後かゝることをきかず、先住御尋の處、行衛知ざるによりて、永尋となりて、五重の塔其外御察斗ありし品々取片付、當住へ逼塞被_レ仰付、八月の末免許なりて事濟、參詣も前のごとくなりぬ、

○吹上相撲

嘉永二酉年四月十八日、吹上十三間御門外において、上覽相撲百四十番、外稽古地取十五番、并御好十八番、都合百七十三番、御中入前後七十番、二段目相撲より追々取上、

御中入前七十番の内二段目以上、

初筆東、二筆西、

行司木村多司馬

- 米 花 ●増見 瀉 住の井 ●飛鳥 島
- 若 柳 ●七ツ石 ●榊 山 御所車

- 千賀浦 大 榎
- 關の川 ●澤 風
- 行司木村庄太郎
- 松が崎 ●荒井川 ●大 灘 ●くりから
- 常陸山 ●嶽の越 ●達の海 ●玉が橋
- 雲 龍 ●黒 岩 ●長谷川
- 谷の音 ●友 桂 ●鳴 瀧
- 行司式守鬼一郎
- 鏡 石 ●鶴が關 ●鰐 石 ●一 力
- 荒 灘 ●繩 張 ●和歌浦 ●竹 破
- 緑 川 ●雲早山 ●柚が 花淵右衛門
- 岩木川 ●君が嶽助三郎 ●天津 風雪右衛門
- 行司式守伊之助
- 巖 島 ●常 山 ●稻 川
- 荒 熊 ●猪王山 ●友 綱
- 荒熊は東なり、西方に成りしにや、
- 御中入後七十番の内、二段目以上、但同斷、
- 行司木村多司馬
- 矢 車 ●錦 島 ●鵜 瀉 ●さゝ浪
- 岩木野 ●角 力 ●若 竹 ●引分 稻見山

藤の戸

●一文字

行司木村庄太郎

- 響 灘 ●的 石 ●鏝 山 ●雲 鶴
- 荒 飛 ●大 湊 ●藤 越 ●四ツ車
- 書寫嶽 ●武藏野 ●春 柳
- 橘 ●逆 鉾 ●瀧の尾
- 行司式守鬼一郎
- 増位山 ●室 川 ●和田ヶ原 ●鶴が峯
- 花 車 ●谷 嵐 ●錦 荒 岩
- 荒 瀧 ●廣の海 ●武藏野 ●小 柳
- 階が嶽 ●雲生嶽 ●熊が嶽 ●荒 馬
- 鏡 岩 ●劔 山
- 御用木 ●秀の山

稽古地取十五番、東方計入達に出る、

二番勝負

行司式守鬼一郎

- 生 月
- 稻の川
- 行司木村庄九郎

- 鰐 石 ●和歌浦
- 鶴が關 ●繩 ●張二番目
- 一 力 ●竹 破
- 鶴が峯 ●荒 岩
- 行司式守幸太夫
- 雲早山 ●君ヶ嶽 ●武藏野 ●引分
- 緑 川 ●岩木川 ●柚ヶ花
- 行司木村多司馬
- 熊が嶽 ●巖 島 ●荒 熊
- 雲生嶽 ●廣の海 ●階が嶽二度目勝
- 行司◎原本缺
- 東方 ●西方 ●東方 ●西方
- 小 柳 ●荒 馬 ●鏡 岩 ●御用木
- 常 山 ●猪王山 ●稻 川 ●友 綱
- 御好十八番、一番取、初筆東、二筆西、
- 宮が關 ●白 旗 ●八 劔 ●瀬戸浦
- 春 駒 ●荒瀨川 ●鎧 川 ●室 山

陣 中 藤 繩 鏡 石 巖 島
 力 石 三笠山 荒 灘 荒 熊
 常 山
 ●猪王山
 ●青木山 勇獅子 ●響 灘 矢 車
 通し矢 ●宮が濱 雷の音 ●岩木野
 ●増位山 劔 山 秀の山 荒 瀧
 雲井嶽 ●小 柳 ●猪王山 ●君が嶽
 右は其御場所へ携りたる人の記したるを、傳へ寫す、
 ○水府前中納言景山公御章の寫

九世齊昭公、文政十二丑年十二月御家督、天保十
 五辰年五月俄に御隱居、御簾中有栖川詔仁親王
 御妹、

我等事淺見寡聞は勿論、人情時務を斟酌いたし候
 事不得手にて、天下國家の御爲と存詰候へば、過
 不及の所置有之候にも不心付候故、去年從公
 邊不三容易三譴責を蒙り候段、實以恐入候儀、申迄
 も無之候、不才不明の廉にて罪を得候は、我等の
 愚昧にては當然に候へば、萬一野心にても有之候
 様に、國持大名等より疑れ候様にては、威義二公以

來、代々相傳候赤心、水の泡と相成可申は勿論、公
 邊御爲如何可有之哉と、是のみ不成、去る六月、
 猶又此度追々御懇の蒙三台諭を、一身の面目は不
 申及、先君の靈に對し候ても申譯有之、感銘無
 此上、其許にも御悅可給候、其許にも追々成長被
 致、殊に此度篤き蒙三台諭をも候上は、定て心得
 振も有之事とは存候へども、此上一藩不和等の儀
 無之、様々との眼目を失ひ、士道に背き候罪狀之
 外は、何分公平寛宥に所置致し度事に候、扱又家
 中を教育いたし候は、文武二道の外無之處、其許
 にも文武出精被致候へば、家中も勸ずして勤可
 申、何分御油斷有之の間敷候、其外追々可申達候
 へども、先肝要の事のみ相認候、我等事は敗軍の將
 同様故、右等のことも如何に候へば、三折臂爲良醫
 と申事も有之故、厚顔を不顧申遣候也、
 嘉永二酉三月十五日 景 山
 宰相殿 參
 本文の趣吳々も得と御心得、尙又早速水戸江戶
 家中へも爲見可給候也、
 當三月十五日、宰相へ遣候書中に、去六月と認有之

候、右書の儀に付ては、其砌爲三心得三連々に相成候事
 とは存候へども、不三承り三候故、萬一不三存節のた
 め心得に爲見申候、御内意の事故前後は文略、家中
 心得に相成候處のみ、相認め爲見申候、一同も見候
 而、公邊思召に不三相違三様心得申度候、依て左に認め
 爲見申候、右は去六月宰相登城之節、老中伊勢守よ
 り書取を以渡候書也、

被三仰進三候迄も無三御座、御心得も可三有三御座一事
 には有之候へども、文武の道格別に御出精、御孝
 養筋の儀は申迄も無之、將又御國政の儀第一、御
 賞罰等の儀に付、聊たりとも偏頗之御所置無之、
 能々下情をも御推察有之候上、萬端御座あるべ
 く、其上御家臣の内、兎角派黨の相分候儀有之趣、
 是等の儀は別て御心配可被成御事にて、詰り萬
 全の御政度共難申候、能々御熟考有之、御誠實に
 御示し無之ては相成まじく、其外總て御家政向、
 諸藩へ模範と奉仰候程に、格別御勉強有御座一度
 事にて候、一體御館の儀は、御歴代被成置候御善
 行も不三少儀、其遺志を可被爲三繼候事は勿論の
 事、將亦中納言殿一端御嚴重の御沙汰は御座候へ

ども、御同人の御所業、悉く不三應三尊慮と申事に
 は無三御座、御初世以來御領中御撫育筋御配慮、浮
 華の風御改、文武御引立等御行届、既に去る卯年出
 格の御賞譽も被爲在、外寇防禦の儀は、積年御勉
 強御憂苦被成、御領海御備筋等、御手厚に相成候
 段、實に御尤に候處、年來御一藩一致の場を被失
 候由は、自然諸事に付、過不及の御所置無之とは
 難申候間、當時貴所様にも、格別御熟慮の品も可
 有御座三哉には候へども、右等の儀は、無謂御制
 度を御改め被成候筋は有之間敷、夫に付當節右
 等の儀、中納言殿御代中に引競候へば、文道武備共
 聊及三衰微、御質素の御風習も追々相弛み候哉之
 趣、なんどなく相聞申候、左様の儀にては不三御宜
 當時連枝家老共厚く心懸、精々骨折罷在候儀には
 候へども、追々御成長の上は、唯々何事も御委任
 被成置候筋は無三御座候、御家政向諸事得失の
 場、重疊御勘辨有之、假令連枝家老共申上候事に
 ても、御異存も有之儀は、御斟酌御權論有之、御
 國政筋厚く御心を御用ひ、前文の者共へも無三御伏
 臆、御沙汰可被成事に候、中略、此段爲三御心得

申上置候様にこの御沙汰に候事、三月十五日、宰相へ遣候書物、役方へは其筋より爲見候由に候へども、次回の儀は表方手本にも相成候事故、我等より一同へ不爲申候、右之外別紙も同断の事、

三月十三日、三連枝共後見御免の儀は、表向被仰出候、一通は達にも相成、承知と存候故不申聞候、同日老中五人連名にて、我等御懇の蒙御内命候は、宰相事追々成長致し候に付、此度三連枝共後見御免被仰出、且又我等辰年以來、政事に不攜様御沙汰の處、思召之旨も被爲在候故、以來不及其儀に一段被仰出候上は、宰相事未若年の事故、一藩の賞罰黜陟及文武引立の儀等、相談可有候様、盡考慮様にこの御儀に付ては、風聞并上書建書以前の如く承り不申候ては、正邪黑白相分兼、相談も相成兼候故、申迄も無之候へども、以前の通り承り候由申達候處、老中承知の趣申來候故、目付よりも内密已前の通り、風聞差出候へば、何れの手筋成共、上書差出候者も有之候は、以前の通り取次手元へ指出可申候、扱又役人共にさへ惡

敷儀無之候へば、恐るべき譯も無之候へば、風聞上書等指留候者有之間敷候へども、萬々一指留候人も有之候は、其姓名等可申聞候、

但、已前の通り、上封へ上の字のみ認め有之候ては、宰相へ出し候と分り兼候間、上の字計に候はば宰相へ、我等へ出し候ならば、片書に我等へ出すと申事認させ、間違不申様いたし、手元へ届可申候、

宰相事追々成長致し候に付、三連枝後見御免に相成候程に候へば、隠居の我等、是迄政事に不攜様御沙汰の上は、以來不及其儀、又一藩の賞罰等相談いたし候様とは、御沙汰有間敷處、右様蒙仰候は、御深慮有之御儀と可奉恐察候、實以父子睦敷諸事相談相成候は、一藩も一和いたし候様相成、難有尊慮にて、爲臣士者は一同に難有可奉存儀に候へども、萬一心得違、自分權威とる爲に、父子の中割熟談等致候儀を妨げ、或は家中一和致候を、妨候不從の者も及承候は、無伏臆我等へも宰相へも、内密に可申聞事、

三月十五日、三連枝後見御免の節、老中五人より申

來候は、辰年以來手限禁〇等申付候者は、於家法無據取計には可有之候へども、年數も相立候故、憐愍相加候様に、我等并家老へも御沙汰有之候、右様家來共迄厚く、御直に御沙汰を蒙り候御仁惠の儀、於家中一同難有可奉存儀に候へば、公邊御德儀已弘候爲故、乍内々申聞候、

一、弘化三丙午八月、武家傳奏兩卿より所司代へ御達寫之由、

近年異國船時々相見候趣風聞、内々被聞召候、雖然文道能修、武事全整候御時節、殊海邊防禦堅固の旨被聞召候間、御安慮候へ共、近頃其風聞屢彼是被爲懸觀念候、猶此上武門之面々、洋蠻之事不侮不虜不畏、大賊宜籌策有之、神州之瑕瑾無之様、精々御指揮候而、彌可被安宸襟候、此段宜有御沙汰候事、

弘化四、尙又丁未四月五日、野々宮宰相中將定祥を勅使として、男山へ被遣候、宣命長文故に爰に略す、未八月公邊より一家共へ御達、去る寅年異國船打拂之儀、御指止被仰出、領分之

内海岸警衛向の儀は、一段手厚申付、増人數等之儀書出候様、向々へ相達、且又向後近海へ異國船渡來の節、臨時警固并防禦之儀に付、追々被仰出も有之處、近來異國船度々近海へ渡來致候に付、公邊に於ても品々御世話有之、相摸安房上總國之儀は、追々増御固め人をも被仰付、嚴重不慮の御備に立置候程の儀故、領分海岸有之向は、尙更其外も文武研究いたし、銘々力に應じ、專武備嗜候折柄に付、御三家方の儀は何事に不寄、諸家目當に致し候事故、右體の儀は、強て前々の振合に泥み候譯も有之間敷、於公邊文武の儀御世話被遊、度度上覽等も被遊、海岸防禦之儀、一際嚴重被仰付候御時節、旁御三家方にも文武之儀、猶此上厚く御世話有之、士風御引立被成、御領分海岸防禦之筋、篤と御申付被置候様可被申上候事、

八月

右之通、於禁裡被懸觀念候上は、於公邊も前文之通、厚く御世話被爲在候間、御達に相成候儀にて、尾紀兩家にては家中へ直に達に相成候由に候へども、如何の故に候哉、於此方は未達に相成と申事

不_レ及_三承_一り候へども、此方とても尾紀同様御爲を存達候へども、我等耳に入不_レ申儀にて、却て旨々直にては存居候事とは存候へども、未我等達候儀不_レ承_レゆゑ、爲_ニ心得_一申候、於_ニ禁裡公邊_一も、右之通に候へば、咄の節にも右の處相合、宰相にも文武を相勵、家中に有志多く相成、於_ニ公邊_一も御安心被_レ遊候様可_ニ心掛_一事、

次回之儀は表方の手本故、一同へも爲_レ見相合せ可_レ申候、
狂聞因記

薩州の世子修理大夫殿より、海防の事にて水府の老侯へ御消息ありける時、水府の老侯一首の歌を御贈りありける、

水戸前中納言

今さらになにをかいはん武藏野の
よもぎがもごにあさましき身は

○異國防評

嘉永二己酉年五月五日、於_ニ新部屋_一御老中阿部伊勢守殿、(正弘)牧野備前守殿、(忠雅)左之面々へ御直渡御書取、

- | | | | |
|--------|--------|-------|--------|
| 寺社奉行 | 脇坂淡路守 | 同 | 太田攝津守 |
| 同 | 本多中務少輔 | 同 | 松平紀伊守 |
| 同 | 土屋采女正 | 町奉行 | 遠山左衛門尉 |
| 同 | 牧野駿河守 | 御勘定奉行 | 久須美佐渡守 |
| 同 | 池田播磨守 | 同 | 石川土佐守 |
| 同 | 松平河内守 | 大目付 | 堀伊賀守 |
| 同上 | 池田筑後守 | 同上 | 深谷遠江守 |
| 同上 | 遠山半左衛門 | 同上 | 石谷鐵之丞 |
| 同上 | 三宅市右衛門 | 同上 | 戸田能登守 |
| 同上 | 本多隼之助 | 同上 | 戸川中務少輔 |
| 長崎奉行 | 井戸對馬守 | 浦賀奉行 | 淺野中務少輔 |
| 御勘定吟味役 | 佐々修輔 | 同上 | 羽田龍助 |

左之御書取の趣、翌戊辰正月改て御書付出る、附ては武術懈怠なく出精相勵、且御用立可_レ申者有_レ之候はば、可_ニ申立_一旨なり、大方は左の通に付別記せず、
近來異國船折々致_ニ渡來_一候處、昨今年は西北海對州南部津輕、都て奥羽の間松前邊夥しく通船いたし、折々は上陸等も致し候へども、差而の儀も不_ニ

申出、薪水食料等乞候迄にて、出帆いたし候事に候へども、其度々限海之諸家においては、人數等差出し、此表へも届等、雜費も不_レ少趣に相聞、此年如_レ斯にては諸家勝手向へも相響、可_レ及_三困窮_一に、左候連守衛之儀等閑には、難_ニ相成_一事に候へば、追々難澁に相成候は、自然賦斂も重く相成候は、不_ニ容易_一事に候處、今年は長崎表へアメリカ船渡來、松前より送りに相成候漂流異人ども、受取歸帆候へば、定て右御禮杯と唱へ、猶又渡來可_レ致も難_レ計、又此程浦賀表へは、イギリス船致_ニ渡來_一、右の外に趣意も無_レ之、此表へ見舞に罷越候趣、和語を以て申出、其外申出候口上容體等、殊の外輕蔑侮慢の情態に有_レ之候由、其上薪水を相與へ候へば請取、出帆之上尙又下田表へも罷越、上陸測量等致し候哉にも相聞、大島へはアメリカ船に候哉罷越、是又上陸致し候由、夫而已ならず沖合に類船も相見え候由、打連限海所々乗步行、測量等致し候ことども可_レ有_レ之候哉、風説に候へども、イギリス船中には、日本人唐人杯も乗組居候哉に相聞、旁以當時の成行にては、其儘差置候は、彌輕蔑致し、驕恣傲慢之所業

にも及可_レ申哉、左候へば御國體にも拘候儀、何分其儘打捨可_レ置筋に無_レ之候間、文政度の如く猶又打拂の儀、被_ニ仰出_一可_レ然と存候、乍去先年打拂相止、格別御仁徳之御處置可_レ有_レ之旨被_ニ仰出_一候段は、阿蘭陀加比丹へ被_ニ仰渡_一、西洋諸國へも演達有_レ之事に候へば、只今彼國々より廉立候、格別の不義非法も無_レ之處、俄に御改革有_レ之候は、却て爭端を招候様にも可_ニ相成_一、又夫に付ては、第一此方限海の守備不_ニ相整_一候はでは、萬一此後異賊船戰艦等を以_ニ及_三渡來_一候節、攻撃防禦之術行届申間敷事に付、先此儀は諸家へも相達、守衛整候上にて、彼方の不義非法を押へ、彌打拂の儀可_レ被_ニ仰出_一歟、乍去機會時勢杯とて、其儘差置候は、彌輕蔑侮慢超過し、御國威にも相拘り、且諸家の難澁限海のみならず、御國中の疲弊衰耗にも至候へば、實に以_ニ不容易_一事にて、深く痛心致事に候條、此後御處置の計策、利害の當否後弊等無_レ之、永久御安心可_レ被_レ成様、各存寄を不_レ殘、此度の儀は銘々より各通にて可_ニ申聞_一候、尤聊忌憚嫌疑等之願無_レ之、存寄一杯之處可_レ被_ニ申聞_一候、尤唯今の時勢に

ては、先達ても申達候通、一月後れ候へば一月丈、二月後れ候へば二月だけの御油断にて、萬一其内又々渡來等度々に及候へば、夫だけの御損に相成、御國威にも拘り、諸家の難澁も相重り、萬一異賊共より不法にも及候時は、差誤有之の間敷とも難レ申、左候へば、猶又御失策にも可レ相成事に付、篤と勘辨の上、早々可被レ申聞候、右は畢竟此節の時務において、御國許大切の儀に存候へば、實に寤寐反側にも及候程の儀にて、是を氣運に託し時務に委ね、忙然拱手して居ながら、御國地の衰弊にも可レ相成儀を、度外に置候様にては、恐入候事に存候、於レ吾々も同様の儀にて可レ有之候間、篤と勘辨考究之上、忌諱不敬に涉り候事たり共、聊無レ遠慮レ了簡の趣、早々可被レ申聞候、事同じければ別記せず、

○武船異難

日向國延岡の城主内藤能登守様御歸國の砌、海上にて異國船に出合、變事御座候由風聞御座候に付、内探仕候趣左に申上候、

荷物等、被レ奪捕哉の體にて、前段紀州浦へ流れ寄候、供船の儀も同様にて、異邦へ連行候哉、討死の骸は海中へ取捨、空船に致し相流し候儀にも可レ有之哉、彼地浦々にて専風聞仕候由、其外の類船は難風にて漂流いたし候哉、異船に被レ奪取候哉、右二艘の外船は今に行衛相知不レ申由にて、此節彼地近國浦々、専穿鑿中に御座候、右風聞の趣篤と勘辨仕候處、城主并家來中一同、長州下の關より御乗船にて、豊前豊後の沖合を御通船被レ成候哉、右兩國の沖は全く内海にて、異國船に出逢可レ申場所に無之、且右の海上は諸家様方は乗船不レ相成レ仕來の様及レ承候へども、下の關より御乗船の儀信用相成兼候へども、御内々にて御通船なされ、日向國海上出離れ候沖合にて難風に逢、大洋へ漂流し、右の始末に及び候儀にも可レ有之哉、且又紀州の浦方へは、里數餘程隔り候へども、流寄候筋に相當り候間、多分は日向國大洋にての儀に、相違有之の間敷哉と奉レ存候、右異國船は當閏四月中、相州浦賀、伊豆の下田湊杯へ渡來いたし候イギリス船に相違無之旨、専風評仕候、

當西六月十三日、内藤能登守様、御在所へ御暇出候に付、無レ程江府御出立被レ成、御先觸等にて大體御國着の日積り有之候處、殊の外延日に相成候に付、御國許より迎船仕立、御家中重役之衆乗出候處、大洋之方に旗并船印計有之候船、流れ居候を見請、乗付船中見改候處、全く城主の乗船にて、船中一圓に血に染、武具の類は不レ及レ言、人一人も不レ罷在、死骸等も無レ之、怪しく體に付、若異國船に出會、被レ奪行レ連行候事にも可レ有之哉と、同時出帆の供船并荷船をも相尋候處、一切相知不レ申、依レ之右近國浦々、嚴しく御穿鑿御座候處、紀州浦へ空船一艘流れ寄候由、取沙汰御座候に付、同所へ罷越見改候處、右船中も前同様血に染、人一人も居不レ申、右は全く延岡の供船にて、荷物等積入來り候船に相違無之、是又異國船に被レ奪取、被レ連行候儀にも可レ有之哉と、追々浦々御穿鑿有レ之候處、日向國海上にて難風に逢、大洋へ吹流され漂流の處、異國船に出逢及レ及レ傷、雙方強戦いたし候へども、異人ごもは多人數にて、延岡の家士討死或は被レ生捕候、而已ならず、船中の武器其外

右は何もの、風聞書なるや、専らに世上風説するといへども、其虚實をわかつたず、恐らくは妄説ならんか、浦賀下田へ渡來のイギリス船中には、唐人日本人も乗組ありて、既に和語にて應答せし由をいへり、彼國に巧ありて、我國の漂流人を止置、乗せ來りて事を求る哉、按るに、おそろくはイギリス本國仕出しの船には有まじ、海賊船などにして、我國々の廻米を奪ひ、又外國の商船を驚奪し、或は大洋中に漂船を奪ひ止て、ほしいままに横行するものか、然らば船はイギリスの船なれども、乗組の異人は何國の者なることを知るべからず、暫らく魯西亞の渡來止みて、昨今亞墨利加、嘆咭利の船折々渡來るは、怪しきことならずや、我國の災害とも成べき異邦に、仁慈を示すにおよばずして、文化の御時政に復し、異國船と見極ば打拂はんにかじ、

○富士講
嘉永二酉九月、若年寄本庄安藝守道貫御渡、富士講の儀に付ては、度々町ぶれの趣、并文化度猶

又内々にて、富士信仰の先達と唱へ、不_二取止_一儀を講釋などいたし、俗の身分として行衣を着し、望候ものには護符を出し、或は加持祈禱、且人集等いたし候始末、愚昧よりの事には候へども、右の内には身分をかへりみず立入り候族も有_レ之由、風俗にもよろしからず、第一は觸面を不_二相用_一一段不届に付、急度各にも申付候條、此以後右體の儀及_二見聞_一候は、差押早々可_二申出_一旨、町ぶれ有_レ之候處、近來猶又御府内外のものども、講仲間を相立、追々信仰のもの不_レ少哉に相聞え、不届のことに候、今般寺社奉行所において、富士淺間師職共、并講中の内重立候ものどもをも相糺候處、其祖より尊信いたす畫行藤佛、并右教を傳來いたす食行身塚と申もの、神道佛道にも無_レ之、自己の存附を以、種々異様の儀申唱へ候を歸依致候段、公儀において御立置れ候、神道并諸宗門の外、俗人の申教を信用いたし、異様の儀等相唱へ、兼て觸渡の趣相背不_レ尋に付、急度可_レ及_二沙汰_一の處、文化度以來年曆も相立、殊に江戸市中のみならず、最寄國々にも講中へ相加り、同様の所業におよび候ものも有_レ之哉

に相聞、畢竟愚昧のものども、追々心得違をも生じ候儀に付、此度は令_二宥免_一、以後食行同行杯と唱へ、講仲間相立、或は行衣を着し、鈴を持、異形にて登山いたし、平日も如何敷唱事、又は俗人の身分にて焚上と號し、加持祈禱に紛敷儀いたし、護符様のもの差出候儀等、一切令_二停止_一候間、向後畫行食行等申遣候書物等持傳、内々信心いたすものども有_レ之候は、所の役人ども精々相改、其筋へ可_二申出_一候、若等閑に打過候は、當人は勿論、其所の役人どもまで、嚴重可_二申付_一ものなり、

右の趣、御料私領とも不_レ洩様可_レ被_二相觸_一候、

○不時發雷

當九月二十日夕七時頃、下總國猿島郡境河岸最寄、俄に雷鳴致し、青木兵庫と申候船問屋の裏手、川端長屋五六軒有_レ之所へ落雷有_レ之、日雇稼重次郎と申すもの、當酉二十五歳、此もの即死仕、隣家のものども右雷響にて、氣絶仕候ものも御座候由、不時成大雷、殊に右體怪我人等も御座候儀に付、乍_二延引_一此段申上候、以上、

西九月廿六日

○白猿赦免

當酉十二月二十五日、南御奉行遠山左衛門尉殿御役所へ御呼出し、被_二仰渡_一左の通、

申渡

猿若町一丁目專助店
歌舞妓役者
團十郎

其方父海老藏儀、先年深川島田町熊藏地借十兵衛方同居罷在候節、不届有_レ之追放申付置候處、弘化四未年文恭院様七回御忌御法事之御赦免に、御免被_二仰付_一候間、其旨可_レ存、

西十二月廿五日

江戸歌舞妓役者七代目市川海老藏(白猿)、天保十二丑年御改革の砌、奢侈御制禁之折柄、御咎めにて翌寅七月廿二日、江戸十里四方迄追放被_二仰付_一、當酉年迄八ヶ年、於_二大坂_一家業いたし居、俸八代目團十郎願奉りて、當夏中上坂して無事を問、間もなく江戸に下り歸りぬ、家業の事なれば彼方にて一狂言もあるべきを、速かなる歸府とぞ申あへり、御暇の日數にてもあることによと、然るに此度の御赦免、當八代目の三研孝心にて、既に弘化二巳年五月、北の御番所におい

て御褒美被_二下置_一、かゝれば親子のよろこび、押はかりて思ひやらる、

○海岸防禦

西年十二月、御老中阿部伊勢守正弘御渡、異國船渡來の節取計の儀、文政八年無_二一念_一打拂可_レ申旨被_二仰出_一、其後去る寅年漂流船の儀に付ては、厚被_二仰出_一之趣も有_レ之處、近來漂流にも無_レ之船度々渡來、昨今年は對州奥羽松前邊別て多く乗通り、於_二海上_一は廻船へ乗付、或は所々浦方へ上陸等致し、食料薪水を乞、當年は浦賀表へイギリスの船渡來、伊豆國附大島へは上陸いたし、猶又下田表へも相越、滯船の上狼りに上陸等いたし、追々横行之振舞相長じ候を、其儘被_二差置_一候ては御國威にもかゝり、不_二容易_一ことに付、此節にも嚴重の取計方可_レ被_二仰出_一候へども、右様被_二仰出_一候上は、何方にても如何様の儀出來可_レ致哉難_レ計候に付、其以前防禦手當實用の儀厚く可_レ被_二申付_一候、是までも警衛向の儀は、追々被_二仰出_一有_レ之ことには候間、向々にても兼て手當は可_レ有_レ之候へども、非常備の儀に付、若不行届の向も有_レ之候ては如何に付、猶又改て被_二仰出_一候條、其覺悟を以

可有_レ用意_ニ候、時宜に寄又被_ニ仰出_ニ候品も可有_レ之候、併此度被_ニ仰出_ニ之趣、心取違ひ、ことをいそぎ卒爾の取計無_レ之様相心得、入念可有_レ被_ニ申付_ニ候、右之趣、可有_レ被_ニ相觸_ニ候、

十二月

○嘉永三庚戌年正月十一日、柳營御會、

御何

松に見ん千代若松に姫小松	法眼昌	固
わきて野山の静なる春	左大臣殿	
旭かげ霞む雲井に鳥啼て	其	阿
吹來る音もゆるき東風かせ	昌	功
しら波のおさまる海や廣からん	昌	澄
眞砂子は露の玉をしきけり	貞	起
庭もせは月と菊との盛りにて	昌	元
さながらかざす軒の紅葉も	通	孝
只しばした、すむ谷の下道に	勝	全
關の前には駒ぞごめおく	光	枝
走り井やすむ所となりぬらん	昌	仙
風打なびくなよ竹のかげ	勝	倫
神やしる在としるよりぬかづきて	信	教

ひかりほのめく三つの燈し火 昌 立
夕ばへや杉の木の間花の主 昌 春
さく藤かづらながくこそみん 豊 久
右御一巡、

子の日の春 横田美 清八十二歳

軒ちかく生る小松にこの春は しかれておいも子日してけり

美清歳々に小松の苗に短冊そへて、人々に送りしも、去年より眼疾て籠り居、この春は筆とることむづかしくとて、代筆なれば短冊銘々にはおくらで、夫の一群に一枚宛添へて送りぬ、今年五月廿二日、御林奉行永々の御目見以上蒙_レ仰ぬ、

○諸山開帳

一、子聖權現、八月末より目黒不動尊境内において開帳、

○麴町火災

嘉永三庚戌年二月五日、北風烈しく土砂天をおほふ折柄、朝四ツ時前、麴町四丁目北うらより出火して、東方一丁目まで兩頬焼て、火消屋鋪、明石、三宅、井伊家焼亡、霞が關藝州は御物見計焼て、黒田家より虎の

門内に至る、西方は枡屋吳服店を限り焼失して、大横町左頬残なく、平川天神貝坂より、永田馬場永田町、さしい尻角の内藤家焼て、御門外へ移り、御勘定奉行御役屋敷、京極金比羅より、連々西の久保天徳寺、愛宕山青松寺下屋敷々々、増上寺山内寺院、芝神明焼て、金杉四丁目橋にて止る、火先濱手に至る、朝四ツ前より夜五ツ時頃漸々鎮火、火元より火先まで一里餘町、神社五十餘、寺院百四十餘、町二十八ヶ町、諸侯上屋敷三十六軒、中屋敷下屋敷數多、御旗本屋敷凡二百五十軒餘、ことごとく記にしのびず、丙午の丸山火事に、十倍の焼失とは皆もふしあへり、

諸侯連名

麴町京極飛驒守	一萬五千石	半藏御門外明石	松平兵部大輔	十萬石	
同三宅土佐守	一萬五千石	霞ヶ關黒田	松平美濃守	五十二萬石	
同松平安藝守	四十二萬石	物見所計少々	同九鬼長門守	三萬六千石	
寅御門内角内藤能登守	七萬石	内藤紀伊守	五萬六千石	永田馬場丹羽左京大夫	十萬七千石
同京極備中守	十四萬石	永田町細川豊前守	三萬石	同大村丹後守	二萬七千石
寅御門外京極長門守	五萬五千石	新し橋稻葉富	九百石		

太郎	五萬六千石	愛宕下松平隱岐守	十五萬石	同加藤越中守	二萬五千石
同一柳土佐守	一萬石	同一柳兵部少輔	一萬石	同土方備中守	一萬千石
同井上遠江守	一萬石	同秋田安房守	五萬石	同田村右京大夫	三萬石
同堀田豊前守	一萬三石	同相良志摩守	二萬二千石	同片桐助作	一萬千石
同池田中務少輔	一萬五千石	同米津越中守	一萬石	同柳生飛驒守	一萬石
同毛利阿波守	二萬石	同木下主計頭	二萬五千石	有馬日向守	五萬石
寅御門松平伯耆守	七萬石	同高木主水正一	萬石	芝新あみ森越中守	二萬石
はま大久保加賀守	一萬石	外櫻田井伊掃部頭	三十五萬石	二十六軒、	
高合	二百五十五萬二千四百四十四石餘、				

○蛇體小童

右のもの儀、金太郎召連れ、當戊二月八日より、藤兵衛方に止宿罷在候、金太郎儀蛇體の由風聞仕候間、内

内見改申候處、面部常體に有之、髮の内に兩耳有之、脇の下邊より青々有之、總身鱗付、蛇體の様に相見え、異體に御座候間、實事承り候處、右金太郎母きを儀は、越後國蒲原郡高見村百姓三助と申者の娘にて、前書甚兵衛縁家のものに御座候由、八年以前卯年中、右三助國許身上相仕廻、娘きと同道にて甚兵衛方へ便り参り候間、きと儀は奥州田村郡石津村酒造家、龜太郎と申者方へ奉公に差出置候内、平次兵衛と申者通じ會、妊娠仕候由之處、右平次兵衛密會に及候儀決て無之由、きと方へ通ひ候もの不三相分候處、懐妊いたし候儀に付、龜太郎方暇取、甚兵衛方へ引取、翌辰年中同郡三春在新立村百姓徳右衛門へ、及三談候上、同人妻に遣候處、無間右金太郎出生いたし、成人に随ひ總身鱗形を生じ、蛇體の如くにて總體堅く相成、魚類油氣など給へ候へば、總身かゆく相成、夜分も臥り兼候故、自分と喰不申、熱の様子にて水を好み候由、右金太郎母きは、三ヶ年以前病死いたし候處、金太郎右體異形の姿に相成、殊に徳右衛門實子に無之候間、甚兵衛方へ引取養育いたし候由、同人儀は農業の間に藥種渡世いたし、度々御當地

へ罷出候に付、此度金太郎召連出府仕、醫師療治にて相直り候儀に御座候は、療養爲致度存寄にて、醫師へ爲相見候處、全く病氣と申すものにては無之、療用にては相直り不申旨、醫師申聞候由に御座候、右等の風聞御座候間、内實取調、此段奉申上候、以上、

戊二月

小綱町名主 伊十郎

南北御番所様

○嘉永三庚戌年、右大將家祥公御簾中澄心院様御逝去、一條殿姫君壽明君、御祥日六月廿四日、御内實は六月四日曉、御出棺七月三日、

去酉年九月十五日、京都御出興、十月三日御着城、同十五日御縁組御弘被仰出、十一月廿二日、西城御入興御婚禮、

御出棺總て申年書記の通り、御裏御門内假御建物にて、御龕へ奉納候て、出僧無之御出棺、坂下御門外假御建物に奉居、凌雲院僧正外二僧讀經修事畢、御通棺御道筋、坂下御門より松平肥後守屋敷脇前、和田倉御門井上對馬守御役宅脇前、吳服橋外左へ川岸通り、鎌倉河岸神田橋御門外、池田播磨守御役宅脇

前、松平左衛門尉屋鋪脇前、筋違橋御門外右へ、神田仲町旅籠町通り、堀丹波守屋敷前、新黒門左へ、廣小路池の端通り、上野新清水口より龜前堂、

御新葬御法事掛
御法事掛

- 御老中 松平伊賀守
- 若年寄 大岡主膳正忠固
- 寺社奉行 脇坂淡路守
- 御勘定奉行 松平河内守
- 御目付 遠山半左衛門
- 三宅市右衛門
- 御留守居 渡邊甲斐守
- 小普請奉行 牧志摩守

東叡山へ御供し奉る、御道の邊の御手向さま
ふすも猶恐れあれど、
喪車の音もあはれにきこゆなる
すがる綱手の引ぞわづらふ
誰が袖もみな白妙に置かへて
しば／＼ぬる、秋の朝露

綾錦重ねし君の送り路も

けふを限りの吳服橋とや

木曾路こし君が返さの道かへて

鎌倉河岸をめぐるはかなさ

里の名も何は、からん外神田

いざ吹送れけさの雨雲

こえて行是やよみちの旅籠町

泊り程なき天台の山

吹送るかほりもいとゞしのばすの

池の蓮の花のうは風

名にめで、清き泉の門くゝる

流れも早き君が袖かな

勤終りて歸さの道に

谷中路の森の日ぐらし聲すみて

あゆみ淋しき秋のはつ風

右 戲文堂塵翁拜誌

○霹靂場所

一、今茲戊八月八日曇、晝後より連雨風烈、夜に入多雷、至曉霹靂五十九ヶ所と云、
板行して街に賣るもの、寫、

日本橋釘店、元大工町、尾張町、芝口三丁目、うだ川町うら、芝神明町海手、西久保愛宕町、同瓦町、森本、青松寺山、愛宕山、芝松本町、赤羽根、芝柴井町海手、築地、青山二ヶ所、麻布銀臺町、廣尾二ヶ所、品川沖三ヶ所、權田原、靈巖じま、茅場町、深川北川町、深川六軒堀柳川町、本所堅川三ヶ所、下谷二ヶ所、泉橋向、本所釜や堀、神田多町、湯しま、妻乞坂上、本郷元町、小石川三ヶ所、青山久保町、飯田町、持護院原二ヶ所、本所船堀、番町九ヶ所、
 〇蘭書御觸
 嘉永三庚戌年九月二十五日、御老中阿部伊勢守殿御渡御書付、

近來西洋學盛に相成、世人新奇を好み候處より、僻學好事の輩、深く其學を不_ニ研究_一者まで蘭書を取扱、臆斷杜撰の翻譯いたし、奇說怪の論を唱へ、俗耳を驚し候族も儘有_レ之由相聞候、畢竟近來蘭書和解等の儀、恣に相成候には付、右體の儀有_レ之、如何の事に候、元來蘭書の儀は、翻譯によつて其事柄を解得し候こと故、右様如何の翻譯流布いたし、若一

圖に其説をのみ信じ候様成、心得違のものも有_レ之候は、向來如何成弊生すまじくとも申しがたく、且醫藥までも同様の事に候、依_レ之以來は持渡の蘭書、不_レ殘之書名を長崎奉行所へ爲_ニ書出_一奉行所の免しを請ひ候得ば、世上へ流布いたし不_レ苦旨申渡候間、向後右書上に洩れ候蘭書を取扱る、か、又は私に翻譯いたし候もの於_レ有_レ之は、其書を取上げ、當人は急度可_レ及_ニ吟味_一候、右に付ては萬石以上の面々、海岸守備等心得のため、蘭書翻譯爲_レ致候向も有_レ之候は、右書名相認め、一應老中へ届置、翻譯出來の上、一部天文方役所へ可_レ被_ニ差出_一候、右の趣、可_レ被_ニ相觸_一候、
 九月

〇琉球聘使

琉球中興舜天王より三十四世、尙泰王嗣めの恩謝正使なり、
 今茲嘉永三庚戌來聘、十月晦日着府、薩の中屋敷櫻田に滞宿、十一月十九日御禮登城、同廿二日御暇、同廿七日上野御宮拜禮、此時於_ニ吹上上覽所_一御すき見被_レ爲_レ在、廿八日御老若廻勤、十二月二日御三家方廻

禮、東遷慶長より今茲に至而來聘十九度、

琉球人姓名

正使	玉川 王子 <small>主の子弟 正一品</small>
副使	野村 親方 <small>位、從二品</small>
贊儀官	我謝 親雲上 <small>三品より七品まで 正從あり</small>
樂正	伊舍堂親雲上 掌翰使
儀衛正	高嶺 親雲上 正使々贊 <small>外間</small> 親雲上
同	眞境名親雲上 同 崎山 親雲上
同	國場 親雲上 同 宇江城親雲上
樂師	譜久山親雲上 同 國吉 親雲上
同	幸地 親雲上 同 楚南 親雲上
同	名幸 親雲上 同 瀨嵩 親雲上
同	金武 親雲上
樂童子	新城 里之子 <small>正從八品</small>
同	小祿 里之子 同 與那原里之子
同	宇地原里之子 同 安谷屋里之子
同	松堂 里之子
贊度使	儀間 親雲上 同 末吉 親雲上
同	上間 親雲上 同 平安座親雲上
同	渡嘉鋪親雲上 同 眞榮城親雲上

同 知念 親雲上 同 渡久地親雲上

贊儀官從者	仲村渠親雲上
樂正從者	伊集里之子
正使小性	我那霸里之子 同 川平里之子
正使内	上江洲親雲上 同 喜舍場親雲上
副使内	祝嶺里之子
贊儀官内	川上 筑登之 <small>正從九品</small>
供琉人	新垣 筑登之 正使内 徳 永 子
副使内	仲尾 次 子 同 佐久本 子
同	糸 數 子 正使内 屋嘉部筑登子
名幸親雲上内	大田 里之子
小祿里之子内	長濱 筑登子
副使内	金城 筑登子 常翰使内 宮城 筑登子
路次樂人内	神谷 親雲上
同	眞玉橋里之子 同 瀨庭 筑登子
同	平良 筑登子 同 大城 仁屋
此外路次樂十六人	
總人數九十九人、	
薩州鹿兒島を立て、同國群見崎より乗船して、玄海を乗廻して、小倉より瀨戸内へ入る、大坂に上り、伏見よ	

り上陸して、美濃路東海道をへて、江府に至る、御傳馬を給ふ、

琉球の歌

けふのこしや、(今日のうれしさは)
なをにきやなたてる(何にたごへん)
つほてをるはなの(つぼみたる花の)
つゆきやたこと(露にあふたるごとく)
むめどうくひすや(梅と鶯)
あかぬゑんざらめ(あかぬ縁でかあらん)
ぬきゆてはるくれは(ぬぎ居て春くれれば)
またもそゆき(また相會)
はるにうかれて(春にうかれて)
はなのもとしのて(花のもとしのびて)
そてににはのうつち(袖に匂ひをうつし)
もごるうれしさ

右は、薩藩より出る一枚摺をもて爰に記しぬ、
聘使御暇の日、柳營大廣間において、音樂の御聽聞あり、其時此歌を諷や否や、
慶長に始今時迄來聘正使の名、
各間切の地名にして人名には非ず、王子の領する

地なるべし、

- 金武 王子 寛永十一、同二十一、寛文十一、
- 名護 王子 天和二、
- 與那城 王子 正徳四、
- 國頭 王子 寛永二十一、承應二、
- 美里 王子 寶永七、
- 越來 王子 享保二、
- 具志川 王子 慶安二、寛延元、
- 豊見城 王子 寶永七、天保三、
- 今歸仁 王子 寶曆二、
- 讀谷山 王子 明和元、文化三、
- 浦添 王子 天保十三、
- 宣灣 王子 寛政二、
- 玉川 王子 嘉永三、
- 大宜見 王子 寛政八、

以上十九度、

賀慶恩謝一時なる節は、正使の王子二人來る例なり、

○嘉永四辛亥年正月十一日、柳營御會、

山何

君祝ふ松のためしや千代の春

法眼昌

固

朝とくよりもたまふ豊御酒

左大臣殿

長閑にも集ふ諸人袖連て

昌 功

ゆき解し量邊の村草青やかに

昌 元

山田のすへも雨のうるほひ

通 孝

またれつ、月や程なく昇るらん

通 良

夕暮近き空の秋風

勝 全

一列はめづらしと鳴く雁の聲

光 枝

浪しづかなる旅の友松

昌 久

浦々のけしきや心うつすらん

勝 倫

須磨に明石を繪かく卷々

貞 起

ことの葉のもてはやさる、物語

信 教

榮ふる花の咲匂ふ枝

昌 澄

蝶鳥は羽をかるげに飛かへて

昌 春

春日の巡る園は廣しな

豊 貞

右御一巡十五詠、

子の日小松

横田美清八十三歳

ねの日せし松に引れて老が身も

又ひとしほのみごり添けり

美清の翁、ことしも小松の小苞に、代筆の短ざく添

て、つてをもて送りこしぬ、

○諸山開帳

一、下總國駒木村、諏訪大明神、別當成顯寺、

淺草中田甫於幸隆寺、三月朔日より開帳、

尊像御丈八寸計、束帶金冠黒袍、右手に笏を持、左

手に拂子をとれり、拂子も金立なり、厨子に安置、

古體に拜みぬ、禮寶一ツもあらず、誠に御一體な

り、

御水は別に取建所ありて、直にも頂き、又小徳利に

も入たるを、信心の人々皆頂きて戻りぬ、御腹帯も

出ぬ、麻苧なり、

一、聖徳皇太子、淺草本願寺地中において、四月二十

日より開帳、

一、伊豆八丈島、爲朝大明神、兩國回向院無縁寺にお

いて、四月より開帳、當時神主菊地長亮、

一、甲州天目山、摩利支天、爲朝開帳のあと、八月朔日

より開帳、

○流鯨

鰯鯨と唱候由、獵師共申立候、

總丈三尋一尺、胴廻り一尋五尺五寸、少々のすり疵の

御代官青山琉平支配所、武州荏原郡大井地先海面へ流れ寄候に付、亥四月十四日御届出る、先年品川浦へ流れ寄たる鯨魚は、長洲鯨にして、是より大なり、寛政十年五月なりし、鯨鯢十六ありと言、

世美鯨、上品、長須鯨、中品、座頭鯨、中品、兒鯨、下品、

灰色にして連錢の文あり、口中に齒あり、口の先に白き髭あり、其外の鯨は齒なし、

子持鯨腹の子、世美兒は八九寸より尺餘二尺もあり、長須、座頭は腹の子大なるは九尺餘、總て卵生にあらず、形にてうめり、尤一疋なり、世美鯨は潮を二筋に吹く、其外は皆一筋に吹くと、西海鯨漁雜話に見ゆ、

○新吉原京町二丁目入口角、暖簾の圖あり、此下に遊女大安賣、現金、引手なし、

一、御客様方益御機嫌克被遊御座、恐悅至極奉存候、隨て私見世の儀、以御蔭一年來遊女屋渡世相續仕、冥加至極難有仕合奉存候、然る處近年吉原町日増に不繁昌相成申候、其根元は遊女屋仲間人氣甚惡

しく相成、廓内寛政度の議定不相用、自分勝手之渡世いたし、客人送り候茶屋へ、揚代金二朱に付三百銅三百五十銅、又は二ツ分け杯と申、引手錢差出し候故、新規茶屋是迄より三百軒餘も相増候へば、自然と御客様方へ粗末の品差上候様に相成候に付、此度商内の仕法替仕、茶屋付客人一切請不申、現金賣正札附直段引下げ、御徳用向遊女澤山仕入、多分の引手錢差出候心得にて、御酒肴夜具等に至るまで吟味仕差出、御手輕に御遊興被遊候様專一に心懸候間、御客様方被仰合、不限り晝夜御賑々敷御光來の程奉希上候、猶御懇意様方へも、御風聽被成下候様、偏に奉願上候、以上、

一、座敷持遊女 金一分の處 引下げ 三朱

一、部屋持遊女 金三朱の處 同朱書 二朱六匁

一、揚新造 金二朱の處 引下げ 一朱

一、内藝者 金二朱の處 同朱書 一朱六匁

右揚代金の内にて、御酒は正宗印極上品召上り次第、御肴吟味仕、澤山に差上申候、

一、御馴染金御祝儀は御召思次第、
一、茶屋船宿送り客一切請不申候、

月日

角 大和屋石之助

御氣に入不申遊女は、取替差出申候、
角町萬字屋茂吉も同じ引札を出す、引直段前に朱書のごとく、其外替る文體なし、(前記萬字やと記せる分朱書なり、)

吉原町遊女安賣の引札とて板行せしを、四月末頃何某氏携へ來てみるに、世上賣物の引札にひとし、されど世間へ配りて歩行たるにはあらざるべし、いと珍しきことにして、唯に世の末とはなりにきと笑ひ過せしに、六月半頃には、世上を賣りありく、盛り場或は橋々のたもと杯に立居て賣しと、若き人々は買もて遊ぶなるべし、抑慶長のむかし免許ありて、城東の地に葭原を給ひ、庄司甚左衛門なるもの、新たに一廓を開きて、其儘に廓名をよし原と呼、繁榮全盛なりしも、明曆の火災に淺草なる千束の里に移りて、新吉原と呼び、北廓と唱ふ、益全盛たる事、今茲嘉永年間に至りて二百五十年餘、しかるに過し天保丑の世上の一變に、御府内諸所の隠し賣女と唱ふるもの、おごそ

かに禁せられて、皆此廓に集り住り、其故に唱家軒數以前には十倍せしに、客の歩行は遠近大方の限りあればにや、遊客少く、商ひ貧しく、不景氣とは聞えければ、かゝる有様に成行けんとは、大江都繁榮に治りたる頃よりして、娼妓の直下げ引札とは、興のさめたる漸にして、時代とは言ながら江都の外分とやいはん、餘りにあきれにたれば、又かの贅に記して、後の嘲りをのこしぬ、そこら渡りの馬の骨も、百萬石の顔して、金錢の高にかゝはらず、大風なるをもて此里の遊興とはすなるを、歎かはしき人氣とはなれり、

○池田屋噺

柳亭種彦といへる戯作者、文政の末より著作の稗史多かる中に、正本仕立といへる、歌舞妓狂言の模様をさまざまに翻案し、晝組は俳優似貌にして、年々に編を繼出して、一時流行せり、是に續きて田舎源氏といへる稗史、こも又歳々に續出して、天保の末まで數編大に行はる、其作哉むかし男の光る源氏を種として、種々様々に編替作り變て、勸善懲惡の意もありと雖も、男女の情慾を専らにして、放蕩を導くに近し、故ありて暫く出作梓を止む、時の人氣に叶しに

や、今茲嘉永辛亥年、猿若町なる市村座にて、秋狂言に田舎源氏を取組作意して、八代目團十郎光氏の役を勤し由、其又戯場にならひて、淺草福富町豪富の商人、光氏に出立て従者男女多く伴ひて、いとたはけたる眞似して、向島邊戯れ遊び、北の御役所にめされ、掛り合の者共數多御白洲ありて、重立し者共は手鎖、御預の身とはなれり、

風聞に光氏出立の者、白無垢白綾も重ね着て帶刀、家來又皆兩刀を帶し、側女中何れも片はづしとやに髪結て、夫々花やかに衣裳せしとぞ、祭のねりに似たり、

光氏に出立、質兩替屋
淺草福富町二丁目圓藏地借 池田屋
稻垣市兵衛
同今戸町家持
奧家老に出立、材木問屋 藤田屋喜助
團十郎に出立 同人 林次郎
同山の宿佐兵衛店
七右衛門
同人 娘
清元しゆん九歳
同金龍山下五町傳吉店 船宿
小姓に出立 大津屋勘右衛門

同人 娘 か
同今戸町利八地借 玉屋庄吉
同人 妻 あ
同人 方同居 庄八
淺草寺地中勝藏院地借 喜太郎店 吉兵衛
同人 娘 は
同地中日番院地借 吉五郎店 櫻川新孝
深川島崎町平吉地借 町田屋歌助
猿若町一丁目安兵衛店 高島屋きよ
同人 娘 さら事 む
同町清三郎店 濱松屋ゆき
同人 娘 か 利三郎
同聖天町平兵衛店 利三郎
猿若町一丁目七助店 櫻川孝作

料理茶屋晝支度

猿若町一丁目留場

淺草山の宿六軒町五人組 持店鎌五郎事 巴屋三左衛門
淺草寺地中壽命院地借 喜八店 林藏
同地中教善院地借 久太郎店 仙藏
同人 倅 藤吉
向島秋葉 水茶屋
大津屋
前に記す船宿にて、大津屋勘右衛門なるべし、
料理茶屋酒食いたし候、 淺草今戸町 大 七
一説に向島の大七とも云、 大富町家主不知 吉川屋藤七
市川小團治に出立 猿若町三丁目長藏店 金八
都合二十九人、

右、翌十八日自訴いたし、町役人へ御預に成、
落着はいかゝなりしや定かに聞ざりしが、本人光氏の池田屋市兵衛は、しばらく押込られて、若隠居とは

なれりとかや、

○嘉永五壬子のとし正月十一日、柳營の御會、

何人

松や千々かぎりもしらぬ御代の春 昌固
霞むともなく高き四方山 左大臣殿
日の光普き國は長閑にて 信教
朝の空のむらづるの聲 昌功
舟の綱とくや渚に出すらん 昌澄
汐風こして口く蘆原 貞起
岩がねの月の下草白妙に 昌久
口はほのくはるゝ明がた 通良
立並ぶ峯は色にや成ぬらん 正富
分る野道の末は廣しも 勝勇
乗る駒に武藏鎧を掛置て 勝全
治る時に旅をする人 光枝
年々にことぶき馴し口席 其阿
いつ崇めけん此神やしる 昌有
陰ふかき杉より奥の花盛 昌春
巢ながらなるゝ鳥の囀り 豊定
右御一順十六句、

美清の翁、ことしも小松苞に短冊そへて、つてをもて年々贈る人々へいはひこしぬ、眼疾によりて去年までは代筆にして、銘々には贈らざりしに、こたびはたにざくそへし、代筆にや、自筆ならんにはいともめでたし、

子日せし松は千世ふるも、たらす
やそちあまりは年の數かは

横田美清八十四歳
今年霜月十六日、美清翁身まかりぬ、岱翁より二代の歌人なりしに、後はいかに有やらん、

○開帳の記

一、天満大自在天神、菅神九百五十年御忌とて居開帳、

龜井戸、二年十五日より普門院、
平河、二年廿五日より麴町長松山龍眼寺、
湯島、何の故や今年開帳なし、

本郷、二年廿五日より、
牛天神、閏二月廿五日より、小石川松泉山龍門寺、
一、天満宮、三州矢作里鏡立山光明寺、五月朔日より
於三兩國回向院開帳、

通小町 しょうか、兄板東三ツ五郎、森田勘彌と改名あり、
君思ふ心もふかし深草の
夜ごごにかける道しほの露 岩井糸三

海士 志渡の浦あまが軒ばに今も又
露の玉もつ藤の房さき 養海老人 白猿

鶴龜 鶴龜のよはひもへなん蓬萊の
山をわがみのすみかにはして 賤家

橋 結びけん五條の橋のうへにしも
下ゆく水と梅のちぎりを 岡本樓 爪生野

辨慶 時を得てこゝに北野の神の宮
花櫻はぞ香にほひぬる 玉樓 花紫

右近 八ッ橋の流れの水にかきつたば
今もゆかりの色にさくらん 紅髯樓 鴨緑

杜若 行暮し佐の、渡りの旅ごろも
雪うちらはらふ袖ぞわびしき 久喜樓 雲井

鉢木 君が代を諷ひながらに酌酒は
くめども盡すのめぐかはらす 甲子樓 葛之助

狸 秀逸にもあらぬ狂歌詠筆、ともに眞偽もさだかなら

出府道中にて御由緒の權をふるい、入部のある大名衆と、本陣泊りの争ありて、道中より追歸さる、
一、川口善光寺如来尊、五年淺草御藏前於三八幡地内、平河なる菅神は、程遠からねば度々詣ふでぬ、奉納も數多けれども、皆ありふれたり、そが中に能舞臺に橋かゝり付て、白木して奇麗に仕立、一題二聯を掛たり、一聯は其題を模様したる作り物花やかに、一れんは俳優娼妓の直筆狂詠なり、題字は扇にして、當時高名の書家なるべし、二聯の上に掛たり、舞臺に童子三番叟の人形をおけり、趣向珍らし、

天満る神の宮居にすごもりて

親子さんばの鶴は千歳 奉納作者 堺屋琴彦

尉姥の謠の聲も高さこや 八代目 三三 樹

砂高 鈴か山鬼を退治の千々の矢も 澤村長十郎 高賀

村田 あたる利益はなむ觀世りう 坂東 しょうか

北東 あれはてし賤が伏やも春くれれば

唐船 もろこしも隨ふ風のみつぎ舟

いそぎ候ほどにはやく喜多流 森田是好

ざれども、當時流行の人々にや、趣向めづらかに花やざし儘、語り草までに記しぬ、

○街々嚴格

去歲亥の冬より、丸の内始め火事繁く騒しきによりて、春の始まり町々嚴に命せられ、家毎に用水桶あらたに作りて、軒下々々に積並べ、或は龍越龍吐水を備へ、晝夜の用心の爲とて、都而小半時の廻りに、町人の外家持の者迄も番屋詰して、町入用も殊の外に多く、わけて風烈の節は、日本橋前後より打出す拍子木を打繼て、町々場末に至るまで暫時に行届、火商賣は火をしめし、外出のものは我家々々に立歸り、猿若町なる歌舞伎座はじめ、人集する場所々々は、この木のおとに客を打出して業を止む、閏如月の上旬は、町方甚難澁となん言あへり、何人か戯けん、



此 每 立 町 後 如
 急 度 無 御 代 榮
 法 過 如 前 永 苦

太平樂、右九字閣横斜、

○淺草の猫

淺草の邊りに貧しき男あり、野菜ものなど荷ひ賣りて、かすかに其の日をくらし、老ひたる父を養ひ、夫婦むつまじく暮せしに、親なる翁病ありて、何となく身内痛惱まゝに、夫婦代々に介抱に油断なく、撫さずりて日を送るに、其病ひ怠りなき時は、商ひ出る日少くして、彌貧苦に迫りしに、久しく飼置る猫あり、主の男戯れの如く言へるは、斯く貧くして漸にしのごぎ、家内の食にたらざる日も多きに、斯ては汝を養ふにも足らず、畜生といへども恩を知る心あらば、能思案してくれよかし杯戯れ聞えしに、答へあるべきよふもなく日を送るほどに、彼猫ふと見えすなりぬ、三日四日は噂もせしかども、彌親の介抱に暇なく、彼に是に紛れ過けるに、ある日病父のいへるには、此程猫の晝は見えざるは、いかにやと問ふに、いづちへか

行けん暫く見えすと答へ、又翁の云に、いなかの猫夜毎には歸り來りて、我臥たる上に睡るに、腰痛と覺る時は腰にのぼり、肩に痛を覺るときは肩に上り、又足にいたみある時は足にのぼるに、彼がのぼり居るうちは、其方達の操摩るに増して、快く眠につきぬとの物語りに付て、有し戯言の物語していとおしみ、其夜より心を附くれども、猫の歸り來る事もなく、父が病床にも見えざれども、來るは夜毎とかや、其故にや痛も追々和らぎ、快方におもむかん頃、ふと人ありて此方に猫ありや、夢みることありて買うけばやと言、主答へて、久しく飼馴たる猫の有しかど、いづち行けん暫らく歸らずして、日を送る由を答るに、いなどよ生たる猫にあらじかし、土にても木にても作りたる猫あらば、此家より買求めたしと、たつての所望に、是非なく程近き番太が店にて、手遊に作りたる土のねこ取てあたへしに、初穂ぞ逆鳥目置て歸りぬ、翌日も又の日も、求めに來る人追々に増ぬる儘に、其不思議を人にも語り、親子三人相談して、今戸なる土の猫を買出して、十まれ二十まれ置て見るに、日に増尋ね求るもの多くなりて、野菜荷ふて賣歩行より、遙にま

若年寄 遠藤但馬守胤統

大岡主膳正忠固六月 卒去に付替る

御造營御急にて、早くも御新殿出來、十二月十一日暇御渡しありて、廿一日御移徙也、

十一月廿五日、池田播磨守於三御役宅、御目付青木新五兵衛立合、申渡封廻狀、

中追放

西丸御廣敷添番 石橋伊兵衛六十九

島田又次郎三十一

島田作 治三十六

江戸十里四方追放

同有泉賢次郎二十五

江戸拂

同原田藤兵衛五十二

重追放

西丸御廣敷御下男組頭 石井惣次郎五十六

江戸拂

御下男 金三郎三十三

同

御醫師部屋付同 馨助 之二十七

急度叱り押込

奥火の番 四人

同

伊賀者 三人

急度叱り

御下男 八人

同

黒鍬の者 一人

せしたづきとなりて、親を養ひ夫婦の餓をしのぐに足り、しかして翁が病も日にく怠り、後は痛みも忘れぬるに、彼の猫はいつとなく夜も來たらずなりぬ、此由傳へ聞く人々、猫の恩謝を感じて、彼猫若死たらんには、碑を建て菩提を問へかし、然せんには兎せよ角せよと進るに任せて、今戸焼なる土製の猫を買取りて、去年の冬淺草寺の境内、隨身門の内に店を開きて猫を賣出すに、聞傳へ言傳へて、請求るものお猫さまと號して、初穂と唱へ、或は願望成就の神酒代備物代として、奉納錢を置ぬ、子年の春に至りては、さまざまの小蒲團まで製し添へて賣るとなん、猶猫の大小製作の麤密、張子なども追々に増ぬらん、

○西城炎上

嘉永五千子年五月廿五日未明、御廣敷御立關際御下男下部屋より出火、御殿向無残焼失、御裏御門御番所御太鼓櫓は此度も残る、

右大將様山里御庭より吹上へ御立退、西詰橋より御本城へ被爲入、六月二日二之丸御殿へ御移徙、西城御普請御出來まで御逗留也、

御普請掛 御老中 阿部伊勢守正弘

無構の者十九人、
以上四十五人、落着、

御風呂屋六尺 一人

此度の御焼失は戊辰の如くならず、前の日廿一日山
里御庭の奥締御催しにて、其御賑かしの御残り、御館
口外夫々へ給りしに、給り過してあやまりとはなり
ぬと、添番御下男の下部屋は、二階にて隣合たりと
ぞ、其堺火と覺し、されば吟味に手間取て、漸々に落
着せり、唯酔怠を罪したもふのみ、戊辰の御仕置とは
尤異り、

御構場所

重追放、武藏、相摸、上野、下野、安房、上總、下總、山
城、攝津、和泉、大和、肥前、甲斐、駿河、東海道筋、木
曾街道筋、

中追放 武藏、下野、山城、攝津、和泉、大和、甲斐、駿
河、木曾街道筋、日光道中、

輕追放、江戸十里四方、日本橋より四方へ五里宛、
京、大坂、東海道筋、日光道中、

○呂宋舶來

今茲嘉永壬子六月廿四日、伊豆國下田の洋へ、異國船

一艘錨を卸す、御代官江川太郎左衛門出張ありて、其
來由を問に、呂宋國の船のよし、我國の漂民を送り來
るなり、然れども此處は、外國の船を入るゝ處にあら
ざれば、漂民は唐國阿蘭陀の内へ送りて、其二國の
内より我肥前國長崎の湊へ、年々通商來船の節送り
渡すべき旨を諭しぬるに、聞分けてや漂民共を端船
に乗せて洋中に捨置、本船は二十九日の夜の間に帆
しめ、御法令の如く入牢して、御糾問ありとぞ、
異國船一艘、

長二十一尋半

加比丹水主共

幅四尋半

三十五人乗

漂民は此外なるべし、

歸朝の漂民、紀州日高浦和泉屋庄右衛門船、

沖船頭 虎 藏 楫取 長 助

水切 辰 藏 水主 太郎兵衛

同 專 吉 同 清兵衛

同 淺 吉 同 新 吉

○非人辭世

嘉永いつゝのとし文月半、下谷廣小路に、四明堂と

やよべる卜者あり、夫が床店の傍に、日を送りぬる乞

食ありて、名を六と呼ぶ、夜は其床店の内に寝伏し

て、朝まだきに起出て、店を開らき掃除して、卜者の

來るを待、夜に入店仕舞頃、又朝のごとく取片付、し

かして後に來り臥こと、日々夜々前の如し、卜者も馴

て目をかけしに、或日店のひらかざれば、卜者來りて

開きみるに、いつしか六は絶入て、傍らにめんつう一

つあり、其器の裏に一詩あり、

一鉢千家飯 孤身幾度秋 不空還不食

無樂亦無憂 日暖堤頭草 風涼橋下流

人如問此六 明月水中浮

○水府御園

今茲壬子の年晩秋、十一日十二日ふた日にわかれて、

先づ年のごとく、役々再度後樂園を伺ふことを許さ

る、こたびは線姫君様、御守殿は峯壽君御兼入にて、

御座所御座鋪向、其外新たに御造營出來揃に付、夫の

拜見を兼たるなり、唯拜覽順書を爰に記す、

銘々へ御渡ありし順書、

唐門、左に寢覺の瀧、額字明舜水撰書、表御休息御庭

より御園へ出る御門にして、彫りものは左甚五郎作

と云、
櫻欄山、徑路半より左へ、駐歩泉と銘せし碑あり、清

流を渡りて、

白雲巖、右へ、先年は此三ヶ所は除て拜見なし、

東稻荷、立戻りて御花壇に菊花の盛りなるを、種々の

鉢植等一覽して、其場つゞきに、

蘭室、郭橐駝の像、額、臣森田高映作、立原翠軒書、

龍田、右に大泉水、蓬萊島左りに、泉水は大猷院様御

指圖なりと、

西行堂、西行法師木像、臣小野莊兵衛作、

櫻園、より右へ、石橋左に蓮池、右に一ッ松、

丸屋、松原通り辨天社、

瘞鶴碑、錦繡稻荷元の松原より、

九八屋、右に田畑稻荷、左に不老井水、額、江月宗玩筆、

臣河合瓢々庵作、

琴晝亭、額字一條忠良公染筆、

新瀧、

八卦堂、金比羅を安ず、

廊下橋、左に柏稻荷、夫より山づたひに喜晴亭の遙南

遠山見晴しへ出、廣野を望む、

喜晴亭、額字前中納言齊昭公筆、
 圓月橋、水神、
 得仁堂、白夷叔齊之像、額字十世紀伊一位治寶公筆、
 小廬山、
 通天橋、
 清水觀世音、額、方の方今井元昌筆、圓の方武田常齋筆、
 吐月橋、左に大堰川、右に西湖堤、
 大堰川、中に大猷院様御腰掛石、
 涵德亭、額、林大學頭信篤撰書、
 畢、

○淺草新園
 淺草觀世音別當傳法院の裏手は、年久しく樹木生茂りて草むらなりしを、嘉永三亥の頃より、追々大樹とも切取掘おこして平地となし、梅さくら紅葉など植こみて、四季の草花植をへて、子の春より見物の人もありしよし、なを筑山泉水の物好出來て、茶屋も風流に四五ヶ所しつらる、秋は菊花作りて、遊客多く集りぬとかや、園中いまだ茶店のみにして、酒食はびさがす、入口なる木戸の内際に、料理仕出する家一軒

ありて、此入口は奥山の乾の方へ奥まりてしつらる、一と口にして其處より入、逍遙してまた元の口に戻り出る、入口の一ヶ所なるも子細あるべけれど、餘程の廣場なれば便宜よろしからず、通りぬけにして田甫へ出る口あらば猶よけん、かゝる大掛りの目論見、谷中團子坂なる植木屋何某にして、御庭師植木の御用達、三河島なる植木や七郎兵衛が發頭と云、左もありなん、大江都の繁花追々淺草に及ぶ、こも又世の一草とやいはん歟、

○寶庫煙中

今茲嘉永五壬子十一月廿八日、御本城表御數奇屋構二の御寶藏内より燃出、一庫焼失、不思議の火と申あへり、されど御庫にて移火なく、萬歳を唱ふ、

○嘉永六癸丑正月十一日、柳營之御會、

玉何

萬代のありかたにせん榮の春 法眼昌 固
 霞む真砂に遊ぶ鶴龜 左大臣殿
 浦安の御國は波も長閑にて 信 教
 風おさまれば雨も晴れけり 昌 春
 旅人は含りを今や出ぬらん 玄 有

光りみちたる關山の月

下紅葉染増りたる杉むらに

なく棹鹿の聲もはるけき

末廣き千町の田面つらくらん

流れわかるゝ水の幾筋

川中に放れし鳥のあらはれて

多く鷗のあつまりしさま

朝のかげ晴渡りたる岩の根に

青むや花の本のわか草

殿造り玉しく庭の春めきて

としの始のよろこびの聲

右御一巡十六首、

○諸山開帳

一、王子權現、居開帳、二月二日より、

一、三州矢作里鏡立山光明寺、天満宮、三月十日より

於三兩國回向院一開帳、

一、鎌倉松葉が谷、日蓮大菩薩、三月十日より於三淺草、

一、伊勢太神宮本寺佛、國分阿彌陀如來、五月十日より於三兩國回向院一開帳、

○無謂倒家

今茲嘉永五壬子五月廿日甲子にして、曉より雨、ひる過晴を催す、其頃四番街廣小路坤の角乗込馬場の際乾方、織田屋しき土藏住居座しき共に、何の故もなく不意に轉倒、晝ながら怪我も多しと聞きぬ、以前は知らず、天明の末より、此地所野原にして、古井の跡三ツ四ツはありし、文化の末御藥園と成、植木やなど住せり、後天保に至り淺倉播磨守拜領ありて、後追々拜領あり、然れば此邊の普請未古からねば、風震に傾くべき年數にあらず、奇怪と云べし、種々の評説あり、

○新堀鯉魚

淺草新堀の鯉魚さまざま、評説高く、石碑坏建て願懸等いたし、參詣群集に付、四月廿五日御届書と云もの左に誌す、

鯉を取候節引上候もの 淺草阿部川町忠藏地借 曲物師銀次郎方手間取 常 次 郎 丑三十六
 差圖いたし候もの 同所龍寶寺門前庄吉地借 彌 兵 衛 丑五十三
 鯉を埋め碑を立候もの 同所同門前同入店下駄職 萬 五 郎 丑六十二
 前同斷 同所増藏店曲物職 庄 五 郎

右は、當二月廿九日晝九ツ時頃、淺草新堀へ丈三尺餘有之大鯉一尾、何方よりか參り、近邊のもの共見付捕へ引上、同所龍王寺庭池へ放し候處、引上候節勢ひ強く手餘り、前書萬五郎職方忠七存付にて、手元に有合候鋸にて押へ、脊へ疵付候故にや相果、三月三日浮居候、同寺墓場へ埋候處、前書常次郎儀二月廿五日頃より風邪の處、三月初より傷寒に相成候に付、同人宿小石川傳通院前白壁町、大工銀次郎方へ引渡候處、同月十六日死去いたし候、夫に付右鯉の祟り杯浮説有之候へども、前書常次郎彌兵衛兩人の外、鯉捕候節手傳候もの無之處、右常次郎始彌兵衛家族、其外近邊のもの、鯉に携り不申候ものども、二月末より三月へかけ、傷寒相煩候へども、何れも追々全快仕候、然る所前書萬次郎、庄次郎兩人申合せ、右鯉魚の墓碑根府川石にて拵させ、當四月廿二日右碑相建候、其一兩日以前より、日々早朝より夕晚迄引續、多人數見物體の者罷越候、中には草花線香など手向、賽錢三四文或は十二銅も差置候しも有之、右は珍事の儀に付、始未取調此段申上候、尤墓碑は一昨廿三日爲取拂申

候、以上、

四月廿五日

淺草阿部川町
名主 喜兵衛

○加湖流毒

于レ時嘉永六丑年春かよ、加賀國石川郡宮の越の町人、錢屋五兵衛と申者、同郡の内凡七里餘も可有之湖水有之、魚類多く有之、湖附近村の者共、漁獵渡世の者も多く候處、五郎兵衛目論見にて、右湖水を埋立新田開發候へば、多分の國益に可相成趣を申立、己が利慾を工みて、其筋役人へ取入、賄賂を厚くして過半成就し、湖埋立之儀在々村へ、國主の御觸流し出し處、湖水付の村々一同相歎、湖水御埋立相成候ては、年來手馴候魚漁出來不申、多人數の者渡世の手段を失ひ、妻子に至るまで不便御座候間、何卒前々よりは是迄の通、無埋立被差置被下置候様にと、漁業のものども一同役人中へ願立、種々音物等相贈、吳々歎願候處、埋立之儀相止、是まで通其儘被差置候旨、御觸流しに相成、錢屋五郎兵衛目論見不三相叶を無念に存、願ひ崩したる湖水近村の漁師共を恨憎より、湖水へひそかに毒藥を流し入たるに、

俄に湖中の魚類悉く死し、浮流れ出候ま、里人等是を取て、家々にも喰ひ又は商ひいたし候處、近村のものには猶更買取、食用いたし候人々も追々死、山里にては死人數多にも在、村市中より訴へ出、御吟味に相成候處、錢屋五兵衛目論見湖水埋立、新田願不三相叶に付、湖中へ毒流し入候段露顯におよび、罪科仕り國主任置に可相成哉、公儀へ御伺に相成居候由、一ト先國主の仕置として、家財取上に相成候條左の通、

加州石川郡宮野越
錢屋五兵衛

三ヶ國にて、

- 一、田地高八萬五千三百石餘
- 一、家屋敷三十五ヶ所
- 一、大判金九十枚
- 但、大判金高三千三百六十七兩
- 一、小判金二千六百六十六枚
- 一、金二十一萬六百四十七兩
- 内、三萬六千六十七兩
- 九千三百六十兩
- 十六萬五千三百二十兩

爲替、

- 但、古金二分金二朱金
- 一、小玉銀一斗二升
- 但、掛目二千八百八十三貫目
- 一、國主銀札七十貫五百二十匁
- 一、錢六千九百五十貫文餘
- 内、五千三百二十貫文餘
- 千六百二十貫文餘
- 但、天保錢、寛永浪錢
- 爲替、
- 一、手形金二十七萬千三百兩餘
- 一、大豆五千四百石
- 一、小豆五千三百石
- 一、燈油五千三百樽
- 一、船十六艘
- 内、千石積八艘
- 八百石積六艘
- 五百石積二艘
- 一、鹽增醬藏十一ヶ所
- 一、土藏七十八戸前
- 珍器武器馬具、其外諸道具雜具、其數不レ知、

其外家來男女人數追々取調可申上候、

右一件連判之者

五兵衛 喜太郎

次男 八之丞

一、高二千五百石

篠度主殿

一、同二千石

同主税

一、同千石

同源司

一、同千八百石

同儀左衛門

一、同八百石

同帶刀

一、同五百五十石

同與左衛門

一、同千石

由井忠左衛門

一、同八百石

奥村勘太夫

一、同五百三十石

横柿吉兵衛

一、同四百三十石

淺間藤太夫

一、同四百石

高木彦右衛門

以上十一人切腹、

此高一萬千四百石

五兵衛持田地を加へて總高九萬七千石

右錢屋五兵衛始め懸り合のものども、加州獄中に罷

在、御仕置伺中申事に候、

丑六月

別書、

加州石川郡宮腰浦錢屋五兵衛と申者、被召捕御吟味之處、羽州秋田、奥州弘前、并松前等にて山々買取有之、何れも手代共三四人づゝ、其地所にて抱入附置、年來異國交易を專にいたし候事相顯れ、右五兵衛儀は八十歳餘にも相成、昨臘中牢死いたし候由、五兵衛本宅御取調有之候處、當時貯金別紙之通之由、其外は相知不申候。

○御十二代將軍左大臣家慶公、太政大臣家齊公御次男、御幼名敏次郎君、御腹押田氏女おらくの方、寛政五丑年五月十五日、御誕生、

同九巳年三月朔日、從二位大納言、

文化十三年四月二日、御兼任右大將、

文政五年三月朔日、御任槐内府、

天保八酉年、將軍宣下、左大臣、

嘉永六丑年七月廿二日、薨御、御壽六十一、實は六月廿二日、

御法號、慎徳院殿、

同八月四日御出棺、芝増上寺御別當、

草も樹もしほる、けふの早かな

田安中納言殿

御差備前國近景、御刀代金七十枚

御脇差備前國眞吉、代金三十枚

徳川刑部卿殿

御差備前國國時、御刀金七十枚

御脇差備前國祐光、代金三十枚

御脇差備前國廣光、代金三十枚

同來國俊、代金七十枚

同相摸國廣光、代金七十枚代

同筑前國美江、金三十枚

右御使御老中

御脇差但馬國國光、代金三十枚

同伯耆國廣賀、代金十五枚

同同、代金十五枚

同美濃國兼定、代金二十枚

同備前國泰光、代金二十枚

同駿河國幾助、代金十枚

同美濃國兼定、代金十枚

同同、代金十枚

松平加賀守

松平越後守

松平筑前守

松平讃岐守

松平安藝守

松平三河守

松平上總介

御脇差肥後國定可、代金二十枚

同美濃國兼定、代金十五枚

右御使若年寄

御繪鑑、探筆、元探、披雪齋筆、紫檀櫻鶴

御小篋筒、紫檀櫻鶴の蒔繪

右御使御老中

御置物種々結構銘々御卓添

右九月十二日

慎徳院様御遺物として被遺之、殿中御沙汰之略、

○御十三代將軍家定公、御初諱家祥公、左大臣家慶公御四男、御幼名政之助君、御腹跡部氏女おみつの方、

法號本壽院殿、

文政七年四月八日、御誕生、

同八酉年二月廿七日、表御弘有之、奉稱若君様、

從二位大納言、

天保八酉年、御兼任右大將、

同十二丑年六月、西丸へ御移徙、

嘉永六丑年七月廿二日、(全くは六月廿二日)家慶公薨御、直に御本丸御移徙被仰出、御内實は矢張

西殿に被爲入、日々被爲成、十月廿一日御本殿

へ全く御移徙、
同九月十七、十八、十九日、御代替御禮被_レ爲_レ受、初
日二日共裝束、
同十一月廿三日、將軍宣下、内大臣、御諱替被_二仰
出、
同十二月二日、三日、四日、宣下濟御禮被_レ爲_レ受、
同十一月廿五日、公家衆御振舞御能、町人入、
同十二月六日、九日、十一日、御振舞御能、
同十二月十日、上野、十四日芝御參詣、
御日割、參向列名、
十一月
十九日、大臣家差 廿一日、公家衆差
廿三日、宣下 廿五日、御振舞御能、町人入、
廿七日、御返答
十二月
二日、御禮、裝束 三日、同、同
四日、同、長袴 六日、二度目御能、同
九日、三度目同、同 十日、上野御參詣
十一日、四度目御能、長袴 十四日、芝御參詣
勅使 九條左大臣殿

御能番組
十一月廿五日、公家衆御振舞、町人入、
翁三番叟 八右衛門 松竹風流 仁右衛門
高砂 觀世太夫 關口權之助
田村 金剛太夫 羽衣 金春太夫
鞍馬天狗 六平太 祝言金札 石之助
末廣がり 千太郎
いぐる 彌右衛門
十二月六日
一條左大將殿
三條大納言殿
坊城前大納言殿
飛鳥井侍從三位
高倉大夫
土御門右兵衛佐
壬生官務
押小路大外記
青木大學亮
青木兵部少丞
山科筑前守
准后使
御衣紋
御身固
官務副使
外記方副使
告使
青木大學亮
青木兵部少丞
山科筑前守

翁三番叟 權之丞 老松 金春太夫
籠 石之助 東北 觀世太夫
小鍛冶 金剛太夫 祝言_{◎脱} 鐵之助
萩大名 八右衛門
福の神 千太郎
同九日
翁三番叟 五十五郎 弓八幡 石之助
兼平 明之助 熊野 金剛太夫
葵の上 觀世太夫 祝言吳服 重次郎
今參り 仁右衛門
こんくわい 權之丞
同十一日
翁三番叟 ◎原本缺 賀茂 金剛太夫
忠度 庄左衛門 江口 六平太
是界 鐵之丞 祝言亂れ 金春太夫
二人袴 千太郎
花折 八右衛門

首たる遊里なるに、世の盛衰とは云ながら、嘉永四亥
年春の頃、京町二丁目なる大和屋石之助、角町萬字屋
茂吉、小見世とは言ながらに、娼妓直下の報條せし
も一笑なるに、當時廓中一二と呼べる、娼家玉屋山
三郎、江戸町一丁目にありて、天保末のころはひよ
り、大まがき大見世は、此一樓のみなりしに、今歳
嘉永六丑年暮の頃とや、又報條せし由、こは娼妓の
直下にはあらねども、廓に名だゝる大見世にて、斯
る業あるは笑ふに絶たり、其報條は見ざれども其事
や、
揚代金一分、酒五合、 吸物、 口取肴
揚代金二分、酒一升、 吸物、 口取肴、二つもの
揚代金三分、酒一升五合、吸物二、口取肴、二つもの
藝者金一分に付酒五合、
下戸の御方様へは、煎茶、薄茶、干菓子、蒸菓子、
念入會席御膳可_二差上_一と記したりとかや、
○新相撲 飛騨國出生 白眞弓肥太右衛門 五年二
丈高さ六尺八寸 貫目四十貫五百目 十歳
今年勸進冬相撲より出る、力量七八人に對するとか

○娼妓報條
淺草寺の乾なる千束の里、吉原てふ一廓は、三都に魁

や、丈高く肉合よく、稽古よく整は、大關たらんと風評あり、弘化の末年江戸の産のよし、生月鯨太左衛門と言て、其頃十八歳とか、嘉永元酉年冬勸進に出て土俵入計、丈は六尺五六寸、脊高き計肉少く、階子を押し立てたる如くにて、稽古あれども取組ならずして、始終土俵入計にて子年の末歿せり、彼とは事變りて、白真弓はよき力士ぞと評判あるによりて、贅して後の幕入を待、

かゝる札のありとは誰も白真弓

生れし國の名も肥太右衛門

白真弓ひくや最負のちから弦

その給ものはたしか關脇

戯文堂狂

上覧相撲に勝たる大關へは弓を給はり、關脇へは弓弦を給はり、小結へは扇を給はる古實にして、拜受に皆式法ありとや、

街々にひさぐ姿繪には、飛騨國大野郡木谷村の産にして、力量五十人力餘としるせり、

浦風門人といふ、丈貫目は前にしるすにおなじ、

○寇船渡來

當夏六月、東洋亞墨利加船四艘、相州浦賀湊へ渡來、ついで西洋魯西亞艦肥前長崎へ渡來、こは三艘といふ、兩國ともに通信交易を元として、其他難題多事にして、容易に決しがたく、速答なきによりて、二蠻共に一端退帆すると雖も、來寅早春又々渡來すべき約束なれば、其爲防禦警衛嚴にして事を盡さず、殊更に多端なれば、綴を分て別冊とす、依て爰に舉出せず、

巷街贅説卷之六終

巷街贅説卷之七

○嘉永きのえ寅年正月十一日、柳營御會、今茲十二月五日安政改元

花何

松の聲傳へて安し國の春

法眼昌 固

浦々までも長閑なる時

内大臣殿

むら鶴の翅霞ます波晴て

玄 有

朝日の光り山こまかなり

昌 功

心よく峯にや月の残るらん

昌 證

立はつ秋と風ぞ涼しき

信 教

千町田は置く白露に立付て

昌 久

住なす人の賑はへる里

通 良

あらたにも造りし家や並ぶらん

正 富

林の竹の若葉そふ蔭

豊 季

末永く彈遠くながれて

行 阿

榮へさかふる民の久しき

光 春

ひらき見よ古への文今の史

尙 仙

樂しかりける歌の交り

其 阿

鶯の馴つゝ來なく花の枝

尙 春

彈く玉琴に通ふ春風

教 覺

右御一巡十六句、

○寇船再來

今茲孟春十二日、伊豆洋遠海に、異國船帆影みゆる由の注進ありとかや、同じ十五日、亞墨利加船浦賀表へ渡來候段、御觸出しあり、異船の數は御觸書になしと雖、十艘との風説なり、御老若始諸役々七ツ時過退出といふ、水府老君は十六日より御登營也、以後異國船渡來の評説雜事別記して、去夏の記と合せて綴をわかつべし、

○一朱銀通用

正月廿二日、遠藤但馬守殿、

此度世上の通用のため、吹立被_レ仰付候一朱銀之儀、來る廿四日より可_レ致_二通用_一候、尤五兩判、小判、一分金、二朱金、一分銀等取交、無_レ差別取引爲_レ致候條、通用差滞申間敷候事、

一、一朱銀兩替に付切賃の儀、一分銀同様相心得取遣可_レ致事、

右之趣可_レ被_二相觸_一候、
正月

○清明戰説

嘉永六丑年六月

一、此度朝鮮國譯官の内、通辯のものまで及_二内話候は、近年中國筋騒亂甚しく、一昨年よりの事に、最初は盜賊一揆體の様子に相聞候處、追々長大に相成、其根元は明代の餘類、所々民間に相殘居候處、今度前代の憤腹を名といたし、岳州等の邊より起り立候由、彼國昨今の巷談には、右の騒亂主謀は洪姓にて、徒黨皆中國の由、清朝仕來候薙髮を禁じ、明朝の舊制に復し候由、尤一揆至る所貨財婦女を犯さず、依_レ之向ふ處庶民安堵、悉く服從いたし、泉州、台州、岳州次第に奪はれ、武昌九江安慶の諸州引續陥落、清朝の軍兵死傷多御座候由、且於_二北京も無_二油斷_一遼東の官軍を發す、其地其方へ軍兵催促の使者無_二絶間_一、庶民困窮財用乏しく、兵糧つづきがたく、依_レ而は富戸銀錢を無理に取果候様相成候由、

又一説には、蘇州も陥り候由、是等竹竿の爭鬪より起り候處、唯今の様子にては、次第に滋蔓候_二に相及_一、騒動一方不_レ成事に噂仕候由相聞申候、右之趣

朝鮮國に差置候役人ごもより、任_レ聞申越候間、實否難_レ計候へごも、彼筋異變の説に付、乍_レ恐風聞の儘奉_レ入_二御内聽_一候、自然行違の儀も可_レ有_二御座候間_一、其段は幾重にも御宥免被_二成下_一候様奉_レ願候、以上、

丑六月

宗對馬守家來
古川 將 監
佐治 伊 織

此說事實ならんには、崎陽來泊の清人よりも可_二申上_一、且今年渡來の商船にも拘はるべきに、其沙汰なく、世上の風説もなかりしは、虚妄の説か、但しは同じ頃亞墨利加寇船渡來の騒あれば、遠慮にて風聞なかりしか、

寅年風説、清國戰爭によりて、子年冬船より崎陽への渡來なく、其故に藥品を始めとして、總て唐物追々高價となつて、醫師は譯て療用に乏しとぞ、晩春の風説にては、明代の末葉集合して、今程は大軍と成て、精兵強勇にして敵しがたく、度々合戦に清兵敗して、中華三分二は明國と成、年號も天徳と改め、孤立して即位ありしと、右に付清國より英吉利國へ援兵を乞ひ、數艘來れごも、明軍の爲めに大敗せしとぞ、對藩朝鮮

勤番よりの來書に、清國より朝鮮へも加勢を乞ふとぞ、

皇國に魯西亞亞、墨利加の寇船渡り來て、いまだ其落着をしらず、中華も又戰爭風聞の如くんば如何、和漢の騒動と云べし、

一、於_二朝鮮_一北京の様子搜考之趣、

一、去年正月頃、朝鮮國全羅道全州と申所へ罷越候朝鮮人、舊冬罷歸り、同所にて北京筋へ爲_二商賣_一罷越候しより、承り候趣を以、館内の者へ内話いたし候は、北京兵亂の様、清國は九分通りは明軍に攻取られ、今程清帝及_二籠城_一候處、寧古塔よりも軍勢を催し、明兵を喰留、其後雙方軍を出さず、相互に打守り居候處、明兵に兵糧の道を斷切られ、北京浮沈の場合に付、朝鮮へ兵糧を乞ひ候由に御座候、

一、蒙古人三百人程、北京へ加勢として罷越候處、一人前に馬七八匹、或は十匹程も牽來り、城外へ陣を張り、明軍とにらみ合居候體と相聞、右様數匹の馬を牽來り候心底不審ケ間しく、別而北京心遣ひいたし候と相聞、依_レ之城内へは馬牽入不_レ申趣に相聞え候、

一、朝鮮國平安道の内義州と申所へ、南京船二百艘程罷越、松材木を掠め取候由、是は兵亂の節に、寺院等數ヶ所破却いたし候折、皇城を取建候爲に、奪取候趣に御座候、

一、北京六十餘ヶ所の城は、漸く三ヶ所に残り居、彌北京敗軍、朝鮮へ落來り候は、全羅道の内濟州へ隠し置べくとの企に有_レ之候由、然る處先年明帝敗軍の節、清帝に服從いたし、明帝へは一向音信不通にいたし居、此節に至り明帝の世に復し候時は、朝鮮へ至て可_レ及_二難儀_一との取沙汰いたし候由に御座候なり、

一、前に申上候通、北京兵糧の道を立切られ、浮沈の場に付、朝鮮國へ兵糧を乞候儀は、實事にも可_レ有_二御座_一哉、對馬守彼國へこの換米をも、去夏早損の申立にて、入送方有免の儀及_二頼談_一候段申越候、固より去夏早魅之儀は、無_二相違_一相聞候へごも、北京兵亂に付ては、彼國の内情彼是と打混じ、相困候事には有_レ之間敷哉の由をも申こし候、右之趣、朝鮮國へ差遣置候從人共より、傳聞に任せ申越候の間、實否難_レ計奉_レ存候へごも、乍_レ恐風聞

の儘御内閣奉添、自然行違の儀も可有御座哉、其段は幾重にも御宥免被爲垂被成下候様奉願上候、以上、

寅三月

宗對馬守家
大川 將 監
佐 治 伊 織

右は、對州より申上に相成候寫しとかや、實否難計定かならねども、記して後の風説を待、清國兵亂に付ては、去々子年夏已來、崎陽來船の唐船入津絶てなし、此夏も阿蘭陀のみにして、總て唐物追追拂底、別て藥品高價とぞ、

一、再度魯西亞より風説仕候、清朝咸豐帝より英吉利亞國へ、明末退治の援兵を乞候處、北京よりも軍船五十艘計、南京の地へ差向、北京よりは渤海を越、一同打入候處、明軍早く是を察し、乍浦海邊繁華の人家を悉く自焼いたし、人民不殘引拂、取合不申候に付、火矢を備へ陣列を整へ攻入候へども、明軍は跡へ跡へと引退候に付、恐怖いたし候と存、次第に深入いたし候處、一夜風雨烈しき深更に及び、何處より參り候哉、明末の軍勢雲霞の如く不意に起り攻立、山々谷々よりボンベンフラン、火を付玉なり、リクトコーゲル、火を玉なり、火矢哉、

ヒユルへール是は百目筒にして、一貫目の機能あり、又一貫目筒にて三十貫目の機能ある炮を以て、四面より打かけ陣屋々々を焚立攻付候へども、清軍英軍共に石火矢等打出、餘程攻合候へども、明軍は最初より此場にて、打拂の計策と相見え、玉當り度數も睨と目當いたし置儀と相見え、一ツも空しき玉なく、英吉利亞勢は夜軍修練なれども、明軍強勢殊に不意の事、詮方なく狼狽いたし、軍卒士官八千餘り討死、可憐遠海を越來て、清國の灰塵と相成候こと、珍談に御座候、然る處翌日未明まで次第に追討、海邊まで追詰、軍艦までも焼拂ひ、英國軍艦五十艘の内、三艘満足にして殘兵逃退き申候由、清兵は漸く船に乗じ、朝鮮國へ落行候由、頃日清人四百九十人、内九十人は婦人のよし、英吉利亞の船に便を乞ひて、琉球國へ漂着候由、是は全く亂をさけ候儀と被存候、長崎客館の清人ども、しきりに本國の様子を氣遣ひ、一昨年以來の事に付、來船の無レ之如何なる次第に候やと、日夜悲歎いたし、日本の丈夫なる船を以て、乍浦邊迄様子聞に遣したしと、奉行所へ昨夕より度々願出候へ共、右の次第は江府へ相伺、御下知無之候て相叶不申候、倭江元蟻地名、其

外の清民は、髪も日本風に結び日本に來り、何方なりとも入家仕度との由、通辭其外へ相歎談合候、人情は同様哀れに皆々愛憐罷在候、猶申上度儀も御座候へども、長文故略文仕候、

嘉永七寅年三月廿一日

抑清國發起は、我朝後水尾帝元和四年、明國神宗帝萬曆四十六年、清の大祖韃韃より起りて、天命と年號し、戰爭凡四十二年、我朝後西院帝の萬治二年、明國永曆十三年、清朝順治十六年、明亡て清國一統す、萬治二年より明末發起の嘉永五壬子年まで、百九十五年なり、

○麴平投石

今茲甲寅六月始、麴町平河天滿宮の裏門のほとり町家へ、いづくよりか石を投ぐること、日夜朝夕の定りなく、折々なげ下すに、多き日は五十六、少き日も二十三十、夜は偶々にして數も少しとかや、評説強く追々見物の人多く出るによりて、町役人ども彼所此所につごひ集りて、投石さかんなるときは、往來の制しもし、家根毎に人登り居て、石の來る方を窺ふに、南よりも又北よりも投來る、六日に町奉行所へ御届

になりて、町方同心并に加役手先のものら、見廻りなごあり、何の業ともわからず、八日九日は投石なく、十日に四ツ五ツも打し由、御後沙汰止め、いづれ狐狸のたわむれなるべけれども、日を重ね投下す石の、人にあたらざるは奇と云ふべし、其投石の様を尋ぬるに、小石にはあらず、手頃の中石にして、青苔など付たるもあり、或は瓦かけ、切石かけも交りしとぞ、裏門の南むこふに、鶏卵を商ふ小店あり、彼家へ朝早く石一ツ打込たり、是を投石の始とする由、然らば此家に子細あらんか、練馬在池袋村出生の女子を抱へ置て、似寄たる奇事有事あり、そは池袋の産神氏子を惜みて、わきて女子他に出て勤むるに、若密通のことあれば、必其家に怪みありと、故に大かたは村内に縁組して、他に出さずと聞けり、此投石の怪は、下女つかふべき身柄の商家にあらず、其始はいぶかしけれども、所々へ投わたす石の、多くは家根にのみ落るに、はづみなくして靜かに來り落て、又飛落る時は勢ありと、投石を拾ひ集め貯へ置に、夜の間にいづくへか失ぬ、

試に石にしろし付置たるは、印のつきたるまゝにて、又投來るもありと風説ありしは、妄語ならんかし、

○水車焼亡

六月十日夜半頃出火汰沙あり、引ついで大響一聲、また曉近く一聲は、殊更其響大にして驚きぬ、そは淀橋なる水車より火出て、同所にて製し貯ふ、御用の硝硝藏三ヶ所へうつりやけて、硝勢のつよき、土藏其外大石大材水車とても、いづくへか飛去り、類焼はわづかにして、響のために崩れたる家藏多く或は飛去り、家財調度も喬木の梢にかゝる、怪我人も少からずと、翌朝より聞つたへて、見物の人々日に多く群集せりとぞ、然るに水車の主家内共、何所へ逃れ去りしや、行方しれずと風説し居れり、

硝硝藏貯への内三十駄ほどは、八日九日兩日に、大森なる御備へ新御臺場へ附送り、其残りなれば藏入の硝硝、さのみ多からざれども、此ごとくもし送り出ざる以前にあらば、如何なる大變とやなるもしれず、風説に、水車の力をもて硝硝を舂製して、其埃自然に車にたまりて、真木の鐵と硝石と摺合て、火を生ぜしならんと、此説理なるに似たれば記す、

響聲三方はしらす、東は淺草、本所、深川の末までもひびきありしとぞ、思へば我住山の手へんは、遙に西によりたれば、その音の強きもむべなりかし、

火を剋す水車から燃出して

硝硝ぐらの飛んだおはなし

飛んだこと飛んだ噺は飛んだ世に

よごみなき世に淀橋の水車

めぐり來にける天のわざはひ

○六國地震

一、攝津大坂川口一ツ橋藏やしき詰松田大八郎文通中、

上略、六月十四日夜八ツ時頃ごろより大地震にて、翌十五日何度ともなく相震、其内兩度ほどは家居もつぶれ可申ほどにて、壁は震破れも所々御座候、右に付家内子供等は、廣場に疊敷て差出置候處、追々鎮まり候に付、漸々安心仕候、乍併格別なる損所怪我等も無御座候間、御平慮可被下候、大坂市中の風説、追々承り及候處、何れも格別の儀も無御座候由、近年まれなる大震、私など尤も始めて出會、扱々

心持あしきことに相おぼえ申候、近國の處承り候處、和州市南都は過半くづれ家に相成、死人多き由、伊賀の上野は城も町家ものこらず震潰して、其上出火并出水にて、死亡おびたしく候由、先日同所を通行いたし、歸坂仕候もの、咄には、道筋こゝろく破れ、其上沼田の如く相成、水は泥水にて吞がたく、右出水出火にて食物等も無之、たま〜生きのこり候ものも、右の氣打にて病人のみゆるゑ、勢州より人足數多呼寄、道普請いたし居候由、誠に目も當られぬ次第の趣に承申候、其外越前福井、勢州四日市宿、江州信樂も大損の由に御座候、當月初旬までは折々相震候へども、只今にては全く相しづまり、漸々安心仕候、下略、

七月廿七日至急文通

右同人より贈り越したる、大坂市中辻賣の板行もの略寫、

一、南都

寅六月十四日夜八ツ時ごろより始め度々、十五日朝より大地震になり、町家無事なるはなく、皆々野宿或は明き地杯にて夜を明し、往來の人一人もなし、

崩れ家多く、廿三日までに八十五度あり、廿一日夜ツ五時ごろ、田利佃坂町西方寺本堂震崩し、高畑神主高塀のこらず、其外崩れ家數知れず、死人三百五十餘人、怪我人數しれず、

一、伊賀上野

同十四日夜七ツ時半頃震はじめ、御城大手御門大損じ、町々在々潰れ家多く、其上出火にて焼失、島が原と申所五十町四方、螺荒にて泥海と相成、又崩損の人家數知れず、

一、江州石部

同夜同刻震出し、所々人家損じたれども、格別ならず、

一、江州信樂

同十三日大雨大雷、翌十四日大地震にて、在町くづれ家凡百三十軒程、土藏二十戸前、死人怪我人數しれず、

一、同瀬々御城下并石場

同十四日同刻震出し、大地震にて御城北の大手出火にて、御菩提所焼失、其外御構へ高塀湖水へ落込、まことに大へん、又石場船乗場大石燈籠も湖水へおち

込み、すべて即死怪我人多く、類焼震崩し家數しれず、

一、水口土山庄の薬師

同日同刻震出し、大地震にはあらねども、宿々損じ多きゆゑにしるす、龜山も是に同じ、

一、三河岡崎

同日同刻ゆり始め、東邊にては崩れ家もあれども、さしたる事なし、

一、勢州四日市

同日同夜四ツ時頃震はじめ、朝六ツ時頃より大震になり、家數五百軒餘震くづし、五ツ時ごろ出火あり、四百軒餘焼、死亡凡二百四十五人、怪我人不知者五百五六十人とぞ、

一、和州古市

同日同刻大地震にて、地われ人家多分震崩し、死人六十七人、怪我人數しれず、残り家漸く三四軒ばかり、一、同郡山

同日夜九ツ時ごろ震はじめ、八ツ時頃より大地震になりて、柳町一丁目より同四丁目まで、家數凡三十八軒くづれ、同十八日廿一日六ツごろ震返し、都て八十

五度の震にて、市中崩れ家多く、死人凡百二三十人、其外奈良同様なり、

一、越前福井

同月十三日朝五ツ時頃、城下出火にて無残焼失、其朝大風にて九十九橋と一百町、兩本願寺并寺院百ヶ所計焼失、近在凡十ヶ所焼亡、夜四ツ時頃鎮火、

十四日夜八ツ時頃より大地震にて、田地なども泥海の如くなり、所々の家震崩し、死人凡四五十人、怪我人其數を知らず、十六日暮方までに、大小六十七八度、其混亂筆にも盡し難し、

一、南山城木津

同十四日夜九ツ半頃、東西南北わかちなく、黒雲おひ重ね雨ふり、笠置山より大岩吹出し、近邊大水となり、家十軒計崩れながらに流れ、人々命おしくも逃行べき道なければ、是非なく夜中のことなれば、殊更手段なく、死亡其數いまだ知れず、十五日九ツ時頃に至り、水はさつぱりと落ちたりと、

右は、慥ならざる街の風説といへども、記して後年の稗とす、猶本説を聞ば、記しつぎて残さんのみ、

○住吉町敵打

今茲六月廿六日宵、住吉町於三往還一敵討、

中の郷元町五人組持店
浪人跡部主税之助

同弟子 太田 六助 寅廿九歳 申口

私儀、山田金兵衛を及三殺害一候に付、子細御尋に御座候、私儀は、交代御寄合、本堂内膳様元御足輕相勤候太田幸四郎悴にて、元主人知行所常州新治郡中志築村陣屋にて出生仕、二十二年以前、天保四巳年私實母みつ儀、身持不_レ宜、同村百姓吉次と申者と密通の上、兩人とも立退候處、翌午年十月九日、陣屋下にて父幸四郎儀、右吉次并みつに行合候に付、みつへ申聞候は、不届の儀いたし候を見遁置候間、以來構内へ立廻り申まじく旨申聞候處、吉次儀持居候鎌を以、幸四郎頭へ疵爲_レ負、右兩人とも其塲を逃去、行衛相知不_レ申候、然る處幸四郎儀は、同月十五日右疵にて相果候處、私儀は其節幼年に罷在、成長の後實祖父死去清右衛門より委く承り、心外には存候へども、其儘に打捨置、祖父清右衛門儀も、其砌は前書内膳様郡奉行下役相勤罷在候に付、私儀は同居仕世話に相成罷在、十九ヶ年前、天保七申年十一歳の砌より、弘化元辰年十九歳まで、御家

老横手儀三郎方に若黨奉公相勤居、同年七月中暇取、夫より村方へ引込農業相稼、三年以前子年十一月中、右内膳様足輕相勤罷在、當月四日主人方暇取、何卒父の敵前書吉次儀を可_レ討果_レ存念にて、跡部主税之助儀は、一刀流の劔術指南いたし候に付、同人方へ内弟子に相成、稽古仕罷在候内、敵吉次儀は山田金兵衛と改名、當時水野出羽守様濱町御中屋鋪に、罷在候趣承り出し候間、尋参り候處、金兵衛は留守にて妻みつ一人罷在、面會いたし候處、同人申聞候は、幼年の砌相馴れ候後、難儀の始末物語いたし、私へは實子ながらも流石に面目なく、後悔の體に有_レ之候處へ、金兵衛立歸り私を見請候て、何者に候哉とみつへ相尋候に付、國元に殘し置候悴の旨申聞候へば、金兵衛刀掛に有_レ之候刀を提参り、鞘の方を私へ向け、鯉口をくつろげ、金兵衛を親の敵と附ねらひ候儀に候は、此所にて可_レ相果_レ旨申聞候へども、其節私儀は、金兵衛の様子可_レ相探_レと無刀にて罷在候間、早々に暇乞いたし立戻申候、眼前親の敵先方より名乗候を、其儘捨置候ては孝道難_レ相立_レ頻りに心外相募、一途に存込、金兵

衛他行を相待罷在候處、當月廿一日暮六ツ半時頃、往吉町にて出合候間、可三相果ニ存候處、往來人通繁く見失ひ、其後毎夜濱町邊立廻、金兵衛他行を窺ひ居候處、昨廿六日夜五ツ半時頃、猶又往吉町往還にて行逢候間、名乗かけ一刀切付候處、金兵衛儀も兼て相心得罷在、帶劔拔合せ打合候内、右の手首を切落し候様に相覺え、疊かけく切付候處、右疵にて倒れ候に付、其儘右町内自身番屋罷越、親之敵打留候段、町法の通取計吳候様、町役人へ申聞、大小相渡し番屋に控罷在候儀に御座候、私儀年來の本望相達し候上は、如何様被ニ仰付候ても不レ苦候、乍レ併町内を爲レ騷候段奉ニ恐入候、何分御慈悲奉レ願候、

中之郷元町五人組持店
劔術指南浪人

跡部 主税之助 寅四十

私弟子にて同居爲レ致置候、太田六助儀、親の敵の由山田金兵衛を殺害致し候に付、御尋御座候、右六助儀、當月四日罷越、心願も有レ之候間、劔術稽古いたし度申聞、始末荒増承置候間、内弟子に仕差置申候、然る處六助儀、昨廿六日夜五ツ半時頃、於ニ往吉

町往還、敵吉次事當時山田金兵衛に出逢、同人を及ニ殺害候趣、爲レ知來候に付早速罷越、様子承り申候、全く親の敵に無ニ相違候に付、此上御慈悲の御沙汰、於レ私奉レ願候、

住吉町月行事

半 兵

衛寅四申口

町内於ニ往還、昨廿六日夜五ツ半時頃、中之郷元町五人組持店浪人跡部主税之助弟子にて、同人方同居罷在候太田六助と申者、親の敵の由にて、水野出羽守新足輕の由、山田金兵衛を及ニ殺害、右六助儀は自身番屋へ留置、此段五人組名主へ申聞、昨夜御訴申上候處、則今日御檢使被ニ下置候、然る處右山田金兵衛儀、右出羽守様御家來に候哉、相分兼候に付、右御屋敷へ承合候處、同御家來山田七之助、三橋運八郎と申御仁、右場所へ參られ候に付、右死骸爲レ見候處、同御家來山田金兵衛と申者に、無ニ相違ニ趣被ニ申聞候、右太田六助儀、町内番屋へ罷越申聞候は、親の敵打果候間、町法之通取計候様申聞、番屋へ上り大小等相渡候に付、預り留置、御訴申上候儀に御座候、

山田金兵衛 五十五

六歲

金兵衛疵數ヶ所の内、百會の後横に五寸程、左の眼上より頬へかけ一ヶ所、同方肩先八寸程、同方胸先一ヶ所、右之方手首切落、同方下腹突疵、同方外腹一ヶ所、同方膝下五寸程、其餘數ヶ所かすりきず等あれども、略して記さず、往還板塀際に、北の方を頭にいたし、仰向に倒れて相果罷在候、

檢使

南 平野平三郎

北 吉澤保兵衛

住吉町 月行事 半 兵 衛

五人組 新 助

名主庄右衛門頼に付代 藏

勝 中ノ郷五人組持店

浪人 跡部 主税之助

五人組 久 左 衛 門

同 市 左 衛 門

名主民次郎後見太郎左衛門頼に付代 四 郎 兵 衛

○孝女稱褒

嘉永七寅年ふみ月御稱譽ありしと聞ぬ、

申渡

本郷元町家主鐵五郎娘

や

す寅十四歲

其方儀、常々孝心深く、何事によらず兩親の言不レ背、其上去る丑十月廿九日曉、盜賊磯吉外二人押込、兩親を手込にいたし、有合の金錢無レ殘可ニ差出、若取隠し候は、兩人とも可レ及ニ殺害旨、拔刀を以申し威し、差出候有合錢を、磯吉可ニ奪取と致候節、其方儀磯吉外二人の袖に縋り、兩親を助け呉候様相歎、父儀は兼々困窮にて、日々青物商内いたし、漸く取續居候間、右之賣溜錢被ニ奪取候ては、明日より商内の元手を失ひ、及ニ渴命候間差免吳候様、ひたすらに歎き候故、流石の盜賊ども其孝心に感じ、盜取らず其儘立退候趣、無ニ相違ニ相聞、右體其身の危を忘れ、白刃の下に臨み、道理を述賊黨共の氣勢を奪ひ、兩親の危場を救ひ候は、別て孝心奇特の事に付、爲ニ御褒美銀五枚取らせ遣す、

寅七月

右之通、於ニ南御番所ニ被ニ仰渡、猶勸善之教示にも相成候間、町中自身番屋へ、張出し置候様可レ致旨被ニ仰渡候、

書體をもて考ふるに、町内より申立たるにはあらじ、おそろくは小賊磯吉召捕られて、彼が白状の箇條によるか、兎まれ角まれ少女の志ひ孝の譽によるぞかし

○諳厄利亞

八月八日に御觸達來る、

此度長崎表へ英吉利船四艘渡來候處、穩に候旨注進有之候、爲ニ心得向々へ可レ被レ達候、

八月

九月久世大和守殿御渡、十三日に御觸達來る、

長崎表へ渡來之英吉利船、御國地へ船繋之儀願出候、尤御國法は堅く可ニ相守趣申立候、依レ之向後長崎并箱館之兩港へ船を寄せ、薪水食料等、船中闕乏之品々、相渡候様御差許相成、去月廿九日、彼船不レ殘退帆いたし候、此段爲ニ心得向々へ可レ被レ達候、

九月

英吉喇亞渡來の始末、唯穩とのみにて風説更になし、退帆の後右御觸達あり、魯西亞、亞墨利加に准じたる御所置にて、長崎箱館の兩港にて、薪水食料等彼船中

に闕乏の品々、御渡し可ニ相成旨、御許容に成たるは、魯亞の兩國いまだ全く御治定共推察之折節、旁先兩國に准じたる御應答ありしか、然するときは暫時も三國を御引請となりて、結終如何成べくや、彌御觸面のごとく成行く時は、西洋諸國よりも追々願ひ來るべし、亞墨利加の御約定書を以見る時は、薪水食料御渡し品々、すべて代料請取候事の由は、日本の商道を開くに異ならず、我國の産貨逐々減滅して、始終國の疾煩止時なかるべし、豐歉なほ量りがたく、若飢饉共いふ時は如何哉、遠慮なきに似たるべし、

諳厄利亞は、歐羅巴洲に屬して、洲の西北拂良察、阿蘭陀に向ひたる一島にして、大西洋を隔て北亞墨利加の洲也、其國經度自五十至六十、緯度自三度半至三十三度、氣候融和、地方廣大、分て爲三三道、王都を籠働と云、九州を統ぶ、北に接き「スコットランド」あり、二州を統ぶ、西に離れて「イ、ルランド」あり、四州を統ぶ、「イギリス」と「スコットランド」「イ、ルランド」、北に離れて「エイスランド」、是を合せて統て「ゴロフトブリタニヤ」と稱すと、地球圖解には見ゆ、
○紅葉の嵐

八代目團十郎三柈は孝信厚く、父白猿天保年中御咎ありて江戸に居らず、其中江戸に残りし實母に孝養を盡くし、兄弟其他年老たる親が門弟共に手當し、質素儉約を守り、就中父の赦免を成田山なる不動尊に祈願し、信心尤世の常ならず、故に先年職業に似ず、難レ有御褒美たまはりしは、皆人の知る處にして、既に嘉永三戌年白猿赦免ありて、江都に歸り來り、翌年の貌見世より、親子七人の同座も目出たく、藝道も秀最負ますく、多く盛なりしも、今年市村座に在て夏狂言の休中、尾の名護屋に至り芝居して、後に難波に居ます父が安否問はんとて、遙々登り行しに、名にしはふ名家の事なれば、人々の乞ひす、め、又父白猿が求めもだしがたく、出勤に極りて、いまだ狂言もありやなしやに、如何なる子細か有けん、白萩や露の玉ちる朝あらし」と辭世して、八月六日三十二歳を一期として、自害してうせぬ、

日の出の華のまだ盛とまでは至らで、いかなる風の透引てや、散行く花ぞ是非もなし、うからやからの歎きは嘸な、最負連中の力落し、大江都の華をうしなひて、立歸るべき春さへになきこゝちぞすなる、

風説には、白猿が老慾より、莫大の手附金請取て、身動ならぬ手詰となり、元來三柈性質正直小氣ゆるに、江府に残し置母親への孝道も立がたく、一筋に思ひ詰、全く取りのぼせたる始末とぞ、江戸にまふし下さば、いづれとも片付方もあるべきに、むざんのことこそ、

手向

染あげしけれなひ見せずちる紅葉

手向する阿伽の他人も袖ぬれて

かわく間もなき秋の夜の雨

白猿門弟市川九藏(三猿)、嘉永五子年十月末つかた土坂し、浪速にて五代目團藏と改名あり、盛んに出勤なりしに、いかなる事よりや、去年春河原崎座へ下り來て、一狂言にて飼犬の事により口論發りて、直に難波に歸り行し、嵐璃珪といへる者と喧嘩ありて、疵付候とか、番所沙汰となりて、璃珪は遠島三猿は中追放と承りぬ、遠く隔し浪華の實説問に由なし、三柈といひ三猿又かゝる事あるは、いかなれば市川の流れの水に、この災ある事ならんや、

○大震津浪

三日戊辰、冬至、鬼宿、天おれ、五ひ日、四日、己巳、十死、

今茲嘉永七寅年十一月四日大地震、諸國大方朝五ツ時より四ツ半頃まで、是を始として日夜數度、廿日ごろに至りても、日夜の内震なき日はなし、江府も大方同じけれども、大損に至らず、國數凡十八九ヶ國と言、又海邊の國々は津浪にて大損、死亡の人擧て數へ難しと、

一、東海道筋は紀州浦々未詳ならず、
一、志摩國一圓大津浪にて押流すところ、
一、伊勢國神戸城下白子町震浪、津の城、松坂町震浪大損、山田町々は其上焼失、朝熊山大荒、二見邊在々大津浪、

一、尾張國野間諸崎邊津波あり、
一、三河國二川宿大損じ、吉田城町々在々、御油宿、赤坂宿、藤川宿は損じ少し、岡崎城下町々も同じ、田原城町々在々、西尾城町在津浪ありて大損じ、
一、遠江國は金谷宿、日坂宿、掛川城町家殘なく焼失、袋井見附宿大損じ、濱松城町々在々、舞坂宿、荒井宿震損じ、七里の海大あれにて、人家大に損ず、御番所

も大損じ、白須賀宿も同斷、相良陣屋大津浪にて、人家のこりなく押しながす、横須賀城も大損じ、秋葉山邊山々震動大崩れ、

一、駿河國沼津城大損、同宿潰れ焼失、原、吉原、蒲原宿大ひに損じ、由井宿も同斷、沖津宿つなみ大損、江尻宿つぶれ、清水の港大津浪、大半おし流す、

一、伊豆國下田港、御陣屋と始め家數千二百の所、大震津浪にてのこらず押流す、
一、相摸國箱根宿御關所大損、山々震動大石を降らし、江の島、鎌倉大津浪損じ多し、

一、甲斐國府中石垣崩れ大損、御城下町々大半震崩れ、其上出火焼失多し、
一、信濃路は仲山道筋、福しま、掛橋、宮の越、數原ならびに元川は損じ少し、

一、上野館林城々下町在少損、
一、下野國日光大風大雨、晝夜大雷、御山は云におよばず、鉢石、今市、大澤幾ヶ所かす知れず發雷あり、人家山川田畑のきらひなく落る、

一、飛騨一圓大損、
因記、文化四丁卯年十一月四日、西の市にて大震あり

しと語れる老翁あり、今茲まで四十七年、予も古稀の老齡、其實をしらず、

○講武場

寅十二月二日、阿部伊勢守殿御渡、

御勘定奉行 御作事奉行
御普請奉行 小普請奉行

一、鐵炮洲築地、堀田備中守中屋敷、
一、筋違橋御門外明地、北之方地續町家取拂、東之方往來六七間圍込候積、
一、四ッ谷御門外明地、

右三ヶ所、此度新規講武場御取建被_レ仰付、武藝稽古所鐵炮角場御取建有_レ之、小隊の駈引等出來候様被_レ仰出候間得_レ其意、取建方等向々へ申談、早速御普請出來候様可_レ被_レ取計候、

一、神田橋御門外明地、一、一ッ橋御門外明地、
右は、是迄冬分鳥飼付の御場所にて候處、向後一ッ橋御門より、神田橋御門家の方一纏に圍ひ込、諸家并御旗本の面々、騎戰訓練の場に被_レ成下、雉子橋寄の方は縦横に馬場を取、是亦諸向調馬の場所に被_レ成下、繁勤の向にて登城の往返に立寄、稽古出來候様可_レ致

旨被_レ仰出候間得_レ其意、場所建方の儀、向々へ可_レ申談候、尤も御城火除明地之儀に付、聊の建物は不_レ苦候へども、廉立候休息所等取建候儀は難_レ相成、外圍の儀は御入用不_レ相懸様、生垣等にては質素に出來候様可_レ被_レ取計候、
右之通、海防掛御目付に相達候間得_レ其意、委細可_レ申談候事、

町奉行

御勘定奉行

御普請奉行

當節炮術專要の御時勢候處、都下に訓練場少く、差支候に付、深川越中島後にて、場廣に訓練場御取建有_レ之、小大砲合隊の實備習練候様、被_レ仰出候間得_レ其意、委細之儀は、海防掛御目付へ可_レ被_レ談候事、
寅十二月五日

○年號安政と改元被_レ仰出、
やすらげくまつると代る歲の名は

いかにめでたきためしをかみん

○異國船世評

一、魯西亞船一艘、當寅九月紀州浦に渡來し、大坂洋

に船つぎし、御さしづに依て、十月半伊豆の下田港へ
來りて逗船す、然るに十一月四日、諸國大震津浪に
て、下田港も大荒して、魯西亞船も大破し、又高汐に
て竟に洋中へ沈船となる、無_二是非_一逗留、
一、拂良察船一艘、十二月初旬、日本の漂民を送るを
名として、下田湊へ渡來、

一、亞墨利加船二艘、年末又下田湊に渡來して、三國
共同所にて越年するも、又々奇事ならずや、春時を待
て猶なにをか言ふ、大晦日には御老若方始、諸役人退
出夜に入しとぞ、

○戲場焼失

嘉永七甲寅十一月五日夜、淺草聖天町裏家より出火
して、猿若町三町戲場、中村市村河原崎の三座ともに
類焼し、聖天町、山の宿、三谷、花川戸川端まで焼出て、
其火小梅村に飛移りて、水府御下やしき類焼、御時節
から厚く御用意の焔硝ぐら、防ぎ留め専らにして、御
殿向其外のこりなく焼失とぞ、

天保十二丑年、堺町中村勘三郎座三階より出火し
て、葺屋町市村羽左衛門座は勿論、近邊町々類焼多
く、ために猿若町に移されたり、

齊順卿、式部卿、顯龍院殿、

御十一代將軍家齊公(文恭院殿)御七男、御幼名菊
千代君、文化七年十一月十五日、清水御相續、同
十三子年六月、紀州大納言治寶卿御娘豊姫方へ御
聲養子被_二仰出_一、同年十一月二十八日、御引移御婚
姻、弘化三年閏五月八日逝去、

齊明卿、式部卿、寬量院殿、

家齊公御十二男、御幼名保之丞君、文化十三年十二
月三日、清水御相續、文政十亥年六月十日逝去、
御簾中、伏見殿姫宮教宮御方、恭眞院殿、

恭眞院殿清水御住居、

齊彊卿、從三位中納言宮内卿、
家齊公御二十一男、御幼名恆之丞君、文政十亥年九
月五日、清水御相續、弘化三年六月十一日、紀伊
大納言齊順卿逝去に付御相續、
御簾中、充君御方、紀州へ御引移、
弘化以來、

恭眞院殿御守殿として、清水御領知は其儘被_二差
置_一たるに、今茲安政元寅年十二月、御領知被_二召返_一
候而は、貞章院殿御在世の御振合に可_二相成_一哉否、

○清水御領知上

寅十二月廿八日、本多越中守御渡御書付、
清水中納言殿御事、先達而紀州家相續被_二仰出_一候
後も、御領知其儘清水領と被_二成置_一候處、此節柄彼
是無_二御據_一次第有_レ之候に付、此度思召を以、清水
領被_二召返_一候旨被_二仰出_一候間、此段向々へ可_レ被
達候、

十二月

齊彊卿、弘化三年六月紀州家御相續、以後御明館、此
節柄は西洋國の渡來しげく、子年以來防禦手配等に
て、御用途多端なるを云、
因記、

清水御組、

重好卿、從三位中納言宮内卿、俊徳院殿、
御九代將軍家重公(惇信院殿)御次男、寶曆九年
十二月十五日、清水御尾形へ御移徙、寛政四子年七
月八日逝去、以後文化度まで御明館、御領知被_二召
返_一、

御簾中貞章院殿、

貞章院殿其儘清水御住居にて、御組三萬兩と聞、

○神田火事

寅十二月二十八日、内神田多町二丁目、家主庄兵衛地
借、乾物渡世候半治郎居宅二階より、暮六ツ半時過頃
出火、類焼町々、

神田多町一丁目二丁目、同新銀町、佐柄木町、横大工
町、雉子町、三河町一三町共、同裏町四丁目、裏町四
軒目、蠟燭町、關口町、養安院屋敷、連雀町、須田町一
二丁目共、通新石町、鍋町、同西横町、北横町、東横町、
鍛冶町一二丁目共、堅大工町、白壁町、塗師町、新石町
一丁目、皆川町一二三町目共、永富町一二三四丁目
共、南側代地共、鎌倉町、同横町、龍閑町元地四軒屋
敷、野島屋敷兵庫屋敷、佐柄木町藏地、本銀町、紺屋町、
同横町、小柳町一二三丁目共、平永町、松田町、黒門
町、本銀町、本石町、金吹町、本町一二三四丁目迄焼
込、本牢屋町、本兩替町、駿河町、瀬戸物町、本町三丁
目裏河岸、伊勢町、北鞆町、品川町、同裏河岸、室町一
二三丁目共、本小田原町一二丁目共、長濱町一二丁目
共、安針町、本船町河岸にて止る、
町數合百五ヶ町、但本町金座まで焼失、
右は、町奉行所へ書上といへる寫を見るに任かせ、さ

のみ大火といふにあらねども、名にしおふ場所がら
のことによりて記し置のみ、

○梵鐘鑄換

此度海岸防禦之爲、諸國寺院の梵鐘を以、可_レ鑄_ニ換
大炮小銃_ニ之旨被_ニ仰出_ニ候、右は武備御充實の御趣
旨、此外銅鐵をも必備の品に付、他用差止め候、
右之通可_レ被_ニ相觸_ニ候、

○安政二乙卯年正月十一日、柳營の御會、

千代もみん動かぬ岩根松の春 法眼昌 固
霞む砌に鶴馴し聲 内大臣殿
風ぬるく明はなれ行く雲井にて 通 良
月の入江の波しづかなり 昌 春
出舟やいとさはやかによそうらん 玄 有
束ねて運ぶ稻ぞ數々 昌 久
おく露の恵に袖も賑はひて 光 魚
所あらため里ぞひらける 豊 意
廣くしも道はつきし門の前 行 阿
引つごひたる駒のいなゝく 彌 阿
わかかへる清水は絶す流れ來て 昌 富
仰ぐそなたは日の光る山 信 教

かはらずもおもむく神の幣使 昌 統
梅折もちし春毎の華 昌 功
ためしとや宿の遊びの榮ふらん 教 覺
右御一巡、
歳毎の起筆として記すと雖も、傳寫の誤謬は多
かるべし、

連歌師

京住 里 村 昌 固 同 昌 春
根岸住 坂 昌 成 坂 昌 功
浅草 坂 昌 久 佐州住 土 屋 昌 仙
日輪寺上人 日輪寺執筆 菅 原 信 教
芝鳥森稻荷神主 鳥越明神主 鏑 木 豊 意
山 田 織 部 通良 麻布末廣稻荷神主 中 村 美 濃
芝神明神主 小 泉 大 内 藏 芝神明 西 東 修 理
根岸 金 子 主 馬 南品川豊船神主 鈴 木 播 磨
日輪寺執筆 壽 阿 曇 齋 日輪寺院代 洞 雲 院
◎原本缺 瀬 川 昌 澄

龜戸天神社僧 梅 之 房 深川八右衛門新田 稻荷別當 利 益 院
里 村 玄 有

右は武鑑に見合、
○諸山開帳
一、淺草觀世音菩薩、開帳佛、御丈二尺計、
金龍山淺草寺、二月十八日より日延二十日、五月九
日開帳、
文化十一甲戌年より、今茲安政二乙卯迄五十年目、
一、富が岡八幡宮、深川大榮山永代寺、今茲三月十五
日より、
一、礪川大黒天、三國傳來と云、小石川傳通院中於三福
聚院、今茲三月朔日より、
一、蹴上觀音并雷神、常州水戸藤澤山神應寺、本所回
向院無縁寺、恵心僧都作と云、今茲四月、
一、礪川傳通院山中、福聚院安置開帳の大黒天は、
尊容異り、左に槌を持し、右の方は金の劔の如き
を、肩よりかけたる如く拜みぬ、袋の有無分りがた
し、座壇も俵にあらず、圓壇のごとくに座して、右
の足は踏下げて又下に壇あり、總て唯黒くして、頭

巾も又他の像と異り、只頭形りの様にみゆ、
一、水府藤澤山神應寺安置の蹴上觀世音菩薩は、御
丈三四寸にして、尊容拜みがたし、雷神皇も又御
丈三尺計、唯黒く尊容又おがみがたし、戸帳片々開
きて更にみえず、
○小網街火事
今茲乙卯三月二日曉八ツ時頃、小網町一丁目裏家よ
り、出火、南西の風烈しく、甚左衛門町、大坂町、銀座、
茅屋町、堺町、人形町、筋違鹽町、横山町、馬喰町、淺草
御門焼落ち、翌朝に至り漸く鎮火、
○下田港説
去寅歳末、下田湊に渡來のフランス船一艘は、日本の
漂民を送り來ると沙汰し、虚妄にして何の子細もな
く、全く下田港の様子を探りに渡來せしか、其節アメ
リカ、ロシア、イギリス同様、日本近海通船の砌は、船
中欠乏の品々たまはりたき由を申と、然してロシア
下田港にて破沈船の人数、同所へた村に假家造立、四
百人餘上陸、住居の體を見届出帆せしなれば、猶外
國同様別に使節船整へ、渡來いたすも計難しと、又ロ
シヤ、フランスは、當時敵國に成居れば、重てフラン

ス渡來せば、出會いかゞと風説せり、去々丑七月、長崎港へ渡來のロシヤ船四艘の内、一艘使節水師將軍提督布恬廷乘組の軍艦にして、長崎退帆の後本國へは歸らずして、日本近海に漂ひ居たるが、そは本國戰爭によるか、天災によりて船は沈滅し、下田湊に於て新規に乗船打建の事願濟て、造船最中と云、

今茲乙卯二月、アメリカ船一艘(長二十間計)下田港に渡來、全く商船の様子にて、女人童杯乘組居、商用の序日本下田港拜借地を見物いたし、歸帆いたすべき旨、去々丑年同所へ渡來の使節、水師提督ペルリより通達有之に付、船をよせたる由を申、并船中欠乏の品を給り度由を願ひ出しと、こも又虚實解しがたし、如何に御計らひ有やらん、

當三月、伊豆下田港へ渡來のアメリカ船より願出候は、日本近海浦々測量御許容の儀を申により、同じ八月十五日、右測量の儀は不容易旨心得の儀、御書取を以被仰出候、委曲別記して綴をわかつ、

○支干御相當

一、東照宮天下御一統の支干御相當、御祝儀御能御振舞、五月十一日殿中御沙汰、

今已之上刻御白書院出御、日光御門跡御對顔相濟て、大廣間渡御、水戸殿、松平加賀守御對顔、松平越前守、松平三河守、松平兵部大輔御目見、過而御次伺向の面御能組、

御能組、

- | | | | |
|-----|------|------|------|
| 弓八幡 | 六平太 | 權之助 | 助五郎 |
| 田村 | 左吉 | 六藏 | 幸太郎 |
| 湯谷 | 甚兵衛 | 彦十郎 | 鉢太郎 |
| 船辨慶 | 觀世太夫 | 金五郎 | 九郎兵衛 |
| 融 | 初太郎 | 五郎二郎 | |
| | 實生太夫 | 源七郎 | 三太郎 |
| | 熊太郎 | 新九郎 | 市右衛門 |
| | 金剛太夫 | 巳之進 | 三郎四郎 |
| | 彌兵衛 | 政次郎 | 要三郎 |
| | 麻生 | 八右衛門 | |
| | 唐相撲 | 權之丞 | |
- 御能番過ぎて御中入時、席々御饗應御料理被下、御能相濟て、如今朝御對顔御目見、畢而入御、三番

叟翁無之、

元和元乙卯年夏五月七日、大坂落城秀頼自盡、延寶三乙卯、享保二十乙卯、寛政七乙卯、今茲安政二乙卯五月十一日御祝まで、曆數三百五年泰平、

○上覽馬揃

慶長治國より二百五十年餘泰平なるに、近來西洋夷賊寇騒に依て、防禦嚴重の御手當、御武備追々相整、御十三代内大臣家定將軍、安政二乙卯年五月十八日十九日、廿一日三度に割合、三番頭、御小姓組、御書院番、大御番頭、并組中御使番三面に、於吹上上覽所馬揃上覽被遊、布衣以上の面々拜見被仰付、相濟て三日共吹上御庭内廣芝において、御酒赤剛飯煮染等馬揃に被下有之、

植溜大馬場内に、甲冑着替所小屋數棟、板葺家根に取建出來、田安殿御廣敷門脇より通用門前は除き、御長屋角まで植溜の方、田安殿表門前より土手に添ひ左り角まで、清水殿通用門脇より折廻し、表門前は除き御物見下まで、扇いなり下張番所より、清水御つみ方稻荷、右手は山張番所際迄、御用やしき土手に添ひ、此處は二頬に馬立所出來、其間々々

に便所取付、代官町中番所より半藏御門の方にも、馬立所多分着替所も出來のよし、總て馬立所數何程なるか、吹上上覽所前通りは、植溜土手内に高幕張詰嚴重の形相は、予十七日當番の出懸にうかがふ處也、

二度目、

八月廿七日、奥延日割操下げに相成候、廿九日、九月二日、五日、七日、十一日、十六日、(廿九日替日)十八日、廿六日、(十一日の)右、日限行軍の體、并馬揃上覽被仰出候、拜見相願度面々は、初日、二日、三日之三度に割合、且布衣下之小役人は、四日目、五日、六日之三度に割合名前書、拙者共御申聞可有之候、依申達候、以上、八月廿五日

- | | |
|-----|---------|
| 御目付 | 大久保右近將監 |
| 同 | 岩瀬修理 |
| 同 | 一色邦之助 |
| 同 | 鶴殿民部少輔 |
- 吹上御長屋御門左右へ、拜見所假建出來、百人頭、御持頭、火消役、御先手頭、御徒士頭、小十

人頭、何れも組とも三日に分、役々同様に、出、右に付、神田明神祭禮、御曲輪内へ引込候に不及、町々は勝手次第たるべき旨御觸書出る、行軍馬揃は、異國船度々渡來によりての御武備なれば、治平のみくに、珍らかならず哉、

異國のゆるにみくにのみつり事、渡しかねたる神のみく、ら

神輿は定例の通り、此度は道替にて鎌倉河岸通り、常磐橋より入大手御橋に至り、奉幣ありて元の道を常磐橋に出る、神輿に附たる祭具も、なる丈少略すべき由被三御渡、されば銚も御曲輪内へはいれず、

○江府大地震
今茲安政二乙卯十月二日

今夜四ツ時すぎ俄に大地震して、江都十里八方の家、悉く震崩し震潰し破損す、土藏は残りなく土震落し、又潰れも多く、神社佛閣厚塗作り、土落ざるはなしとかや、剰さへ所々より一時に出火して類焼多く、人畜死亡夥し、往還山地平地の差別なく、地割れ裂ること一二寸、或は四五寸あまり、場所によりては三尺程も裂われたる所ありとぞ、明曆火災の焼死

十萬八千人に三倍せりと傳ふ、其夜も數度翌晝も數度ふるひて、後日々晝夜五度七度の震ひあれば、諸人大震に恐れ、月の内は大方野宿し、邸地ある家々は其邸地の庭に假寐して、其災をまぬがる、唯雨天少くして是のみ介あり、地震東方巽長はわきて強く、南西北方は弱しといへども、破損震潰しは少からず、只出火の憂へなきのみ、日を重ね追々世上の風説を、聞くに驚き見るにおそる、今時の災難往古はしらず、江府において斯る地變は聞もおよばず、後年又大震ありとも、心得とすべき手當は更になし、家居を堅固にすべからず、土藏庫なほ頼み難し、唯修造に心あるべし、火災とは事替りて、嚴急にして兼ての備へ方有べからず、瓦家は破損多く、板家の破損少きをもて察知すべき也、かゝる大地震の事にしあれば、其所によりて強弱はありといへども、場廣くして委しく記すに違あらず、震動の場所附巷街にひさぐもの其類多し、見るに大同少異あるは、刊刻する遲速によるか、多く省きて記さず、此大震に津浪なきも又奇と言ふべし、按るに、相摸の浦賀港より安房に渡る渡口より、上下の總國武州にいたるまで、内浦内海なるゆ

ゑに、波浪穩かにして津浪なかりしか、

予翁此日殿居して、いまだ安眠せざる内に、みしりみしりと二度ばかり家響して震出し、其強きに至りては、立ことさへ出來かねし、幸ひに震崩しなく、怪我なきを歡び、然ば何れとも其夜騒ぎにまざれ、薄着にて惡風に侵されたる哉、十日あまり過ぎて寒熱強くして、霜月下旬まで臥しぬ、其夜は上様にも吹上御庭へ御立退、瀧見御茶屋、本壽院様にも御同所へ御立退、新御茶屋、酒井晴光院様御住居潰れ焼失に付、直ちに吹上へ御立退、諏訪御茶屋、夜明て御三方御本丸へ御歸殿也、

一ッ橋順誠院様、水戸線姫君様にも、兩御守殿大破損に付、同月末御逗留として、御本丸へ御入あり、

慶長治國の後、地震年代記に出すもの、
慶長十八年冬、大地震
寛永十年、小田原大地震
寛文二年、上方大地震、五條石橋落
天和三年、日光大地震
元祿十六年、關東
文化元子年、出羽庄内

文政十一年十一月十二日、越後大地震

文政十三寅七月二日、洛中

弘化三未三月廿五日、信濃

嘉永七寅十一月四日、諸國

安政二卯十月二日、江戸十里四方

右十一度の内、元祿十六年關東大地震とばかりにて、何れの場所か知がたし、按ずるに、江都の大地震は御治世の後を始めてとするか、明曆の火災も江府中にして、焼死の者十萬八千人、しかも明年辰年二百年忌といふに、今年の死亡又是に三倍せりと、噫々、
二更過起此大震 千門萬戸無不破
總向厚壁無不崩 關東災變珍事稀
庭もせに夜毎假寐の風さむく

かるきなるにも身を震はる、
御治世支干相當の御賀ありし年なれば、
しろしめす年の干支にめぐりあいて
ゆり納めたる御代のいしする

地震の記
安政乙卯首冬初 二日二更後大震
其夜翌日數度震 月中猶連日不止

夜々去家宿野原 東都災變驚諸人
 元祿十六關東震 雖然不言其場所
 慶長治國後再度 坎艮震巽動勢強
 離坤兌乾其勢弱 十里八方無不震
 五里四方不崩稀 就中於巽震良方
 出火三十六箇所 士農工商類燒多
 百千萬戶悉破損 厚壁土無不崩落
 潰家大概在瓦屋 潰死燒亡不知員
 二十六萬八千餘 明曆火災勝人死
 辰巳里村死亡多 夜無往來絕人跡
 悲泣叫聲傳人耳 隱火燃々增寂寞
 猿若俳優皆登洛 北廓娼妓空無稼
 何處未知有假宅 金龍山塔九輪傾
 地裂吐泥隅田堤 所々割地一二寸
 或四五寸八九寸 長短隨地味有差
 家作修補木竹石 次第高價常十倍
 臨時諸色又一倍 職方雜卒得時富
 辻賣賤食得利賑 皆是勸災念魚恩
 神在出雲要石虛 五所造建救小屋
 有者施行幾千軒 可仰國恩災中惠

超月震動漸靜也 於爰諸民唱萬歲
 御救小屋場所、
 一、幸橋御門外明地
 一、深川永代寺八幡社地
 一、同海邊大工町
 一、淺草廣小路
 一、上野山下火除明地
 一、同山内一ヶ所、是は宮様御救小屋と曰、
 御手當施行被下置、年の内に皆々引取て、淺草觀音
 歳の市の頃は、小屋々々も取拂ひしとぞ、
 鯰魚によそへしさまんの戯作狂畫を摺出せしも、
 程なく停止ありてひさがすなりぬ、なほさまんに
 戲作多けれども、省て贅せず、
 淺草なる猿若街も悉く震潰し、火さへ出て燒野とは
 なれり、去年の類燒よふやくに建揃ひたる間もなき
 に、江戸に稀なる地震にていつきなく、俳優どもは皆
 難波、仙臺、名古屋、甲州等にのぼり行しとかや、二町
 目なる市村座ばかり、表のみ建て櫓は上しといへど
 も、内造作に及びがたしとぞ、
 千束の里なる新吉原の一廓も、ことごとく震損じ燒

亡して、所々の假宅年の内に漸く願ひすみぬ、先例
 は百日を限りなるに、こたびは千日と願ひたて、五
 百日の免許ありしと言あへり、引離れたる假宅なが
 ら、商賣始は同日にして、其日より日限五百日なりと
 ぞ、歳の内はかくし賣にして、助利多しと、五百日の
 免許、こも又珍らかなる假宅なりかし、
 假宅場所、

淺草花川戸、山の宿、さんやはいつもくも御許し
 なり、

深川仲町、矢倉下、常磐町、本所一ツ目、辨天小路、
 御船藏前通松井町、北割下水末なる入江町、
 右場所々は、近くまで隠し賣女の有來りしところ
 なり、

はるく、と爰も假宅雁がねの
 文にしらせる有家々々を
 本くじにあたる仲町富が岡

花こそひらく山の華くじ
 住なれし里をはなれて深川の
 水に流れをうつすうかれ女
 程近き隅田の川の川水に

流れをかゆるよしはらの君
 角田川おなじ流れの身をこゝに
 うつしすみぬる山の宿々
 さんや舟よるべ定めぬ君達の
 人を待乳にこがれぬる哉
 北を出てしばしは爰に假宅の
 雁の翅に送るたまづさ
 戲文堂狂詠

○安政三丙辰年正月十一日、柳營之御會、
 千代の聲つたへて久し松の花 昌 固
 霞む雲井にあそぶ友鶴 内大臣殿
 住みなる、山人の聲長閑にて 通 良
 音いさぎよき谷川の水 玄 有
 風にくれ杜の時雨や廻るらん 昌 澄
 月に散らせる萩の葉の露 信 教
 なく虫の數を撰べる野を廣く 正 富
 行かふ袖を道のにぎはひ 光 魚
 あさこくに守る關の戸を明置て 彌 阿
 茂る梢の並らぶ杉むら 清 綱
 立よれば暑ともなし山の陰 豊 秀

清らかなれや落る瀧浪
 我思ひひれふる聲に類へつゝ
 逢瀬うれしき中の初風
 下紐のどけしを月に恥らひて
 支はへたてよ向ふともし火
 右御一巡、
 歳々に乞ひ得たるを贅書すれども、傳寫の誤謬多し、

○開帳の記
 一、下總國成田山新勝寺、成田不動明王、深川永代寺八幡社地に於て、從三月廿日開帳、

文化十一戌年於同所開帳、今年四十二年目也、

一、越後國菅原神社天満宮、北野同體、麴町平川龍眼寺天満宮社地に於て、二月廿五日より開帳、神主從五位下梅津土佐守菅原朝臣、

勘財名簿略

越後國頸城郡物部郷菅原村菅原神社と申は、延喜式神名帳に載たる、當國五十六座の其一社にして、祭祀は天穗日命なり、人皇四十九代光仁天皇の天應元年、祭神の苗裔土師の道長朝臣へ、菅原の姓を賜ふ、菅丞相の祖父にてまします、道長朝臣の別腹

の男道雄卿は、右の苗裔たるをもて、當國へ光臨座て、神主とならせたまふ、則我家の遠祖なり、所以に地名を菅原と號す、延喜三年右大臣道真公筑紫にて薨じたまひし後、村上帝天曆九年、近江國比良社の禰宜良種に託したまひてより、京師北野に社を建、天満天神と勅號をまひらせらる、又勅によつて菅公の愛したまひし梅木をもつて、三體の御神像を彫刻せしめ、一體を北野御社の御神體となし奉り、一體を筑紫太宰府へ贈り奉り、今一體を當社へ遷宮ましまして、于時道雄卿四代の孫より、星霜凡九百年祭祀たえず、右由來のごとくいと尊き御社に侍れども、北越は僻遠の地なれば、知る人稀なり、神主代々是を歎き、巍々たる神徳を世に知らしめんご欲するに、時を得ず過ぎたり、云々、社頭本社拜殿の大破再建の事を記す、此開帳中雨天多く甚だ不景氣にて、奉納物もすくな^く雜費強^く、日限終りて帳を巻くといへども、歸國の路用も調ひ兼、暫らくは旅宿せり、
 はるゝとこゝに越路の菅原や
 何にきたのとおなじ神とは

北野には其名も高きはとゞぎす

開出しそふな越の菅原

さまざまの雜説あれども、おそれみてしるさず、成田不動尊の開帳は殊に繁昌にて、靈寶の内に天國の劔あるごや、こも又雨天勝にて、間日々々は參詣群集、奉納は元より觀物場多く建込て、永代寺内寸地の透もなく、拜所内陣も着座の拜は成がたかりごや、明王の利益尊ぶべし信ずべし、
 時ありて爰に、北廓の假宅をいとなみぬる家々は、わきて利益やかふむるべく、はた靈驗もますなるべし、

本くじにあたる仲町富が岡

利益をこゝに假宅の君

一、相州江の島辨財天、深川永代寺八幡於三社地、八月九日より開帳、

○四ツ谷の華

「四ツ谷新宿馬糞の中に、菅蒲吹とはしほらしや」と諷ひしは、明和安永のころごかや、此驛の旅籠屋は御鷹宿ご唱へて、旅人の飯盛女、品川千住板橋なる宿々にひとしく、人數の定めもあれども、太平治國の世に

つれて、いつしか人増、事まして、繁榮の遊所とはなりにき、寛政のはじめまでは茅菅家多かりしに、折々の火災によりて、家居造作もありしにまさるは、當世の習らひごかし、天保の世の變革に、岡場所ご唱へ來りし諸所の遊女場禁せられて、皆吉原の一廓に追集められしに、驛地ばかりは其儘なれども、嘉永安政の異國防禦の嚴しきに、また世上も一變し、何ごなく不景氣となるゆゑにや、今茲きさらぎ末の頃、内藤宿南裏手宿口より、中程天龍寺裏門際迄、玉川上水の縁通りへ、御林ご唱へ櫻樹二百株餘り植付たり、此地は是まで往來稀なる邊鄙なりしを、いかに願ひ立たるや、入用雜費はなべて旅籠屋はじめ、宿内家々小間割の出銀して、御役ごいたすとなん、ごや酒徒遊客を引出すの、旅籠や共の目論見ごとなり、
 ことし誰かかゝる櫻の種植ゑて

四ツ谷を花の宿となすらん

ご戯れ狂せしも、芝草さへ植付て成就したるに、願ひ振ごは齟齬せしごて、取拂を命せられ、八汐千汐の紅葉苗山吹をも植添へて、花咲せんと聞えしも、春の夜の夢ごさめて、數本の櫻此春の華を名残りごに、惜むべ

し悉く風呂屋の焚木と切とられ元の木阿彌、もとよ
りは寂寞たる僻境に立戻りしと、皐月始の風説なり
き、

○山王祭禮

今茲山王祭禮は、去冬の地震に諸所大損じに付、御用
祭附祭りは御差留に成て、四ツ谷、半藏、竹橋、常磐橋
御門も石垣くづれ渡り、御櫓大損の御修覆も、漸く假
成に出来に付、町々の出し笠鉾神輿は、定例の通り半
藏御門繰入れ、吹上上覽所御拜もありといへども、其
前はしらす、天明年間より後七十七年、かゝる淋しき
天王祭りはあらず、唯是世の澆季と歎くにたへたり、
去年神田明神祭禮は、異國船の事により、御廊内を渡
すこと御差留にて、町々祭事は勝手たるべき旨仰出
され、祭禮は定例の道順を替へて、内神田より鎌倉河
岸通り、常磐橋外まで渡し來り、夫よりは定例の通
り、神輿に附たる祭具神器は、常磐橋より内に入、大
手にて先例のごとく御備ものあり、修事濟て常磐御
門より出、定例の如くわたせりと、

今茲丙辰六月十五日は暑氣甚しく、寒暑の強弱を測
り知る器にては、九十四度の嚴暑と云、晚刻急雨少雷

間毎に曇のこりなくあげて、調度片付ものし、集り居
べき所なく、我は乘輿其玄關内に掻いれて、終夜輿中
に安眠せず、皆々傘さして雨もり少き方に集り居て、
漸く曉に至り、風雨の怠るを待り、北表なる門塀は、
孫共若黨等して防留けれど、東南西の界は内外の垣
悉く破れ倒れ、樹々は皆根元をゆりこぼち、楠樹二丈
本根返りし、柳樹は高さ三丈あまり、根元廻り三尺餘
なるを、根元より吹折たるに、其さま捻たるが如く、
鉢木さへ根元をくつろげたる、暴風の吹まわせしと
思はる、他の諸木を見るに、折切れざる大樹の枝は、
捻たる如くたれ下れり、是も又奇といはんか、其のち
ひとひふた日は天氣なりしも、亦雨がちにて諸職人
も出来らず、修造便宜を失ひ、手入して漸くに破垣引
起し、家根の假りつくろひするに、當分は苦楚菰さ
へ調はず、日を重ね雨漏の用意のみして、傘釣りて寐
し夜半もあり、斯る嵐も稀事にして、東都江府に百年
前後絶えてきかず、去年今年とつゞきかさなれる凶
災、唯謹る外はあらず、喜齡の翁行歩進退氣力衰へ、
何事も心に任せず、はかしくしからねば、毎々に人手
を待つのみ、雨降がちなる秋のつれづれ、わざくれ言

あり、

○仲秋大嵐

今茲初秋末より曇天日を重ね霧雨ありて、或は炎暑
或は俄冷なりしが、八月廿五日の細雨降續たる後、黃
昏より風雨逐々強みて、夜半ますますきびしく大荒
となりて、近國近在悉く人家吹破り大樹をくじき、或
は根抜にし、家々は吹潰し、吹いがめ、家根ある住居は
稀なるに、大雨なれば調度皆濡したり、深川本所は
津浪打上げ、出水して愈破損多く、其餘水にや淺草の
あたりまで出水ありとて、築地の西本願寺なる大伽
藍さへ吹潰しぬれば、世間の風損察知すべし、佃に
かゝりし大船を吹込みて、永代橋の中程四五間押破
り、新大橋も大破とぞ、小船の破流其數しられず、去
年の地震に劣らざる天災にして、愈破損多きは地震
の後、其修覆の届ざる居宅多き故ならんかし、木竹に
よらず、諸財諸物の職手間の高價、是によりて入牢の
者も少からずと、我が住山の手は、去年の地震にはる
かにまさりたる大破大損にて、其はげしきこと我居
にていはし、風雨さかんに雨戸開放たんと押へ居る
に、家根吹破る音かまびすしく一度に雨もれいで、

して老を養ふ、

八朔に二百十日を持こして

去年の地しんに負ぬ大あれ

老が身はやれし垣根におこされて

倒されまじと樹々につく枝

八十ちかく老ても命あればこそ

むべ山風にいかでまけぬ氣

燈し火の消なんとして光りを増すが如く、稀なるあ

らしに驚きて、後氣の張しにや、心氣爽にして足痛の

外健なるはなんぞや、

菊の日は終日雨もりに桶鉢をならべ、或は天井に傘

をさかしまにつるして、其かたはらにいなたり、くら

べ牡丹てふわざおぎを思ひ出て、

さがらかとかへして釣るや雨漏を

凌ぐ名護屋のさんくゝな荒れ

○嵐柳の記

京都なる三十三間堂の柳の種なりとて、過し春來原
主の携へ送りしを、柳掛にもし初春をことほぎ、床
にうつしてたのしみ日を重ねたるに、竹筒の中にし
ら根卸して見えぬれば、此柳の枝垂の長きを齡にや

くらべんと、戯れに地に移し植ゑて、幾くに榮行く緑を愛し、四時の友としたのしむ、春毎に雪解を待てば、煙る柳と詠じそめてより、若葉青葉と緑をかへ、ひとは二々葉と散そむる穀雨のさまも、又風情ありて面白し、風に任せてさからはぬはなれが性に目出たし、直なるもの、おしへとはなりぬ、されば華にめで、月に愛、雪にもいと雪折れを知らざるはめでたしや、雨に風にこそく、詠めあれば、彼に喩へ是にちなみて、年々に我樂のわざくれの友とせしも、このしの炎暑に涼臺の吟に、柳さへおとづれもなき暑さ哉、此句を名残にて、三十餘とせの緑りを捨て、葉月はた餘り五日夜のあらしのさびしきに、をしや根元より吹折れて、跡の月染分る入日の柳立かへて、片枝はみどり、片枝立のさなむわざくれし、其葉の緑りは其儘に、色をのこして根を断しも、蟻てふ蟲の多く根籠してありし咎にやとうたてし、八十路にちかき老が齡に、たぐらべたのしみし甲斐ぞなしや、よしや蟻蟲の災ありとも、暴風雨の天災なくば、又來る春の緑を俱にせんものを、残りをし、三十餘とせ緑重ねし青柳の

嵐に折れて後ぞ淋しき

○憎蟻の辭
蟻蟲に三等あり、大なるを熊蟻と呼び、小なるに赤蟻あり、其中間のもの尤甚多し、或は土中に住み、或は樹根に集り、うろをなしてつひに大樹をも傾け倒す、石間に集り塵中にこぞり、元より朽木腐木は彼れが生成なるべし、甘味に集り、生臭きに群れ、わきて悪臭を好む、其性蠅に似て、しぶときは追へどもくも去らず、水によれどもいとほす、熱湯すら恐れざるは勇氣あるにや、群れ集りて行動する時は、千里も遠しとせざるの勢ひあり、是れをたんに抹香をもてし、髪の毛をもてしがらみすれば、暫時通路をさくるといへども、又元の如し、巢を替る時は銘々玉子をついばみて、走るさまはたゞし、愛樹愛草の芽出しには、青白の油蟲に黨頭として、若芽をなやます、草木によらず、葉につきては其形を全からしめず、堂塔の棟に登りては、靈佛の尊體に近づき、殿上に通ひては、高御座も事とせず、彼が穴より長堤も崩るゝのたとへ、恐れ憎むべきの小蟲なり、出世脱體の沙汰きかねば、生涯蟻にして色もなく聲もなし、唯石叟の下に引れん

ことを恐るゝや否、なからむこそよけれ此蟲、憎れも
の世にはびこる、

なくてはの蟲よ其名も蟻といふ

おのがわざより堤崩るゝ

右は、柳樹を惜むの戯言、爰に贅して時災を患ふ、

○流言

此頃異國の取沙汰なけれど、ちよぼくれ口調で、しやべるを聞ねエ、目當もねエのに、やたら虚空と、調練させたり、遠馬遠足甲冑揃ひの、なんのかの迎、諸人をこまらせ、お先の見えなひ、手元のみえなひ、盲目揃ひで、人氣をそこない、ごふすることだよ、抑も久しく治る世の中、馬具も馬足も持ぬが人並、元よりないから一家親類、あつちで借たり、こつちへ貸たり、ごふやらごふやら、去年のところは、濟して置たが、大きな地震で住居は潰れる、石垣崩れる、堀垣倒れる、宿六ふくれる、珍寶はむくれる、十面九面のやりくりからくり、るいやらやつとで、麤末を取建て、夫から聞ねエ、滅法當氣で、西洋鐵炮、ゲベルなんごを、やたらにぼん／＼、御坊さん育を、むく／＼もちやげて、そやしておやして、面白おかしく、進めちらかし、世

上の人氣にや、ちつとも構ず、不伏分福茶釜のお臍だ、ヤレ／＼ヤレ／＼、チヨボクレ／＼、知らぬ蘭學知た振して、木の葉天狗の、お鼻にぶらさげ、御威光冠つて、たわ言つくのを、聞てもくんねエ、ソコラダ／＼、チヨボクレ／＼、合樂つゝかす、お筒は不足で、から手で歩行て、そこでもぶつ／＼、こゝでもぶつ／＼、小言を言やす、質ばち置ては、ためしも出來ねへ、ゲベルを拵へ、萬才仕立の、具足をころして、胴亂なんごで、朝から晩まで、畜生の眞似して、何の事だか、痴呆が過ぎやす、夫から聞ねエ、御見置なさるの、何の彼の迎、天狗仕立の、建付草鞋で、駒場あたりを、すた／＼まごつき、ごた付返して、何やらもんちやく、駕籠の人には、油断がならぬと、釘貫親子が、びく／＼するげな、オヤ／＼／＼、サツサトチヨボクレ、
築地の講武場、是等も當氣で始た所が、稽古にやなるまい、劍術教授大馬鹿たはげが、何にも知らず、勝手は十分、初心へ付込、道具のはづれを、打たり突たり、足柄かけては、ずごとと轉ばせ、怪我をさせても、平氣な面付、兄弟そろつた、たはげを見なせエ、本所

のちいさん、師範なんぞは、よしてもくんねエ、高祿
いたいき、のぞんで居るのが、お役じやあるめエ、門
弟中には、たはけをつくすを、叱らざるめエ、赤い
奴も同じく悪い風儀を、直さざるめエ、
西洋流行も、只ではねエ沙汰、そろくばてれん、引
込思案か、當氣がこふじて、真くらくら闇、鼻をつま
まれ其時びつくり、狼狽さわぐな、そこらじやおそ
蒔、鮎なら昆布、梅干やしそ巻、畑は稗蒔、杉にからん
だ藤めが廣ごり、目玉が飛出し、から口た、けど、根
が輕石、
蕃書調も、無益ないたづら、わかたつた所が、ごふなる
ものかエ、小袴出立の木綿の紋付、上から下まで、上
下が分らぬ、夫さへそろく、ゆるんでたるんで、縮
氣が賣やす、ヤレく、ソレカラドフシタ、
ゲベル脊負て、假宅そりも、ぶしやれの限りだ、夫
さへあるのに、端反の裏金、立派にかむつて、假宅め
ぐりは、妾の見立か、あきれたことだよ、人の口には、
戸が立られねエ、世間の評判、ごふやらごふやら、お
けちの始、旦那にや魔がさす、妾にや羅がさす、明れ
ば日がさす、降出しや傘さす、ヤレく、コ、ラ

が第一、チヨボクレ所ダ、チヨボクレく、
風が替ると、中から上には、ころびが付やす、迄て轉
で、のめつて倒れて、ころびた計りじや、仕舞が附め
エ、膝皿こわしちや、焼繼なるまい、髓骨摺りむき、く
じて痛で、名倉の療治か、騎戦の訓練、不用の時節
と、知らぬがへげたれ、丹頂調れん、炮祿た、きも、犬
追ものでも、みんな當氣で堅めて、丸めた世の中、そ
こでもぶうく、爰でもごんく、西洋太鼓のどんつ
くく、鈍つく揃が手柄じやあるめエ、誠の時には
お役にやたつまい、ソコラダく、ヤタラトチヨボ
クレ、
僻馬だらけで、蹴たり踏たり、飛たりはねたり、乗込
稽古に筋を切たり、息を切たり、ごうやら拵へ過し
て、西洋流儀に金玉抜れて、斃れた馬ごも不便や土便
や、死ぬは片輪で、無益の殺生、こまつた奴等が、追々
ふえやす、爰らもやつぱり、ばてれん氣さしか、蘭學
自慢も、滅法當氣も、けらのないうち、見切て仕切て、
止たらよかるふ、いざといつたら、御氣に入たる、當
時の役人、けつをまくつて、逃るは必定、足のもとか
ら火の出ぬ其間に、逃道ひらいて、駈出すさんだん、

今から仕度を、身輕にしなせエ、今日にも明日にも、
知れない時節だ、うかくする場じや、もふないく、
用意々々、

世直し神風、吹もしねエで、めつそな嵐に、地震に殘
した、家藏なんども、潰してこわして、諸式は上ます、
職料上ます、牢屋にやこります、何所へか逃ます、お
先のしれねへ、浮世の成行、ごふなる事だか、了簡ご
ころだ、

交易なんども、るいやらやつとで、ごうやうごふや
ら、始るそふだが、肥前の長崎、松前、箱館、そこらなん
ぞは、ごふごもしなせエ、伊豆の下田は、よしてもく
んねへ、一つ間違や、お鼻の先に、彌益用心しなせ
エ、

寛永天草、慶安正雪、天保の大鹽、その外一揆も、折々
ありやす、氣違めいても、頓氣とほん氣が、やつきご
あつまり、ごさくさ紛れに、ごんな頭痛が、疝氣にな
るやら、大きな病氣か、起るか知らねへ、療治が違ふ
ご、お脈がきれやす、

地震が吹ふが、嵐かゆるふが、萬代動かぬ、御國の礎、
海岸防禦も、堅固にと、のひ、諸國の警衛、準備のう

へでは、蠻國なんぞは、程よくはかして、すかして流
して、成丈立切、おならじやなけれど、取はつした逆、
武威をおとさす、千秋樂とぞ、ちよぼくりにける、
文譯、

ゲベル、西洋筒、

釘貫親子、御勘定奉行松平河内守、子若狭守、

乘輿の人、薩摩の藩中何某、御先手頭下曾根金三郎

門弟炮術にて、駒場御見置の節、乘輿にて出た

るを、若狭咎めて争論となり、刃傷にも及ぶべき

を扱ありし由、若狭其事にて氣病し歿したりと

聞、落首に「わかさまのお目覺しにはさつま芋、

教授兄弟、小十人三ッ橋虎藏、其弟新八郎、鎗術、

本所のちいさん、御徒士頭小谷静一郎、劔術、

赤い奴、小十人平岩次郎太夫、鎗術、

杉にからんだ藤、◎原本缺字

端反の裏金、執權阿部勢州ごの、惡説あり、

畜生の學び、西洋人にひとしきをいへり、

西洋太鼓、渡り來りて講武場にありと、

○外蕃詩話狂文

西洋兩夷、今茲丙辰、雖至三首秋末、無來舶之便、亞

墨利加船は折々相州下田湊に來れども、別に風説もなく退帆といへり、

美鄂國 七古

九分宇内有其一 肯比米利與英吉
不唯萬國推帝卿 風俗淳龐人沉實
我是天地一桃源 花落花開三百春
縱使洞門深自鎖 其奈外人來問津
不若及今結情好 借手鄰邦防強暴
君不見煙波萬頃瓊浦秋空艦空待一封報
右長句一篇、大槻平二所作、一誦百罵、不堪痛癢之障、因以狂詩之和其韻、以戒亂心如平二之徒者、

世間馬鹿誰第一 蘭醫小僧溺英吉
曾作愚文稱獻芹 大言一向虛無實
寧知王道有淵源 皇統綿々幾千春
自生皇國心歸賊 馬兮鹿兮彼何人
漫稱外國風教好 其奈年々勦亂暴
君不見百千萬歲祖宗恩 彼馬鹿輩何以報
右狂詩一篇、不知何者作、狂詩非狂、正詩却狂亂、右唱和、頃日一友人袖來質予、予以狂文爲跋、

○跋文 原本缺
○辰十月下旬
一、近來外國の事情も有之、此上貿易之儀御差許可相成儀も可有之候に付、右取調の御用被仰付候、

- 御老中 阿部備中守
- 若年寄 本多越中守
- 大目付 土岐丹波守
- 跡部甲斐守
- 御勘定奉行 松平河内守
- 川路左衛門尉
- 水野筑後守
- 御目付 大久保右近將監
- 岩瀬修理
- 御勘定吟味役 塚越藤助
- 中村爲彌

○忠義褒稱
白銀十五枚
下谷御數寄屋町利兵衛地借
熊野牛王師覺泉院召仕
廿四歳

此もの儀、大地震の節、主人覺泉院、梁に被押打候處を救ひ出し、其上家内一同をも同様相救ひ、其外種々實直致し候に付、無二と申御稱譽にて、白銀十五枚御褒美頂戴仕候、誠に古來より稀成御褒美之由、

右は傳聞にまかせ、記して後の話柄とす、

○世風説

元祿の頃の口調に倣ひて戲言、
世の中は上をはじめ中ふくら
下をつめたる伊賀袴かな
世の中は網代反り笠葦組笠
交りてみゆるものは陣笠
世の中は西洋學に江川流
高島出しのてつ砲のなり
世の中は小倉袴に麻ばかま
われがちに着る仕立立付
世の中は調練の沙汰講武場
尻尾を出した失物の沙汰
世の中は螺と太鼓を打交て
鈍武々々と音のかしまし

世の中はすべて具足師鐵砲師
弓師の矢師はしばし其次
世の中はさいみ羽織のうるし紋
揃ひにそめる三尺手拭ひ
世の中は大工左官に石曳や
雨もり家根や疊屋とせい
世の中は只武威々々とかしましく
屁種は盡る辨當の鼓
廢り物狂歌俳諧歌連歌
宗匠たちは口は干あがる
廢り物琴師胡弓師三味線師
踊りの師匠しばし奥留
廢り物歌舞妓役者に能太夫
皮にかゝつた程の藝人
廢り物歌や淨瑠璃義太夫節
流行歌さへたえて音なし
廢り物茶の湯楊弓蹴鞠連
拳の稽古の聲もきこえず
又しても女髪結町藝者
地獄女にかこひもの茶屋

又してもちりめんふごしめくりふだ
 絞りはなしの鬚ゆはへ切
 又しても茶漬名目料理茶屋
 安ひ仕出しで高ひ書出し
 又しても辻さき鱸鍋
 天ぶらそばにあなごかば焼
 又しても地震あらしに立かねて
 すわつて居るは諸立高直

○大回向
 今茲安政三辰年去卯年大地震にて、回向院無縁寺堂
 塔大破せしを再建ありて、九月口日より十日の間入
 佛供養、ひきつゞき明曆焼死十萬八千人二百年忌の
 回向十日の間、猶一昨卯年地震死亡人數の回向十日
 の間、都合三十日法會に付、參詣の老若群集せり、
 ○使節登城

差添
 下田奉行 井上信濃守
 同組頭 若菜三男三郎
 同調役 菊名仙之助

唐花御役 使節
 トウリセント、ハルリス五十二歳
 時服十五
 通辭

唐綾同 ヒ ユ ス ケ ン
 於御席一頂戴、
 一、安政二丁巳年十月廿一日、北亞墨利加合衆國使節、
 江戸出府登城御目見の記、
 亞墨利加使節旅宿、田安九段坂下蠻書取調役所より、
 雉橋御堀端通り、神田橋より大手下乗にて、出輿中の
 御門御玄關より、天井の間に控居、習禮等相濟て、於
 大廣間一御目見、
 出席諸役人等の儀は、其以前御ふれ達有レ之、巷街
 贅筆にゆづりて爰には略書す、
 使節出府逗留中、并登城御目見等取扱掛り役々、
 御老中 堀田備中守
 土岐丹波守
 筒井肥前守
 御勘定奉行 川路左衛門尉

○安政二丁巳年正月十一日、柳營御會、
 相生のまつや千代へる春の立 法眼昌 固
 朝日の影も長閑なる庭 内大臣殿
 鶯は殿をこごぶく歌よみて 通 民
 雨の名残の露はれにけり 昌 春
 打渡す末野を誰か急ぐらん 其 阿 有
 吹く風にほふ秋草のはな 玄 阿
 しら／＼し架の邊の名月夜 信 教
 真砂の上に露ぞおきそふ 行 阿 魚
 汐引は濱川の瀬の顯はれて 光 魚
 下羽て求食る千鳥むら／＼ 清 綱
 望みつる猪名野の原の道遠 豊 秀
 有馬の山をこゆる旅人 昌 久
 峰も尾も雲の行衛の明はなれ 昌 元
 思へば覺し夢ぞ樂しき 昌 澄
 はつ花の開くをまつも契にて 昌 功

けふの子の日に逢瀬なまめと 教 覺
 右御一巡、

○開帳の記
 一、上總國芝山仁王尊、於三兩國回向院無縁寺、五月よ
 り開帳、六月八日日延停止とも相すみ、
 一、身延山日蓮大菩薩、深川寺町於三法苑山淨心寺、六
 月十八日より開帳、
 御丈三尺程、御左に經卷御右に笏、
 ○酒狂人 申渡
 本所松倉町名主 十 兵 衛

其方儀、去月廿八日夜、支配内清吉宅へ、かねと申す
 女召連罷こし、酒給合知る人久次郎を呼よせ候へど
 も、不三罷越一候間、十兵衛迎に參り候處、久次郎、次郎
 八は酒呑合居候に付、彌不參候は、支配内に差し
 置きがたく旨申聞、右兩人とも一所に清吉宅へつれ
 參り、猶酒宴相催候上、醉狂に乘じ久次郎、次郎八に、
 陰莖を出し踊り候様申聞候處、辭退いたし候とて、火
 箸を以次郎八の肩をたゝき、猶久次郎へ陰莖くらべ
 可申と申聞候、達てことほり候をも不三聞入、無體取

押へ陰莖を差出させ、毛をこがし候は、面白かるべくとて、蠟燭火を突付候故、其邊やきたれ、一旦氣絶いたし候次第に相成候段、不法之至、名主役の身分にて、別て不届の儀に付、江戸拂申付之、
巳四月十一日

御月番北懸り與力
服部孫九郎殿
築地邊上屋敷之地
細川家藩
小倉力次郎

當月十四日、猿若町三丁目森田勘彌座見物に罷越候處、酒狂の上此度下り役者市川市藏、天竺徳兵衛の役にて母親を害し候處有之、此狂言を見て右力次郎儀茶屋へ罷越、俄に主用にて歸宅可致旨を申、兩刀請取、亂心にも候哉、直さま狂言最中舞臺へ切込み、市藏儀は厚綿入候差込衣裳ゆるゑ、疵淺く候へども、留場兩人深疵請、兩三日相立、内濟に相成候よし、

右町名主十兵衛は酒狂人、細川の藩士力次郎は全く亂心と相見ゆ、論評におよびがたし、

○奥御金藏盜賊

御本城御天守臺續なる奥御庭内御金藏へ、四五年已前何者にや忍び入て、多分の御金紛失の處、更に御吟

味の手掛りも無之、其夜携りたる當番の面々御調ありて、迷惑に及ぶといへども、御場所柄旁々、其實事は祕中の祕にして、穩便に年月すごしたるに、今年彌生の頃、不計も盜賊召捕になりて、御吟味濟、此度御仕置被仰付、
封廻狀寫

引廻之上磔

右同罪

押込

押込

野州犬塚村無宿
入墨富 藏巳三十三

上横町清兵衛地借
藤十 郎巳三十九

御持服部中組與力
中川茂 助巳三十三

御作事方大棟梁
天野榮 助巳七十六

御天守番飯室源左衛門組
佐藤助三郎 五十

御目見持格大島丹波守支配
竹尾八十太郎 五十三

三橋貫之丞組下番
近藏三左衛門 四十七

同
羽田五郎右衛門 五十三

御天守番三橋貫之丞組
薄根久右衛門 八十一

同同人組
疋田金藏 六十四

ベ十一人

- 同今井右左橋組
古田平右衛門 六十五
- 葦名鎌太郎 三十六
- 今井右左橋組下番
渡邊平 吉三十四
- 廣田榮藏 五十七
- 倉知次郎八組下番
村上近右衛門 三十五
- 飯室源左衛門組下番
齋藤半右衛門 五十五
- 御先手金田式部組同心
市川庫 太五十七
- 同
高澤佐左衛門 四十一
- 御先手稻葉金之丞同心
西村權四郎 三十六
- 稻田彌一郎 三十四
- 同甲斐庄右衛門組同心
藤田藤兵衛 五十二
- 同組同假御抱入
唐津録太郎 二十四
- 水谷主水組同心
土屋熊太郎 二十八
- 佐藤傳十郎 三十七
- 鵜吉八之助 四十五

ベ十七人

- 元同組同心西丸御裏御門番
明組同心
小泉一之助 三十四
- 御先手本多大膳組同心
近藤金之助 二十六
- 鈴木久太郎 二十八
- 御先手川井攝津守組同心
佐藤源次 五十五
- 病氣に付名代
天野安太郎
- 上同人組同心
岩津龍之助 三十一
- 端山權之助 三十二
- 白井瀧之助 三十
- 右、池田播磨守御役宅において、御目付津田半三郎立會、播磨守申渡之、
五月十二日
- 右、先年御天守續奥御庭内御金藏へ盜賊忍び入、御金紛失之處、當春召捕とられ吟味濟、御仕置被仰付、
○ゲベル筒御飾替
- 巳十月朔日、御門々御番所御飾付御鐵炮、今日よりゲベル筒に引かへ有之候事、

ゲベル筒は西洋流の鐵炮なるよし、是迄御飾付鐵炮は三夕筒の處、ゲベル筒は八夕筒と承はりぬ、御門々總て品替に相成候儀、御外聞且異國へ對し如何の御所爲にやあらん、慶長御治國より二百五十年餘、珍事なるべし、

西洋流鐵炮の儀便利の由、御鐵炮方申立候に付、御門々御飾付御鐵炮へ、取交差置可申旨、御聞濟に候間、此段可被心得候、
神慮のほどはしらざれど、總引かへとは餘りの事ならずや、

因記、鐵炮日本へ渡りしは、天文八己亥の年とぞ、前年武田晴信其父信虎を逐ふ、北條氏康兩上杉を逐ふ、

○亞墨利加使節出府登城日割

十月十四日江戸着、

川崎宿より田安御門外、九段坂下蕃書取調役所へ到着、

同十五日、

杉重御菓子一組被下、上使土岐丹波守、

右旅宿使節へ被下、

同十月十八日、

登城之儀被仰遣、上使執政堀田備中守、右相濟而引續御同人御役宅へ、亞墨利加人罷出、掛り面々引合せ逢有之、

同十月廿一日、

使節官人、通辭一人、

通辭はオランダ人にて同船し來ると、

大目付へ

溜詰

牧野備中守

御譜代大名

高家

鴈之間詰同嫡子

御奏者番同嫡子

菊之間縁類詰

布衣以上御役人

法印法眼之醫師

近々亞墨利加使節出府登城御目見被仰付候節、直垂狩衣大役布衣着用、法印法眼は其裝束にて登城候様可被達候、尤日限の儀は追て可相達候、但、無官の面々は不及登城候、

九月

御老中堀田備中守殿御渡御書付寫

來る廿一日、亞墨利加使節登城御目見被仰付候に付、先達而相達候面々、五ッ半時登城候様可被達候、
十月十八日

大目付へ

來る廿一日、亞墨利加登城御目見被仰付候節、出御以前使節御目見の節へ致案内、爲見習禮致させ被申候、尤下田奉行并通詞も附添候事、

一、使節へ御座敷爲見候前に、出仕之面々大廣間へ相廻、詰候席々に可罷在候事、
右之通、可被得其意候、

堀田備中守御渡覺書寫

來る廿一日、亞墨利加使節登城御目見被仰付候節、御禮席に不拘、面々は熨斗目半袴着用候様、向々へ可被達候事、

巷街贅説卷之七終

天弘錄總目次

弘化元甲辰
 橋本佐吉酒狂刃傷
 諸向定人數御書付
 水戸殿駒込慎隱居
 御本城回祿
 佐々隼之助御答小普請入
 井上因碩上書
 阿蘭陀使節渡來
 永見勢州伊藤家同居
 鳥居寄合金田小普請入
 戸川播州轉_三西城御留守居
 柳原依_三思召_一小普請入
 水戸亞相示_三家中_一書付
 南部領孕婦奇事
 坂彌學寺院押込
 弘化二乙巳
 本町少女獨身懷妊
 永代橋老夫婦渡初
 牛御前別當閉門
 丹羽領分烈風破損
 高松侯水府後見命
 御普請掛萬石以上上ヶ金
 萬石以下上納金御書付
 山田九兵衛札差強談
 鳥居役邸町火消褒美
 土井病疾老職御免
 廣大院樣薨御
 永井肥州中間得_レ金
 綠町吉兵衛下女髮切
 弘化改元總出仕
 栗田邦之助俳諧賜_三法橋_一
 濱松侯依_レ願老職御免
 鳥居相良遠州_レ御預
 水野越州以_三若年寄_一御尋
 金田澁川揚座敷入_{◎本}
 後藤三右衛門揚屋入_{文缺}
 水野金五郎父科差控
 鳥居一件落着申渡
 金田故三郎遠流
 濱中三右衛門御扶持召放
 町同心小倉朝五郎押込
 同上無_レ構者_レ申渡
 稻葉富太郎家來_レ申渡
 鳥居兩子父科改易
 金田七之助父科中追放
 御本城御移徙
 甲府出奔澤富五郎召捕
 澤富五郎斷罪申渡右懸合之者申渡
 澤田東洋書_三大文字_一
 洲崎朝日辨天開帳
 御本城御普請御用掛拜領物
 御府内橋々記_三橋名_一
 高島四郎大夫御預け
 濱中石川揚屋入
 本庄茂平次森家_レ御預
 水野越州父子御答申渡
 堀和州減知逼塞隱居
 澁川六藏稻葉_レ御預
 石川疇之丞御扶持召放
 町與力佐久間原鶴御答
 後藤三右衛門死罪申渡
 京極長州家來_レ申渡
 柳原主計頭閉門
 澁川孫太郎祖父預け
 以上一件懸姓名并褒美
 牧島銳之助江戸拂
 柳原土手下富松町出火
 武州新井村梅照院變死

市川團十郎孝養賜_レ銀
 御目付方賜物御書付
 諸向御入人御書付
 鐮姬君御逝去
 濱御殿火業上覽
 向柳原伯父復讐右一件見聞書
 南大坂町商家唐蓮花生ず
 鑑丸殿御遺領御相續
 文武藝術御書付
 大風雨御退出御門内不_レ及_レ制
 妙法寺不如法僧召捕
 御仕置類例取調拜領物
 加藤勝之丞盜露顯入牢
 主殺惣七人相書
 猪子兼五郎切腹申渡
 勅使并仁和寺御馳走御能
 後藤吉五郎被_レ召_三出御金改_一
 深谷稻葉御普請調懸
 御同朋頭林阿彌御加恩
 井上秋元水野所替
 不忍辨天白龜奉納
 布衣以下下邸御書付
 樽正町生_三異犬_一
 紅葉山御參詣御中止
 尾州源懿院殿逝去
 新板書物の儀御書付
 諸稽古塲風儀之御達
 土岐平賀松平海岸御用
 紀伊簾中逝去鳴物停止
 西城君淺草筋御成
 諏訪若州先役中御答
 御白書院武術上覽
 仁和寺吹上御庭拜見
 田中幸次郎強姪聞討
 遠藤三右衛門書籍御留
 新吉原遊女付火
 竹本夏目御用御取次
 弘化三丙午
 小石川馬場出火延燒
 右同斷下賜金御書付
 仁孝天皇崩御_{◎本}
 田邊新次郎到_三徵典館_一_{◎本}
 小笠原三枝學問所消防御褒詞
 林筒井同御褒詞本多同御褒詞
 小役人等同御褒美
 井上田村鑄_レ筒拜領物
 永井大之丞失火燒_レ邸
 江川巡島拜領物
 飼鳥屋共之嚴重之觸
 主上御不豫
 田邊學問教授拜領
 野崎地藏再開帳
 大覺寺宮御跡繼
 神事祭禮之御書付
 久世出雲守以_三思召_一拜借
 諸家藏板之儀御書付
 類燒拜借金御書付
 酒井内藏允御答
 加持僧圓空揚屋入
 松平備後守自火燒失
 尼崎城祝融拜領
 丹羽明朝記事本末獻上
 土屋中島御加増
 主上崩御并東宮踐祚
 深川七度辨天開帳
 伊藤采女被_三召出_一
 松平大膳大夫家政御譽
 細川越中守政事御譽
 朝川鼎御目見御沙汰
 博奕踏込捕之命

清水亞相紀州御相續 紀伊殿逝去鳴物停止
 長崎奉行如前々二人役 岡田良珉御納戸忍入
 大雨雷擊數ヶ所 異船漂浦賀之湊
 松平下總守急御暇 六月三日雷擊所々
 中川飛州祖父書籍獻上 洪水窮民御用船御救
 女院崩御鳴物停止 圓照寺薨去御忌服
 松平讚州嫡子卒去 西城君嶺御庭火術上覽
 高島四郎大夫一件落着 本庄茂平次申渡
 武田矢柄申渡 盛善右衛門申渡
 神代徳次郎申渡 西村俊三郎申渡
 山田蘇作申渡 中西常造申渡
 三須半次申渡 高島淺五郎申渡
 金子敬之進申渡 市川熊男申渡
 渡邊啓太申渡 雲藩尾原望月申渡
 會所吟味役柘植横瀬申渡 牛島東一郎申渡
 貞方堅吉申渡 永富太助申渡
 宮崎貢申渡
 岸本幸藏永江彈右衛門申渡
 伊藤和五郎河田八平次申渡
 御預大名家來申渡 伊澤美作守申渡

戸川播磨守被仰渡
 田鶴若君御逝去 遠山左衛門尉不及差控
 浦賀兩奉行拜領賜 大和守下總守浦賀拜領物
 熊谷傳十郎仇討 大和守下總守拜借金
 御徒目付御小人目付見分書
 板倉豫州家來御届 松平隱岐守家來御届
 熊谷傳十郎口上書 小松典膳口上書
 板倉氏辻番人等口書 熊谷傳十郎申渡書
 小松典膳申渡書 西本願寺室益君逝
 松平式部少輔浦賀見分 佛朗西嘆咭喇船渡來伺書
 高木健三郎賜家督 日置彈正遠忌執行
 大赦取調拜領物 日向新宮領三百俵
 日光御門跡御隠居 日光御隠居宮薨去
 陸宮唱右衛門督殿簾中 洪水御救諸役人拜賜
 由良播州不調法差控 良珉悴三人御救
 大番頭遠山近藤賜邸 鳥居上地小役人拜領
 下谷堀右近將監自火 暴風損品川海苔
 江戸所々火柱立相生町出火 十二月八日地震動
 川越城火災拜借 精姫君許嫁有馬家
 高倉助五郎加賜十五口 田安純姫嫁立花氏

高橋儀右衛門增加本高

弘化四丁未

余語供方不法御咎附達書
 久保町六尺妻横死 青山五十人町出火
 柏木出火 三筋町大番組出火
 御勘定奉行組頭褒賜 淺草通新町出火
 於定之方卒去 數奇屋町出火
 筒井林西丸御留守居 佛朗西船取計御褒美
 飯島野々山刃傷始末 彦根會津御備場被命
 松前志摩守湯治 天草徒黨一件届書
 盛姫君御逝去 佐賀福岡時服拜領
 成島獻書賜時服 信州大地震
 菊千代殿御養子 部屋住新規被召出
 西新井筋御成 相房御備場拜領物
 於高田一炮術上覽 房總御備場御褒美
 川口御普請大名 尾張殿御逝去附町養子
 供連之御書付 出火見物御制禁
 湯島天神百日芝居
 大坂城御修覆褒美 山内遠江守賜添地
 御番衆馬川渡上覽 川渡御番衆拜領物
 塚城築山御加恩

天弘錄卷之一

○天保十五甲辰年、改元弘化元年、
 ○正月晦日、御中間頭萩原又作組橋本佐吉、酒狂之上
 及刃傷候一件御吟味、
 佐吉并田畑村妙義坂邊百姓手負之者七人、鳥居甲斐
 守御役宅に呼出吟味中、佐吉は揚屋入、其外の者は村
 役人の預け、同年四月一件落着、佐吉の申渡、
 當正月晦日、王子に被越酒食致し被歸候途中、町人
 體の者行當り、惡口申に付物取と相心得、帶居候刀を
 拔持、追欠候へ共見失候處、追欠候故醉強く出、前
 後も不辨往來の者の手疵爲負候段、酒狂の上とは
 申ながら、輕くも御扶持被下候者に有之間敷、別
 て不届に付、江戸拂申付候、但疵人村役人等は無構、
 右佐吉父、御普請方改役橋本直次郎、差控
 相伺候處、伺之通差控可有旨被仰渡、
 ○二月朔日、本所總鎮守牛御前開帳、
 右寺内にて開帳中、歌舞妓芝居興行致度旨、村役人共
 より御勘定奉行に願出候處、免許無之間、別當最勝院
 を以、寺社奉行に願出候段、一旦御勘定御奉行にて

難ニ相成ニ旨申渡御儀を、強て相願候段不埒に付、最勝院閉門被ニ仰付、依之同月十六日より開帳相止む、最勝院は天臺宗、業平橋、

○二月三日、諸向定人數之儀に付御書付出る、

諸役所定人數之儀、享保寛政度定人數より、不ニ相増ニ様可レ致候、最享保寛政の内、人數少き方定人數に可ニ相定ニ旨、舊冬被ニ仰出ニ候儀は、諸向末々迄此節一時に被レ減候は無レ之、増人過人等有レ之御場所にては、追々明き次第減切にいたし置、享保寛政兩度の内、少き方を定人數に取調被ニ申聞ニ候、右定人數に相成候は、猶其節可レ被ニ相届ニ候、最跡御番方の御調被ニ申聞ニ不レ及候、

○二月十日、丹羽右京大夫領分奥州二本松、安達郡、安積郡、信夫郡、當二月二日亥下刻より、翌三日酉刻頃迄大烈風にて、潰家破損倒木等有レ之候旨御届、城内住居門家招門家根壁等大破、同玄關前屋敷構表門吹倒、同高垣柵木等千六十間程吹倒れ、同番所四ヶ所吹倒、同長屋二ヶ所吹倒、同倒木并中折木五百四十六本、同路次門四ヶ所吹倒、侍屋敷潰家七十三間、其外大破、梶門等數ヶ所吹倒、其外家作土藏等大方大

破、足輕屋敷二百九十二間吹倒、其外領内町立潰家千四百六十八間、同寺院堂社二十五ヶ所吹倒、同倒木中折木二萬四千五百本、其外小木倒木員數相分不レ申、麥作の砂夥敷吹懸損じ申候、斃馬其外怪我人無ニ御座ニ候、右之通御座候、

○四月下旬、水戸中納言殿御用に付、早々御出府被レ有レ之候様にて、御奉書御達、同年辰五月五日御出府之處、翌六日御登城御差留、松平讃岐守、松平大學頭、松平播磨守被レ爲レ召、於ニ御座所ニ御目見上意有レ之、畢て御黒書院御下段にて被ニ仰渡ニ之趣、

水戸中納言殿御家政同、近年追々御氣隨の趣相聞、且御驕慢被レ募、都て御自己之御了簡を以、御制度にも被レ觸候事共被レ有レ之、御三家方は國持始諸大名の可レ爲ニ模範ニ候處、御遠慮も不レ被レ爲レ有レ之候始末、御不興の御事に被ニ思召ニ候、依レ之御隠居被ニ仰出ニ候、駒込屋敷住居、穩便に急度御慎可レ有レ之候様、御家督の儀は無ニ相違、鶴千代鷹殿被ニ仰出ニ候、此段讃岐守、大學頭、播磨守罷出、可ニ相達ニ旨御意候、

○五月七日、松平讃岐守被ニ仰渡ニ之趣、水戸殿御家政向不レ宜候に付、御隠居被ニ仰出、御家督

鶴千代鷹殿に被ニ仰出ニ候、是迄の御一己之御了簡にて、取計候儀は不ニ相用ニ、前々の御家法之通可ニ相守ニ、鶴千代鷹殿事未だ若年にも候へば、其方萬端入念、以來御家政向御取亂し無レ之様、松平大學頭、松平播磨守、鶴千代鷹殿家老衆申合、萬事可レ被ニ取計ニ候、

○五月十日曉七ツ半時頃、御本丸御奥より出火、奥表とも不レ殘御燒失、大奥女中怪我人舉て算へ難し、

○同月十四日、御本丸御普請御用掛老職土井大炊頭利位、若年寄大岡主膳正忠固、御留守居谷河美濃守貞丈、御勘定奉行戸川播磨守安清、榊原主計頭、御作事奉行堀伊賀守利賢、池田筑後守、小普請奉行篠山攝津守、佐々木近江一錫、御目付櫻井庄兵衛、中川勘三郎、御勘定吟味役佐々木修理、并支配向等追々被ニ仰ニ付之、

一、同月十五日、萬石以上之面々、上金の儀に付御書付、御本丸御普請に付、萬石以上之面々納方は、當辰年より來已十二月迄に、都合次第上納候様可レ致候、最三度に割合上納候様可レ致候、尤三度に割合相納候儀も、勝手次第に候事、右之通可レ被ニ相觸ニ候、

○同月廿日、御目付佐々木之助、御役御免小普請入、去る十日御本丸炎上之砌、病氣之趣にて不ニ罷出、右は心得方等閑之儀と相聞、御役柄別て不束之至に候之旨御答、

○同月廿二日、萬石以下の上納金の儀に付御書付、御本丸御普請に付ては、御用途莫大之事に候、御三家始未だ御手傳は不レ被ニ仰出ニ候得共、萬石以下の面々、諸役人、御番方、寄合、小普請、都て五百俵以上勤仕并不勤共、高百俵に付金一兩二歩宛の割合を以、上納被ニ仰付ニ候間、當辰年より巳年十二月中迄に、勝手次第に上納可レ有レ之候、納方之儀は御勘定奉行に可レ被レ談候、但し上納金兩三度に相納候ても不レ苦候、右之趣、萬石以下之面々可レ被ニ相觸ニ候、

弘化元年

○五月下旬、圍碁專業井上因碩上書、不レ顧ニ恐怖ニ奉ニ言上ニ候、抑微臣等之祖は、慶長年間東照宮、兵法の一助にもこの神慮にて被ニ召出、折々技藝軍慮の行法等御尋有レ之、賜ニ世祿之後、台廟の御治世より至レ今數代、公祿奉レ貧、全以不ニ奉公ニ年々一度之上覽御用も無レ之候得共、一統奉レ願被ニ仰付ニ

候、依之微臣文政八酉年、何にても犬馬之勞を盡し度奉存、天保四年脇坂中務大輔殿役人賀集卯右衛門迄書付を以申上候條々之内、聊當時之風俗に相當候儀も有之、本懐之仕合奉存候、且愚意之趣言上仕候段、多罪奉恐縮候得共、一命を奉りて左に申上候、御本丸就炎上、從大小名内願とは乍申、獻金被仰付候、往古明曆之度は乍恐御類焼と申、其比は諸侯を始め萬民富有之時節、尤諸色も大に下直の世中に御座候、此十ヶ年已前より折々凶作打續き、人米計に驚候得共、萬物不作に候得ば、何程烈敷御觸御座候共、元方拂底にては方便有之間敷候、

一、文化之末より數度の御縁組其外にて、諸侯も疲れ候上、二の丸御普請に御代替、西御丸炎上、日光御大禮打續、士農共に及逼迫、當時大小名の内、十軒に九軒は極窮の體に候得ば、詰りは公用の號を以、百姓を費し候外無之、既に唯今より諸民恐怖の色を表し申候、言語に絶し有恐儀に候得共、先々此度は浪華の町人共に計、御用金被仰付、其餘は御沙汰止みに被爲遊、暫く假御住居に被爲入、追々文王の靈臺に等敷被爲營候ば、萬民感涙を流し、遂に成就可仕

と奉恐察候、殊に急速にては、美材堅木思は敷揃ひ申間敷哉に奉存候、
一、哀哉、尺寸の不善を千里に擧て、大度の仁慈半句も不稱の凡人の道、實に舊蠟の御仁政、侯伯子男拜借金も御宥恕、并貧民窮商の苦界を免れ申候御恩澤に候得共、此儀を奉感稱候者殆稀にて、兎角御自火にて、諸人の難題書被爲懸候様に成り、惡聲喧敷長嘆の至に候、

一、不及申上候得共、萬國往古より當今程の太平聖代更に無類、堯舜の代争か可及、然る時は假御住居に被爲入候とも、聖代の御座に等しく、猶又可奉尊信哉に奉伏察候儀に御座候、
一、嗚呼ケ間敷候得共、君は船臣は水の前言、明末の凶年闖械より事起り、萬里の石堤も蚓穴より崩る俗諺、若奉蒙御笑候ば、速に首を被刎候とも、快く閻王へ謁、公祿を奉貪候申披仕候、
一、圍碁の術にして、只能自己を以一と仕候、勝負を論る物は素人の事にて、極意に至ては、白石を取候得ば必負申候、則治亂皆一局に表し申候、右之對局に若誤て損亡、又は不慮の難に逢候時は、益己を守り候

より外は無之、俄に其損亡を補んと急ぎ候得ば、忽散亂と相成申候、大將天下の大道を、端末不用の技藝に比し候重罪、更に前後も覺不申候、誠恐謹言、
御用番松平和泉守殿 井上因碩百拜

比日松平和泉守殿より御示書に付罷出候處、初て案内有之、則御繼上下にて於御白書院、達て御中間に罷出候様、御同疊へとの儀に付、再拜の上平伏仕候處、去月中書取を以言上仕候趣、至極御自分御心服に付、早速其筋に御達御座候處、誠に眞實の存付、神妙至極之由、殊に御自分にも御支配下にケ様の者有之候段、御面目を御施之旨、繰返し被仰開候間、恐怖感涙止兼候趣申上候、然ば去月の書面永く御貫ひ被成候よし、扱々珍敷事に御座候よし、乍併蠢々たる匹夫申上候儀、嗚呼ケ間敷候儘、尊兄迄御笑草に申上候、餘は華顔萬々可申上候、再拜、

季夏中旬 則元様 井上

○六月、千村豊前守組山田九兵衛、五十藏宿惣右衛門方ね罷越、手荒く懸合に及候一件落着、
元藏宿惣右衛門方借用金百三十兩餘、利下げ年賦と

いたし、一ヶ年に米十俵づつ、御切米渡之節に、當藏宿金右衛門より相渡候對談の處、仲ケ間組合等唱候儀停止被仰出候折柄、仲仕同士にて俵物取扱候は不相當に付、惣右衛門召仕九兵衛へ、右規定破談の上、半減の濟方可致旨、爲懸合候處、利下げをも致候上の儀、難整の旨申聞候に付、右相談の趣意認遣、主人并に支配人にも爲見候の上、挨拶可致旨再三申談候處、右書付爲見候とも、出來兼候旨相答、右書付も請取不申候間、心憎相成、喜勢留にて同人頭をたき、聊ながら疵付候段、手荒き致方に有之、其上島村市三郎より被願、同人藏宿市十郎方被越、支配人吉兵衛に用金申談候、相斷候に付、市三郎より咄有之候者、御切米渡案内申越候文通に、失敬の躰有之趣相答め、右に事寄彼是六ヶ敷申懸金子借受、又は古借利下げ永年賦の儀をも、右吉兵衛へ及懸合、同人を市三郎宅に呼寄、同人共に申談候處、前書用立金無筋儀に付、取計兼候の由申聞候に付、吉兵衛を差留置、利兵衛へ爲取扱、借用金五十兩之内、年賦成の利下げ爲致、其後右爲謝禮、市三郎より反物貰受候段、不届の至に候、依之重追放被仰付もの也、

右九兵衛忤にて、總領除に相成候山田熊藏、此者儀青山銀次郎由緒有之、山下金太郎より藏宿兵右衛門方借用金の内八十九兩餘は、一ケ年米三十俵宛之年賦俵向に相成居候處、舊來の借用金に付、減俵の儀相頼、兵右衛門方の罷越、支配人安兵衛の年賦帳致度旨申談候處、類焼致候旨相答候に付、銀次郎方の届無之儀を相答、殊に一通りにては承知申間敷と存、失敬之言葉を申候趣、彼是と事六ヶ敷申懸、銀次郎屋敷の詔に可參旨申間立歸候後、同人被越候に付、詔書爲差出、右に事寄せ減俵の談に可及旨、金太郎申合、右書面可差出旨申付、一旦致談口上宥免の儀申間候に付、兵右衛門方へ罷越、同人の面會可致旨申談候處、病氣の旨申間候に付、病間へ案内可致と申ながら、刀を取踏込可申體に致成し、又は安兵衛儀銀次郎へ詔に參り候節、二階へ通し其方面會、是非詔書可差出と乍申、刀を以覺悟可致旨杯相威し、押て十五俵宛之年賦濟と承知致させ候始末、不届の至に候、依之輕追放、御書院番内藤掃磨守、島村市三郎儀は、御番御差惣右衛門召仕九兵衛外、免小普請入逼塞、淺草元旅籠町一丁目家持札七人手錠、或は無構、

○六月、阿蘭陀國より使節渡來、

差遣、様子相糺候處、國王よりの呈書咬啗吧表の差送り、此度船中主役ハ、ハーフエフと申者持參仕、乗組人數三百二十二人致入津候旨、邊諸州の船を寄候儀無之段、質人二人差出、其後前書主役の者儀も、出島阿蘭陀屋敷へ上陸致し、外疑敷儀は相聞不申、尤松平肥前守、松平美濃守家來共、兩御番所其外御臺場向手配等申達置候、委細之儀は得と相糺、追可申上候、右阿蘭陀船の儀は、松平肥前守家來共へ申渡、御役所よりも役懸の者差出、取締申付置候、六月十一日、當年來朝の阿蘭陀船一艘、五月十五日咬啗吧出帆、海上無別條、今日は御當地の着岸仕候、洋中に於て外國船并唐船見懸不申候、一、エゲレス國女王爲見廻、フランス國王并ベルギー國王方へ參り申候、一、阿蘭陀國先國王去月十二日死去、一、イスパニヤ國中の一揆靜謐に相成申候、イサルラと申女子女王に即位仕候、一、フランス國中より唐船の使節差越、軍船數艘別に運候儀に御座候、一、唐國とエゲレス國との一件、是迄追々申上候、未々の模様別段相認差上申候、右之通船頭并へトル、阿蘭陀人申候趣、カピタン承り申上候に付、和解差上申候、大小通詞、

咬啗吧頭役者長崎在留かびたん、別段申越候儀、かびたんより申上候横文字和解、和蘭第八月上旬、皇國十八日より七月、六月和蘭國王のフレガット、軍船種名、ハレムハ、二日頃に當る、又は其地國主所持之内、態と當節和蘭國王より、御國テイスル、帝を譯す、是は彼國より御國公方儀御儀に申上る、奉捧書翰候を差越候船に御座候、右書簡御政道御爲にも可相成儀にて、敢て彼方の利益に拘り候儀に無之、猶日本御大事の事共申上候儀に御座候、右書翰は和蘭陀商賣筋等に拘り候儀には、聊無之哉に奉存候、かたんはとるめるへるとひつき、右之通り咬啗吧頭役よりかびたんへ申越候儀、かびたん申上候を和解仕差上候、以上、通詞目付木村留左衛門、西與市、通詞中山作三郎、岩瀬彌十郎、檜村鐵之丞、森山源左衛門、植山作七郎、西記志十、小川慶左衛門、志筑龍太、一、同年七月三日、長崎奉行伊澤美作守より御届、去月十七日、在留かびたん申出候趣を以、阿蘭陀國王よりの呈書持參仕、本國仕出の船にて使節渡來可申趣に付、其段申上置候處、昨二日未下刻、大阿蘭陀船一艘致入津候間、高鋒島前へ爲碇卸候上、番船固申付置、爲檢使組與力同心通詞共、在留阿蘭陀人

右阿蘭陀船持渡候、モルモツといふ奇獸二番ひ、江府へ向ひ候處、調迄致候様被仰渡、則江府へ來候道中にて、唯一疋斃申候由、奇獸大さ小猫の如く、全體白毛にて焦茶の斑あり、首は兔に似て耳短し、四足共に鼠に近し、聲又同じ、如何様手荒に扱ひても、更に驚く色なく、生質至て温和なり、雄雌共に形異なる事なし、陰門有を以て雄雌を分つのみ、○六月十日、鳥居甲斐守御役宅に、町火消總人足共呼出、夫々へ御褒美被下之申渡の趣、其方共儀、御本丸炎上の節早速駈付、いづれも危難の場所火近の踏込、消防致し候故消留、御場所も多く殊に重き御場所柄故、格別出精骨折候に付、爲御褒美一同へ三千貫文被下之、町火消一番組組人足總代、本石町一丁目伊兵衛外六十三人、月行事總代青物町治兵衛外百二十一人、名主共へ、其方共儀、前同斷の節消防に相懸り候人足共付添、差配等も行届、格別出精骨折候に付、爲御褒美一同に銀八十枚被下之、青物町名主小右衛門外百六十人、町火消一番組名主熊井理右衛門外五十五人へ、其方